

令和7年第5回西会津町議会定例会会議録

第1. 招 集

1. 招集日 令和7年9月 5日
2. 場 所 西会津町役場

第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 令和7年9月 5日
2. 閉 会 令和7年9月 16日
3. 会 期 12日間

第3. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

1番 渡 部 佳菜子	5番 小 林 雅 弘	9番 三 留 正 義
2番 仲 川 久 人	6番 荒 海 正 人	10番 猪 俣 常 三
3番 長谷川 正	7番 秦 貞 繼	11番 青 木 照 夫
4番 上 野 恵美子	8番 伊 藤 一 男	12番 武 藤 道 廣

2. 不応招議員

なし

令和7年第5回西会津町議会定例会会議録

議事日程一覧

令和7年9月5日（金）……5～32頁

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議長諸報告
- 日程第5 総務常任委員会請願継続審査報告
- 日程第6 総務常任委員会所管事務調査実施報告
- 日程第7 経済常任委員会所管事務調査実施報告
- 日程第8 付議事件名報告
- 日程第9 提案理由の説明
- 日程第10 報告第1号 委任専決処分事項

令和7年9月8日（月）……33～90頁

- 日程第1 一般質問（仲川久人、長谷川正、渡部佳菜子、上野恵美子、小林雅弘）

令和7年9月9日（火）……91～134頁

- 日程第1 一般質問（荒海正人、秦貞継、猪俣常三、三留正義）

令和7年9月10日（水）……135～186頁

- 日程第1 一般質問（青木照夫、武藤道廣）
- 日程第2 議案第1号 西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第2号 西会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第4号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第5号 令和6年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第6号 令和6年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第7号 令和6年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第8号 令和6年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第9号 令和6年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第10号 令和6年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第12 議案第11号 令和6年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第13 議案第12号 令和6年度西会津町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

令和7年9月16日（火）……187～230頁

- 日程第1 議案第5号 令和6年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 議案第6号 令和6年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第7号 令和6年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第8号 令和6年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第9号 令和6年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第10号 令和6年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第11号 令和6年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第8 議案第12号 令和6年度西会津町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第9 議案第13号 令和7年度西会津町一般会計補正予算（第3次）
- 日程第10 議案第14号 令和7年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）
- 日程第11 議案第15号 令和7年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）
- 日程第12 議案第16号 令和7年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第1次）
- 日程第13 議案第17号 西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めるについて
- 日程第14 議案第18号 西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めるについて
- 日程第15 議案第19号 財産の取得について（権利保護スクランブル装置）
- 日程第16 議案第20号 財産の取得について（臨床検査システム）
- 日程第17 議案第21号 道路の路線変更について
- 日程第18 議員派遣について
- 日程第19 常任委員会の継続審査申出について
- 日程第20 議会運営委員会の継続審査申出について
- 日程第21 議会活性化特別委員会の継続審査申出について
- （閉会）

令和7年第5回西会津町議会定例会会議録

令和7年9月5日（金）

開 会 10時00分

散 会 12時00分

出席議員

1番	渡 部 佳菜子	5番	小 林 雅 弘	9番	三 留 正 義
2番	仲 川 久 人	6番	荒 海 正 人	10番	猪 俣 常 三
3番	長谷川 正	7番	秦 貞 繼	11番	青 木 照 夫
4番	上 野 恵美子	8番	伊 藤 一 男	12番	武 藤 道 廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 和 典
副町長	大 竹 享	教 育 長	五十嵐 正 彦
総務課長	伊 藤 善 文	学校教育課長	佐 藤 実
企画情報課長	玉 木 周 司	生涯学習課長	長谷沼 充 伸
会計監理者兼市民服務課長	渡 部 栄 二	代表監査委員	鈴 木 和 雄
福祉介護課長	船 橋 政 広	農業委員会長	江 川 新 壽
健康増進課長	岩 泊 東 吾	農業委員会事務局長	小 瀧 武 彦
商工観光課長	齋 藤 正 利		
農林振興課長	小 瀧 武 彦		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 五十嵐 博 文 議会事務局主査 大 崎 友 梨

第5回議会定例会議事日程（第1号）

令和7年9月5日 午前10時開議

開 会

開 議

日程第1 議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 議長諸報告

日程第5 総務常任委員会請願継続審査報告

日程第6 総務常任委員会所管事務調査実施報告

日程第7 経済常任委員会所管事務調査実施報告

日程第8 付議事件名報告

日程第9 提案理由の説明

日程第10 報告第1号 委任専決処分事項

散 会

(全員協議会)

(総務常任委員会)

(経済常任委員会)

(広報広聴常任委員会 広報分科会)

○議長 おはようございます。

ただいまから、令和7年第5回西会津町議会定例会を開会します。（10時00分）

開会にあたり、一言挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私誠に御多忙のところ御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、執行部の皆様も御出席、お疲れさまでございます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻町長から詳細にわたって説明されることと存じますが、令和6年度決算の認定、令和7年度補正予算など重要な議案であります。

円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達成されますよう切望いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長、五十嵐博文君。

○議会事務局長 本定例会に、町長より別紙配付のとおり、21件の議案及び1件の報告事項が提出され、受理いたしました。

次に、本定例会の一般質問の通告は11議員からであり、質問者及び質問の要旨は、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に、例月出納検査、定期監査及び財政援助団体の監査結果については、監査委員から提出があり、その写しを配付してございます。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定による、令和7年度西会津町教育委員会事務事業点検評価報告書令和6年度事業分は、教育長から提出があり、その写しを配付してございます。

最後に、本定例会に議案説明のため、町長、教育長、監査委員、農業委員会会長に出席を求めました。本定例会に、地方自治法第121条の規定に係る説明人者として町長から副町長、各課長及び会計管理者を、教育長からは、学校教育課長、生涯学習課長を、農業委員会会長からは、農業委員会事務局長をそれぞれ出席させる旨の通知があり、受理いたしました。

以上であります。

○議長 以上で報告を終わります。

日程第1、議席の指定についてを行います。

閉会中の議席の指定につきまして申し上げます。去る7月20日に執行されました西会津町議会議員補欠選挙において当選されました渡部佳菜子君の議席は、会議規則第3条第2項の規定により、1番に指定いたしました。

ここで、去る7月20日執行の西会津町議会議員補欠選挙において当選されました、渡部佳菜子君を御紹介します。

1番、渡部佳菜子君。

○渡部佳菜子 皆様、おはようございます。

渡部佳菜子でございます。

皆さんとともに、よりよいまちづくりのために精いっぱい努力させていただきたいと思

っております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

○議長　　日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、5番、小林雅弘君、6番、荒海正人君を指名します。

日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から9月16日までの12日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　　異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月16日までの12日間に決定しました。

日程第4、議長諸報告を行います。

閉会中の常任委員会の指名について申し上げます。

今回、新たに当選された渡部佳菜子君の常任委員会の選任については、委員会条例第4条第3項の規定によって、欠員となっていた経済常任委員会委員及び広報広聴常任委員会委員、広報分科会委員に指名いたしました。

そのほか、6月定例会以降、現在までの議会活動は、お手元に配付の議長諸報告のとおりであります。

日程第5、総務常任委員会請願継続審査報告を行います。

総務常任委員会委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、荒海正人君。

○総務常任委員長　　総務常任委員会に付託されました請願の審査内容について、御報告いたします。

請願審査報告書をもって御報告させていただきます。

西会津町議会議長、伊藤一男様。総務常任委員会委員長、荒海正人。

請願審査報告書。

本委員会に付託されました請願を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第92条第1項の規定により御報告いたします。

受理番号、請願第1号。

付託年月日、令和7年3月7日。

件名、国に対し、選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書提出についての請願。

審査の結果、不採択すべきものと決定した。

委員会の意見、少数意見、少数意見の留保あり。

意見の内容について申し上げます。

一つ目、選択的夫婦別姓制度とは、あくまで希望する2人が選択するもので、同姓を希望する2人は同じ姓を名のつていいので、誰にも不都合はありません。

二つ目、日本では夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まない改姓、事実婚、通称氏名などによる不利益不都合を強いられる人がいます。夫婦同姓を法律で強制しているの

は日本だけで、同姓の平等と基本的人権を掲げた憲法に違反すると考えます。

三つ目、現在の夫婦同姓を強制する制度では、夫婦別姓を求める社会の活動量の多い女性たちのニーズがかなえられていません。

四つ目、通称使用の拡大では、法律上根拠のない姓ができ、根本的な解決にはなりません。

五つ目、困っている人たちをどう手助けするのか。別姓希望カップルをどう保護していくのかが問われています。同制度を導入することは、国会が日本国民に対して果たすべき責任と考えます。

以上のことから、国に対し、選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書を採択すべきと考えます。

次に受理番号、請願第2号。

付託年月日、令和7年3月7日。

件名、国に対し女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書提出についての請願。

審査の結果、不採択すべきものと決定いたしました。

委員会の意見、少数意見あり、少数意見の留保あり。

意見の内容について申し上げます。

一つ目、女性差別撤廃条約は1979年に国連で採択され、女性があらゆる分野でいかなる形態の差別も受けない権利と平等の権利を保障している。日本は1985年に批准しています。

二つ目、選択議定書は、この条約の実効性を強化するために、1999年改めて採択されたもので、個人通報制度と調査制度の二つの手続を規定しているもので、日本はまだ批准しておらず、日本の女性の権利、ジェンダー平等を国際基準に引き上げるためにも、選択議定書の早期批准は急務です。

以上のことから国に対し、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書を採択すべきと考えます。

以上が、請願審査報告になります。

○議長　　ただいまの報告に対して質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず委員長報告に反対者の発言を許します。

5番、小林雅弘君。

○小林雅弘　　皆さん、おはようございます。

私はまずははじめに、請願第1号、国に対し選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書提出についての請願について討論させていただきます。

今議会でかねてより継続審査となっていたこの請願について、総務常任委員会は不採択と決定し、今本会議に提案しています。

私はこの選択的夫婦別姓制度の導入を実現すべきとの立場から、総務常任委員会の不採択という決定に反対をいたします。

私は、次に述べる理由により、選択的夫婦別姓制度を進めるべきと考えます。

一つ。選択的夫婦別姓制度とは、あくまで希望する2人が選択するもので、同姓を希望する2人は同じ姓を名のっていいので、誰にも不都合はありません。

二つ。日本では夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まない改姓、事実婚、通称使用などによる不利益、不都合を強いられる人がいます。夫婦同姓を法律で強制しているのは日本だけで、両性の平等と基本的人権を掲げた憲法に違反すると考えます。

3番、現在の夫婦同姓を強制する制度では、夫婦別姓を求める社会の活動量の多い女性たちのニーズがかなえられていません。

四つ目。通称使用の拡大では、法律上根拠のない姓ができ、根本的な解決にはなりません。

五つ目。困っている人たちをどう手助けするのか、別姓を希望するカップルをどう保護していくのかが問われています。

選択的夫婦別姓制度を導入することは、国会が日本国民に対して果たすべき責任と考えます。皆さん、まず議論の前提として、婚姻、つまり結婚するということは、法律上どういうことなのかを確認しておきます。

皆さんには、婚姻は入籍することと考えているかもしれません、戦後の民法において、親の籍に入っている者同士の結婚はそれぞれ親の籍から離れ、新しい戸籍を作ることになります。つまり、2人の新しい戸籍ができるのであり、誰かの籍に入ることではありません。それをまず確認しておきたいと思います。

夫婦別姓に反対する意見として、請願の説明中に世界中で夫婦別姓を認めていないのは日本だけと説明したところ、韓国では強制的に夫婦別姓となっているとの反論がありましたが、これは韓国における強制的な別姓について指摘するもので、私たちの主張を否定するものではありません。それどころか、だからこそ、どちらかの姓を強制的に選択させるのではなく、夫婦別姓、夫婦同姓、どちらも選択できる制度、社会を実現することが大切ではないでしょうか。

夫婦別姓に反対する意見として、親と子の姓が別々になるからかわいそう。戸籍が壊れるという意見もあります。法務省の法制審議会では、夫婦が別姓で結婚する場合、結婚のときに夫の姓か妻の姓か、いずれか一方を夫婦間の子供の姓と定めるとしています。兄弟間では同じ姓を名のることになります。戸籍についても、夫婦がそれぞれ結婚前の姓を名のる場合でも、夫婦と夫婦の一方と同じ姓を名のる子供を一つの戸籍として編成することとされているので、一つの戸籍に記載することになる父方の、また母方の範囲は現在と全く同じになります。戸籍は壊れることはないと政府がこれを否定しています。

子供との一体感や悪影響についても、三原こども政策担当大臣が国会で答弁しているように、夫婦別姓制度が、これ別姓の別な読み方です。夫婦別姓制度が導入されている国において日本と比較して、家族の一体感が希薄であるという情報はない。子供に悪影響があるということを証明する情報には接していないと政府がこれを否定しています。

また、夫婦別姓に反対する意見として、旧姓の通称使用拡大で解決できるとの意見があります。旧姓の使用、通称使用の拡大は確かにアンケートでは多数を占めています。しかし、もともと夫婦別姓を求める人は社会的に活動量の多い女性が多く、全体としては少数

派に属しているため、この結果は当然だと思います。経団連は、選択的夫婦別姓制度の早期実現を求める政府への提言を発表しています。

提言では、現行制度で95%の夫婦が夫の姓を選び、妻が姓を改めているということについて、自分が自分であるということを認めてもらえないという意味でのアイデンティティの喪失や、自己の存在を証明することができないことによる日常生活、職業生活上の不便、不利益といった改正による負担が女性に偏っているのが現状である、現実であると指摘。民間企業などでは、改姓によるキャリアの分断を避けるために、結婚後も旧姓を通称として使用することが定着しているが、通称使用によるトラブルが、企業にとってもビジネス上のリスクとなり得る事象であり、企業経営の視点からも無視できない重要な重大な課題だと指摘。不自由なく自らの姓を選択できる制度の実現を求めていきます。強制的に同棲を強いる社会ではなく、自らの姓を選択できる社会が求められています。

また、夫婦別姓に反対する意見として、夫婦同姓は日本の伝統的な家族の形、そういう主張がございます。皆さんは、奈良時代や平安時代の公家の時代劇を見ると、男性が女性の家を訪ねる通い婚に気がつくと思います。これが公家の結婚の形でした。妻と夫はそれぞれの家で生活し、生まれた子供は妻の家で育てるのが一般的でした。妻の姓は、夫とは違う夫婦別姓でした。これは武士の社会でも取り入れられ、分かりやすい例を挙げれば、源頼朝の妻は北条政子、足利義政の妻は日野富子。つまり夫婦別姓が当たり前だったのです。これは明治でも引き継がれ、明治9年の太政官令では、妻は実家の姓を用いるとされました。夫婦が同じ姓を名のると正式に定められたのは明治31年に成立した明治の民法によるところです。つまり、夫婦同姓は日本の伝統というには歴史が浅く、明治31年以降の家族制度だと考えられます。

以上幾つかの論点から、夫婦別姓の実現を訴えてまいりました。

最後に、私の父は母と結婚する際に母の姓に変えました。父は10人兄弟の6番目、母は一人っ子でした。義理の父、私の祖父の強い希望で、結婚のためやむなく父は母の小林姓を名のることになりましたが、長男である私にはことあるごとにその無念さ、自らの実家に対する誇りを話してくれました。夫の姓を名のるが当たり前という社会の中で、父と同じように割り切れない思いをされている女性もいらっしゃると思います。これを解決するために、西会津町議会として、夫婦同姓、夫婦別姓、どちらも選べる選択的夫婦別姓の実現を政府に訴えるときだと思います。

以上、選択的夫婦別姓制度の実現を支持する立場から、総務常任委員会の不採択という決定に反対するものです。議員の皆さんのお賛同をよろしくお願ひいたします。

次に、請願第2号、国に対し女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書提出についての請願についてです。

今議会でかねてより継続審査となっていたこの請願について、総務常任委員会は不採択と決定し、今本議に提案しています。

私は、この女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める立場から、総務常任委員会の不採択という決定に反対し、採択されるよう求めるものです。

女性差別撤廃条例は1979年に国連で採択され、あらゆる分野で女性が性に基づく差別を受けない権利を保障しています。条約が目指すのは、男らしさ、女らしさに縛られず、

誰もが性別にとらわれず自分らしく生きることです。法律や制度、規則の中にある差別はもちろん、社会の慣習や慣行における性差別をもなくして、事実上の平等実現を求める内容で、日本は1985年に批准しています。選択議定書は、この条約の実効性を強化するために1999年に改めて採択されたもので、個人通報制度と調査制度の二つの手続を規定しています。男女平等度を示すジェンダーギャップ指数で、日本は2023年146か国中125位と過去最低となりました。選択議定書の批准は、個人の救済に道を開くだけでなく、司法、立法、行政の場で女性差別撤廃条約を生かして、具体的に差別撤廃を進める力になります。

昨年10月国連女性差別撤廃委員会は、日本に対し4回目の勧告を行いました。政府による第5次男女共同参画基本計画では、諸課題の整理を含め、早期に締結して真剣な検討を進めています。早期に国会で審議し、政府は批准に向けた準備に入るべきです。我が西会津町議会も、政府に対して批准を求めるべきです。

今回、総務常任委員会の反対の論点は主に二つです。

一つは2024年に女性差別撤廃委員会が皇位継承者を男性に限ると定めた皇室典範を改正すべきとの勧告を行ったことから、女系天皇は認められない。古来より男系天皇が維持されてきたという立場からの反対です。では、本当に男系男子継承が我が国の伝統なのでしょうか。古代日本人の価値観が反映されている神話をひもときますと、皇位の根源に女性神である天照大神を持ってきており、男性神を最高神とするほかの国々の神話とは全く違う特徴があります。日本はもともと男系社会ではなく、女性も一族の血筋を伝える重要な役割を果たし、地位が高かったと思われます。この日本らしさを証明するのが、推古天皇から江戸時代まで8人の女性天皇の存在です。このことは、日本がもともと女性天皇を排除する考えのない国であることを表しています。

ある研究者は次のように述べています。「皇室では、同じ血を引く者同士の結婚が行われ、男系、女系言い換えれば、父方、母方の血筋がともに血統としての意味を持つ双系的な血統感があった。皇位継承が双系の考えに基づき、男性の血統だけでなく、直系に近ければ女系が重視された例もあり、女性の血統も天皇の血筋として認められてきたのが、日本の伝統なのです」というものです。

例を挙げれば、奈良時代の715年、女帝の43代元明天皇の後に長女の44代元正天皇が即位しました。元正天皇は母親だけが天皇で、父親は皇族ですが、即位していないので当時の律令の規定にある女帝の子に該当し、明らかに女系による継承だったと言えます。

また、38代天智天皇と弟の天武天皇の場合はどうだったでしょうか。天智天皇は、母の37代齊明天皇の後を継ぎました。父が34代舒明天皇なので、後づけの説明では、男系継承とされていますが、天智天皇と天武天皇は両親が天皇である母方と父方の両方の血統を受け継いだ双系的な継承と言えると思います。そういう例は幾つかあります。

それでは、いつから男系男子継承になったのでしょうか。皇位継承制度は1889年、明治22年に男系男子継承を明記した大日本帝国憲法、いわゆる明治憲法と皇室典範に定めされました。それまで皇位の継承者を男系男子に限るという文章はなかったのですが、明治の皇室典範の制定過程で、政府の官僚井上毅により、男系男子限定の継承が初めて明文化されたのです。

つまり、天皇の男系男子による継承は古来、日本の伝統などではなく、明治22年に作ら

れたものだったのです。中国の影響を受けた、男尊女卑の考え方を基にした皇位の男系男子継承が、日本古来の伝統だと錯覚していつまでもこだわり続けるべきではありません。日本国国民統合の象徴に女性がなれないという本来の伝統とは無縁の男女の格差があつてはなりません。本来の伝統とはかけ離れた女性蔑視こそが問題なのです。

以上の理由から、女性差別撤廃委員会の勧告を受け入れるべきと考えます。

二つ目の論点は、国連など外からの圧力に屈するべきではないという意見です。しかし、考えてもみてください。古来より日本は多くの大陸からの文化や技術を、渡来人とともに受け入れ、日本の独自の文化をつくり上げてきました。

例を挙げれば、古代から中世にかけては仏教を通じて中国や朝鮮半島、さらに、インドの文化的影響を受け、戦国時代や安土桃山時代には西洋とも接触し、明治以降の近代、現代では、欧米から直接的に影響を受け続けてきました。日本人はこのように外国の優れた文化を取り入れ、それを洗練させ、平仮名を創り出すなど、日本独自の文化を創り出してきました。それは現代でもそうです。日本は様々な諸外国との交流を通じ、また互いに影響し合って、日本の文化を発展させてきました。その意味で、国連などからの指摘に対し、謙虚に我が身を振り返り、民主的な国家を発展させる態度こそが重要ではないでしょうか。

外国からの意見に対してかたくなに拒絶するのではなく、日本の伝統である、外国の考え方に対する柔軟さ、懐の深さを發揮し、国連などの指摘に対し、予断なしに真剣に議論していくべきではないでしょうか。

以上の理由から、今回の女性差別撤廃委員会の勧告を受け入れ、選択議定書の速やかな批准を求める立場から、総務常任委員会の不採択との決定に対して反対するものです。

皆さんの御賛同、よろしくお願ひいたします。

○議長 次に、委員長報告に賛成の賛成者の発言を許します。

12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 私は委員長報告に賛成の立場で意見を申し上げたいと思います。

まず、意見を申し上げる前に、この委員会に付託されたという、どういう形になっているかを改めて説明させていただきます。

まず、請願陳情は議会に来ます。そして次長がそれを担当の委員会に付託するわけであります。付託された委員会は、それを基にして議論を重ねて結果を出します。その結果が委員長報告という形になるわけであります。

今ほど話がありましたけれども、委員長報告に対してそのメンバーである人がこういう形で反対するということは、それでは、委員会で議論したことは一体何なのか。付託された意味があるのか、そこまでいってしまうのではないかと思います。

確かに、委員長報告、不採択としました。そして少数意見としてもそれだけのものを認めて、ただいま報告しております。その辺を考えていただきたいなど。今後の付託に関するやり方もいろいろと議論されるべきものなのかなと思っております。

まず、賛成、反対に関しては、今ほど反対者の方から詳しく、私以上に大変詳しく報告がありましたので、私はあえて申しません。この請願第1号、請願第2号、確かに、賛成、反対の意見は出ました。その中でありますけれども、各メンバー議員が、委員会のメンバーが慎重に考えた結果、こういう結果になったわけあります。

反対者の意見もそれなりに尊重しながら、少数意見として取り上げております。

日本の今までの歴史、教えていただきましたけれども、ただ、いろんな意味で慣習や文化、その他の今に至っているものだと思います。単なる政治的な勢力とか、いろんな問題ではなくて、こういう結果になっている、今現在、国民の間でまだそれほど時期は熟していない、そういう判断もできると思います。今後、どのような形でこれが進むかはちょっと予測できませんが、その段階でもう一度、我々としてもしっかりとした議論を重ねて、結果を出す必要もあると考えて、現在はそう思っております。

ただいま、イデオロギーの違いもありますけれども、天皇制に関しての大変肯定的な御意見も頂戴しましたので、時代は変わらのかなと思っておりますので、私としては、この委員長報告に対して、賛成の立場で皆さんの御賛同をよろしくお願ひいたします。

○議長 これにて討論を終結いたします。

これから、委員長報告にありました、令和7年請願第1号、国に対し選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書提出についての請願を採決します。

本案は、委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長 起立多数です。

したがって、令和7年請願第1号、国に対し選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書提出についての請願は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、委員長報告にありました、令和7年請願第2号、国に対し女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書提出についての請願を採決します。

本案は、委員長報告のとおりに決するに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長 起立多数です。

したがって、令和7年請願第2号、国に対し女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書提出についての請願は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、総務常任委員会所管事務調査実施報告を議題とします。

総務常任委員会委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、荒海正人君。

○総務常任委員長 総務常任委員会で実施いたしました、所管事務調査について御報告申し上げます。

所管事務調査実施報告書を御覧ください。

西会津町議会議長、伊藤一男様。総務常任委員会委員長、荒海正人。

所管事務調査（管内）実施報告書。

本委員会は所管事務調査を実施しましたので、その結果を次のとおり御報告いたします。

1、事務調査の期日、令和7年8月7日、8日、22日。

2、事務調査の内容、所管する事務について、別紙のとおり調査をいたしました。

3、所管事務調査実施にあたっての方針。

（1）所管する事務事業の内容と現況把握。

（2）町が所有する施設の現況確認。

それでは、別紙のページをめくっていただきまして別紙を御覧ください。

総務常任委員会では、以下の事務事業並びに町が所有する施設について、事務事業調査を実施いたしました。

1、町福祉施設の運営。

(1) 施設概要。特別養護老人ホーム「さゆりの園」、デイサービスセンターⅡ、介護老人保健施設「憩の森」、グループホーム「のぞみ」、高齢者生活支援ハウスなどを含む一帯は、社会福祉法人西会津福祉会（以下「福祉会」と申し上げます）が運営し高齢者や障がい者をはじめとする多様な福祉ニーズに応える町の福祉拠点となっています。

福祉会全体では200名以上を雇用しており、地域経済にとっても大きな意義を果たしております。町としても各施設の持続的な運営の確保が福祉サービス全体の安定的な提供に直結すると捉え、地域社会の安定、地域社会の安心と経済的循環を同時に支える重要な拠点と位置づけているところであります。

次に、それぞれの施設の概要を申し上げます。

特別養護老人ホーム「さゆりの園」、法人直営で行われております。家庭での介護が困難な方が入所し、生活の支援を行うサービスを実施しております。短期入所も含まれています。

定員につきましては、入所定員50名、短期入所20名、利用状況については入所については1日当たり50名、短期入所は1日当たり18.8名、実人数44名であります。待機状況については、要介護3の方については22名、要介護4の方については27名、要介護5の方は13名、合計62名ということになっています。町が捉えている課題としては喫緊の待機者への対応ということがありました。

次に「さゆりの園」デイサービスⅡの施設について申し上げます。在宅介護を望まれる方に対し、通所において健康状態のチェックや、日常動作訓練、食事、入浴等の介護サービスを提供しております。

定員につきましては1日当たり30名、利用状況については1日当たり23名、実人数でいうと102名ということになります。実人数の内容としては、介護、総合、障がいの各サービスの合計人数となっております。町が捉えている課題としましては、利用者の確保ということで定員等の今後の検討が課題ということで捉えられているということになります。

次に、介護老人保健施設「憩の森」について申し上げます。指定管理で実施されている施設です。医学的管理の下でリハビリや日常的な介護援助をすることにより、通常生活への復帰を支援する施設であります。長期入所、短期入所、療養ケアを実施しております。

定員につきましては、長期と短期入所を合わせて50名、通所リハビリが20名という定員内容です。利用状況については長期の方が1日当たり34.5名、実人数で40名となっております。短期の方に関しては1日当たり13.4名、実人数40名となっております。通所リハビリにつきましては1日当たり16.3名ということで、実人数86名となっております。待機状況については長期の方で56名ということになっております。町が捉える課題としては本来在宅復帰を望む施設として、その機能を強化するということが課題として捉えているところがありました。

次にグループホーム「のぞみ」、こちらの施設においても指定管理で運営されているもの

になります。内容としては認知症の方が入所する施設であり、生活上必要な支援を職員とともにを行うものとなっております。

定員は9名。全室個室であります。利用状況は9名。待機状況は17名となっております。町が抱える課題としましては、介護度が高い入所者が多いことによる特養の一次待機化となっている面もあるということが課題として捉えられているところであります。

次に、高齢者生活支援ハウスについて申し上げます。こちらの施設におきましても指定管理で行われております。内容としては高齢者世帯のうち、一人暮らしまたは夫婦世帯の方を対象に、家族の援助を受けることが困難で、町内に住所を有している方が入所できる施設となっております。介護保険対象外の施設でもあります。

定員としましては、1人部屋10室、2人部屋2室、合計14名が入れる施設となっております。利用状況につきましては、冬期令和4年実績でありますが、7名、夏季の利用、今年度から始まりましたが、令和7年度実績としては0名ということです。課題としましては、利用者の高齢化による利用期間内の日常動作の低下ということで挙げられました。

次に（2）調査内容であります。

一つ目、施設の老朽化と現状の活用状況。

二つ目、町の計画や構想実現に向けた連携体制。

三つ目、施設運営における課題ということで調査をいたしました。

（3）委員会としての見解。

福祉施設については「老朽化」「人材確保」「介護サービス」「施設の利用効率」の4点が大きな課題として挙げされました。

老朽化につきましては、ボイラーや配水管、暖房施設の劣化に加え、天井のシミなど具体的な指摘か所があり、優先度に基づく修繕に向けた修繕計画を検討していく必要があると考えます。加えて建物構造による効率性が低いことが挙げられ、動線の改善や、改修時の再設計も考慮すべき点であると考えます。

人材確保につきましては、西会津高校との連携や奨学金制度の活用など若年人材の確保と、職員の高齢化対策が必要です。また町との連携による待遇改善や採用戦略も含めた中長期的な仕組みづくりについても求められるということです。

介護サービスにつきましては、介護3.0への取組など積極的に取り組まれている様子がうかがえたものの、持続性ある体制づくりを確立するためには、継続的に改修等を実施していく必要があると考えます。

施設の利用効率につきましては、高齢者支援ハウスにおいてホールなど、夏季の利活用に課題が見られたことから、新たな活用方法など検討が必要と考えます。また「さゆりの園」と「憩いの森」のベッド調整、また倉庫となる保管スペースが不足していることなど、制度の見直しや、施設利用の最適化を進めていくことが必要になると考えます。

次に学びあいランド事業について申し上げます。

（1）事業概要。

学びあいランド事業は、小・中学校の環境をより充実させ、小・中の別なく活用できるようにし、事業だけでは学べない多様な学びに対応することを目的に実施されています。

探究創造ランド、ふるさと未来ランド、世界交流ランド、健康スポーツランド、自然体験ランドに分類されており、ランドごとにコーディネーターが配置され、常設展示や講座運営が行われております。

それぞれのランドについて御説明いたします。

まず、探究創造ランド。コーディネーターとしてはICT教育支援員が配置されております。中学校のパソコン室を中心にプログラミング等を学ぶことができ、3Dプリンターなどを用いてアイデアを形にすることができます。またプログラミング検定等の相談もできるようになっております。

次にふるさと未来ランド。コーディネーターとしては、歴史文化基本構想推進室があたられています。中学校展示ギャラリーを中心に、まちの歴史、文化、自然等について学ぶことができるようになっております。テーマに沿った展示や講座を実施し、町の未来について考えていく場所となっております。

次に世界交流ランド。コーディネーターとしては、英語教育支援員があたられています。中学校英語ステーションとその周辺を中心に、英語に親しみ、世界の人々と交流にチャレンジできる、そういった場所になっています。英語検定に向けた学習やアドバイスも受けすることができます。

次に健康スポーツランド。コーディネーターとしては生涯学習課があたられています。体育館やグラウンド等の体育施設を中心に様々なスポーツ等を体験し、楽しく体を動かしながら健康や体づくり、体力づくりができる場所となっています。

次に自然体験ランド。コーディネーターとしては学校教育課があたられています。架け橋菜園や小学校ビオトープを中心に、豊かな自然に親しみ、野菜作りや自然観察などができる場所となっております。自然を通じて五感を養うことができます。

次に（2）調査の内容。

一つ目、学びあいランド構想における事業の位置づけ。

二つ目、各ランドの現状、それぞれのランドについて調査を実施いたしました。

（3）委員会としての見解。

学びあいランド事業は、地域資源を生かした教育の拠点となることへの期待や町が取り組む教育行政全般を支えることが期待されている一方、事業全体の進捗については、これから段階にあるとの認識がありました。

各ランドの取組としては、探究創造ランドでは3Dプリンターを活用し、子供の関心を高める試みが行われていることがうかがえました。

ふるさと未来ランドでは、テーマ設定と、講座など交えながら町の歴史・文化を学ぶことができる場づくりがされているものの、学校教育との連携については、今後の課題でもあると捉えました。

世界交流ランドでは、ブリティッシュヒルズでの英語研修など特色ある活動が進んでいることを確認しました。さらなる進展として海外研修などの意見も挙げられたところであります。

健康スポーツランドでは、地域住民との交流を重視し、若年層から高齢者までがともに楽しむ姿勢について評価する意見が挙げられました。

一方で、自然体験ランドのビオトープについて、水源確保が困難で、維持に対して大きな労力を要しており、現行の管理方法とは別に、近隣の田んぼを活用することや人工池の整備などを代替案も出されたところでもあります。また、ビオトープ本来の教育的意義から、地域やPTAと共同して維持していくことも模索する必要があると考えています。架け橋菜園では広さと多品目栽培により教育効果は大きいことがうかがえましたが、管理者の負担軽減策や電柵等による獣害対策も検討する必要があると考えています。

事業全体としては教育委員会、学校等との連携体制が限局的であるようにも伺いました。さらなる体制強化のために、事業連携推進会議のような事業を統括する会議体の設置や、アドバイザー、地域おこし協力隊などの確保による体制の安定化を図る必要があると考えているところあります。

以上が、所管事務調査実施報告書と実施報告書の内容であります。

○議長　　ただいまの報告に対して質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これをもって、総務常任委員会所管事務調査実施報告を終わります。

日程第7、経済常任委員会所管事務調査実施報告を行います。

経済常任委員会委員長の報告を求めます。

経済常任委員会委員長、猪俣常三君。

○経済常任委員長　　経済常任委員会所管事務調査実施報告書を申し上げます。

西会津町議会議長、伊藤一男様。経済常任委員会委員長、猪俣常三。

本委員会は、所管事務調査を実施しましたので、その結果を次のとおり報告いたします。

一つ、事務調査の期日、令和7年7月23日水曜日、8月7日木曜日。

二つ目に、事務調査の内容等につきましては、所管する事務につき、別紙のとおり現地調査を実施いたしました。

それでは、経済常任委員会は、所管する事業として小綱木自治区有害鳥獣対策隊の取組をはじめ、西会津町農業公社、西会津町温泉健康保養センター施設整備の現状について次のとおり視察調査を行ったところであります。

まず、有害鳥獣対策隊の現地調査でありますが、一つ、調査の目的。

本町は、有害鳥獣（熊、猪、猿）による農作物への被害が拡大しております。近年、人里近くに熊の出没が多く見られ、7月には町内でも熊による人的被害が発生したところであります。

そのようなこともありますて、町内において先進的な取組を行っている小綱木自治区有害鳥獣対策隊を、昨年に引き続き調査をしたところであります。対策隊の活動は、自治区内の環境整備や鳥獣の餌をなくすこと、鳥獣の嫌がることを実施することなどの取組を、自治区一丸となって取り組んでおられます。

また、資金面では、県の補助金を利用して活動しております。自治区でできない伐採などは、町内の業者に委託し、実施しております。今回、県の補助金を活用し、地区住民と町内業者が一体となって活動している実情を調査したところであります。

2といたしまして、調査概要。

（1）小綱木自治区鳥獣対策隊の目的、鳥獣から集落（人命、食、家屋）を守る、鳥獣

を集落に入れない。入ったら追い出すという目的であります。

(2) 今年度の活動内容につきましては、六つほどございます。

一つ目、出没抑制対策事業の活用。

二つ目に、里山整備事業の活用。

三つ目に、対策隊による集落内畠の草刈り、あるいは木の伐採。

四つ目に、農業公社による田の草刈り。

五つ目に、回覧板による生ごみ、果実などの放置をなくす呼びかけ。

六つ目につきましては、熊退治機の検証の継続。これは福島大学、あるいはメーカーとの連携で熊退治機を集落内の6か所に設置して、獣に対して、効果検証を行っているところであります。

三つ目に、まとめといたしまして、小綱木自治区有害鳥獣対策隊の活動内容として、集落内の環境整備を重点目標に掲げ、自治区内の草刈り、雑木の伐採を行うことにより、自治区内の景観改善と、鳥獣の通り道と隠れ家をなくし、人の住む自治区エリアと有害鳥獣の生息する山のエリアを区別する活動に重点を置いております。

これまで、有害鳥獣対策といえば捕獲が一般的でありましたが、地区内の景観を改善しつつ有害鳥獣を近づけない、ひと昔前の里山の再生を思わせる活動であります。また、熊退治機を集落内に設置し、大学、あるいはメーカーとの一体となる実証実験を行うなど、最先端の取組も評価できると思います。

環境改善に重点を置いた活動はこれからも、町内はもとより、県内外においても注目される取組と思われる所以、さらなる活動に期待するところであります。

次に、一般財団法人の西会津町農業公社の現況であります、現状について説明を申し上げます。

一つ、調査の目的といたしまして、令和5年に設立した一般財団法人西会津町農業公社の状況確認を実施したところであります。

議会でも特別委員会を設置して、立ち上げに至る経緯を調査しており、継続して確認していくとしていたことから、所管する経済常任委員会による調査を実施したところであります。

2、調査概要といたしまして、(1) 事業の概要。農業における課題の解決と持続可能な農業の実現、地域経済の活性化、雇用の創出のことなどを目的に、町が中心となり設立された。新郷連絡所内に開所し、連絡所の窓口業務を町から受託し、地域住民への利便性とサービス向上に努めています。農業公社の担うべき役割としましては、町と認識を共有し、町農業の持続的発展に向け、町や地域の担い手農家と連携した取組を進めているところであります。

(2) 令和6年度事業の内容といたしまして、七つほどございますが、

一つ目は農用地等保全事業。

②としまして、人材育成業務事業。

③園芸作物等の栽培事業。

④農林産物の販売事業。

それから⑤育苗生産販売事業。

六つ目といたしまして、雪処理支援隊業務受託事業。

7番目には、行政事務等の業務受託事業というのがございます。

(3) におかれましては、令和7年度はさらなる事業の充実を持って内容が示されております。令和6年度事業にプラスして、農業施設維持管理支援事業、有害鳥獣対策支援事業、中山間地域等の直接支払事務受託事業を追加実施する予定であります。

特に人材育成業務事業に注力して取り組んでいく計画となっております。

3のまとめといたしましては、農地保全事業をはじめとした、高齢化が進む集落との連携した取組など、農業公社は地域農業の中で重要な役割を担っている団体であると認められている。集落座談会の実施など、地域住民との関係性も深く、地域農業に根づいた事業方針だと思われます。様々な事業に取り組み、検証を繰り返しながら、数年後を目途に農業公社の核となる事業を推進することが必要不可欠だと考えております。議会も今後の事業進展を注視していくところであります。

次に、西会津町温泉健康保養センター温泉施設整備についてであります。

一つ、調査の目的は、町では温泉を確保する新たな源泉井の掘削作業が進められてきましたが、その後の工事の状況について視察、調査を行ったところであります。

2といたしまして、調査の概要、令和5年7月14日、温泉健康保養センター施設における温泉水の温度低下が発生したところで、温泉低下は既設井戸におけるケーシング、つまり鋼管の経年劣化による破損の原因であったことから「二重ケーシング工法」を試みましたが、期待どおりの結果が得られなかつたため、町で新たに温泉を確保するために掘削することとなったところであります。

また、令和5年1月には温泉健康保養センターの指定管理者から町に対して、メンテナンス点検時に温泉施設の機械室、地下ピット内、床スラブの損傷が確認された旨の報告があつたところであります。早急に専門家による現況確認を実施したところ、その結果、機械室の床面の崩落の可能性があると分かったため、床スラブ上部に設置されている貯湯槽と合わせて更新を行つたところであります。

工事の経過といたしましては、記載のとおりであります。

なお、3のまとめといたしまして、本町において、温泉健康保養センターは、平成4年に開設以来、施設の利用による健康増進と福祉向上及び地域振興に寄与するため、利用されてきた中核施設であります。

温泉水の温度低下以降、掘削工事の間は湯沸かし湯により営業を行つておますが、電気、水道、あるいは重油の使用量の増加による負担に加え、利用料金引下げによる指定管理料等の町の負担も増加しているところであります。

今後、温泉健康保養センターの本来の機能を回復し、観光、交流人口の拡大につながるとともに、より一層の町民の健康増進と福祉向上につながれるよう期待しているところであります。

以上、経済常任委員会の所轄事務調査実施報告書であります。

○議長　　ただいまの報告に対して質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これをもって、経済常任委員会所管事務調査実施報告を終わります。

日程第8、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元に配付の議会定例会議案、付議事件記載のとおりであります。

日程第9、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 本日、ここに町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも御多用中にもかかわらず御参会を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出いたしました案件は、「条例の一部改正」「令和6年度歳入歳出決算の認定」「令和7年度補正予算案」など、町政が当面する重要な議案21件及び報告1件であります。

以下、そのあらましについて御説明を申し上げますが、それに先立ちまして、町長就任3期目の町政運営に対する所信の一端を申し上げ、議員の皆様、町民の皆様の御理解を賜りたいと思います。

去る7月20日に行われました町長選挙におきまして、町民の皆様をはじめ各方面からの御支援を賜り、3期目の町政を担わせていただくことになりました。改めて、町民の皆様、議員各位に感謝と御礼を申し上げます。

今回の選挙は、私にとりまして、これまでの2期8年間の町政運営に対しまして、皆様から厳しくも真摯な評価をいただく機会であり、まさに、私自身の町長としての歩みと実績が改めて問われた重要な選挙であります。

そして今、町民の皆様の期待の大きさを痛感するとともに、私に課せられた使命、職責の重さに身の引き締まる思いであります。皆様方からいただいた信頼と期待をしっかりと受け止め、その負託にお応えできるよう、誠心誠意、町政運営に取り組んでまいる所存であります。

これまでの2期8年の総括に関しましては、先の3月議会定例会で申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大や、その対策、そして未曾有の大雪による自然災害対応など、これまで経験したことのないことの連続であります。

しかし、その中においても町政を立ち止まらせることのないよう、次代を担う人材の育成・確保、移住定住の促進、健康長寿のまちづくり、福祉施設の充実、農林業・商工業・観光業の振興、「日本の田舎、西会津町。」のブランド力向上にかかる取り組みなど、各種施策を着実に進め、ふるさと西会津の活力を高めるため、日々、全力を傾注してまいりました。結果として、2期目を託していただいた際に掲げた公約の多くを実現することができましたのも、町民の皆様をはじめ、議員の皆様の御理解、御協力、御支援があったからこそ成し得たものであり、衷心より感謝と御礼を申し上げる次第であります。

そして、本年8月5日より、3期目となる4年間がスタートいたしました。

新型コロナウイルス感染症は一定の収束を迎えたものの、世界情勢の悪化による国際的な原材料価格の上昇などから、物価の高騰が長期化し、住民生活にも影響が及んでおります。加えて、コロナ禍を経てライフスタイルの多様化が浸透した現在において、少子高齢化と人口減少対策を簡単に解決することは容易ではありません、これまでの2期8年間の

実績を土台に、取り組んできたまちづくりを維持させながら、さらに向上させるため、町政3期目にあたっては、次の七つの柱を基にまちづくりを進めてまいります。

まず、一つ目に、子育て・教育環境の充実・強化を進めてまいります。

二つ目に、若者・結婚対策の強化を進めてまいります。

三つ目は、健康で元気なまちづくりを進めてまいります。

四つ目に、産業（農・商・工）の振興を図ります。

五つ目に、観光・移住定住・交流・関係人口の拡大を図ります。

六つ目は、安全・安心なまちづくりを進めてまいります。

そして、七つ目としてデジタルのまちづくりを進めてまいります。

それぞれの柱の概要についてでありますが、まず、子育て・教育環境の充実・強化では、保育料、学校給食の無償化の継続、子育ての不安を地域全体で応援する体制の組織化、病後児保育事業の充実や、ＩＣＴを活用した先端教育を推進するとともに英語教育を強化してまいります。また公営塾を開塾し学力の向上を図るほか、産官学民連携による人材の育成を図ってまいります。このほか、就学前における学童検診の充実や、西会津高校に介護職員初任者研修資格取得の選択科目の新設を進めるなど、次代を担う子供たちの未来を育んでまいります。

続いて若者・結婚対策の強化では、不足する若者・子育て世帯向け住宅の整備を進めるほか、結婚新生活支援事業の充実や、結婚祝金の増額を図ってまいります。さらに、空き家等を活用した起業や創業支援の強化を進めるなど、若者が住みよい、働きやすい環境づくりを進め、地域の担い手確保に取り組んでまいります。

次に、健康で元気なまちづくりでは、鎌田實先生御指導のもと新たな健康づくりに取り組み、本年で7年目を迎える、「さすけねえ輪」の健康づくりをさらに推進するほか、常勤医師3名体制を維持し、診療所の安定的な診療体制とサービスの提供に取り組んでまいります。また、介護老人保健施設の改修を進め、入所環境を整備するほか、トレーニングジムの機器を増設し健康増進の強化を図るなど、地域医療の確保と進展する高齢化社会へのさらなる対応に努めてまいります。

産業（農・商・工）の振興では、町の主要産業である稻作、その西会津産米の生産振興と販売拡大を図るとともに、町農業公社の支援強化を通じた農業者支援を進めるほか、農業用揚水施設等の更新事業を支援し受益者負担の軽減を図ってまいります。

また、いまだ摂取制限のかかるジビエ肉の制限解除への取り組みを継続するとともに、加工処理施設の整備の検討を進め、有害鳥獣対策の支援強化を図ってまいります。さらに、昨年度、商品化した「ホップサケ八十八（はちじゅうはち）」に代表されるように、近年注目されるクラフトビール（発泡酒）醸造所の整備・販売を進め町産品のさらなるブランド化を進めてまいります。

そしてコロナ禍を経て、町内の活性化のためには、野沢商店街の活性化が不可欠であることを再認識いたしました。そのための施策として、町商工会と連携した事業承継の推進と中心エリア整備計画の策定を進めるとともに、町内の企業へのさらなる支援の充実に努めてまいります。

観光・移住定住・交流・関係人口の拡大では、町内に点在する空き家の利活用を推進す

るほか、本年より本格的に始動いたしました通信制大学・ZEN大学や、台湾インバウンドによる観光客の受入れ体制の強化を進めてまいります。あわせて、地域おこし協力隊の積極的な導入と地域活性化を進めるほか、町内各種イベントの充実強化や観光プロモーション動画の作成を進め、観光客のさらなる誘客を図ってまいります。

安全・安心なまちづくりでは、老朽化が著しく、その維持管理が課題となっている公民館の整備計画策定と実現化を進めてまいります。

また、異常気象が頻発化している昨今、本年2月に経験したような大雪が今後も起こり得ることから、雪処理支援隊の増員による除排雪を強化し、雪害の不安の軽減を図ってまいるほか、集落と都市をつなぐ地域活性化事業を進め、非常時における相互支援の関係構築を図ってまいります。また、カーボンニュートラル宣言を行い、異常気象の要因の一つとも言われる地球温暖化、その対策への寄与を目指し、地球環境に配慮したまちづくりを進めてまいります。

さらに、安全・安心なまちづくりには安定した財源が必要不可欠であることから、ふるさと応援寄附金のさらなる拡大を図るなど、財源の確保に努めてまいります。

次に、デジタルのまちづくりでは、令和3年3月に策定し、これまで2度の改定を行ってきた西会津町デジタル戦略に基づいたまちづくりを、これまで以上のスピード感を持って推し進めてまいります。さらに、防災行政無線の難聴エリアを解消するとともに、音声告知放送の整備検討を進めて、日々の生活の利便性向上や、リスクマネジメントに努めてまいります。

また、新たな販路拡大とこれまでにない農家応援事業として実施した石高プロジェクト事業のさらなる推進に取り組むなど、官民共創によるDXに引き続き努めてまいります。

以上、今後の町政運営に向けた政策の一端を申し上げましたが、私の町政運営に対する基本姿勢はこれまでどおり、初心を忘れず、常に町のために全力を尽くし、町のために本気で汗をかき、公平・公正な町政運営を実践し、町民が主役となる町づくりを引き続き進めてまいります。

そして、未来の西会津町のため、「にぎやかな日本の田舎、ほっとできる ふる里 西会津」を目指し、引き続き、誠心誠意、全力を傾注して努めてまいりますので、皆様の御協力と御支援を衷心より重ねてお願い申し上げ、所信とさせていただきます。

続きまして、最近における町政の主要事項について御報告を申し上げます。

はじめに、渇水対策の状況について申し上げます。

まず、農作物等渇水対策事業についてでありますが、本町では、今冬の積雪量が多かったものの、梅雨時期及び梅雨明け後の降雨量が少なく、特に7月の月間降雨量が12.5ミリと著しく少なかったことによる水不足の状況を踏まえ、渇水による住民生活の安定と農作物等への被害防止を図るため、去る7月30日に西会津町渇水対策本部を設置したところであります。

特に、農業用水については、出穂期に必要な水を確保するため、揚水ポンプにより対応する農家や自治区があり、例年には経費が発生し経営等に影響を与えていたりする状況から、ポンプ等の購入費や燃料費などの経費の一部を補助する農作物等渇水対策事業を、一般会計予備費を活用し実施いたしました。

現在は、当該補助の申請受付をしており、速やかな補助金の交付を行うとともに、農家負担の軽減に努めてまいりますので、御理解願います。

次に、今年の少雨により降水量が著しく少なかったことに伴う、水道施設等への影響についてであります。町が管理する水道施設であります簡易水道・飲料水供給施設、及び集落等で管理する水道施設につきましては、給水人口が増加したお盆の期間中を含め、大きな問題はありませんでした。

町では、今後も水道施設の適切な維持管理を行うとともに、水道水の安定供給に努めてまいりますので、御理解願います。

次に、温泉健康保養センターの温泉利用再開について申し上げます。

昨年8月から進めてまいりました温泉健康保養センターの温泉掘削工事につきましては、本年6月に工事が完了し、今年度は新たな源泉をくみ上げる動力ポンプ等の設置工事や温泉井戸から温泉施設をつなぐ新たな配管の更新工事に着手しておりましたが、工期である9月11日までに全ての工事が完了する予定となったことから、10月4日から温泉での利用が再開できる見込みとなったところであります。

温泉健康保養センターにつきましては、これまで、沸かし湯での対応や機械室の改修工事に伴う休館など、入浴利用されている皆様に御不便をおかけしておりますが、今後は温泉施設内の配管や露天風呂の清掃・消毒作業などを実施し、温泉利用再開に向け、町振興公社とも連携を図りながら、鋭意準備を進めてまいりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、ZEN大学の受入れについて申し上げます。

本年4月に開学した、学校法人日本財団ドワンゴ学園が運営する「ZEN大学」の本町での地域連携プログラムが、このほど9月1日より始まりました。

この事業は、昨年3月に奥川地域づくり協議会とともに三者で締結した包括連携協定に基づき、「西会津町奥川郷を舞台に、地域の在り方・地域の形を学ぶ」と題した、ZEN大学の地域連携プログラムにより、今般初めて実施されるものであり、ZEN大学の学生6名が、9月1日から26日までの予定で奥川地域に滞在し、様々な活動を行います。

学生たちは、約1か月間奥川真ヶ沢の空き家を活用した奥川地域づくり協議会の宿泊施設を拠点に、奥川地域での生活や地域住民との交流、商店や古民家宿泊施設、農園などの体験活動を通して、地域を学び・考えることで、地域や西会津町のまちづくりに貢献するとともに、学生の将来的な実務スキルを身につけることを目指しております。

このように、地域への貢献と学生のスキルアップを目的としたプログラムであります。本町においては、交流・関係人口のさらなる拡大と人材の確保への効果も期待されるものであり、来年度以降は、3か月間の滞在が予定されていることからも、町として積極的に支援してまいりますので、御理解願います。

次に、公営塾の開塾について申し上げます。

公営塾につきましては、今年度の重要政策の審議等において御説明申し上げ、準備を進めてまいりましたが、去る8月27日に開塾式を行い、5名の講師のもと、9月3日から学習を開始したところであります。

塾の名称は、西会津中学校の象徴である「光桐」に、主体的な学習意欲を醸成する意味

を込めて「光桐スタディ」とし、現在 39 名が参加しております、希望があれば、いつでも入塾できることとしております。

町といたしましては、学習習慣の定着と基礎学力の向上に向けて、学校教育アドバイザーを中心に、塾講師と学校、生徒、保護者との連携を密にしながら、公営塾の円滑な運営に努めてまいりますので、御理解願います。

次に、西会津町総合計画（第 5 次）の策定について申し上げます。

令和 8 年度を初年度とする次期総合計画につきましては、昨年 7 月に策定作業を開始し、まちづくり基本条例に基づき、町民の皆さん 25 名による西会津町総合計画検討会議と、町職員 25 名からなる総合計画検討プロジェクトチームが相互に連携し、現在、検討作業を進めているところであります、これまで 8 回の検討会議を開催し、現行計画の評価・検証を踏まえ、次期総合計画における町の将来像やまちづくりの方向性を示す基本構想、さらには基本構想の下で具体的なまちづくりの取り組みを示す基本計画の検討作業を行ってまいりました。

今後は、基本構想及び前期基本計画からなる計画素案をまとめ、町民懇談会の開催、意見公募などを行い、広く町民の皆さんの意見もお聞きしながら、本年 12 月町議会定例会への上程に向け、引き続き作業を進めてまいりますので、御理解願います。

次に、令和 7 年度町総合防災訓練について申し上げます。

町総合防災訓練につきましては、例年、7 月下旬から 8 月上旬に行ってまいりましたが、熱中症対策のため実施時期を見直し、今年度は去る 6 月 29 日に開催したところであります。

訓練は、災害対策基本法等に基づき、災害時における応急対策が円滑かつ的確に実施できるよう地域防災体制の確立と住民の防災意識の高揚を目的に、群岡地区において山林火災が発生した想定のもと実施いたしました。

当日は、町消防団をはじめ、町消防支援隊、西会津消防署、喜多方消防本部アンビュランスサポート隊、喜多方警察署、上野尻自治区の皆さん、議員各位にも参加を賜り、今年春先に全国各地で相次いだ山林火災発生時における被害を最小限にとどめるため、通報から初期消火、情報収集、避難情報の発令、住民避難、中継送水、残火処理などの一連の対策が円滑に行われるよう本番さながらに訓練を実施したところであります。

町といたしましては、本訓練で得られた教訓を防災対策に生かすとともに、日々の備えと各種の訓練を通じ、有事に備えて万全を期してまいりますので、御理解願います。

次に、こゆりこども園事業について申し上げます。

今年度、町の子育ち・子育て支援の強化策として、その拠点であるこゆりこども園で取り組んでいる四つの事業の進捗について申し上げます。

1 点目の病後児保育につきましては、本年 5 月から事業を開始しており、低年齢児を中心 17 名の利用登録があり、延べ 15 日間、実人数 5 名の利用があったところであります。

2 点目の園児の保健推進につきましては、こどもの健康は、保護者や保育者など大人の責任において守ることが基本であります、同時に、幼少期からこども自らが、その発達段階に応じて、健康に関する知識を身につけていくことも重要であります。このことから、保育士、保健師、栄養士、そして言語聴覚士など専門職がチームとなり、保護者そして園

児に、生涯にわたる健康づくりの基盤となる食事・睡眠・遊びなどの生活リズムを整えることと、歯や口、目や耳などの健康を保つための方法や習慣が定着するように働きかけを強化しております。

3点目の子育て広場「おいでおいで」の充実と、4点目の未就園児等へのアウトリーチ型支援の強化につきましては、主に未就園児の保護者と保健師や保育士など専門職との「顔の見える」良好な関係性の構築を第一の目的としており、子育て広場「おいでおいで」には7月までの4か月間で延べ410名の親子に参加していただいております。

また、アウトリーチ型の支援につきましても、家庭での子育てが「望まない孤独な子育て」とならないように、適時訪問対応し、相談しやすい関係性の構築に努めているところであります。

町といたしましては、保護者が助けを求めやすく、不安なことがあればちゅうちょなく相談できる、誰もが安心して子育てできる環境の整備を引き続き行ってまいりますので、御理解願います。

次に、交流人口の拡大について申し上げます。

本町では、交流人口の拡大に向けて、本年もさゆり公園施設を利用した合宿の誘致について、関係団体と連携し様々な取り組みを進めているところであります。

今年度の合宿につきましては、昨年度同様、慶應義塾大学野球部や福島県水泳連盟をはじめ、城西スイミングスポーツ少年団や埼玉県三郷ボーイズ、セントラルスポーツを受け入れたところであります。

このうち、慶應義塾大学野球部につきましては、合宿期間中、東北大学や東北福祉大学などと練習試合を行ったほか、地域スポーツの活性化や青少年の健全な育成を図るため、小中学生を対象とした野球教室を開催いただいたところであります。

町といたしましては今後も、町振興公社や、にしあいづ観光交流協会などの関係機関と連携し、交流人口の拡大に向けた取り組みを推進してまいります。

次に、大雪による農業施設の被害について申し上げます。

今冬の大雪により、パイプハウスや果樹棚などの農業施設に倒壊や損壊などの被害が発生し、その被害状況及び被害額は町議会6月定例会において報告したところですが、町ではこれまで被害を受けた農業施設の復旧等に対する補助金の申請受付作業を進めてまいりました。

当該補助金の申請状況ですが、9月3日時点で、申請件数が28件、県と町の補助金を合わせて1,261万7,926円の申請があったところであり、県に対し補助金の交付申請を行ったところであります。

今後、県補助金の交付が決定し次第、町補助金の交付決定を行い、速やかな補助金の交付に努めてまいりますので、御理解願います。

次に、農林産物風評払拭事業について申し上げます。

去る7月3日から5日にかけて、喜多方市・北塩原村・JA会津よつばと合同で、首都圏において会津農林産物の風評払拭活動を実施してまいりました。

初日は、株式会社むらせを訪問し、トップセールス及び米穀情勢に関する意見交換を行うとともに、千葉県市川市役所を表敬訪問し、令和元年4月から市川市内の全公立小学校

の給食に3市町村産のコシヒカリを使用いただいている一方で、市川市の特産品である梨を3市町村の学校給食に提供いただいていることに対し御礼を申し上げ、今後の交流の進展について意見を交わしたところであります。

2日目は、長印船橋青果（ちょうじるし・ふなばしせいか）株式会社を訪問し、青果物の今後の取扱い数量の拡大に向けて販売戦略会議を行ったところであります。

3日目は、昨年に引き続き、神奈川県小田原市のスーパーマーケット・ヤオマサにおいて、本町とJAによる西会津町単独のトップセールスを行い、流通関係者とともにミネラル栽培野菜等の販売促進活動を行ってまいりました。

さらに、7月25日から27日にかけて、会津17市町村とJA会津よつば合同で、東京の豊洲市場等を訪問し、トップセールスを行うとともに、イトヨーカドー大森店において「会津ものづくりフェスタ2025」と題した、会津17市町村のPR、物産品の販売会を行ってまいりました。

これらの活動を通して、多くの消費者、流通・販売関係者と直接お話しすることができ、お客様の中には毎年この機会を楽しみに、会津産・西会津産の产品を購入されるという方もおられ、継続することにより風評払拭に結びついていることを実感したところであります。今後も引き続き、これまでに築き上げた西会津町を応援してくださるお客様をはじめ、流通・販売関係者との信頼関係を大切にし、西会津産農林産物の安全・安心をPRしてまいりますので、御理解願います。

次に、鳥獣被害の防止対策について申し上げます。

町では、鳥獣被害防止対策の基本方針として「被害防除」「環境整備」「捕獲」の三つの対策を複合的に実施し、地域と行政、獣友会等が一体となって取り組んでいるところであります。

今年は全国的に熊による人身被害が発生しており、県内においても出没が多く、町内でも7月に人身被害が発生したところであります。

今年度の鳥獣被害防止対策の状況でありますが、まず電気柵の設置については、9月3日現在で、個人19件、団体6件の設置に対し、町より経費の助成を行い、合計で延長約10.5キロメートルの電気柵が設置されたところであります。

また、有害鳥獣捕獲については、町獣友会の協力のもと9月3日現在で、猪22頭、ツキノワグマ頭、ニホンザル17頭、ニホンジカ1頭を捕獲したところであります。

町といたしましては、引き続き、人身被害防止に向けた注意喚起を行うとともに、集落ぐるみの被害防止活動の推進を図るため、自治区等に出向いて鳥獣被害対策研修会を開催するとともに、鳥獣被害の防止に向けた三つの対策を複合的に実施し、町民の皆さん的安全安心の確保と農作物被害の軽減に努めてまいりますので、御理解願います。

次に、各種要望活動の実施状況について申し上げます。

まず、町内における国県道や河川等の整備促進にかかる要望活動の実施状況についてであります。国道459号整備促進期成同盟会では、去る5月16日に国の出先機関である国土交通省東北地方整備局・財務省東北財務局や福島県に対し、当該道路の各路線において、安全な交通網の確保にかかる要望活動を行ってまいりました。

さらに5月21日には、福島県・新潟県選出の顧問国会議員への要望や、国土交通省・観

光庁・復興庁・財務省の各中央省庁に対しても要望活動を行い、その後、福島県喜多方建設事務所や国土交通省北陸地方整備局・新潟県に対しても同様に実施してきたところであります。

また、県道熱塩加納山都西会津線整備促進期成同盟会や阿賀野川水系直轄砂防・地滑り対策促進期成同盟会等におきましても、早期の課題解決に向けた積極的な要望活動を行ってまいります。

このほか、会津総合開発協議会や、東北横断自動車道建設促進期成同盟会等の各種団体につきましても、これまで、国・県に対し、地域課題に対する各種事項にかかる要望を実施してきたところであります。

今後も国・県に対し、各種期成同盟会、及び広域組織等による積極的な要望活動を行うほか、必要に応じた本町独自の要望活動などを通して、事業に対する着実な予算確保と早期着工・完成の実現を目指し、町民の安全安心な生活の確保に向け取り組んでまいりますので、御理解願います。

次に、沖縄県大宜味村児童との夏季交流事業について申し上げます。

沖縄県大宜味村児童との夏季交流事業は、7月25日から7月28日の3泊4日の日程で、西会津小学校の6年生・24名が参加し、実施いたしました。今回も、参加児童全体の交流の拡大と保護者負担の軽減を図るため、ホームステイを行わず、干潟観察や星空観察会など、全体での交流活動を主に行いました。

台風の影響により実施内容を一部変更しましたが、おおむね予定どおりの日程で実施し、参加した児童は交流活動を通して、本町と異なった生活習慣や食文化などを体験するなど、見聞を広げたところであります。

今後は、来年2月に開催される雪国まつりに併せて大宜味村児童が来町し、本町の生活文化を体験するとともにさらに交流を深める予定となっております。

次に、町民音楽鑑賞会について申し上げます。

今年の町民音楽鑑賞会は福島県警察音楽隊をお招きし、去る8月9日に、さゆり公園体育館を会場として開催いたしました。当日は、ディズニーの「ジャンボリミッキー！」や、西田敏行さんの代表曲の「もしもピアノが弾けたら」など、子供から高齢者まで幅広い年齢層が楽しめる楽曲を11曲演奏いただきました。

会場に集まった総勢百77名の来場者はリズムに合わせて手拍子をするなど、会場全体が一体となり、演奏を楽しんだところであります。

次に、二十歳を祝う会について申し上げます。

二十歳を祝う会は、民法の成年年齢の引き下げに伴い、旧来の成人式の名称を変更し、開催しているところであります。

本年度の二十歳を祝う会は、去る8月15日、西会津中学校多目的ホールを会場に、18名が参加し実施いたしました。会場内では、旧友らとの久しぶりの再会を喜び合う姿や懐かしい映像に笑い合う姿、現在の状況を報告し合う姿が各所で見られたところであります。

次に、9月1日現在の「建設関係事業」の実施状況であります。お手元に配付いたしました資料のとおりでありますので、御了承をいただきたいと思います。

続きまして、今回提出いたしました議案について御説明を申し上げます。

まず、議案第1号西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は、県の税特別措置条例が一部改正されたことに伴い、町の条例につきましても所要の改正を行うものであります。

次に、議案第2号西会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第3号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、町職員の部分休業の取扱い及び、部分休業を取得した職員の給与の取扱いに関し、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第4号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、人事院規則において、仕事と生活の両立支援の拡充に係る措置が講じられるところから、町条例につきましても所要の改正を行うものであります。

次に、議案第5号から第12号までの令和6年度の決算の認定についてですが、一般会計、各特別会計及び水道事業会計、下水道事業会計の決算につきましては、お手元にお配りいたしました各会計決算書、実質収支に関する調書に記載されているとおりであります。

一般会計につきましては、歳入総額が76億3,915万5,000円で、歳出総額は73億2,365万7,000円となり、歳入歳出差引額は3億1,549万8,000円で、ここから翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は2億7,869万4,000円の黒字決算となりました。

また、地方公共団体財政健全化法に基づく、健全な財政運営がされているかどうかを表す健全化判断比率ですが、実質公債費比率は、国が示す基準の25%未満に対して11.5%、将来負担比率につきましては、同じく国が示す基準の350%未満に対して65.4%と、いずれも健全化基準の範囲内であり、健全な財政運営となっておりますので、御理解願います。

なお、各会計の主な事業の執行状況につきましては、お手元にお配りいたしました主なる施策の執行実績調書のとおりであります。議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力によりまして、制度的に繰り越した事業を除き、計画いたしました事業を順調に執行できましたことに、衷心より御礼を申し上げます。

次に、議案第13号令和7年度西会津町一般会計補正予算（第3次）についてでありますが、2億8,100万5,000円を増額し、予算総額を70億2,670万円とするものであります。

今次補正の主な内容といましては、普通交付税の決定及び令和6年度繰越金の確定に伴う歳入の追加と、物価高騰対応重点支援給付金等に係る経費の追加や、道路維持費、道路新設改良費、道路橋りょう河川災害復旧費の追加計上、大雪農業災害特別対策事業補助金の事業費確定見込みによる減額など、今後の町政運営に必要な経費を調整したものであります。

以上の財源といましては、国県支出金などを充当することとし、財源調整の結果、剰余金につきましては、財政調整基金に積み立てることといたしました。

次に、議案第14号から第16号の特別会計等補正予算についてでありますが、それぞれの会計において決算に伴う繰越金の処理など、所要の経費を調整し計上したものであります。

す。

次に、議案第 17 号、議案第 18 号西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることがあります。

本案は、長年にわたり町政の向上発展に貢献された方を、町表彰条例に基づく「特別功労者」として表彰するため、議会の同意をいただきたく、御提案申し上げるものであります。

次に、議案第 19 号及び第 20 号の財産の取得について申し上げます。

本案は、町ケーブルテレビに権利保護スクランブル装置を導入するものと、西会津診療所及び群岡診療所の臨床検査システムの更新であり、その予定価格が 700 万円を超えることから、町条例の定めるところにより、御提案申し上げるものであります。

次に議案第 21 号町道の路線変更について申し上げます。

本案は町道小杉山線改良工事の完了に伴い起点の字名及び地番が変更となることから、所要の変更を行うものであります。

次に、報告第 1 号委任専決処分事項であります。町公用車の事故であり、損害賠償について相手方と合意に達し、委任専決処分の範囲内で和解しましたので、御報告するものであります。

以上、提出議案等の概要について御説明を申し上げましたが、各議案等の詳細につきましては、担当課長より説明いたさせますので、十分なる御審議をいただき原案のとおり御議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長　　日程第 10、報告第 1 号、委任専決処分事項の報告を行います。

本件の報告説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長　　報告第 1 号委任専決処分の報告について、御説明いたします。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、令和 6 年 3 月 19 日に御議決をいただいております町長の専決処分事項の指定に基づき、損害賠償並びに和解に関することについて、委任専決処分を行いましたので、その内容について報告するものであります。件数は 1 件で、物損事故に係るものであります。

それでは、議案書の最後のページ、報告第 1 号の報告書を御覧ください。

まず、事件の発生年月日につきましては、令和 7 年 1 月 30 日であります。

その内容でありますが、野沢字赤豆窪上甲（あづくぼうえこう）地内の野沢浄化センター敷地内において、当方車両が駐車のため後退した際、停車していた相手方車両に衝突し、損傷させたものであります。

損害か所等及び事件の相手方は記載のとおりであります。和解の年月日及び賠償額につきましては、令和 7 年 6 月 15 日、64 万 1,157 円であります。

なお、過失割合につきましては、当方 100% であります。

以上、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく委任専決処分事項の報告を終わります。

○議長　　ただいまの報告に対し質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　　これで報告第 1 号、委任専決処分事項の報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。
本日はこれで散会いたします。（12時00分）

令和7年第5回西会津町議会定例会会議録

令和7年9月8日（月）

開 議 10時00分

延 会 16時03分

出席議員

1番	渡 部 佳菜子	5番	小 林 雅 弘	9番	三 留 正 義
2番	仲 川 久 人	6番	荒 海 正 人	10番	猪 俣 常 三
3番	長谷川 正	7番	秦 貞 繼	11番	青 木 照 夫
4番	上 野 恵美子	8番	伊 藤 一 男	12番	武 藤 道 廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 和 典
副 町 長	大 竹 享	教 育 長	五十嵐 正 彦
総 務 課 長	伊 藤 善 文	学校教育課長	佐 藤 実
企画情報課長	玉 木 周 司	生涯学習課長	長谷沼 充 伸
会計管理者兼町民税務課長	渡 部 栄 二	代表監査委員	鈴 木 和 雄
福祉介護課長	船 橋 政 広	農業委員会事務局長	小 瀧 武 彦
健康増進課長	岩 渕 東 吾		
商工観光課長	齋 藤 正 利		
農林振興課長	小 瀧 武 彦		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 五十嵐 博 文 議会事務局主査 大 崎 友 梨

第5回議会定例会議事日程（第4号）

令和7年9月8日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

(一般質問順序)

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1. 仲川 久人 | 2. 長谷川 正 | 3. 渡部 佳菜子 |
| 4. 上野 恵美子 | 5. 小林 雅弘 | 6. 荒海 正人 |
| 7. 秦 貞継 | 8. 猪俣 常三 | 9. 三留 正義 |
| 10. 青木 照夫 | 11. 武藤 道廣 | |

○議長 おはようございます。

令和7年第5回西会津町議会定例会を再開します。（10時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。

なお、質問は、通告に沿って簡潔明瞭に行い、他の議員への答弁で納得した質問は取りやめるなど、能率的議会運営に御協力ください。

質問者は順次質問席に着き、発言を求めてください

2番、仲川久人君。

○仲川久人 皆さんおはようございます。2番、仲川久人です。

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

まず、1点目、渇水対策に関する課題と対策。

昨今の地球温暖化の影響なのか、夏場の高温状態は異常な状況であります。農業を取り巻く状況は厳しいという声が農業者からも聞こえます。

渇水対策として、節水や譲り合いを対策の柱としていますが、河川の水が不足している状態では、十分な効果は見込めません。

こうした状況から、渇水対策に対する町の考えをお伺いいたします。

まず1点目として、近年の気候変動による水不足に対応しての課題と対策はという点でございます。

大きい質問二つ目ということで、基幹産業である農業に対する町の考えはということです。

町長は、度々農業は町の基幹産業であるとの考え方を表明しておりますが、人口減少や高齢化社会の影響から、農業の取り巻く状況は非常に厳しい状況です。

厳しい環境でも、基幹産業である農業を守り、農村環境を維持していくこと集落や農業者が協力し、何とか「日本の田舎、西会津町。」を維持していると思います。

こうした状況が日増しに厳しくなる中で、町の基幹産業である農業に対する考え方をお聞きいたします。基幹産業である農業に対して、どのような政策を進めていく考えなのか。

三つ目、ふるさと応援寄附金の拡大の考えは。

ふるさと応援寄附金の寄附額が増加しており、本町の財源に大きく影響するものでございます。

現在、商工観光課が担当課として対応しておりますが、さらなる拡大を目指すには、専門家を設置し対応することが必要と考えられますが、町の考えは。

1点目、令和6年度の実績と、令和7年度の状況についてお示しください。

2点目、寄附金が増加傾向にある今、状況をさらにアップさせるべきと考えますが、町としての方策をどのように考えているのか。

3点目、寄附金を大きく増加させるには、人材が重要だと思いますが、町の考えは。

以上大きな質問三つということで、質問いたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 2番仲川久人議員の、基幹産業である農業に対する町の考え方についての御質問にお答えいたします。

本町における農業は、地域経済の大きな柱の一つであるとともに、住民の生活を支える重要な基幹産業であり、農業の持続可能性を確保し未来に向けて発展させるため、これまで米、ミネラル野菜、菌床キノコを町農業振興の三本柱に据えて、町政の重要政策と位置づけて取り組んできたところであります。

しかしながら、本町の農業を取り巻く環境は担い手不足や農業従事者の高齢化、遊休農地の増加、有害鳥獣被害、農産物価格の変動、生産資材の高騰、さらには気候変動や国際情勢等の影響など様々な課題に直面しております。

これらの農業課題の解決に向け、町ではこれまでミネラル栽培野菜の振興施策としてパープハウスリース事業や土壤分析への補助、直売施設ミネラル野菜の家の整備、ミネラル野菜栽培指導専門員の配置などに取り組んでまいりました。

また、米の振興施策として農業用水確保に向けた揚水機等更新への支援、集落型ライスセンター設立における建屋や農業用機械整備等への支援、稻作栽培指導専門員の配置、良食味米のPR及び販路拡大に向けた産地ツアーやお米ナイトの開催、米を介した西会津ファンづくりを目指す石高プロジェクトの先進的な取組などを実施してきたところであります。

さらに、農業全般にわたる施策として農地保全や農業者支援等のため農業公社の設立・支援、新規就農者確保の取組、生産資材等高騰や渇水対策への支援、鳥獣被害防止対策として電気柵設置への支援、鳥獣対策専門員や農業分野における地域おこし協力隊の配置など、課題に応じた多様な施策を講じて町農業の振興及び生産者の経営継続を支援してきたところであります。

町といたしましては、これらの対策を引き続き継続・強化し、町農業が直面している課題の克服を図りながら、未来に持続可能な魅力ある農業の実現に向けて、生産者の声を丁寧にお聴きするとともに、関係団体等と連携を図り、町農業の振興・発展に鋭意取り組んでまいりますので、御理解願います。

次に、ふるさと応援寄附金の拡大についての御質問にお答えいたします。

ふるさと応援寄附金制度は、地方自治体にとって貴重な自主財源確保と返礼品が地域特産品であるため、地域経済の活性化にも結びつく、地方にとって大変有益な制度であることから、私は町長就任時から、ふるさと応援寄附金制度の活用・充実・拡大に力を入れてまいりました。

その結果、御質問1点目の令和6年度の寄附額は、前年度より約4,500万円増の2億8,737万7,000円であり、寄附額は平成30年度から7年連続で過去最高を更新しており、自主財源の確保に多大な効果をもたらしております。

また、寄附額は福島県内59市町村の中では11番目、会津17市町村の中では4番目と上位に位置しているところであります。

なお、寄附額上位のうち、多くの自治体は著名な工業製品を主な返礼品としておりますが、本町では、町の重点作物である米であることが特徴となっております。

また、令和7年度の寄附額につきましては、8月末現在で、前年度とほぼ同額の7,700

万円となっております。

次に2点目の寄附額アップの方策につきましては、新規返礼品の開拓に引き続き努めるとともに、新規事業者開拓のための説明会の開催、ポータルサイト等を活用した広告の強化などにより、さらなる寄附額の拡大を図ってまいります。

また、寄附額の増加要因につきましては、ポータルサイトの活用等寄附手続の環境整備を進めたほか、多様な業界から参加のあるお米産地ツアーやお米ナイトなどのイベントの開催、これまでにない農家応援事業である石高プロジェクト、町の魅力を総合的に発信する「日本の田舎、西会津町。」ブランド力強化事業など様々な取組を介し、お米を中心とした特産品や町のPR、関係人口の構築により、寄附額の増加につながっているものと認識しておりますので、引き続きこれらの事業も活用しながら、寄附額の拡大を図ってまいります。

次に、3点目の人材の重要性についての御質問にお答えいたします。町ではこれまで、業務の効果や効率性、人材の確保や人材育成コストの観点から、専門的知識やノウハウが必要な業務につきましては、民間事業者に業務を委託しているところであります。

ふるさと応援寄附金業務につきましても、これらの観点から、返礼品開発をはじめ、ポータルサイトの管理運営、マーケティング、返礼品の配送管理に至るまで、民間事業者に一括で委託しておりますが、民間事業者に委託を開始した平成30年度から寄附額の急激な増加に結びついており、ふるさと応援寄附金業務における専門的知識やノウハウを持った人材の重要性については、強く認識しているところであります。

最後に、専門課の設置についてですが、ふるさと応援寄附金は、議員おただしのとおり本町の重要な自主財源であり、その確保対策を強化する必要があると認識しております。

このため、町では職員数に限りがあることから、課の設置までは困難ですが、今年度新たに商工観光課内に「ふるさとプロモーション係」を設置し、職員2名と会計年度任用職員1名を配置して、町のPRと連携してふるさと応援寄附金対策に重点的に取り組んでいるところであります。

引き続き、ふるさと応援寄附金の拡大に向けた様々な対策を強化し、私が目指す「にぎやかな日本の田舎、ほっとできるふる里 西会津」を進めるための重要な財源としてまいりたいと考えておりますので御理解願います。

他の御質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 2番、仲川久人議員の渴水対策に関する町の課題と対策についての御質問にお答えいたします。

まず、近年の気候変動による水不足に対しての課題についてありますが、降水量の著しい減少により適期に作付や除草剤等の散布ができないこと、農作物の品質低下や収量の減少による農業収入への影響、農業者の生産意欲の低下、さらに、水源が沢水等の自然水利のみの圃場については、湛水できること等多くの課題があると認識しております。

町では、著しい水不足による住民生活への影響及び農作物等への被害が予想されるときは、渴水対策本部を設置し農業者の渴水対策経費の一部を補助しているほか、ケーブルテ

レビ等により農業用水の有効利用の協力を求める広報活動を行い、さらに土地改良区と連携して農業用水確保のための支援を行っているところであります。

渴水時に十分な湛水を行うための抜本的な解決策を見いだすことは現状では難しい状況であることから、例えば排水を再度用水として使用する反復利用や、エリアと時間を決めて順番に水をかける番水、井戸や小河川からの揚水、用水路の適正管理など生産者や水利組合等が協力・連携して取り組める対策を行っていただくことが重要であると考えております。

町といたしましてはこれまでの渴水対策を基本として、生産者や水利組合等へ水利の有効利用について周知するとともに、水不足に対応できる栽培技術等についての情報収集や、現行の補助制度の内容等を都度検討しながら対応してまいりますので、御理解願います。

○議長 2番、仲川久人君。

○仲川久人 町側の答弁ありがとうございます。

それでは、順次再質問ということでさせていただきます。

まず、渴水対策のほうですけど、現在いろいろな対策を取られているようなんんですけど、農業用水路や、ため池の管理体制というのはどういうふうになっていますでしょうか。漏水などがあると、当然水量が落ちてきますので、その辺はどういうふうになっているのか、お示しください。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それでは、そのため池でありますとか、農業水利の管理についての御質問にお答えをいたします。

基本的に、農業用水を使うためのため池水路の日常的な管理につきましては、受益者なり、水利組合の皆さんのが基本的には行うということで理解をしております。

○議長 2番、仲川久人君。

○仲川久人 農業者が主体となって管理をしているということでございますが、この農業用水路とか、このため池の不具合ということは、農政の方に上がってきたりしていますでしょうか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 水路、ため池の不具合ということでございますが、先ほど御答弁申し上げましたとおり、基本的にその水路、ため池を使う方が日常的点検をして、その中で、例えば、水路の状態がよくないとか、そういった相談については、一義的に土地改良区のほうに相談が寄せられるということになっております。

○議長 2番、仲川久人君。

○仲川久人 土地改良区と連携という形で、水路、ため池のほうの管理体制ということを理解いたしました。

では、渴水期における水の取水調整というのは、どういうふうに行われておりますでしょうか。

例えば、水路に取水をしたいのですけども、取水制限がかかってできないという取水口何かは、町のほうであるかどうかというのをちょっとお示しいただけたらと思います。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それでは、水路の渇水時の水不足における取水制限という部分の御質問でございますが、基本的に河川、あるいはため池等から用水として水を使う際には、それぞれの受益者の方々がルールを決めて取水制限をしているというふうに認識をしておりまして、町なり土地改良区でそういった取水の制限をしているということではないのかなというふうに考えております。

○議長 2番、仲川久人君。

○仲川久人 私のほうで農業者の方からお話を伺う機会があり聞いたところによると、なかなか河川から直接ポンプで取水することは禁止されているということを言われている農業者の方がいました。

それは、もともとは、その河川から取水口があって、板を落とすような感じで取水していたそうなのですけど、それが取水口のほうが取水できないような状況になっているということで、ポンプでポンプアップして使っているという部分があり、そういったポンプアップをしていると、巡回のパトロールの方から注意されてしまうというようなことを聞いて、どうしたらいいのかなというような話もあったので、そういうことを聞きましたが、渇水時の対策として、既存の水利を利用している河川からポンプアップでの取水というのは、これは禁止されていることなのでしょうか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 取水についての御質問でございます。

具体的にその場所が、今の話の中ではちょっと分からぬので、一般的なことで御答弁させていただきますが、基本的に、渇水時にこれまで使っていない河川から水をポンプで用水する場合には、臨時的に水利権の許可を取って、用水することになるのかなということで考えております。

また、これまで過去、従来から手續を取って使っていた慣行水利権については、引き続き河川から継続して使うということは可能になっているのかなということで考えております。

○議長 2番、仲川久人君。

○仲川久人 やはり町民の方でそういった内容をよく知らないと、ポンプアップして駄目だというような固定観念もあるのかもしれません。こういったことをやっぱり農業者や水利組合の方々と農林行政のほうもしっかりと連携を持って、そういう情報の提供も含めて体制を取っていただきたいというふうに思います。

続いて、中長期的な対策といたしまして、ため池の機能強化や、新規水源の確保、農業用水路の漏水対策の取組という状況はどのように考えているのでしょうか。

お示しください。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 それでは、今後の長期的な対策という御質問でございますが、現在、先ほど答弁しましたように、用水の水源としてはため池でありますとか、あと河川からの用水、あと自然水利と様々あるわけなのですが、根本的な沢水とかを使って雨が降らないと、水の確保が難しいという圃場に水をかけるということは、現時点ではなかなか対策が見いだせないという状況であります。ですから先ほど答弁の中で申し上げましたように、まず

は今できること、例えば、適正な水路の管理、あとはため池の管理、これは通常1年に1回から2回ぐらい利用者で管理すれば、ある程度適正に管理使用できるようになります。

あと、先ほど申し上げました、排水として、捨てる水をもう一度ポンプで上げて使う反復利用、あるいは、どうしても水がない、絶対量が決まっておりますので、その水を有効に活用するには、エリアと順番を決めて皆さんで協力しながら水を使っていただくということを当面対策として行っていただきたいと考えております。

施設整備につきましては、当然相当な事業費、財政負担も伴うことから、今の時点ではそういった対策を中心に行っていただきたいということで考えております。

○議長 2番、仲川久人君。

○仲川久人 排水の再利用、非常によい案だと思います。

ある地権者の農業者の方から、尾野本地区の水路、萱本のほうからずっと下小島のほうまで来るそうなのですけど、ここの中島地区の三本松川、これは非常に流用が多くて、排水も一部そこに流れ、ただ、その川の水を再利用するような状況には現在なっていない。全て河川の方に流れロータスインのほうの川のほうに流れていってしまうということで非常にもったいない。当然上流のほうは水量も多いんですけど、下流の上小島、下小島区のほうに来る頃には、水量が大分減ってしまうということで、この上小島のちょうど中間地点ぐらいになるので、この三本松川から再度水路に組み上げるような仕組みができると、非常に水量の安定化を図ることができるということで、農家の方々からの意見もありました。

こういったことを本格的に検討していただくということはできないでしょうか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 それでは三本松川の反復利用の御質問でございますが、議員今申されましたとおり、萱本堰から流れた排水が川浦橋のほうに排水として流れていってしまうということで、非常に下流のほう下小島側の方の水量が少なくなってしまうということで、現在尾野本の水利組合におきまして、三本松川に揚水ポンプを設置しまして、萱本堰の水を全てではありませんが、一部ポンプアップして、その下小島のほうの水路に流しているということは、もう既に取り組んでいるということで確認しております。

○議長 2番、仲川久人君。

○仲川久人 ありがとうございます。

こういった施策、やはり下流の水路では、水量が著しく少なくなっているというのがございますので、こういったことができるところは少しづつ実施していただいて、少しでも渇水対策の有効な施策として、取り組んでいっていただきたいと思います。

次に、県や国との連携についてお伺いしたいのですけど、農業農村整備事業など、国庫補助金制度の活用状況というのは、どのようになっておりますでしょうか。

今後の渇水対策にあたり、国や県とどのように連携していくのかについて併せてお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 それでは農業用水に係る国と県などの連携という部分の御質問でございますが、現在、用水確保のための施設整備ということに関しましては、直接まだ検討をしているという段階ではございません。

ただ、用水確保のための、例えばですが、揚水機ポンプの更新事業などにつきましては、昨年度も町内一つの水利組合で、年度の途中で揚水ポンプが壊れたということで、これについては、年度途中でありましたが、町長が県なりその補助事業団体に足を運んでいただいて、補助の採択を受けたという経過がございます。

また、今後さらに大きな水利組合で揚水機の更新時期を迎えるので、そういう事業につきましては、現在県の補助事業によって整備計画をつくりまして、その計画の中で順次計画的に進めていきたいということで考えてございます。

○議長 2番、仲川久人君。

○仲川久人 県と国との連携を密に取っていただいて、こういう農業農村整備事業などの有効な補助制度を最大限に利用していただきて、渇水対策、農業振興のほうにつなげていっていただきたいと思います。

それでは、基幹産業である農業に対する町の考え方ということで再質問をさせていただきます。

とりわけ、やはり厳しいのは農業施設の維持管理だというふうな声があります。農業用水路、排水路、揚水機場などの農業施設は、設置してから50年、60年を経過したものが多くあると聞きます。また、5月の議会懇談会において、農業団体の方々と意見交換をさせていただく機会もあり、管理や修繕に関しての要望などもお伺いしたところあります。

こういった農業施設の機能が損なわれた場合には、町として復旧の対応を取っていただいていると思いますが、地域の方々や、維持管理をしている方々などから、今後さらに老朽化が進んできて、何かあったときは心配だ、壊れてしまったら農業ができなくなってしまうのではないかと不安に思っている状況でもあるというような声もありました。

そこで農業施設の維持管理や農業用排水路、揚水機場の老朽化をどのように捉え、今後老朽化した施設の修復に関して、計画的に行っていく必要があると考えます。今ほど課長の答弁で、国と県の連携という点でもありましたが、この長寿命化計画、今年度実施しておりますが、この長寿命化計画の内容的にはどういったことになっているのか、お示しいただければと思います。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

まず、水路、ため池などの日常的な維持管理については、先ほど御答弁申し上げましたように、基本的に生産者あるいは水利組合などの受益者の方が行っていただくということになっております。

その上で、老朽化したそういう大規模な施設につきましては、現在機能保全計画ということで計画を立てておりまして、主に揚水機場のポンプの修繕についての計画をつくることになっております。

この計画については、この計画をつくることによって、補助事業の採択を受けられるということになっておりますので、現在必要なか所のポンプについては、その計画の中に乗せていくということになっております。

ただ、いずれも修繕事業になりますので、受益者負担も伴うということで、この辺りにつきましては、受益者の方と十分話し合いをしながら進めているということでございます。

○議長 2番、仲川久人君。

○仲川久人 そうですね、揚水機場何かは、大規模な改修ということになると思いますが、やはり水路、排水路、これ重要な農業施設インフラになります。そういったことで、土地改良区の事業やみどり事業であったり、そういった事業を活用していくということも非常に大事なのでしょうけど、やはり金額が少額になってきますので、みどり事業であったら60万円、スーパー重点で120万円ということで、少額になってきております。

この金額でなかなか修繕できる部分も多くできないようなところもありますので、やはり1回しっかりと直していくというのが必要になってくるとは思います。

こういった点も含めて、県、国とさらに連携を深めていっていただいて、利用できる補助制度何かは最大限利用していただきたい、そういった農業用水路、排水路などの修繕に努めていっていただきたいと思います。

3月の定例会でも質問したのですけど、農業施設、特に先ほど課長の答弁にもありましたとおり、大きなポンプ施設の改修には、大変大きな金額がかかり、受益者の負担金というのも相当多くかかります。先ほど言っていた今年度のポンプの修繕ということでも受益者負担が500万円以上の負担金がかかっており、なかなか決断するまで簡単にはいかなかつたというようなこともあります。

確かに、負担金というのは、事業をする上で必要だとは理解しますが、あまりに高額になると、農業者だけでは負担が厳しくなります。

そこでお伺いしますが、こうした多額の負担金が発生するために、実はこういう改修を要望してるんだけど、この負担金がネックになって事業をお願いできないというようなことは、町側に御相談とか、そういったことはありますでしょうか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 それではお答えをいたします。

議員申されましたように、やはり揚水機の用水場のポンプなどの更新、あるいはそういった電気系統の修繕には、大変大きな事業費がかかるということになっております。国庫補助を受ける場合には、やはり一定の条件があって、一定の規模以上のものでありましたり、受益面積だったり、そういった様々な条件に合致したものが国庫補助事業として採択、申請できることになっております。

その上で、国庫補助事業の採択になるものについては、先ほど申し上げました、機能保全計画の方に、今当面考えられる水利組合の揚水機の更新事業については、全て計画の中で乗せていいきたいということで考えております。

ですので、議員申されたように、今現在その受益者負担がネックになって、そういった更新計画が立てられないという施設については、町のほうでは現在把握はしておりません。

○議長 2番、仲川久人君。

○仲川久人 そういう町のほうに相談されている事例はないということですが、そこで提案という形なのですから、こうした多額の負担金が発生するような事業に対応するためにも、金融機関であったり、国の制度などをを利用して、スキームを作成して、農業者の大きな負担を長期分割支払制度として検討していくことはできないでしょうか。

その辺のお考えをお示しください。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 それではお答えをいたします。

その多額となる受益者負担を分割して、金融機関との話し合いの中で扱うという考え方でございますが、現在先ほど申し上げました話し合いを進めている水利組合の中で、受益者負担の話も当然話し合いの中でさせていただいております。当然ルールに基づいた補助率であれば、相当な受益者負担が発生するわけですが、これまでも町では、そういうルールの受益者負担があった場合、さらに町がどの程度支援できるかということも財政的な視点から考えまして支援をしてきておりますので、基本的には、まず町としてどの程度支援できるかということを、まずは考えていただきたいと思います。

その上で、先ほど議員の御質問にあったような要望が受益者の皆様から話があれば、その時点で町としてもどのような対応ができるかということについては、検討してまいりたいと考えております。

○議長 2番、仲川久人君。

○仲川久人 そうした農業者、そういう団体の声を大切に聞いていただいて、しっかりと連携を取りながら、そういう事業を進めていく必要があるというふうに思います。

やはりここでも長期的なプランを持って農業政策に取り組んでいただいて、農業をする方々が、農業を続けていってよかったですと思えるような、やっぱり環境づくりをしていただければと思います。

こういったところを含めて、町の基幹産業であるということを十分理解した上で、農業振興政策を進めていただき、この西会津町に住む人たち、もっと長く農業を続けていけることができるような、夢を持てるような政策を打っていただけることを期待します。

続いて、ふるさと応援寄附金の拡大について再質問のほうをさせていただきます。

非常に大きな金額の、令和6年度は3億に迫る金額というふうになっており、今年度もそれに近い数字で推移されているということですが、やはりこうしたふるさと納税をもっともっと拡充していくという町長の答弁にもありましたが、していただいて、その財源をいろんな形で3期目の薄町政が使って、町政をしっかりと進めていく上でも非常に大事になっていきます。

こういったことに関して、この返礼品、昨年度と比較して同額程度の推移をしているわけですが、現在の主な返礼品と寄附者の年齢層何かというのをお示しいただければと思うんですけど、お願ひいたします。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

まず、1点目の返礼品の状況でございます。

返礼品につきましては、まず最も多いのが米でございます。

件数で言いますと、大体半分ぐらい米が占めているというようなところでございます。それから多いのが馬肉でございまして、この件数でいいますと、3割程度でございます。合計、この2品目で8割程度の返礼品を占めているというような状況になってございます。

それからどのような年齢層というようなところでございますけれども、特にこちらのほうで分析とまではいってないんですが、満遍なく来ているような状況かと存じます。

○議長 2番、仲川久人君。

○仲川久人 やはり米、馬肉、やっぱり西会津の特産というものが非常に多く占めているということですが、今後さらにこういったもののはかに、米、馬肉以外のほかにもミネラル野菜等にも力を入れていただければというふうに思います。

ほかの自治体と比較して、本町の強みというのはどういうところで、こういったものが強みだというようなことは、何か認識されていることはございますでしょうか。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

本町の強みというようなところでございます。

まず、本町におきましては、いち早く業者等に委託しまして、その増額の体制を強化してきたというようなところでございます。

それで、重点的な返礼品としましては、米というようなところで、その対応がうまくいって増額に結びついているのかなというようなところでございます。

また、米につきましては、1回の注文の分だけお届けする1回だけではなくて、1か月ごととか、2か月おきとか、その返礼者の御希望に沿った対応もしているというのが強みかと存じます。

○議長 2番、仲川久人君。

○仲川久人 そういった細かい対応がやはり寄附者の増加、寄附額の増加というふうにつながっているというふうに思いますので、今後ともこういった取組はしっかりと続けていただきたいと思います。

やはり返礼品の増加に伴って業務量が増加するというのは当たり前のことだと思います。当然業者に一括で委託しているということでございますが、行政の中でもその業者と連携を取りながらこういった事業を進めていくというのは、重要なポイントになると思いますが、この現在の担当部署の負荷や効率化の面での課題等はないでしょうか。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

今現在の職員の負担といいますか、そういう課題はないのかというようなおただしかと存じます。

最初の町長の答弁の中でも、今年度につきましては、ふるさとプロモーション係というような係を商工観光課内に設置したというようなところでございます。

その係の再編の中で、よりふるさと応援寄附金業務に職員が集中できるような体制を取ってございますので、昨年度よりは職員の負担も軽減されて、よりふるさと応援寄附金業

務に特化して、重点的に対応できるような体制になっているかというふうに考えております。

○議長 2番、仲川久人君。

○仲川久人 やはり、こういった専門係、今年度よりふるさとプロモーション係というのを設置しているということですが、やはりこういった集中した人材の投入というのは、非常に重要だと思います。

こういう係を設置することによって、企画広報事業者の連携などを一元的に管理して、寄附者の利便性向上や事業者との連携強化、地域資源の発掘などに大きく貢献できるというふうに考えますので、このふるさとプロモーション課をさらにしっかりと充実させた係にして、ふるさと応援寄附金の増額という目標を達成していただければと思います。

最後に、今後のふるさと応援寄附金の目標額や方向性はどのように設定されているでしょうか。

そして、寄附金拡大と地域活性化をどのように結びつけて進めていくのかお考えをお示しいただければと思います。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ふるさと応援寄附金の目標の御質問でありますけども、できるだけ多く集めたいということではありますけども、今の西会津町返礼品の品目の状況を見ますと、1位がお米であります。でも米ももうある程度の限度がございますし、面積もそうですけれども、その中で皆さんそれぞれいろいろ出荷先がもう決まられて、ふるさと応援寄附金のほうの返礼品に回すお米の量というのは、年々増やしていくような体制にはしておりますけども、米だけではなかなか目標額を達成することはできないなというふうに思っています。

先ほどの答弁にも申し上げましたけれども、それに代わるやっぱり新しい返礼品の開発もしないといけないなというふうに思っております。

これはそう簡単なことではありませんけれども、西会津町のやっぱり特色のあるものを作らないといけないわけですけれども、これぞというものが、いろんなところにお話はしていますけれども、なかなかそういうものがそう簡単には出てこない。

このふるさと応援寄附金の委託している事業者の方にもお願いをしているわけでありますけども、いち早く、やっぱり米に次ぐ商品の開発に最大の力を入れてまいりたいなというふうに思います。

目標額でございますけれども、ようやく令和6年度で2億8,000万円、9,000万円近くなりました。取りあえずの目標は、今年は3億を突破したいなというふうに思っています。

3億円を突破するには、より今までのPRといいますか、西会津町の返礼品は、他と比較して、非常になんていいますか、お米にしてみれば非常においしいお米だよという、やっぱり西会津町のよさを認識していただきたいといけないし、またファンになってもらわないといけないというようなことでありますから、目標額を上げるためにいろいろなことをやらないといけませんけれども、取りあえず近い目標から、3億円を7年度には目指したいなというふうに思っています。

さっきも申し上げましたように、西会津町の返礼品は特産品が主な返礼品になっています。ほかの自治体では非常に私のところと違った、そういう返礼品になっていますので、

そう一挙に寄附額を増やすようなそういう環境にはありませんけれども、とにかく目標額を高めに設定して、取りあえず今年は3億を突破するということでこれから進めたいと、そんなふうに考えております。

○議長 2番、仲川久人君。

○仲川久人 さらなる、3億を突破してその上、まだまだ寄附額を増やしていただいて、その財源を基に農業問題や、公共インフラの問題であったり、教育環境の向上、老朽化施設の改修など、様々な問題に対応できるような財源として、しっかりとふるさと応援寄附金が機能していく、重要な財源だというふうに受け止めて、再認識していただいて、この事業を安定的に進めていただいて、「日本の田舎、西会津町。」をさらに発展させていくためにも、やはりこのふるさと応援寄附金の拡大・取組というのは、絶対必要になってきます。

そういうことで、今後のさらなる町側のこの事業に対する取組の強化というのをお願いし、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 皆さんおはようございます。3番、長谷川正でございます。

通告によりまして、一般質問1点質問させていただきます。

質問事項といたしまして、これから米の生産に対する町の考え方を伺います。

昨年から米の価格が高騰し、政府は備蓄米の放出に踏み切りました。

しかし、今年に入っても価格の思うような下落とならず、その後の調査で、生産量が少なかったことが判明しました。

今米生産農家にとっても、町にとっても米の需要拡大は追い風となっております。

今後の米生産について、様々な視点から町の考え方をお伺いいたします。

一つ、米を生産する上で、有害鳥獣対策が重要であります。有害鳥獣対策の現状と問題点を伺います。

二つ、ワイヤーメッシュ等を使った新しい有害鳥獣対策について、どう考えておられますか。

三つ、米の生産には水の確保が重要と思われる所以、さゆりが丘自治区調整池の水の利活用を検討できないものでしょうか。

四つ、水不足、稻作生産の緊急時に、消火栓からの放水はできないものでしょうか。

五つ、今後の水不足に対応する政策として、乾田直播栽培の支援をする考えはござりますか。

以上町側の簡潔な答弁をお願いいたします。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 3番、長谷川正議員のこれから米生産に対する御質問のうち、有害鳥獣対策の現状と問題点、ワイヤーメッシュ柵を使った有害鳥獣対策の考え方、乾田直播栽培の支援についての御質問にお答えいたします。

まず1点目の有害鳥獣対策の現状と問題点についてであります。町では有害鳥獣対策の実施にあたり鳥獣対策専門員1名と地域おこし協力隊2名を配置し、町獣友会や地域と連携・協力しながら実施しており、具体的な対策として5月から11月までは獣友会等によ

るサルパトロールの実施、電気柵設置や新規わな猟免許取得者、猟銃購入者への補助、解体処理施設の整備、緩衝帯整備のための環境共生林整備事業や未利用果樹木伐採事業、集落の環境診断の実施など様々な対策を講じて農作物被害や人身被害の防止に取り組んでいるところであります。

また、昨年度奥川地区の小綱木自治区において、有害鳥獣による被害から集落や農地を守るために、自主組織として有害鳥獣対策隊が結成されたところであります。地域住民が自主的に鳥獣対策に取り組むことは、今後の有害鳥獣対策のモデル的な活動になることから、この取組を支援し、他の集落にも広げていきたいと考えております。

次に、米生産における有害鳥獣対策の問題点としましては、対策の3本柱のうちの一つ「捕獲」に関して、実務を担っていただいている猟友会員の確保が高齢化等により難しくなっており、今後の活動に対する影響が懸念されます。また、被害防除では、特に猪について水田そのものは電気柵により周囲を囲むため高い防除効果が期待できますが、電気柵周りや水路、農道脇の掘り返しが多数発生し、修復等に相当な労力がかかることや生産意欲の低下等が課題となっております。

次に、2点目のワイヤーメッシュ柵等による新たな有害鳥獣対策についてお答えします。

ワイヤーメッシュ柵は、鉄などの金属線を網状に編んだ柵を等間隔に配置した支柱に設置し、有害鳥獣の侵入を物理的に防ぐことを目的に設置する柵であり、鹿や猪対策に高い効果があることが確認されています。

ワイヤーメッシュ柵のメリットとしては、耐久性が高いため一度設置すれば電気柵のように毎年設置・撤去をする手間が必要ないこと、また電源が不要であることから設置後の維持管理は電気柵と比べて少なくなります。一方、デメリットとしては設置にかかる労力が大きいことや、ツキノワグマやニホンザル対策には十分な効果が期待できること、また、自ら設置する場合は国の補助事業により資材費の全額が補助されますが、設置を外部委託する場合は事業費の2分の1の補助率となり、資材費が高額であるため、相当な受益者負担が発生します。

町といたしましては、ワイヤーメッシュ柵と電気柵のそれぞれの特性を生かし、侵入を防ぎたい動物の種類や設置環境、予算等について設置を希望する集落等と協議を行い、十分な侵入防止効果が得られる方法により設置の判断をしていきたいと考えております。

次に5点目の今後の水不足に対応する政策として、乾田直播栽培を支援する考えはとの御質問にお答えいたします。御質問の乾田直播栽培につきましては、播種前に水田を十分に乾燥させ畑のような状態にして直接種粒をまく方法であり、水稻栽培と比較して短時間で播種ができる、育苗や苗運び、代掻き、田植え等の作業が不要になる栽培方法であります。乾田直播栽培においても、発芽を促進する時期や雑草を抑制する時期、さらに稻の生育段階により湛水の必要があることから、栽培に必要な水の総使用量を抑制できる可能性はありますが、水が完全に不要な栽培方法ではなく、作業の効率化とコスト削減、人手不足や高齢化等に対応した栽培方法であると認識しております。

町といたしましては、引き続き水不足に対応する効率的かつ持続可能な栽培方法等の情報を収集するとともに、乾田直播栽培に取り組みたいという生産者があれば、機械整備に係る国や県の補助事業の活用や栽培技術等について支援してまいりたいと考えております

ので、御理解願います。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 3番、長谷川正議員の御質問のうち、さゆりが丘自治区調整池の農業用水として利用についてお答えします。

おただしのさゆりが丘自治区の調整池は、住宅団地として造成する際、森林法に基づく林地開発に伴う防災対策として、集中豪雨時等に団地内で増加した雨水を一時的に貯留し、下流域の河川の氾濫や周辺の浸水を防ぐことを目的に設置された施設であります。

一般的には、この洪水調整機能が第一の目的であり、これを阻害するような水の利用は基本的にできず、その他の利用を検討する場合には、法的な許認可や水利権等の有無の確認や調整、団地内住民や排水流域の住民及び農業関係者、利害関係者との合意形成や維持管理費用の分担など、様々な課題を検討する必要があります。

このような施設でありますので、仮に農業用水としての利用を検討する場合、新たに排水設備等の設置の必要性や、降水量に左右される貯水量の確保、農業用に適した水質の管理など、農業水利施設としての機能を付加する経費や維持管理が見込まれることからも、本調整池の農業用水としての利用は考えておりませんので、御理解願います。

○議長 建設水道課長、石川和典君。

○建設水道課長 3番、長谷川正議員のこれから米の生産に対する町の考え方についての御質問のうち、稻作生産の緊急時に消火栓からの放水についての御質問にお答えいたします。

今年は、少雨の影響により町水道施設への影響も懸念されましたが、水道使用者による節水の御協力等により、現在も安全・安心な水道水が確保されているところであります。

水道水とは、水道法により定められた、厳しい水質基準を満たした「人の飲用に適した水」を浄水場で製造した水のことであり、その供給量は、給水区域内の水道使用者の飲料水や生活用水を計画水量としています。このようなことから、大量の水道水を農業用水として使用することにより、飲用水が不足することが考えられます。

また、水道事業は水道料金収入を主な財源とする独立採算制により運営していますから、水道料金を算定するための量水器を通さず消火栓からの放水により農業用水として使用することはできません。

さらに、消火栓につきましては、火災発生時の迅速な初期消火により、町民の生命身体及び財産を火災から守る重要な設備として設置しているものであり、他の用途に使用することは望ましくありません。

このようなことから、水道施設の能力や水道料金の算定、消火栓の役割等を勘案すると、住民生活に大きな支障を来すおそれがあるため、水道水を消火栓から農業用に使用することはできないものと考えておりますので御理解願います。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 順次再質問させていただきます。

有害鳥獣対策の点で、獵友会員の確保が高齢化に伴い難しくなっているということでおりますが、若い人の獵友会員の確保ということではどのようにお考えになっておられますか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それではお答えをいたします。

獵友会員の確保についての御質問であります、これまで町では、若い人という年齢を限定した対策ということではないですが、狩猟免許の取得への補助制度を令和3年でしたか、制度を創設しまして、その際には相当の数のわな獵免許の資格を取得された方がいて、その時点では、30名程度の獵友会の会員が新たに確保できたということで、そういった年齢を区切っての確保ではありませんが、全体的な確保対策としては、そういった財政支援などを主に行っております。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 獣猟やわなの免許の方というふうに今お伺いいたしました。

話によりますと、ちょっとわなの免許の方が一時は講習等で大分増えたようなことも聞きますが、今なかなか、わなをかけてもかからない。それとなかなか見回りに行けないということが、耳に入っております。

この辺のところで、やはり見回りの点を楽にするような、機械でのそういう、わなにかかった場合に感知するような、手元に来るような取組というのはどうお考えですか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それではその、わなにかかった際のその負担の部分についての御質問にお答えをいたします。

議員おただしのとおり、わなの免許を持っている方の活動がなかなか大変だということで、どの辺にその課題があるのかということで、一昨年わなの免許を持っている方にアンケート、その中で回答として多かったのが、やはりそのわなをかけた後の見回りの負担が非常に大きいという声が多く寄せられました。

現在町では、わなをかけた後のその見回りの負担軽減という部分では、カメラの設置ということで対応しておりますが、ただ、カメラ1台当たり高額なため、台数の制約があって、なかなか全ての人に回っていないというのが実情ですので、今後計画的にそういったカメラを整備しまして、負担軽減の方につなげて、できる限り活動しやすい環境には努めていきたいということで考えてございます。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 やはり、有害鳥獣対策については、しっかりと捕獲するということが大事だと思います。やっぱりそのためにはわなをかける技術、そういったところもしっかりと皆さんにお示して、この辺は通るんだよとか、こういうふうにかけたらもっとわなの効率が上がるんだよというところ、あとそれから機械による見回り、これを本当に毎年毎年行ってもらいたいと思いますが、その辺のところはどうですか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 先ほどちょっと答弁で一つ漏れてしまいまして、そのわな技術の向上の部分であります、毎年1回外部から専門の講師をお呼びしまして、実際の現地に行きまして、わなのかけ方の講習会を実施しておりますので、その点はこれからも継続して行つていきたいということで考えております。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 その辺のところの講習会を実施してるというふうに言わされましたけども、昨年度どのぐらいの人が受講されておりますか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 昨年度の受講者数について、今手元にございませんので、後ほどお答えしたいと思います。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 了解しました。

昨年もですね、ここにもありますけども、私たち経済では、小綱木自治区の有害鳥獣対策隊というところを見てきまして、本当にすばらしい取組だなと思いました。

要するに、今までの環境を、獣が近づかないようなそういう取組を、本当に自治区全体でやっておられるということでありましたので、この辺をまだまだこの町、あるいは町外にもこれを発信していきたいと思っていますが、町の取組としてはどのようにお考えですか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 小綱木自治区の有害鳥獣対策隊への取組ということでございますが、町で被害の大きい集落でありますとか、積極的にその自治区が鳥獣対策に取り組みたいという集落に出向きまして、集落の環境診断というものを実施しております。

環境診断では、実際に図面を見たり、地図を見たり、あと現地を見て、どこのか所が鳥獣の出没が多いのか、どこに対策を打てば被害が減るのかという説明会を行っておりまして、小綱木自治区につきましてもその説明会を契機に、自分たちの農地は自分たちで守っていこうということで、取組が開始された活動であります。

現在の県の補助事業を使いまして、活動をこの2年間、補助金を活用しまして、またさらに県からの鳥獣対策の専門のアドバイザーも来ていただいて、これまで何回か現地を見ながら、さらにどのような対策をしたらいいかということを住民の皆さんと一緒に考えている活動でございます。

町では、引き続きこの集落の環境診断を多くの地区で積極的に開催して、できれば小綱木自治区のような活動を横展開というか、広げていきたいということで考えてございます。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 本当にこのような活動を町全体に広めてもらいたいと思います。

それから、今もありましたが、電気柵による被害防止ですね。これはありますけども、だんだん効かなくなっているんじゃないかなという話を聞きます。

特に今は鹿、昨年の捕獲にも鹿一頭捕獲したという実績がありますが、鹿に対しては、やはりこのワイヤーメッシュ柵、これが有効じゃないかなと。猪もそうですが、そういったところで、このワイヤーメッシュ等の柵の取組は、町としてはどのようにお考えですか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 ワイヤーメッシュ柵の設置についての町の考え方ということでございますが、町内では、既に御自身でワイヤーメッシュのようなものを設置して農地を守っているという方もいらっしゃるのかなと思います。

町である程度金額が大きい国の補助事業を活用した事業、ワイヤーメッシュの設置について現在支援をしております。

これまでの国の事業を使ったワイヤーメッシュの設置を行った集落、あるいは地域はございませんが、現在の幾つかの集落、あるいは生産者の方から、ワイヤーメッシュを使って農地を守りたいという御相談が来ておりますので、そういうた自治区については、設置の方法であります。また、国の補助制度の内容などを協議しながら、今後電気柵がいい場所なのか、それともワイヤーメッシュがいい場所なのか、その防ぎたい獣種なども考慮しながら、侵入を完全に防ぐためにどちらがいいかということを判断して設置を進めていきたいということで考えております。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 ワイヤーメッシュについては、本当に本腰を入れて取り組んでいただきたいと思いますが、今進んでいるワイヤーメッシュ等の状況というのはありますか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 現在ワイヤーメッシュを設置したいという団体から相談が寄せられておりますが、この国の補助事業につきましては、実施したい年度の前の年度に、まず要望をします。翌年度、事業採択されるわけなんですが、まずは今年度は、来年度設置をしたいという要望のある団体に対して、具体的な設置の場所であるとか、設置にかかる費用、こういったところを今調整して、今後県のほうにその要望を出していくというような状況でございます。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 やっぱりこれからは、多分鹿が多く出てくる。鹿の被害が多くなると思っておりますので、この辺のワイヤーメッシュ、来年度に実施するには、今年度の申請ということですが、いつぐらいまで申請すればよろしいのでしょうか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 それではお答えをいたします。

現在県のほうからその補助のスケジュールが来ておりますのが、既に1次要望といいますか、概算の要望については、もう既に締切が終わっております。この後、11月頃になろうかと思いますが、その際に本格的な本要望といいますか、になるということでございます。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 それについての資材等は、補助が出るということでお答えをいただきました。設置するのに対しては、どのような支援とかを教えていただきたいと思います。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 それでは、設置に対しての支援という部分でございますが、今回活用したいと考えております。国の鳥獣対策総合対策交付金という事業でございますが、これにつきまして資材を自ら購入して、設置も自ら行うという場合には、資材費のほうは10分の10の補助ということになっております。

設置は外部に委託したいんだという場合につきましては、その補助率が2分の1になるということで、2分の1は、それぞれの受益者の方で負担をするということになっております。

その設置に対しての支援ということでございますが、現在電気柵につきましても、町、あるいは緑環境委員会のほうで補助制度ありますが、個人で設置する場合は、おおむね3割、集落・団体で設置する場合は、おおむね5割の補助率ということで、その残りにつきましては、それぞれの設置する方が負担をしていただいている、あるいは設置についても、皆さんそれぞれ行っていただいているというようなことがありますので、ワイヤーメッシュの設置につきましても、直接設置する場合については、できれば皆さんの直接労力を提供していただいて、設置をしていただくということを基本に考えております。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 設置するのも自分たちでということがありましたけども、なかなか新しいワイヤーメッシュの設置となりますと、なかなか分からぬことが多いと思いますので、その辺はここにありますように外部に委託するということになれば、外部に委託するという業者、その辺はどのようにお考えですか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 外部に委託する場合でございますが、その前に設置については、当然町内でまだそういった事例がございませんので、どのような設置方法がいいのか、設置のやり方でありますとか、そういう助言的なところは当然町でも支援はしていきたいということで考えてございます。

あと外部委託する場合でございますが、県内でも既に近隣の町村で、このワイヤーメッシュを設置しているところがございます。

そういったところでの技術を見てきたり、あるいは、その見積りを今回書いて提出していただくわけなんですが、そういった見積りを提出する業者については、そういった外部施工を請け負うということも可能なのかなということで考えてございます。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 昨年度もワイヤーメッシュ、会津若松市、あと宮城県で見てまいりましたが、本当に今までの電気柵よりも長く設置できて、冬の間も大丈夫だということでありますので、これにやっぱり町としても、電気柵のような補助をつけていただくということでお考えはありますか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 町としてワイヤーメッシュへの設置の補助という御質問でございますが、先ほど申し上げましたように、現在ワイヤーメッシュの設置につきましては、国による補助制度ございますので、まずはこの制度を活用していただきたいということで考えておりますので、今の時点で、新たな補助ということは考えてございません。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 有害鳥獣対策については、ワイヤーメッシュですね、おおむね理解いたしました。

続きまして、さゆりが丘団地内の貯水、調整池ですか、これの水の利用ということは考えられないということで御答弁をいただきましたが、今、国は2年後の米の増産に向けて本当に増産していただきたいということを小泉農水大臣、毎日のようにテレビで発言されております。

新しく沼あるいは貯水池をつくる、それよりも、やはりこのような今ある調整池、これをやっぱりきれいにして、そこに雨水でもためて、そこから下流に流すということ、これは考えられないか、もう一度お答えをお願いします。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 長谷川議員の再質問にお答えいたします。

1度目の答弁でも申し上げましたとおり、現時点におきましては、目的が違う施設でありますので、農業用の利用は現時点では考えていないということで御理解をいただきたいと思います。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 調整池の目的外使用は認められないということですが、この調整池の水の目的内使用というのは、どういうふうなことでしょうか。教えてください。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 再質問にお答えいたします。

先ほど、1回目の答弁で申し上げておりますが、認められないっていいですか、そもそも目的が違うので考えていないということでございます。

目的は、先ほど申し上げましたとおり、あそこの住宅団地の団地内の雨水の処理、これが目的でございまして、その目的のために作った施設ですので、それ以外の利用は考えていないということで、再度お答えさせていただきます。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 今、国策で本当に米を増産してくださいということです。

米を増産するのにはやっぱり水が一番必要なんです。

そこで新たな貯水池とか沼をつくるよりも、あそこをきれいにして、そこに水をためて、その水を今、水が不足している下小島地区、その辺のところの田んぼにかける。それというのは、やはりこれから大事になってくるんじゃないかなと。

米の増産をしてくださいと、小泉さん金とか人とか機械全部出しますのでというふうにおっしゃられております。

その辺で具体的なところは町のほうに来てないとは思いますが、それでも小泉農水大臣はそのように言っておられるんですから、その準備はしておかなければいけないんではないかと思っておりますが、その辺のところはどうでしょう。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それでは米の増産という御質問でしたので、私のほうから御答弁をさせていただきます。

議員おただしのように、今報道などでは、国で増産のほうにかじを切るというような報道がなされていますが、具体的にどのような手段で増産をしていくか、面積を増やしていくかという方法はいろいろあるとは思いますが、具体的に国としての方針が出されていな

いので、そこは一つ今後注視をしていかなければならないのかなということで考えております。

その上で、今水不足のお話でしたが、先ほど2番仲川議員にも御答弁申し上げましたとおり、現実的に今水が、直接雨が降らないと水がかけれないというところに対しての根本的な解決策というのは、今現在ありませんので、できる対策として、繰り返しになりますが、水の反復利用でありますとか、時間とエリアを決めて、水をかける蓄水、こういったことを生産者の皆様にも御協力いただきながら生産を維持していくということが現実的な対策なのかなということで考えております。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 具体的なことが来てないからということではありますが、農水大臣はでたらめなことを言っているわけではないと思います。

それなりにやっぱり準備をする、その具体的なことが来て、それから準備をするのでは私は遅いんではないかなと思っておりますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それでは再度答弁させていただきます。

現在国では、需要に応じた米の生産ということで、生産面積の配分は行っておりませんが、生産目標ということで示されております。これ御承知のとおり、全国の米の需要がどのくらいあって、今現にどのくらいの米が民間の倉庫も含めてあるのか。不足する分がどのくらいなのかと。この不足する分を生産してもらうと一定の量を示しております。

この現状では、今農業再生協議会という組織がありまして、そこでそれぞれの市町村の生産の目標を今設定しているわけでございます。

当然、今後につきましても、国としてどの程度生産を増やすのかということが今の時点ですで明らかになっておりませんので、これは当然、この先注視をしていかなければならぬということでございますが、であれば、米の生産量がどのくらい増えるのかということが今の時点で分かりませんので、今現在できる対策として、先ほど申し上げましたような水の確保対策をしっかりとやっていくということがまず基本なのかなということで考えております。

なお、繰り返しになりますが、この先、国の増産に向けた政策が詳しく示された際には、町としてもどの程度の増産が必要になってくるのかということも含めて、総合的にこれは検討していく必要があるのかなということで考えております。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 米の増産は、本当に米農家さん、あと町にとっても本当に追い風だと思うんですよね。

これをやっぱりいち早く情報を取り入れて、いち早く動き出さなければ、ほかの自治体に後れを取ると思っておりますが、私民間でずっと働いてきた以上、その情報を得る、それが早ければ早いほど、そしてその打つ手が早ければ早いほど、本当にもうけにつながるということで実践してやってきました。

そのためには、本当に増産してくださいよってなったときに、あれだけのいい貯水池があるんですから、それをきれいにしてあそこに水がためられるようにしたならば、お金もかからずできると思うんですが、その辺のところは、もう一度答弁願います。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それではお答えいたします。

当然これから、議員申されましたとおり、国の米政策の転換についてのその情報の部分については、しっかりアンテナを高くして情報収集に努めてまいりたいということで考えております。

また、その水の確保の部分につきましても、これまで反復利用といいますか、実際に町内でも既に排水として捨てる水をポンプで上げて水をかけるという、できるところを取り組んでいらっしゃる生産者の方、あるいは水利組合の方いらっしゃいます。そういうところについては、皆さんこれまでどおり、水の確保を進めていただいて、町としては土地改良区と連携しまして、例えば、水路の補修修繕でありますとか、そういう大規な揚水ポンプの修繕、こういったところについては、当然町も土地改良区と連携して支援をしていただくということで、生産者の皆様にもできる取組は行っていただいた上で、町としてもしっかりとその後押しといいますか、支援をして、できる限り国の政策にのっとった米の栽培ができるように今後努めていきたいと考えております。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 下小島自治区、その下流、それは本当に水が足りてないんです。水不足なんですね。稻がすごい状況になっています。今、具体的な方策が示されていないということですから、あえて深くは言いませんが、今後、要するに水の確保ということで、国からの方針が決まりまして、そういう水の確保が大事だということであれば、あそこの調整池の水を使っていただきたいと私は思っております。

次に進みます。

緊急時に消火栓からの放水はできないかということでありますけども、やはり飲料水に特化しているということですが、飲料水に時間帯で、やはり使わない時間があると思いますので、その時間で少しでもこの水田のほうに放水すると。水を供給するということ、需要と供給ではないんですけども、その辺のところの計算をして、このぐらいだったら大丈夫じゃないかなというところがあるんではないかなと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長 建設水道課長、石川和典君。

○建設水道課長 お答え申し上げます。

夜間に製造した水道水を使ってはどうかといった御質問でありますが、夜間に使った水も含めて、その水も含めて水道水の供給量ということでカウントしてますので、それが生活用水としての供給量になりますので、その辺は夜間だけ農業に使うといったようなことは、ちょっと物理的にできないということですので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 物理的にできないということを今お聞きしましたが、本当にこれから米を増産してくれという、そういう流れになっている。

そこで、どうしても水が足りないところが出てくると、この先雨が降らずに、本当に水不足というところは出てくると思います。

要するに、そのときに消火栓からの水、毎日少しずつでもいいんです。それを水稻のほうに流すということは駄目なんでしょうか。

○議長 建設水道課長、石川和典君。

○建設水道課長 お答えいたします。

繰り返しになりますが、水道水といいますのは、計画区域内の水道利用者の飲料水を、あるいは生活用水を計画水量としています。ですから、これを少しであってもと言いますが、農業用水として使うということで大量の水を使いますので、いずれにしましても生活に支障を来してしまうということになりますので、やはり農業用水としての利用はできないということで考えておりで御理解をいただきたいと思います。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 飲料水に被害というか、影響が出るほど使いたいと言っているのではなくて、その流域の田んぼ、その流域のとりわけ水が必要なところを計算して、そして飲料水ではこのぐらい必要だから、農業用水田にはこのぐらい流せるということもできないのでしょうか。

○議長 建設水道課長、石川和典君。

○建設水道課長 本当繰り返しになってしまいますが、先ほども申し上げましたとおり、飲用水として作っております。それで、計画区域内に使用する飲用水を、これを計画水量としておりますので、基本的には若干の余裕はありますが、農業用水に使うほどの余裕はございません。

そういうことで農業水への使用はできないものと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 これから米の増産に伴って、もし方針が転換されるのであれば、それを考えていただきたいと思っております。

どうしても水が足りないとき、全部使うということではなくて、本当に先ほどから聞のときも、みんなで分け合って使ってくださいよというそういうレベルと同じように、消火栓からの水もお考えにならないのかという。これから要するに、方針転換したときに、今後どうなるのかということをお聞きします。

○議長 建設水道課長、石川和典君。

○建設水道課長 お答えいたします。

まず田んぼというか農地に水が足りないというときは、基本的に水道水を供給する水源の水も足りないということになりますので、まず水道水といいうのは、区域内の水道利用者の飲用水を基本的にやっております。

一番最初にちょっとお答え申し上げましたとおり、まず水道料金収入といいうのは、独立採算制ということで水道はやっております。農業用水を使うということになりますと、またそこに膨大な料金が発生してしまうということが1点です。

もう1点は、緊急時、火災とか起きた場合の緊急時におきましても、先ほど申し上げましたが、町民の生命、身体及び財産を守るために、水は確保しておかなければいけないという、そういう性質のものでありますので、農業用に使うということはちょっとなかなか難しいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 理解いたしました。

納得はしていないですが、そういうことであれば、本当に致し方ないなと思いますけども、でもやはり水田も同じぐらい大切なものですので、その辺のところのお考えも頭の隅もいいですので、よろしくお願ひいたします。

最後なんですが、乾田直播、これをやはりやっていこうかなって思ったときに、町の支援体制はどのように行われますか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 乾田直播栽培への町の支援ということでございますが、答弁の中でも申し上げましたとおり、乾田直播につきましては、播種の段階で、もう完全に乾燥させた状態で、種粒をまくという栽培方法であります。

町内では栽培している人ほとんどいないということで、この栽培技術について、県のほうにちょっと確認をさせていただきましたが、会津地方においては、このような春先の天候が安定しない、あるいは降雪の影響によってなかなか春先乾いた状態にしにくいということで、安定栽培が会津地方では難しいというようなお話をいただきました。

適している圃場としては、主に西日本のような、天候のいいところは、この乾田直播栽培が適しているということでしたので、県としても、あまり会津地方の中山間地の狭隘な狭い圃場には適さない、あまりお勧めしない栽培方法だということのお話をしました。

とはいえる、どうしても町でも栽培に取り組みたいという方がおられましたら、町においても必要な機械の整備、あるいはその栽培技術などについて、県の指導なども仰ぎながら支援をしていきたいということで考えております。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 なかなかここでは適していないということは理解いたしましたが、この先本当に降水量が少ないとすることになりますので、その辺のところも加味したならば、これはいけるのではないかなと思っておりますが、具体的にその辺のところ、もしやりたいというふうになれば、どのような指導、どのようなところに伺えばいいのかなと思っておりますので。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 乾田直播栽培につきましては、答弁の中でも申し上げましたとおり、水が不要なのは春先の播種の時点だけで、それ以降は水稻栽培、移植栽培と大きな変わりなく、まず水が必要だということは御理解をいただきたいと思います。

その上で、どうしても取り組みたいという方がいらっしゃれば、農林振興課としても、その栽培技術などについては、県の協力なども仰ぎながら、技術的な支援をしていきたいと。あわせて機械の整備が必要であれば、そういう補助事業の紹介などもしていきたいということで考えております。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 今すぐにそういう人が出てくるということは考えにくいのかなと思っておりますが、この先、そういうふうにやりたいという人が出てきましたらば、やはり町と県、その辺のところと連携して、指導あるいは支援していただきたいと思っております。

これから米の受注増を考えたときに、本当に国策、本備蓄米もないという状況なので、その辺のところも具体的な指針が示されたら、速やかにそちらの方向に対応していただきたいと思っております。

以上で私の一般質問終わりたいと思います。

○議長 先ほど、後ほど答弁されるということでありましたので、農林振興課長に答弁をお願いいたします。

農林振興課長。

○農林振興課長 先ほど長谷川議員の御質問で、わなの講習会の受講者数ということで御質問ありました。

調べましたところ、令和6年度は16名の方に受講をいただきました。

○議長 暫時休憩いたします。再開は午後1時です。(11時59分)

○議長 再開します。(13時00分)

1番、渡部佳菜子君。

○渡部佳菜子 皆様こんにちは。1番の渡部佳菜子でございます。

今回が初めての質問となります。不慣れではございますが、どうか御容赦願います。

本日は、森林の整備について一般質問させていただきます。

近年、全国的に有害鳥獣による被害が深刻化しており、ここ西会津町においても例外ではありません。

熊の出没によって、通学路の安全が脅かされていること、猪や猿などによる田畠の荒廃。農家だけでなく、家庭菜園においても作物が食べられてしまったという声が多く寄せられています。

こうした被害が、町民生活に深刻な影響を及ぼしています。

私自身も、トウモロコシ栽培をしていた際、何千本という規模で毎年被害に遭っていた経験があり、この問題を自分事として受け止めています。

ただでさえ、農家の高齢化、担い手不足という課題を抱える中で、田畠が動物たちに荒らされていることによって、栽培意欲が低下し、農業からまた人が離れるという結果につながっているのが現状です。

ただ、この問題は、ただ単に動物が悪いという話ではないと思っています。

戦後の拡大造林による人工林の造成、その後の木材価格の下落により、山の手入れが難しくなり、多くの山が放置されてしまったこと。そうした、人間と山との関わり方の変化が背景にあると考えます。

その結果、山の多様性が失われ、動物たちは山で十分に食べ物を得られず、仕方なく里に下りてきているのだと思います。

だからこそ、今改めて里山をどう守り、どう再生していくのかという視点が大切だと考えています。

そこで、町にお伺いしたいことは三つです。

一つ目に、本町として森林整備や人と動物との共生について、どのような方針を持っているのかについて。

二つ目に、小綱木地区のような地域住民主体による獣害被害対策隊等の取組や、それをモデルケースとしている杉山地区の取組などを町としてどのように支援していくのかについて。

三つ目に、森林整備の担い手不足の解消と、若い世代の参画を促すため、地域おこし協力隊を森林活用の担い手として配置する予定はあるのかどうか。

以上、町の考えを伺いたいと思っております。

御回答をよろしくお願ひ申し上げます。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 1番、渡部佳菜子議員の森林の整備についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の森林整備や人と動物の共生の方針についてのうち、森林整備についてであります。森林の管理は所有形態により国有林と民有林に分けられ、国有林は林野庁が管理し公益的機能の維持増進と林産物の持続的な供給を目的として管理されております。

また、民有林については、森林法に基づき市町村において森林の経営に関する長期の方針等を森林整備計画として策定することが定められており、本町でも令和4年度に10年を計画期間とした西会津町森林整備計画を策定したところであります。この計画では環境保全や災害防止、生活基盤の維持、木材供給など森林が果たす多様な機能を最大限発揮させるため体系的に整備を進めていくことを定めております。

また、個人等が所有する私有林については、木材価格の低迷などにより所有者の関心が薄れ、自ら施業を行うことが少なくなり、森林の管理が進んでいない状況であることから、令和元年度に国では森林を適正に管理するため、森林所有者の管理責任を明確化し、管理できない森林は市町村へ管理委託できる森林経営管理制度を創設したところであります。本町においても本制度を活用して森林の適正管理に取り組んでいるところであります。町いたしましては、町森林整備計画及び森林経営管理制度等を有効に活用し、森林組合等の林業事業体と連携して町の森林整備に取り組んでまいります。

次に人と動物の共生についての方針でありますが、全国的に手入れされない里山の増加に伴い、これまで明確だった人間の生活圏と動物の生活圏の境界が不明瞭になり、野生動物が人里に下りてきやすい環境となったことから、野生動物による農作物被害や人身被害が発生しており、本町においてもその対策が課題となっております。

町では、被害防除、環境整備、有害捕獲を鳥獣被害対策の3本柱として取り組んでおり、被害防除では、電気柵等で農地の周囲を囲み鳥獣から農作物を防除し、環境整備では、住宅や集落周辺に誘引物となる残渣や未利用果樹木を放置しないことや、緩衝帯整備などにより野生動物を近づかせない環境の整備を行っています。

また有害捕獲では、生活環境や農作物被害、人身被害が発生するおそれがある場合は、わなや猟銃による捕獲を行うもので、これら三つの対策を複合的に実施していくことにより、人と動物の生活圏を明確にし、野生動物が人間の生活圏に出没しにくい環境をつくり、

人と動物の共生を図っていきたいと考えております。

続きまして、2点目の地域住民主体の鳥獣被害対策隊等への支援についてであります、町では、鳥獣被害対策に取り組みたいと要望がある集落や被害の多い集落等を対象として、町鳥獣対策専門員等による集落の環境診断を実施し、追払い方法や緩衝帯の整備、鳥獣被害対策の課題等について話し合いを行っております。

この集落環境診断の開催を契機として、奥川地区の小綱木自治区では「自分たちの農地は、自分たちで守る」を合言葉に有害鳥獣対策隊が結成され、集落の住民が主体となり集落周辺の藪の伐採などの環境整備活動に取り組んでおり、町ではこの取組が継続して実施できるように、補助事業の活用や専門員によるアドバイス等を行いながら、活動を支援しているところであります。

鳥獣被害防止対策は、個人で行う対策には限界があり効果も限定的になるため、行政による対策に加え地域が一体となった対策を行うことで、より高い効果が期待できることから、このような地域主体の活動を他集落にも広げていきたいと考えており、今後も集落環境診断などを積極的に開催して、被害の防止に向けて住民と行政が連携して取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、3点目の森林活用の担い手として地域おこし協力隊を配置する考えはあるかとの御質問にお答えします。町内には多くの森林資源があるにも関わらず、林業従事者の高齢化や木材価格の低迷等により有効活用が行われていない状況にあります。このため、森林の活用方法を幅広く捉えて町の森林の可能性を発見し、森林に興味や関心を持ってもらえるような新たなアイデアや利活用を図っていくためには、地域おこし協力隊の力を活用することも有効であると考えており、現在募集活動を行っておりますので、御理解願います。

○議長 1番、渡部佳菜子君。

○渡部佳菜子 御答弁ありがとうございます。

初めて聞いた言葉がありまして、森林経営管理制度を創設したところであるということなんですけれども、もう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それでは、森林経営管理制度についての御質問にお答えをいたします。

全国的に森林の整備が進んでいない現状を踏まえまして、国では令和元年度に森林環境譲与税制度を創設いたしました。

これにつきましては、国民から森林環境税ということで国が徵収をしまして、それを財源に、都道府県あるいは市町村に人口であるとか森林の面積であるとか、そういった基準を基に配分をするものであります。

具体的に、国におきましては、その森林環境譲与税を活用しまして、今後、対象となるのは私有林ということになりますが、山をお持ちの方が自ら管理をしていくのか、あるいは管理が難しいので、市町村にその管理をお願いしたいのかというような、まず意向調査を行います。この意向調査に基づいて自ら管理利用していくという山林については、それぞれ所有されてる方が林業事業体のほうに管理をお願いしたり、あるいは直接管理をすると。

町に管理をお願いしたいという部分につきましては、この森林環境譲与税を活用して、今度は町が森林事業体、例えですが、森林組合などのそういった森林事業体に管理を再委託するというような制度が創設されたということでございます。

○議長 1番、渡部佳菜子君。

○渡部佳菜子 詳しく教えていただき本当にありがとうございます。

先ほど、森林活用の担い手として地域おこし協力隊を配置する予定と伺いました。動物被害の根本的な解決や森林を守る視点を持っていただいていることは、とても心強く思っております。

そこで、さらに伺います。

協力隊の活動範囲についてです。

山の整備に加え、子供たちの感性を育む木育などの教育活動や、自然体験を通じた観光との連携、森林を資源として生かす取組、さらには伝統技術の継承など幅広い可能性があると思います。

町として協力隊にどのような役割や方向性を期待しているのか、具体的にお聞かせお願いいたします。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それでは、協力隊に求めることはどういうことかという御質問かと思いますが、議員申されましたように、山林の活用は、幅広くいろんな可能性があるのかなということで考えております。

一般的に、山は木材を生産する場ということですが、例えば町として、今協力隊にこんなことをしてほしいということで、一例申し上げますと、今ほどお話ありましたような生態系、あと自然環境を活用した事業の企画、あるいは木材を使った、木工製品を活用した取組、あと、町内産材、町の中で循環するような仕組みづくり、あるいは林業と観光、町外から西会津の山に来ていただけるような、そういう交流人口の拡大の部分、あるいは里山の再生に関すること。

一番は、なかなか今、山に興味を持つていただく機会というのがないので、まず山に興味とか関心を持っていただくような、そんな企画。幅広く山の活用に向けた可能性を調査していただければなということで考えております。

○議長 1番、渡部佳菜子君。

○渡部佳菜子 ありがとうございます。

協力隊の役割や方向性について御説明いただきましたが、さらにそこで伺います。

これから地域おこし協力隊を募集していましたら、どの程度の森林や林業に関する知識や技能を持った方を想定しているのか。具体的な基準や目安があればお聞かせください。

あわせて、たとえ専門知識や経験が十分でない人材であったとしても、着任後に学びながら成長できるよう、町としてどのような研修やサポート体制を整えていくお考えかも伺いたいと思っております。

よろしくお願ひいたします。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それでは、現在の協力隊の募集の内容の御質問でございますが、具体的にそういった、林業に関する資格を持つての方でないと募集はしないという、あまり厳しいような条件は今持っておりません。

 ある程度社会人経験のある方で、こういった町が今求めているような事業に積極的に取り組んでいただけるような方を募集しております。

 実際採用になりましたら、当然様々な山に関する知識を習得していただくことになるわけですが、そういった部分については、町の森林組合などと連携しながら、協力いただきながら町の山を知ってもらったり、あるいは町の山を活用する、そういったきっかけになるようなことについて、森林組合などと協力していただきながら育成というか、していきたいなということで考えております。

○議長 1番、渡部佳菜子君。

○渡部佳菜子 ありがとうございます。

 地域おこし協力隊の制度を活用することは、あくまで里山再生のきっかけの一つであり、それぞれの自治区が主体となって取り組むことが大切だと考えております。

 私の父は昭和25年生まれですが、昔は当たり前のように山に入り、手入れをして、伐採した木を売却し、その収入で農機具などを購入するなど、山の恵みを暮らしに生かしていましたと聞いております。

 また、山の中に畑をつくり、スイカなどを栽培しても、当時は動物に荒らされることはほとんどなく、それだけ人と動物とのすみ分けがしっかりできていたのだと思います。

 こうした原体験や知恵を持つ方々が今なお地域に残っており、その経験を生かして整備を進めることは、町への愛着や誇りを育む上でも非常に大切だと考えます。

 そこで伺います。

 町として地域おこし協力隊が地域に残るベテランの方々と協働し、その知恵を受け継ぎながら活動できるようにするために、どのような仕組みづくりをお考えでしょうか。

 よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 協力隊の育成の方法という部分で答弁をさせていただきます。

 議員申されましたように、昔は動物と人間の生活圏がはっきりしていたわけなんですが、人口減少、あるいは高齢化、林業従事者の減少によって、今その境が不明瞭になっているということで、当時里山と言われたところは、薪炭材であったり薪、炭といったものを作ったり、人がそこで生活をしていたことによって、動物が里山に下りてこないというようなことであったと思います。

 ですから、その当時を知る人のその里山の整備の仕方とか考え方、そういうことを協力隊が学習といいますか、西会津の歴史として学習することは、非常に有意義なことなのかなということで考えておりますので、そういった機会もその活動の中でつくることができれば取り組んでいきたいということで考えております。

○議長 1番、渡部佳菜子君。

○渡部佳菜子 ありがとうございます。

そうした中で、森林整備を進める上で、それぞれの自治区が高齢化が大きな懸念となっていると思います。

こうした状況の中で、専門的な知識を持つ森林整備アドバイザーやコーディネーターといった存在がいれば、課題の早期解決や活動の支援に大いに役立つと考えます。

そこで伺います。

午前中に御答弁の中でアドバイザーからは助言をいただいているとのことでしたが、町としてそのような専門人材を活用しての効果は何か実感されているところありますでしょうか、教えてください。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 ちょっと議員に確認させていただきたいんですが、アドバイザーというの、鳥獣対策のアドバイザーなのかそれとも森林活用のアドバイザー、午前中は鳥獣対策のアドバイザーということで答弁させていただいたんですが。

○議長 1番、渡部佳菜子君。

○渡部佳菜子 すみません、勘違いしておりました。

森林整備アドバイザーやコーディネーターといった、専門人材を活用するお考えはございますでしょうか。

よろしくお願ひいたします。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それではお答えをいたします。

現在の森林に関する様々な業務の支援、サポートをいただいておりますのは、町の森林組合に地域林政アドバイザーコミッショナリ事業ということで、例えばですが、森林整備計画の変更や伐採計画の届出、こういった専門的な知識が必要な場面においては、森林組合に委託業務として委託しております。そういう中で、森林組合の資格を持った方から様々なアドバイスをいただいているということで、既にそういったアドバイスの体制は整っているのかなと思います。

また、さらに県の森林林業部門におきましても、そういう様々な事業を実施する際には、アドバイスをいただいておりますので、現行のその取組の中で、様々なアドバイスはいただいているという状況でございます。

○議長 1番、渡部佳菜子君。

○渡部佳菜子 ありがとうございます。

これまで伺った内容を踏まえますと、森林整備や里山再生を進める上では、地域住民の豊富な経験や知恵を尊重しつつ、地域おこし協力隊の新たな力を生かし、さらに専門的な知識や技術を持つアドバイザーやコーディネーターの支援を得るという三者の連携が非常に重要だと考えます。

このような体制を整えることで、課題解決を早めるとともに、地域の方々の主体性を尊重しながら、持続可能な森林整備や、里山再生を実現できるのではないかと考えます。

町としてもこの三者が協働できる仕組みづくりをぜひ検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしくお願ひいたします。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 里山整備、森林整備に向けての協力体制という御質問でございます。

現在でもそれぞれ住民の役割、行政の役割それぞれあるのかなと思いますが、既に町内におきましては、地域でその里山を守るという取組をしている集落、自治区も幾つかあるのかなということで考えております。

そういうところには、これまで整備に関する様々な支援、整備の財政的支援も含めて、自主的に活動されている組織には支援をしてまいりました。

また、生態系に対する理解を深めるということで、今活動がちょっとなくなってしまった団体もありますが、そういう住民主体の取組をしているところもありますので、そういうところは行政としてもできるところは支援をしていきたいということで考えております。

また、町についても、先ほど申し上げました国の森林環境譲与税を活用した制度、あるいは集落周辺の見通しのいい環境づくりの実施、それが役割を持って、これから森林整備を行っていかなければなということで考えております。

○議長 1番、渡部佳菜子君。

○渡部佳菜子 ありがとうございます。

活動がなくなってしまったところがあるということでしたが、それは何が原因かと考えますでしょうか。

お願いいいたします。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 そういう自主的な活動がなくなったことについて理由、要因でございますが、高齢化であったり、あとはコロナ禍において活動が少し休止してしまって、なかなか復活できないような理由ということでお聞きをしております。

○議長 1番、渡部佳菜子君。

○渡部佳菜子 ありがとうございます。

これまで丁寧に御答弁を賜り誠にありがとうございました。

森林を環境保全という観点と、財産、資源としての活用という経済的な観点の両輪で捉えることにより、本町としてさらに大きな可能性を見いだせるものと期待しております。

かつてのよう、自然と共生しながら、現代の視点に合わせた持続可能な森づくり、地域づくりを進めていただきたいと考えております。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

不慣れで申し訳ございませんでした。

御清聴ありがとうございます。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 今次定例会に2件の一般質問を通告しております。

1件目は、若者・子育て世帯向け集合住宅整備事業についてであります。

令和7年3月議会で、若者や子育て世帯が住みたいと思える賃貸集合住宅を整備することで、移住定住の促進、町内の若者や子育て世帯等の町外流出防止、町内企業等が人材確保しやすい環境づくりを目指すことが示されました。

そこで伺います。

一つ目、若者・子育て世帯向け集合住宅の必要性をどのように捉えていますか。

二つ目、事業の進捗状況と今後の取組について伺います。

2件目は、命に関わる危険な暑さへの対策についてであります。

今夏は記録的な猛暑となり、気象庁は7月の平均気温が、統計開始以来最も高かったと発表しました。

また、暑さは8月も続き、9月にかけても厳しい残暑が予想されています。

適切な対策を講じなければ、命に関わるほどの危険な暑さとなっています。

そこで伺います。

一つ目、今夏の熱中症対策と、その評価を伺います。

二つ目、高齢者生活支援ハウスの夏季利用の状況と取組の評価を伺います。

以上でございます。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 4番、上野恵美子議員の若者・子育て世帯向け集合住宅整備事業についての御質問にお答えいたします。

まず1点目の、若者・子育て世帯向け集合住宅の必要性をどのように捉えているか、との御質問ですが、町では、人口減少対策の3本柱の一つに移住・定住の促進を位置づけ各種施策に取り組んでおります。

この移住に関する相談や移住者数はここ数年増加傾向にある一方、受け皿としての住まいの確保、特に賃貸集合住宅、アパートの不足が大きな課題となっており、町内における8月末現在の賃貸集合住宅の状況としましては、町の第1定住促進住宅30戸、第2定住促進住宅12戸のうち、空室はそれぞれ1戸ずつの計2戸のみで、第3定住促進住宅トゥジュール西会津の空室はありません。また、民間アパートでは全57戸中、空室は7戸のみとなっており、特に転出入の多い3月から4月には町営住宅も含めて、空室がない状況であります。

このように、ここ数年は紹介できる賃貸集合住宅が少ない状況が続いており、西会津のある暮らし相談室に寄せられる住まいに関する相談に対して、入居までつなげられたケースは約半数程度と、移住機会の喪失だけでなく、町内若者等の転出抑制・定住・定着にも影響が出ております。

さらに、この住まいの不足は、町内企業等における人材の確保にも大きな影響を及ぼしていることが、企業訪問等により明らかになっております。

これらの現状を踏まえ、本年3月議会定例会における重要政策の審議等でも御説明申し上げましたとおり、今後も移住・定住を推進していく上で、若者や子育て世帯が住みたいと思える住環境の整備は急務である、との認識に変わりはありません。

次に、2点目の事業の進捗状況と今後の取り組みについてでありますが、本事業は、これらの状況からも早急に取り組むべき事業ではありますが、一方で整備手法や財政負担、建物の維持管理など十分な検討を要する大きな課題もあることから、現在、様々な視点から事業の検討を鋭意進めております。

方向性が見えてきた段階で改めて説明の場を設けてまいりましたので、御理解願いま

す。

○議長 健康増進課長、岩渕東吾君。

○健康増進課長 4番、上野恵美子議員の御質問のうち、熱中症対策とその評価についてお答えします。

テレビや新聞などでも報道されているとおり、今年の夏は記録的な猛暑となり、9月に入っても全国的に猛暑日が続き、熱中症への警戒が呼びかけられています。

こうした中、町では、ケーブルテレビや町広報紙、自治区へのチラシ配布、ホームページや町公式LINEなどを通じて、町民の皆さんへ熱中症の予防を呼びかけるとともに、気象庁から熱中症警戒アラートが発表されたとき、または気温が35度以上になると予想されるときは、防災行政無線を通じて、その都度、注意を呼びかけるなど、熱中症予防への注意喚起を強化してきました。

また、誰でも利用できる涼み処として、クールシェアスポットを公共施設8か所、民間施設5か所、合わせて13か所に設置し、自治区へのチラシ配布やケーブルテレビなどを通じて広く周知を図り、町民の安全確保に努めてきたところです。

さらに、民生児童委員協議会や健康づくり協力員会議、各地区のサロン活動、地域包括支援センターとの情報共有、保健師による戸別訪問などを通じて、各地区の高齢者への熱中症予防の呼びかけや、見守りについても強化してきました。

また、介護福祉施設においては、デイサービスやショートステイなどの避暑利用についても対応してきたところです。

こうした取り組みの強化により、本年8月末現在で、西会津診療所の熱中症受診者が、昨年度9人から今年度は2人へ減少、西会津消防署の町民の熱中症救急搬送が、昨年度6件から今年度3件へ減少したほか、クールシェアスポットの利用者が増加したことなどから、町民の皆さんの熱中症予防への意識が高まるとともに、地域での見守りが進んできたものと評価しております。

町としましては、今後しばらくは気温の高い日が続くと予想されることから、引き続き熱中症予防への取り組みを継続し、町民の安心・安全の確保に努めていく考えです。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 4番、上野恵美子議員の御質問のうち、高齢者生活支援ハウスの夏季利用の状況と取組の評価についてお答えいたします。

最初に、町が取り組んでいる熱中症対策のうち、支援が必要な方を対象とした福祉介護課の対応について説明させていただきます。

介護保険の要支援・要介護者を対象としましては、在宅での熱中症が懸念される方には、短期入所系サービスや通所系サービス、エアコンの適正管理などを目的とした訪問系サービスをご利用いただいているところであります。

また、比較的健常な方でも高齢期の特徴として、自覚がないままに熱中症にかかる可能性も高まることから、家族はもとより、民生・児童委員、福祉協力員、見守り協力員など身近な方々による声掛けや見守りに努めさせていただいております。

これらの対応に加えて今年度から、生活能力の低下などにより適切な熱中症対策が難しく、家族による日常的な支援も困難な高齢者が、夏の間、高齢者生活支援ハウスを利用い

ただけるように体制を整えたところであります。

議員おただしの、その利用等の状況につきましては、本年3月末より対象者を把握するために、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、民生・児童委員など関係機関等と連携を図り情報収集に努め、9名の対象者を把握したところであります。しかしながら、一人一人の生活実態調査の過程で、本人からは住み慣れた自宅での生活継続の強い希望と、親族の方からは最終的には自分たちが面倒を見れるなどの申し出があり、利用にはつながっておりません。

また、ゴールデンウィーク明けより、公募も開始しケーブルテレビによる情報周知に努めましたが、対象となる方からの問合せ等はありませんでした。

次に、取組の評価として利用に至らなかった要因につきましては、高齢者の夏の暑さに対する感覚や、夏季利用に係る情報の浸透不足、そして家族などの支援を受けて自宅にエアコンを設置された方が増えたことなどと考えておりますので、御理解願います。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 それでは再質問させていただきます。

まず若者・子育て世帯向け集合住宅整備からお聞きしていきます。

まず、この事業の目的ですけれども、答弁の中にありました移住定住の促進であったり、町内の若者が町外への流出を防止すること、または町内企業等が人材確保しやすい環境づくりということで理解しています。

これは確認なんですけれども、その根底にあるのは、過疎のこの町が抱える課題、人口減少、少子高齢化、地域経済の衰退など、そういう課題への対策がこの事業の目的の根底にあると認識していますが、確認をお願いします。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 上野議員の再質問にお答えいたします。

今ほど議員がおっしゃられたとおりでございまして、この人口減少社会が今後ますます進んでいく、加速化していく中で、そういう移住定住というような従来の施策から、今度はその交流人口だったり、関係人口の創出、こういった流れがございます。国全体として流れがございますが、本町においてはどうかということになりますと、議員お話しになられたように、今どんどんどんどん減少していく中で移住者を増やすべきやいけない。一方で、若者の転出抑制、これが物すごく大事な、今一番大事な要素になっております。

転出抑制と移住。それから3点目の町内企業の人材確保、これが重要な根拠になっているところでございます。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 確認ありがとうございます。

そこで、そのことについてはまた後ほど触れさせていただきたいと思います。

次に、若者・子育て世代向け集合住宅の必要性について、答弁の中では急務であると捉えているという答弁がありました。

3月議会の説明のときもありましたけれども、若者・子育て世代が住みたいと思える賃貸住宅が少ない状況にあって、賃貸集合住宅、アパート不足が喫緊の課題であると、そのように示されました。

そのことについて少し詳しくお聞きしていきたいと思います。

というのは、まず喫緊の課題というのは、直ちに解決が求められる、とても緊急性の高い重要な問題だと、そういう意味ですけれども、そこでどのくらい緊急性が高いかということは明らかに示す必要があると思っています。

3月議会で提出された資料では、その時点の最新の結果として、令和6年度の結果が示されておりました。2月末までで、相談件数が15件、入居できた件数が11件で、入居率が73.3%ということでした。

なので、相談数のうち入居できなかつた方々もいたということで理解しました。その後も相談してくる方もいらっしゃったと思いますが、最新のデータがあればお示しいただきたいと思います。

相談件数と入居をできていない件数などが分かれば、お示しください。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 お答えいたします。

3月の時点では、令和6年度の数字で今ほど議員お話されたと思いますが、2月末現在で相談あったのが15件で、入居対応できたのが11件いうようなことでございました。

これ令和6年度の最終的な実績としましては、相談件数3月に2件増えまして17件、ただ、入居できたのは1件増えて12件ということでしたので、入居できたこの率で申し上げますと、2月末では73.3%でしたが、3月末では70.6%ということで、若干数字が落ちたような状況になっております。

さらに、令和7年度、今年度に入りまして、8月までの5か月間の数字、手元にございます。相談件数は5件、そのうち入居までできた対応できた件数が4件ということで、7年度に入って、上半期はちょっと入居率が8割程度になっているというような数字は持っております。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 最新のデータを示していただきましたが、それでは、入居できないで入居待ちしている方は何人いるのか。

そしてその年齢層であったり世帯構成、単身者なのか夫婦のみ世帯なのか、子育て世代なのか、その辺分かればお示しいただきたいと思います。これはなぜお聞きするかというと、緊急性が高いという事業であるということと、今後アパートを整備するときに、その辺の情報は当然必要な情報だと思いましたので、お聞きします。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 再質問にお答えいたします。

今ほどの御質問で、入居対応までいけなかつた、応えられなかつた相談なんですけれども、相談自体は、その時点その時点で相談を受けて、町の方で御紹介したり、あとは内見も同行しておりますので、内見まで行って御希望に沿えないということで入居に至らなかつたケース、様々なケースがございます。

その先は、その相談者の方がそれぞれ町外に行かれたかもしれませんし、またはアパートではなくて、戸建てのほうを探されたというケースもありまして、それぞれの個人の判

断で相談先を変えられたりしておりますので、そこまで数字として、今町としては保有していないところが実態でございます。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 それでは、相談数のうち、入居をできなかつた方々のその詳細は把握されていないということで理解しました。

本当はそこまで必要なのかなと思いますけれども、分かりました。

次にですけれども、町内企業においても、住まい不足が労働力の確保に影響を及ぼしている実態が企業訪問等により明らかになったと示されておりますが、ここをもう少し詳しく御説明いただきたいと思います。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

企業における人材不足といいますか、部分でございますが、企業訪問、毎年数社ずつ町でも町長はじめとして実際に企業さんのはうに出向きまして、いろいろな課題というようなところを把握しておるところでございます。

昨年度行った中でも、今現在町内からの求人というのがなかなか集まらないんだというようなところで、本当は町内から募集をしたいというような認識がございますが、なかなか集まらないので、町外にも手を伸ばしているんだけれども、その町外から来ていただくなあたってネックとなるのが、町外からの通勤距離であつたり、冬期間の雪の問題というようなこともございまして、町内にそういうような住居があれば、なお人材の獲得に有効なのではないかというようなお話をいただいているところでございます。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 では、毎年企業訪問されてそういう声があるということで、今年においてもそういう声が聞かれたということによろしいでしょうか。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

今年度の正式な町長が行く企業訪問は、これから実施する予定でございますけれども、我々事務サイドでお話を伺った企業さんの中では、そういったお話を頂戴しているところでございます。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 分かりました。

次に、若者や子育て世代が住みたいと思える賃貸住宅というのは、どのような住宅だと捉えているかお聞きします。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 質問にお答えいたします。

一番分かりやすいのは、第3定住促進住宅トウジュールでございます。町営住宅で言えばトウジュールのことなのかなというふうに考えております。

といいますのは、先ほど申し上げましたとおり、もう常に空室なしという状態でして、一戸、二戸転居があると、すぐにまた応募者が殺到して抽せんというようなことになつている状態ですので、そういうふうに認識しております。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 3月の資料でも比較的新しい住宅を好むという旨の説明がありましたので、第3定住住宅は、比較的新しいということでは好まれているといいるのかなと思います。

今年度の当初予算でトゥジュール西会津と同規模の施設整備を想定した場合に見込まれる、用地の取得に向けた調査経費として、149万9,000円が計上されていますが、そうすると、今回も第3定住促進住宅と同規模の施設を整備することを検討されているのか、お聞きします。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 再質問にお答えいたします。

その同規模の施設整備の想定については変わってございません。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 第3定住促進住宅は、間取り1LDKで、全16室の規模であると記憶しています。

実際単身者の人であったり、あと夫婦世帯、また小さい子供がいる子育て世代の方々が生活されていますけれども、子供が大きくなると、やはり1LDKでは手狭になって、新しい住宅を求めて転居しているという実態があると思います。

なので、今回若者・子育て住宅整備となっていますけれども、単身者や夫婦世帯と、あとファミリー世帯では、住まいに求めるニーズが違うのではないかと思いますが、その辺はどうのように考えているかお聞きします。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 お答えいたします。

施設の規模としては、トゥジュールと同規模というふうに想定しているところでございますが、その部屋のタイプとしましては、今ほど議員から御指摘あったような形もありますし、あとそもそもこの名称が子育て世帯向け集合住宅ということになっておりますので、1LDKよりも広いタイプ2LDKだったり、そういったことも考えての検討をしているということでございます。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 それでは、今までの検討では、単身者も夫婦世帯もファミリー世帯にも対応できるような、そういう集合住宅を整備することを検討しているということで理解します。

先ほど、この事業の目的のところで確認させていただきました、地域課題への対策が事業の目的の根底にあるということについて、もう少し詳しくお聞きしていきたいと思いますが、人口減少や少子高齢化が進むことによって、地域のコミュニティ機能が弱まつたりとか、あと、住民同士のつながりが希薄化するということが危惧されます。

住民の生活を守るためにには、地域の中で助け合ったり、協力し合っているということは、今後ますます必要になってくると思いますけれども、アパートの住人の方と周辺の地域の方々との関係性の構築については、どのように考えているかお聞きします。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 再質問にお答えいたします。

これも議員申されているとおり、確かに人口減少社会の中で、そういう地域コミュニティの大切さというのは、ますます高まってくるのかなというふうに考えているところでございまして、アパートだけ、アパートを含むその周辺の自治区、コミュニティについての親和性といいますか、一緒に生活する、近隣に住む生活する者同士のコミュニティの大切さは、十分に町としても認識しているところでございます。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 現在その地域との関わの中で課題を残している住宅もありますけれども、決して強制するものではありませんが、入居の段階からその辺十分理解していただくという、このことが必要なのかなと思いますし、その後も行政と地域が協力し合って、十分に連携を取って進めていくことが必要だと思いますけれども、その辺の考え方をお聞きします。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 お答えいたします。

例えば、そういう町内会との関わの部分でございますが、これにつきましては、以前の住宅整備事業の際にも、町としては入居者に対してそういった部分についてお願ひをしているような経過もあったということでございます。

ただ、一方で住民の自治組織でございますので、あくまでも任意団体ということで任意加入になりますので、町としてお願ひだったり、そういった部分と、あとは、先ほど申し上げましたコミュニティの大切さ、こういった部分については、当然入居希望者に説明はいたしますが、それ以上の部分につきましては、やはりその周辺の自治会組織とアパートの住民等と関係なのかなというふうに考えております。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 考え方はそのとおりだと思いますけれども、行政と地域が連携してそこは進めていっていただきたいと思います。

そして、さらに住宅整備は、単に住宅をつくるということだけではなくて、町をデザインするというか、町が抱えている様々な課題を解決して、町をよくするったり、町に住んでいる方々の生活をよくするために、様々な視点から総合的に取り組むという、考えていくことが必要だと思いますが、その辺についてはどうのように考えるかお聞きします。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 質問にお答えいたします。

1回目の答弁でも申し上げましたとおり、本事業につきましては、様々な課題もございます。そういうこともありますので、今議員もおっしゃられたとおり、総合的な観点から検討を進めているところでございます。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 では、このたびの住宅整備は、町が抱える様々な課題に対して、様々な視点を持っての住宅整備と考えていいということで理解しました。

この質問の最後になりますが、自治体の中では民間の活力を借りて、公的な賃貸住宅を整備だったり管理だったり、運営している自治体もありますけれども、この事業において、民間の介入であったり、民間との協働という、その辺は検討されているのかお聞きします。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 お答えいたします。

これも本当にまさに議員おっしゃるとおりでございまして、第3定住住宅トゥジユール方式のように、公設公営がいいのか、それとも議員がおっしゃられたような、今の官民連携であったり、そういった部分がいいのか、そういうことも含めて総合的に現在検討しているところでございます。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 住宅整備喫緊の課題とはいえ、町づくりの中で明確なビジョンを持って、そして十分な調査検討が必要な事業だと思いますので、今後の取組を注視させていただきたいと思います。

それでは次の再質問にさせていただきます。

命に関わる危険な暑さへの対策についてお聞きいたしました。

今年の夏の熱中症対策とその評価ということで、様々な広報による注意喚起であったり、また、自宅への訪問、そして涼みどころの設置など様々取り組んできた。その結果として、今年は診療所に熱中症で受診した方は1名だったということでは、一定の効果があったと思っています。

ただ、その評価が全てではないとも思っています。

というのは、取組の結果、特に注意が必要な高齢の方がこの危険な暑さからどのように自分の命を守っていたか、生活がどのように変わっていったかというところまで、その実態を丁寧に把握する必要があると考えていますが、考えをお聞きします。

○議長 健康増進課長、岩渕東吾君。

○健康増進課長 再質問にお答えいたします。

在宅の高齢者の方で、特に暑い夏場の日の対応や、健康管理に注意を払わなければならぬ高齢者がいることは町としても把握しております、それらの実態を個別に把握していくことは重要であるというふうに考えております。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 それではお聞きします。

在宅で暮らす、特に高齢の方にとって、熱中症を予防するために、室温を何度も保つことが奨励されているかお聞きします。

○議長 健康増進課長、岩渕東吾君。

○健康増進課長 一般的に厚生労働省が出しているエアコンの室温の基準については、28度と言われていますが、設定温度ではなくて、実際に室温がその程度に保たれるようにエアコンの調整をするということが推奨されているというふうに認識しております。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 そのとおりで、エアコンなどを使用して室温を25度から28度に保つよう呼びかけられています。そこで、私が町民の方々のもとを訪問して確認したことを幾つか申し上げます。答弁の中でもありましたので、町のほうでも把握されてる部分ではあると思うんですけども、エアコンの設置が進んでいますけれども、まだ一定数エアコンのないお宅があるということ。

そして、エアコンは設置されていても、電気代を気にして使用を控えている方も一定数いらっしゃる。

また、特に高齢の方は暑さを感じにくくなっているために、30度を超える室温で過ごされている方も多いいらっしゃいました。

中には、エアコンのリモコンの操作が正しくなくて、暖房に設定されてる方もいらっしゃいました。

また、今年の夏は暑すぎて外出を控える方が多かったので、これは涼みどころの利用に反映するのかなと感じました。

どんなに暑くてもエアコンがなくても自宅を離れたくないという方は多くいらっしゃいました。その結果、命を守る室温をはるかに超えた家の中で過ごされている高齢の方が一定数いらっしゃったということは把握されておりますか、お聞きします。

○議長 健康増進課長、岩渕東吾君。

○健康増進課長 お答えいたします。

今の議員がおっしゃられたような実態につきましては、専門職による戸別訪問や、あるいは、関係機関同士のケースの共有によって把握しているところでございます。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 把握している中で、では、日中自宅で過ごされている高齢の方多いんですけども、その方々にとって本当に危険な暑さがありました。

では、エアコンがない方、または経済的な理由でエアコンを使うことを控えざるを得ない方は、どのようにこの暑さから自分の命を守るべきだと考えますか。お聞きします。

○議長 健康増進課長、岩渕東吾君。

○健康増進課長 お答えいたします。

例えば、高齢の方でエアコンのない方、自宅にエアコン設備のない方等につきましては、最初の答弁で申し上げましたとおり、介護福祉施設において避暑利用によるデイサービスやショートステイなどの取組についても行っておりますので、そういった対応について、個別具体的には、様々なケースに応じて、地域包括センターや町、そして福祉部門と連携をしながら、個別具体的に対応をしているところでございます。

また、生活困窮の方につきましては、エアコンのない方も利用できる、どなたでも利用できる町の涼みどころ、こういったところも昨年度から設置をさせていただいておりますので、そういったところをうまく利用していただくように広報の回数、あるいはその広報の仕方についても工夫をしながら周知を申し上げてきたところでございます。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 さらにですが、受診件数は2件であったと評価されました。では、福祉において、また次期総合計画の中でも、この町が目指していること、これは町民一人一人の幸せの実現というのを目指していると思っています。

さらには、今施設関係では、介護3.0に取り組んでいて、これはまさに個別ケア、一人一人に寄り添うという考え方です。

それを施設だけではなくて、在宅へも広げようとしていると理解しています。

私が訪問して、肌で感じたことは、エアコンなどで室温を適正に保たれている方とそうでない方ではQOL、生活の質に差が出ているということです。

高齢の方、エアコンのない暑い部屋で自分の命を守るということ精いっぱい頑張っておられました。QOLを維持できるような状況ではないということは想像できると思いますが、その辺はどのように考えるかお聞きします。

○議長 健康増進課長、岩渕東吾君。

○健康増進課長 お答えいたします。

まず、地域に対してのアプローチといたしまして、民生児童委員の皆さんや、自治区長さんなどを通じて、地域のまち見守り、声かけ、こういったものを一つお願いしたいという働きかけをしてまいりました。

また、個別具体的には先ほどもお答え申し上げましたとおり、保健師の戸別訪問、あるいは、地域包括支援センターや福祉部門との情報共有において、個別のケースに合わせた対応をして、生活の質が保たれるように見守りケアを行ってきたところでございます。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 それでは、この災害級の暑さから身を守る対策においては、現状の支援でいいと思われるのか。

さらに町の支援が必要だと思われるのか、その辺はどのように考えているかお聞きします。

○議長 健康増進課長、岩渕東吾君。

○健康増進課長 お答えをいたします。

現段階では、昨年度から引き続き、あるいは今年度も強化してきた取組が現実的な取組であろうというふうに認識しております。

ただ、今後また来年、再来年と気候変動がどのようになるか、まだ推測がつかないわけでございますが、その暑さが増していくのに対して、暑さが増していくことが予測されるようであれば、さらなる対策はないか常に検討研究を重ねながら、今議員がおっしゃったような生活の質に不安のある方々が快適にふだんの生活を送っていくように、町としても鋭意努力をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 私は、現状から少なくとも二つの支援が必要であると捉えています。

一つは、環境省が警告している室温 25 度から 28 度は、この町にとってもエアコンがなければ確保できないと思います。

そこにおいては、経済的な支援の必要性は必要だと思いますが、その辺の考え方をお聞きします。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 上野議員のエアコンの設置の支援というような観点での御質問にお答えいたします。

今年の調査の状況でありますけれども、やはり町内全域において、エアコンの設置、自分で、もしくは息子さんあるいは娘さん、身内の支援を受けながら設置をされたという方が相当数いるということを把握しております。

その中で、やはり自分の暮らしを自分で守る、自分たちで守るというのは基本だと思います。

ただ、そうし難い方もいらっしゃることは現実として把握しております。

それでは、その方々に対して、すぐに公助なのか、公の支援なのか。そうではないと考えております。互助共助の中で何とか過ごせることはないのかということで考えたときに、今年町で取り組んでいる集会所へのエアコンの設置の推進などは、まさにそのとおりだと考えておりますので、そういう部分も含めて総合的に考えていく。すぐ足りない部分に對して公助というような考え方については、もう少し慎重に対応を考えていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 エアコンの補助についてはじっくり考えていくという姿勢でありましたが、支援の二つ目で、私再質問の最初に、この危険な暑さから自分の命を守るために、町民の方々の生活がどのように変わったか。その実態を丁寧に把握する必要があるのではないかですかと申し上げました。

実際、災害級の今年の暑さから自分たちの命を守るために、本当に必死で暮らしていらっしゃる実態であったり、また生活の質は落ちていないかということであったり、そういうところまで支援する側が汗をかいて、きめ細やかに寄り添うことが必要なのだと思います。

そういう取組の中で、初めてエアコンが必要であるかとか、必要じゃないかとかというところが判断できると思いますが、私たちが汗をかいて、本当にきめ細やかに寄り添う、その辺はどのように考えているか、どのように取り組んでいるか。町が目指す一人一人の幸せの実現のために、私たちの考え方とか、取組とか、あと活動も変わっていかないといけないと思いますが、ちょっとその辺の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

今ほどの上野議員の質問に対して、まず、いわゆる全数調査というふうに言われるものだと思いますが、この暑さの対策についてそういう調査というのは現在行っていない状況ですが、先ほど健康増進課長の答弁にもありましたとおり、専門の機関、多職種が連携して、それぞれが関わっている世帯について把握しながら、必要な情報を共有して、緊急の対応があれば、これまで対応してまいりました。

そういう中で、中には緊急の対応として、介護施設に入所していただいたような方もおられると把握しておりますけれども、そういうケースというのは、それほど多くはないんですけども、上野議員の日常のその活動の中で、もしそういった方を個別具体的に把握されているのであれば、それを町もしくは包括、そういうところに情報を提供していただいて、しっかりその専門機関で対応していくというのも一つの連携の仕方だと考えておりますので、ぜひそういう情報をいただきたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 私が訪問して得た情報で必要なものは、100%提供させていただいているので。

そういう把握を民生児童委員さんとか、福祉協力委員さんとか、見守り協力員さんにお願いする部分というのはやっぱり大きいと思うんですけれども、やっぱりその情報を聞くというのと、私たちが生活の場に、支援する側が生活の場に足を運んで、自分の五感で感じ取るというところは、やはり違って、これからはそういうことが求められていて、まず幸せの実現にはそこから始まるのではないかと思うんですが、ちょっと考えをお聞きします。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 今ほどの御質問にお答えいたします。

国もしくは町も既に進めております包括的な支援、もしくはその一部として重層的な支援というような表現がございます。

この活動の中では、アウトリーチ型によって、それぞれの世帯の困っている状況の把握を進めていくというようなものが推奨されております。まさにそういった対応に努めておるわけなんですけれども、全てに対して完全に対応できているかということであれば、上野議員が把握されている内容を全て把握しているわけではございませんでしたので、今後とも引き続き把握できるように、アウトリーチ型の訪問支援にも努めてまいりたいと考えております。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 そういうアウトリーチ型から、やっぱり暑さ対策というのを今後考えていただきたいと思います。

続きまして、涼みどころの活用ですけれども、今年の夏ぐらい暑さが厳しいと、外出することを控えている方がすごくいらっしゃいました。

そういう厳しい暑さの中で、外出をためらう中で、涼みどころはどのように活用できるのかということは、どのように考えているかお聞きします。

○議長 健康増進課長、岩渕東吾君。

○健康増進課長 お答えをいたします。

外出するのを控えなくてはならないほど暑さの中で、わざわざ涼みどころに来てくださいというようなことは町もお願いをしておりませんで、やむなく外出した場合に、一時的に暑さをしのぐために、ぜひその公共施設などの涼みどころを活用してくださいと。

ただ、熱中症の防止については、御家庭でエアコンなどの設備がある方については、不要不急の外出を控えて、自宅で適正な室温の中で水分を小まめに取りながら、熱中症の対策をそれぞれ気をつけていただきたいということでございますので、わざわざその外出をしていただいてまで涼みどころを利用していただくということではなくて、涼みどころにつきましては、繰り返しになりますが、やむなく外出をされている方について、一時的に暑さをしのぐためにぜひ御利用いただきたいというような、これは全国的な涼みどころの設置の趣旨でございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 分かりました。

涼みどころは多様な対策の一つとしては有効だという認識は同じであります。

続きまして、高齢者生活支援ハウスの夏季利用についてです。

この事業の目的は理解します。

そしてニーズもあると思っていました。

しかし、事前調査の段階では、利用を見込めたのが実際は利用される方は今のところいないというところでは、その原因については、答弁の中で分析されておりましたので理解しました。

それを踏まえて、来年度に向けてはどのような取組が必要であるかお聞きます。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 上野議員の御質問、高齢者生活支援ハウスの来年に向けての利用促進というような部分でお答えをさせていただきます。

まず施設が開所して20年以上たつわけですけれども、その間町といたしましては、やはり身近な施設として、浸透しているというような捉え方、当然ながらしてまいりましたが、20年の中でいろいろな経緯もございましたが、今現在しっかりと町民の方に再度高齢者支援ハウスの状況、あるいはそこでの生活の仕方とかそういうものが浸透していくように、ケーブルテレビでまず中の雰囲気だったり、あるいは様子だったりを現在放送させていただいております。

この後、予定なんですかとも、見学会もしくはいろいろな課題はございますけれども、お試し利用というような形もできれば、実際のその利用の状況が体験できますので、有効な対策の一つかなというふうに捉えて検討をしているところであります。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 来年度の取組については理解しました。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長 暫時休憩いたします。再開は午後3時です。(14時27分)

○議長 再開します。(15時00分)

5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 皆様、お疲れさまでございます。

今日最後の質問者として質問をさせていただきます。

まず、猛暑及び落雷事故などの自然災害対策について伺います。

9月2日、気象庁は今年の6月から8月の夏の暑さは、平均を2.36度も上回り、1898年の統計開始以来最も暑かったと発表しました。

これは災害といつても過言ではありません。

そこでお聞きします。

先ほどの同僚議員と重なる質問もありますが、同僚議員と担当課長のすばらしい議論、これもありましたが、私なりの視点から伺います。

まず、夏の猛暑対策について三つの政策を取り上げ、町民の命と健康を守る施策を実施してはどうでしょうか。

一つは、高齢者生活支援ハウスの活用です。

現在実施されている高齢者支援ハウスの夏の活用状況はどうでしょうか。また、課題と改善策があればお示しください。

二つ目は、エアコン購入費用の補助についてです。

8月22日の報道によりますと、東京都の小池知事は、熱中症対策として、都内在住の65歳以上の高齢者と障がい者を対象に、エアコンの購入費用を8万円補助すると発表しました。6月議会でも質問しましたが、既に県内の10の自治体でも実施しています。

町でも、住民税非課税世帯などにエアコン購入費の補助を実施してはどうでしょうか。

三つ目は、集落の集会所を利用してのクーリングスポット設置についてです。

今、エアコン設置を進めている各集落の集会所を活用して、クーリングスポットを設置してはどうでしょうか。

各自治体と相談し、できるところから、またお茶・電気代などの予算措置をすることも必要と考えます。

以上の三つを、町民を熱中症から守る西会津方式として提案いたします。

次に、自然災害対策として、落雷事故対策についてです。

8月、今年の8月17日、訓練中の自衛隊員2名が演習場内で落雷によって死亡するという事故がありました。

また、今年4月10日には、サッカーチームの活動中に落雷に遭い、6名が病院へ搬送。うち1名が心肺停止。2名が意識不明の重体となった事故が発生しました。

気象会社の調査によれば、落雷事故は過去10年間で1.7倍に増加、原因は定かではないが、近年の温暖化なども影響していると見られます。

また、世界の平均気温が1度上昇するごとに、落雷が12%増加するという報告もあります。

今世紀末には50%増になると予測されています。

そこで伺います。

一つ、落雷事故対策はどのようにになっていますか。

二つ、気象庁の雷ナウキャストは利用されていますか。

三つ、学校の活動や老人クラブのゲートボールやグラウンドゴルフなどで、携帯型雷探知機を導入してはいかがでしょうか。

次に、補聴器購入への補助について伺います。

2025年3月議会で、補聴器購入に補助を求める私の質問に対し、町は事業の効果というものも先行自治体にお聞きして、十分に調査をさせていただいて、事業効果とあと事業の部分をしっかりと検証させていただいてから事業を始めるか始めないかという部分は判断させていただきたいと考えておりますというものでした。

また、認知機能の低下のリスクを低減させるため、様々な行為、その中で聴力の維持というのは重要なことであるとされておりますので、この事業については、十分やる意義のある事業だと認識しております。そう答弁しています。

そこで伺います。

一つ。補聴器購入事業の検討状況はどうなっていますか。また、認知症リスクを低減するためには、町民が聴力の状況を把握し、各人の対策を考えてもらうことが大切だと思います。そのきっかけとして、町として聴力検査を進めてはいかがでしょうか。

以上一般質問といたします。簡潔な答弁を求めます。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 5番、小林雅弘議員の猛暑対策についての御質問のうち、1点目の高齢者支援ハウスについて、2点目のエアコン購入費用の補助についてお答えいたします。

最初に、高齢者支援ハウスの夏の活用状況とその課題につきましては、4番上野恵美子議員の御質問にお答えしたとおりであります。現在、課題の解決方策の一つとして、本施設について、改めて身近な存在として感じていただけるように、施設内の様子や雰囲気をケーブルテレビで紹介しているところであります。

また、今後は本施設での生活を、実際に肌で感じていただく機会として、見学会の実施やお試し利用の検討などを進めてまいりますので、御理解と御協力をお願ひいたします。

次に、住民税非課税世帯に対するエアコン購入費用の補助につきましては、本年6月定例会においてお答えしましたとおり、住民税非課税世帯の中でも家族による支援も難しく経済的に孤立・困窮し、公的支援が必要な世帯を適正に判断できる基準の設定や、生活困窮からの自立に向けた伴走型支援との連動など、新たに検討している支援が、また新たな支援の必要性を生んでしまうような不十分なものとならないように、さらには、これまでの調査の過程で、家族の支援がありエアコンを設置され、自宅で過ごされている方も確認しており、自分たちのことは、自分たちで保持する「自助」が生活を営んでいく上の基本原則であることにも十分配慮しながら、引き続き調査・検討を進めてまいりますので、御理解願います。

続きまして、認知症のリスクを減らすための補聴器購入費用の補助についての御質問にお答えいたします。

はじめに、1点目の補助事業の検討状況につきましては、本年3月定例会においてお答えしましたとおり、様々な調査・研究において、加齢等による難聴を放置することは、人とのつながりや関わりの減少につながり、認知機能の低下の危険性を高める可能性があると指摘されております。

町では、現在、次期介護保険事業計画の策定に向けた介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の準備を進めており、本町における難聴の実態を把握し、必要な対策を計画していくよう検討を進めるとともに、国による制度創設につきましても、引き続き要望してまいります。

次に、2点目の聴力検査の実施につきましては、先ほども申し上げましたが、加齢等による難聴は認知機能低下の危険性を高める可能性があることが分かってきており、自立支援や介護予防の重要な要素の一つとして、対応の必要性が唱えられるようになりました。

聴力の低下につきましては、ふだんの生活の中で本人や家族が気づくことが多い身体機能の変化であります。

町としましては、聴力検査の実施によるきっかけづくりよりも、聴力の低下に気づいた際にためらいなく医療機関を受診し対策することの必要性と有効性、難聴のある方に対し

ての周囲の方の配慮やコミュニケーションの工夫等により認知機能に対する悪影響を軽減できる点、聴力の低下を歳のせいだからと放置してしまうないように、各関係機関と連携し必要な知識の普及に努めてまいりますので、御理解願います。

○議長 健康増進課長、岩渕東吾君。

○健康増進課長 5番、小林雅弘議員の猛暑対策についての御質問のうち、3点目の集会所のクーリングスポット設置についてお答えします。

現在、町では、誰でも利用できる涼み処として、町役場や町民図書館などの公共施設8か所、リオンドールや郵便局などの民間施設5か所、合わせて13か所に、クールシェアスポットを設置しています。

このクールシェアスポットの設置基準としましては、冷房設備や椅子などがあり、一定時間の利用が可能な施設で、かつ、利用者の制限がなく誰でも利用できる施設としています。

御質問の自治区の集会所につきましても、これらの基準を満たす施設については、クールシェアスポットを設置できるものと認識しています。

ただ一方で、自治区の集会所については、地区住民以外の不特定の方が利用されることや、定期的に一定の時間を管理しながら開放することを想定していないものと思われます。

したがいまして、町としましては、地区住民の皆さんのが一時的に暑さをしのぐために集会所を利用される場合は、いわゆる公の場としてのクールシェアスポットよりは、自治区の自主的な「共助」の場として運用されることが現実的であろうと考えています。

次に、クールシェアスポットの運用経費についてですが、現在、町内のクールシェアスポットについては、のぼり旗やポスター、熱中症応急キットを町から配布しており、電気料や人件費などの管理経費は、それぞれの施設で負担いただいております。

自治区の集会所にクールシェアスポットを設置した場合、民間のクールシェアスポット施設はもとより、集会所や冷房設備のない自治区との公平性などを考慮すると、自治区の集会所の電気料などは、自治区で負担いただくべきものと考えております。

しかし一方で、今年度は、全国で展開されている官民一体の熱中症予防声かけプロジェクトを活用し、町専門職が自治区の集会所などで行われたサロン活動において、熱中症予防の講話をを行いながら、参加者へ熱中症対策ドリンクを配布したところです。

今後もこのようなキャンペーン事業などを積極的に活用しながら、自治区の熱中症予防や交流の取り組みに対し、町としても支援していく考えです。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 5番、小林雅弘議員の猛暑及び落雷事故など自然災害対策についての御質問のうち、落雷事故対策についての御質問にお答えいたします。

気象庁では、落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象により、人や建物への被害が発生するおそれがあると予想した地域に対して、6～3時間前に、雷注意報を発表しております。

この積乱雲に伴う激しい気象現象は、短い時間に局地的に大きな被害をもたらす特徴があり、発生する場所や時刻を特定して予測するのは困難といわれています。

このため町では、福島地方気象台から県を経由し、通報される各種気象注意報や気象警

報等について、その内容により、速やかに関係課及び関係機関に伝達する体制を取っており、落雷のほか、大雨による土砂災害や浸水害などの災害が発生するおそれがある場合には、防災行政無線や町ホームページ、ケーブルテレビ、防災アプリなどを活用して警戒や注意を呼びかけて災害への対応を図っているところであります。

次に、二つ目の雷ナウキャストの利用についての御質問にお答えいたします。

この雷ナウキャストにつきましては、雷の激しさや雷発生の可能性を1キロメートルメッシュ単位で解析し、1時間先までの予測を行うもので、10分ごとに情報が更新され、気象庁のホームページで公開されております。

町では、雷ナウキャストのほか、気象庁の公開情報を防災情報として活用しており、雨雲の動き、線状降水帯に関する各種情報、さらに土砂災害や浸水、洪水の危険度を示す情報なども、気象災害に伴う被害防止・軽減を図るため活用しているところであります。

また、こうした情報は、町民一人一人が自ら判断して速やかに適切な行動をとるために重要であることから、気象庁のホームページや防災アプリなどの気象情報の入手や利用の仕方を含め、町民の皆さんに周知強化を図ってまいります。

次に、三つ目の学校の活動や老人クラブ活動などでの携帯型雷探知機の導入に関する御質問にお答えします。

学校活動においては、本年4月10日、奈良市での部活動中の落雷事故を受け、翌日の11日に文部科学省から落雷事故防止に関する依頼が県を通じて発出され、町教育委員会より小中学校に向けて事故防止について対応を依頼したところであります。

なお、小中学校においては、雷ナウキャストや、無料アプリ等の活用とともに、学校グラウンド等校舎外での活動中に雷光や雷鳴が確認された場合には、すぐに校舎へ避難する等、児童生徒の安全確保に努め、迅速な危険回避が図られているところであります。

次に、老人クラブ活動においては、これまでの活動の中で、落雷による事故やケガの報告はなく、屋外での活動中に雷光や雷鳴が確認された場合には、みんなで声を掛け合い、活動を中断するなど、安全対策を講じているとのことであります。

町では、暑さを含む厳しい天候や荒天が見込まれる場合には、屋内会場への変更や日程の変更など、また活動中に危険を察知した際には、速やかに安全な場所に避難するなど、安全を最優先とした活動に取り組んでいただけるよう引き続き老人クラブ等と連携を図っていく考えであります。

議員おただしの雷探知機の導入につきましては、雷発生予測の難しさや危険度などに鑑み、関係機関や各種団体等とその機器の有効性や必要性について協議し検討してまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 それでは、順に再質問をさせていただきます。

まず、猛暑対策です。

この件につきましては、非常に先ほど同僚議員がすばらしい質問をされ、さらに担当課長がすばらしい答弁をされていましたので、部分的にはしょってまいります。

高齢者支援ハウスの活用なんですが、大体分かったんですが、見学会とかお試し利用、そういうことでいいと思うんですが、一つ、冬に利用された方いらっしゃいますよね。その方々の利用した感想などもお聞きして、それを生かされたらいかがでしょうか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

冬の御利用者の感想を夏の利用に生かしたらという御質問だと思います。

そういった部分については、今年はできなかつたわけなんですけれども、小林議員の御提案ということで、こちらのほうでそういった内容については確認をして、どういった工夫をこらせば、夏の利用の促進につながるのかということを検討していきたいと考えております。

また、もう一つだけ申し訳ありませんけれども、今回利用につながらなかつたわけですけれども、決してこれが全て否定的な面だけではないということは御理解をいただきたいと思います。自宅で家族の支援を受けてエアコンを導入できたことによって、安全に過ごされている方が昨年よりは増えたという状況もあって利用につながらなかつたというふうに理解をしておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 今おっしゃられた状況というのは、大変すばらしいというふうに考えております。

ただ、私が言いたいのは、そういうふうになっていただくのが一番いいんです、本当は。

大体皆さん自分の父とか母を見たときに、うちの母何かは家で死にたいんだというような希望を持っておりました。ですから、デイサービスには1回も行かなかつたんですね。ただ、そのほかの支援を町からいただきながら何とか最期までみとることができたということで、私含め家族がみんな感謝しています。

一番いいのはそういうことなんですが、それができない。例えば、本当に一人暮らしと申しましようか、孤立されている方もいらっしゃいます。

先ほどからずっと、答弁でもおっしゃりましたけども、高齢者ってやはり感覚がやや鈍いといいますか、体温というか温度を感じにくくなっている。例えば、私の家では1階が33度のとき2階にのぼると38度なんです。でも、ある方はあまり感じないそうなんですね。そういうふうにおっしゃられた方がいらっしゃいました。ですから、そういう感じ方が少し鈍くなっている方がいらっしゃいますので、そういう人のために、やはりこの施設が、私は一つは必要だと感じております。そして決してこれは要らないなんて言ってはいけないんですよ。

私は、これは西会津が誇る対策なんだなというふうに思っています。ですからこれを含めた三つの要件で、西会津方式という対策をしたらいかがですかという提案を今回させていただいてます。これだけはもうお間違えのないように。

今日、今年、夏に見に行ったときに1人も入ってないからそれ駄目なんだと、そんなことではないです。

これをどう生かしていくか。可能性は広がっています。そして、この町民の皆さんの中に健康と命を守るためにも、役に立つ施設につくり上げていただきたいという私の希望でございますので、御理解いただきたいと思います。

この高齢者支援ハウス、やはり夏と冬では何か仕様がやっぱり異なるのかなという感じはしますけど、その辺はいかがかお考えですか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

夏と冬で仕様というか対応というか、そういう部分でしょうか。夏の利用が今回なかったので、具体的に実施側として違ったというようなことは、比較検討はできないわけなんですけれども、職員の配置についても、冬、あるいは夏と同じであります。

また設備の状況についても引き続き使用に耐える状況で管理をしておりますので、特段夏と冬で変わることはないというふうに感じております。

また、冷暖房の部分につきましても、下にデイサービスセンターⅡがございますので、基本的には、ほぼ毎日稼働している状態でございますので、そこの職員も含めて、高齢者支援ハウス2階の部分については配慮をいただいておりますので、夏、冬、特段変わっているというようなことで認識はしていないところです。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 それでは、何か冬とは違って夏に何か対策をしなければいけなかつたのかなというようなお気づきはございましたでしょうか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

特に夏に対策をしなければいけなかつたのかというような御質問ですが、網戸とかそういう部分についても、施設的には各居室にはついていたと、ちょっと私記憶しているのですが。ただ、これまでよりもさらに強化していきたいというふうに考えているのは、やはり利用者の方がどんどん高齢化しております。

そこである一定期間を過ごしますと、自宅での段差のある生活から急にフラットな生活をしばらくしますと、その生活の能力が下がる傾向があります。そういうことが決して起きないように、当然ながら個人的にサービスを利用される方も中にはいらっしゃいますが、入所されている全体の方に対して理学療法士、あるいは作業療法士、保健師に評価をしていただいて、決してそのようなことが退所する際に起きないように、日中の活動だったり、定期的にフォローをしていただくように体制を整えております。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 大変すばらしい取組だと思います。

そういう細かいところにも気をつけてやっていただいているということに対して、本当に敬意を表したいと思います。

それでは次に、エアコン購入費用の補助で検討を続けるという、単純に言うとそういう回答だと思います。

私、この問題令和4年からやってるんですよね。例えば、エアコンの補助事業を実施している自治体は随分増えまして、この間も言ったんですが、10か所になってます。

福島市、喜多方市、相馬市、白河市、柳津町、いわき市、天栄村、泉崎村、西郷村、須賀川市です。

やはり、令和4年から検討を続けていただく。そろそろ結論を出されてもよろしいかなというふうに思います。行政の場合は、検討に長い時間、丁寧に、慎重にやるというようなことだと思いますけれども、やはり、この熱中症問題、猛暑問題、これはそれこそ喫緊の課題だと思います。

ですので、ぜひほかの市町村と歩みを一緒にしていただきて、エアコンの補助を実現していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

エアコンの補助事業の実施ということでございます。

まず、10市町村、県内で始めております。ただ、福島市については、モデル事業で現在はやっておらない。あと、柳津町というお話をましたが、柳津は少し趣旨が違う制度でございますので、まず御理解をいただきたいということでございます。

あと、この間、調査あるいは検討を進めてまいりました。その過程の中で、どうしても慎重にならざるを得ないという部分がございます。

2点ございます。1点目、先行している自治体の職員、担当職員でございます。どこどこという特定は避けますが、調査をさせていただきました。その中で、あくまでも個人の意見ということでお聞きしておりますが、やはり町民税、あるいは非課税世帯というような非常に大きなくくりですと、本来自分たちがこの事業を始めるにあたって、支援をしたいと思っていた方に支援が届かない。

どういった方に支援が届いているのかというと、少し生活に余裕があって、たまたま非課税世帯で、支援を受けられて得したな、この言い方がちょっと問題かもしれませんけれども、そういった世帯が非常に多い。

次もう1点、実際本当にエアコンを導入するのになかなか厳しいというような状況の世帯の方がエアコンを入れた場合、次のステップとして、電気代、上野議員の御質問にもありました、そういう部分が心配されるというような話がありました。

小林議員の御質問の内容は、恐らく私の考え方としては、事業、あるいは制度を中心とした考え方なのかなと考えています。

ただ、我々福祉の代表者としてお話しさせていただきます。

今支援をしていくためには、事業、制度が中心ではなくて、本人世帯が中心です。いわゆる事業、制度がこうだからこれしか駄目なんです、あなたは対象外です、対象になりますじやなくて、その本人さん、世帯さんがどういう課題を抱えているのか。エアコンが入れられないほど困窮しているのであれば、じゃあ、その原因も併せて解決していくかないとその先につながらないという考え方であります。

そういう考え方を総合的に進めていくためには、やはり制度設計は本当に時間がかかるて申し訳ないんですけども、制度設計に時間がかかるております。

また、本来の機能であります自助という機能が働いて、この間、エアコンが設置されているお宅もあるというようなことを確認しておりますので、そういう部分を含めて、事

業実施の可否、そして制度設計という部分については、もう少しお時間をいただきたいと思います。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 そこまで御検討いただいているのなら、例えば、西会津町としてはこういう制度をつくりますよ。こういう方々にエアコンの補助を届けますよという提案もいいんじゃないですか。私はそう思いますよ。

決して私がこう言った、非課税世帯がどうのこうのって言ったから、それに何て言うんですか、こだわるんではなくて。そこも大事だとは思いますけれどもね、やはり実際に必要としている方々、そこに届けば一番いいことなんです。そうですよね。だから、そういうことを考えて制度設計をされれば私はいいと思うんです。ですからぜひそういうふうな形で進めていただければいいと思います。

一番大事なことは、私もそう思いますけれども、今暑さのために本当に生活が大変だという方々に対して、やはり厚生労働省も進めているエアコンを届けることなんですよ。そういう思います。

ですからそういうような形での御提案、私は期待しておりますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、3番の集落の集会所を利用してのクーリングスポット。これで今クーリングスポットを町の設備といいますか、施設だと、どこですか。

○議長 健康増進課長、岩渕東吾君。

○健康増進課長 小林議員の再質問にお答えいたします。

町で設置しているクールシェアスポット、公共施設につきまして申し上げますと、町役場、そして町公民館、新郷連絡所、奥川未来交流館、道の駅西会津と、にぎわい番所ぶらっと、町図書館、旧村岡中学校の8施設であります。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 大体予想とおりなんですが、例えば、私が強く言いたいのは、そういうところというのは、町の施設があるからやりやすいんだと思います。しかし、そのほかの地域の集落、ここにせっかくの町の施策が届いていない。

ですから、そこの自治会と相談して、もちろんあくまで相談してですけれども、やはり小さな集落にもそういう町の施策を届けたいと思っております。そのための提案でございます。その件についてはいかがでしょう。

○議長 健康増進課長、岩渕東吾君。

○健康増進課長 お答えをいたします。

1回目の答弁の中で、議員のそういった御質問の趣旨も十分理解した上でお答えを申し上げております。

自地区の集会所につきましても、今の町のクールシェアスポットと同じような使い方ができる集会所があれば、クールシェアスポットをその自治区、集会所の中に設置することは可能だというふうに考えておりますが、一番ハードルが高いんであろうなと思われるのは、やはりその公の涼みどころでありますから、誰でも利用できるということが前提であります。

これは地区の住民の方だけではなくて、その自治区以外の住民の方、あるいは町外の方も暑さをしのぐために利用することができる場所でありますので、自治区の住民の方だけに限定する施設の使い方としては、クールシェアスポットという使い方よりは、自治区内でお互いに共助の利用ということで御利用いただくのが一番現実的なのかなというふうに理解をしております。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 私は、やっぱり制度とか非常に、例えば県の制度とかいろんなござりますけれども、そういうことではなくて、実際にそういう場を提供するのがやはり町として熱中症あるいは猛暑から住民を守る施策だと思っておりますので、今の考え方でいいと思うんですが、やはり積極的にそれを自治区の区長さんたちと相談しながら進めるということは考えていらっしゃらないんでしょうか。

○議長 健康増進課長、岩渕東吾君。

○健康増進課長 お答えをいたします。

今ほど申し上げましたような懸念があったものですから、今年度については自治区でクールシェアスポットを提供できるような施設がありますかというような声かけはいたしておりませんでした。

また来年度に向けて、誰でも利用が可能な集会施設があるんであれば、自治区のほうから申し出ていただけるような声がけはしてまいりたいというふうに考えております。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 先ほどの議論でもありましたように、やはりエアコン設置に対してちゅうちよする皆さんいらっしゃると思います。

あるいは夏だから外に出られない。昔だったらお茶飲みですよね。そうやってコミュニケーションを取る場もなかなかない。そういう中で、今申し上げました自治区の集会所を利用するというのも一つの方策ではないかなと思いました、提案をさせていただきました。ぜひ来年度に向けて、今の答弁にもございましたような方向で進めていただきたいというふうに思います。

次に、落雷事故についてなんですが、落雷事故が最近あったということは把握していただいていると思います。この落雷事故なんですが、ゴロゴロピカピカ光っているからそれからで間に合うということはないと思います。

僭越ですが、私中学校そのときに音の速度という授業が理科でありまして、それ以来、ピカッ、ドーンという間、何秒かっていうのを計って、何キロあるかなというのをいつも計っています。

例えば、音の速さというのは公式で言うと、もう昔のことなので、正しいのかどうか分からぬんですが、音の速さは $331 + 0.6T$ 、Tは気温という、何か間違っているのか、どうなんでしょうね。

そんな感じだと思うんです。今は 331.5 プラスって言ってるところもあるので、中学校的教科書変わったのかなと思ってます。

それを考えますと、大体気温が 25 度のとき、346 メートルなんです。1 秒間に音が伝わる速さなんです。

そうすると、4キロ離れたところにピカッと光ってドーンと落ちたとき、雷の音が聞こえるのは、ピカッと光ってから12秒後なんです。ということは、雷って20キロぐらい平気で横に走るんですよね。それで、皆さん雷の被害っていいますか、事故に遭ったりするんですよ。真上に来てドーンじゃないので、そのときに光ってからとか、ゴロゴロ聞こえてからでは遅いということで、雷ナウキャストを活用してくださいというふうに提案をしたわけでございます。

これについては、文部科学省が落電事故の防止についてというところでの文章の中で、幾つかこういうふうにしたらいかがですか、留意点って書いてあるんですが、最後にこのほか気象庁ウェブサイトにおいて、雷注意報等の発表状況や、雷発生の可能性の高い地域が地図上で確認できる雷ナウキャストなどの情報が提供されているので、こうした情報の活用も考えられると文部科学省から文書が来てました。

やっぱりこれを見ると、今答弁にあったように、1キロメッシュで危険性が表示されるんですね。ということは、20キロ先も分かるんですよ。ですので、確かに肉眼で、目視でピカッドーンというときもいいんすけれども、できればやはり学校何かは、授業が始まる前に、やはりそれを確認するという作業、これ先生に頼むと大変なのかなと思いますけれどもね。教育委員会でもできないかなと思うんですけど、何でもかんでも現場の先生にこれやれ、あれやれ何て言うと、本当に肝腎の授業がおろそかになるとは言いませんけれども、本当に仕事が増えてしまつて。せっかくの今の何ていうんですか、タブレットを使つたりした授業を、今いろんなふうに先生方の負担も軽減するように進めていると思うんですが、そこにプラスしてこれをやれなんて言うと、ちょっと大変なのかなと思いますけれども、学校教育課としてはいかがお考えでしょうか。

○議長　　学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長　　それでは、今ほどの御質問の、学校教育課としてどのように考えるかということでございますが、学校とこの7年の4月11日に文科省から来て、それから福島県の教育委員会からもこの防止についての依頼ということで文書が来まして、それぞれ小中学校にお流しして、その後の校長会等の機会でその雷対応についての確認を取ったところですが、実際小林議員がおっしゃられたように、先生方なかなか授業開始前にそれを確認するといふとまがないというのが実態でございます。

基本的には管理職、校長先生ですか教頭先生が、そういう業務にあたる。それから、中学校の部活動であれば、その部活動が始まる前に、指導者、顧問の方がそれを確認するというようなことでの対応を取っているということでございます。

○議長　　5番、小林雅弘君。

○小林雅弘　　教育委員会の対応としては非常にいいと思うんです。

ただ、高齢者の皆さんのがいろんな活動ありますよね。そのところはね、やはりこれ見なさいって言ったって、なかなかタブレットとかパソコンで気象庁の雷ナウキャストをチェックしてなんて、なかなかいかないと思うんです。

やはりピカッドーンってなつてから、危ないってなると思うんです。ですから、先ほど私が提案しましたのは、雷探知機ですね。これ非常に、最近機器というものが発達してお

りまして。発達というのか、進化といいますか、40キロの先の雷の放電をキャッチするという機械なんだそうです。

ですから、これもやっぱりそんなに100も200も要らないので、例えればあれ、ありますよね。グラウンドゴルフとかあるいはゲートボールとか。そういうところで責任者の人に持っていたい確認する。それビビビビと鳴りますから。何段階かに分かれて表示されるんだそうです。危険とか。だからそういうのをやっぱり今買えとは言いません。ただ、ぜひ御検討いただきたいというふうに思います。再度、いかがでしょうか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

雷探知機の老人クラブ活動への活用というか、導入ということでございます。

まず雷鳴の話をされました。1秒間に340メートル、約。音の速度で言いますと。雷光のほうは実際どうなんでしょうか。

要するに、雷鳴と雷光がセットである必要はなく、雷光、光の速度というのは、音の速度よりもはるかに速いと記憶しているのですが、そうすると、遠くの20キロ先のところで雷が光ったら気をつけるという対応はまずあるだろうということが一つ思ったわけなんです。

平地であれば、恐らく私ちょっと調べさせていただきました。五、六十キロ先で放電した場合は見える。ただ、ここは山間部ですので、それが限りがあるというのは理解をしておりますけれども、光と音の速度では明らかに光のほうの速度が速いわけなので、伝わってくるのが早いわけなので、そこに注意をすれば、まだまだ十分対応は可能だろうと考えるわけなんですけれども、しかし、これは主体は老人クラブです。自分たちの身を守るのは自分たちです。でありますので、町は当然ながら老人クラブの活動に支援をさせていただいておりますので、その中で活用していただくのもありなのかなということで、老人クラブ連合会と話をさせていただきたいなというふうに思っておりますが、先ほども繰り返しになりますけれども、雷鳴と雷光がセットである必要はなく、光の段階で注意するというような考え方もあるのかなということで、御理解をいただきたいと思います。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 いや、そうですよ。

でも、光は30万キロです。1秒間に。ですから、速いに決まってるんですよ。

でも、日中、いいですか、黒い雲がずっと今日の前に来たならば光は見えます。でも明るいときに、20キロも先の黒い雲も、今おっしゃられたように、山の山間部は見えないですよ。そこで光ったものがみんな確認できるとは限らないんですよ。だから申し上げてるんです。

ですから、音とかで判断できる機器の導入も一つではないかという提案をさせていただいています。

時間もないんで、あと6分ですので、補聴器の問題に入らさせていただきます。

聴力検査の実施によるきっかけよりも、聴力の低下に気づいた際に、ためらいなく医療機関を受診し、対策することの必要性と有効性と。確かにそのとおりです。でも、私の近所の御夫婦がいるんですが、2人とも耳が遠くて、路上で非常に大きな声でしゃべ

ってるんですけど、お互いに気がつかないんですよ。それはよくあることです。我々もひょっとしてそうなのかなと思う瞬間もあります。例えば、テレビの音が大きかったりすると、あれと思うときもあります。ですからそれをしっかりと数値で判断するために、聴力検査をしてはいかがでしょうかという提案です。

この聴力検査については、あまり前向きではないようですね。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 聴力検査の点についてお答えいたします。

聴力検査を否定しているわけではございません。有効な対策の一つと考えますが、今現状に鑑み一番重要なのは、そういう高齢期の耳が遠くなつた、この身体の変化については自分もしくは同居の家族の方が気づく可能性がありますので、そういった気づいた際には、ためらいなく専門機関を受診して対策をすることが大切であると。それが生活の質を落とさない結果にもなるし、また認知症の低下を防ぐ可能性が十分にあるということで認識しておりますので、決して聴力検査を否定しているわけではございません。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 一つだけ。もう時間もないで、高齢者に補聴器購入補助をしている県内の市町村、これを御紹介したいと思います。16市町村ございます。

上から南相馬市、これは最大10万円。市民税課税世帯は7万5,000円。西郷村上限2万5,000円。白河市上限3万円。これ高齢者いきいき応援事業という名前です。二本松市が上限3万円、鏡石町上限2万円。これは高齢者生きがい活動応援事業、みんな格好いい名前ついでます。それから中島村、上限2万5,000円。高齢者がきらめく生活応援補聴器購入補助金事業だそうです。なかなかすごいですね、名前が。7番目が棚倉町上限3万円。8番目浅川町上限2万5,000円。9番目金山町、上限3万円。10番として大玉村、上限5万円。泉崎村11番、上限3万円、12番会津若松市、上限2万円。13番天栄村、上限2万円。14番国見町、上限3万円。15番川俣町、上限10万円。課税世帯の町民でも上限7万5,000円だそうです。16番矢吹町、上限2万円。この16市町村がもう補助事業を始めてらっしゃる。

やっぱりこういうところを調査していただいて、前向きにやっていただきたいと思いますがいかがですか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 補聴器の補助という部分でございます。

まずは、先ほど申し上げましたとおり、耳の聞こえにくさを感じた場合には、歳のせいにせずに、しっかりと専門機関を受診していただくこと。そしてそういった対応の中で、当然ながら加齢性の難聴の場合、医療的な行為で治るということはありませんので、その先の行為としては、自分に合った補聴器を装着していくしかないというようなことになると思います。

そういった部分につきましては、小林議員からお話をありましたとおりでございますが、町のほうとしても十分に検討する価値があるものだと認識しておりますので、引き続き検討をさせていただきたいと考えております。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 今認知症を防ぐ、あるいは認知症を下げるというような観点から質問をさせていただきました。

以上をもちまして私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長 お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。お疲れさまでした。(16時03分)

令和7年第5回西会津町議会定例会会議録

令和7年9月9日（火）

開 議 10時00分
延 会 14時35分

出席議員

1番	渡 部 佳菜子	5番	小 林 雅 弘	9番	三 留 正 義
2番	仲 川 久 人	6番	荒 海 正 人	10番	猪 俣 常 三
3番	長谷川 正	7番	秦 貞 繼	11番	青 木 照 夫
4番	上 野 恵美子	8番	伊 藤 一 男	12番	武 藤 道 廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 和 典
副 町 長	大 竹 享	教 育 長	五十嵐 正 彦
総 務 課 長	伊 藤 善 文	学校教育課長	佐 藤 実
企画情報課長	玉 木 周 司	生涯学習課長	長谷沼 充 伸
会計監理者兼町民税務課長	渡 部 栄 二	代表監査委員	鈴 木 和 雄
福祉介護課長	船 橋 政 広	農業委員会事務局長	小 瀧 武 彦
健康増進課長	岩 渕 東 吾		
商工観光課長	齋 藤 正 利		
農林振興課長	小 瀧 武 彦		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 五十嵐 博 文 議会事務局主査 大 崎 友 梨

第5回議会定例会議事日程（第5号）

令和7年9月9日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

(議会活性化特別委員会)

(広報広聴常任委員会)

(一般質問順序)

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1. 荒海 正人 | 2. 秦 貞継 | 3. 猪俣 常三 |
| 4. 三留 正義 | 5. 青木 照夫 | 6. 武藤 道廣 |

○議長 おはようございます。

令和7年第5回西会津町議会定例会を再開します。（10時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸報告をいたします。代表監査委員、鈴木和雄君から遅れる旨の届出がありましたので、御報告いたします。

日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。

質問者は順次質問席に着き、発言を求めてください。

6番、荒海正人君。

○荒海正人 おはようございます。6番、荒海正人です。

本日は、歴史文化基本構想の推進について、一般質問をいたします。

御承知のとおり、歴史文化基本構想は歴史、文化を生かしたまちづくりの基本方針として、町内に存在する文化財を指定、未指定に関わらず、幅広く捉え、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて総合的に活用し、地域おこし、町おこし、ひいては観光に生かすことを目的として策定されたものになります。

しかしながら、策定から既に7年が経過し、町全体で歴史、文化を生かそうとする機運はやや薄れつつあるように感じられます。加えて、担い手の高齢化や集落機能の衰退が進み、今取り組まなければ、まちの歴史、文化が失われてしまうのではないかという強い危機感も抱いているところであります。

町の歴史、文化は、単なる観光資源にとどまらず、地域の誇りであり、次世代へ継承していくべき財産でもあります。だからこそ、その活用と継承に向けた取組を一層強めていく必要があると考えます。

これまで歴史文化基本構想の進捗については、繰り返しテーマとして取り上げてきましたが、本日はその進捗等についても改めて伺っていきたいと思います。

一つ目、歴史文化基本構想の推進にあたり、推進体制の整備が重要であることをこれまでの一般質問等でも確認してきました。推進委員会における委員との協力体制や役場内の連携体制について、その後の進捗を伺います。

二つ目、基本構想の目標には文化財とその周辺環境を含めた総合的な保存、継承、活用の方策が示されています。集落行事等の支援として、集落支援員や地域おこし協力隊、町職員が関わっております。地域の実情を踏まえると、さらなる体制強化が必要と考えますが、町の御見解を伺います。

三つ目、現在教育委員会で取り組まれています学びあいランドでは、町の歴史、文化をテーマにした場づくりが行われています。今後、さらなる活用を図るため事業等での活用について学校側との協議が必要と考えますが、町の見解を伺います。

四つ目、にしあいづ物語100選について、現在は町広報誌での掲載やツアーバー化、イベント化が進められているところであります。交流人口、関係人口の拡大を目指す上で、他自治体との差別化にもつながるコンテンツであると考えています。さらなる活用の拡充について、町の見解を伺います。

五つ目、歴史文化の館について、本年3月議会において、動画や3D画像等のデジタル技術を活用したデジタル博物館のようなポータルサイトの開設を検討しているとの答弁がありました。現在の検討状況について、町の見解を伺います。

六つ目、同じく歴史文化の館についてであります。資料の展示に特化した施設整備について、現実的に難しいとの見解が本年3月議会において示されました。基本構想では歴史文化の館における空間的構造、町全体が歴史と暮らしのミュージアムという考え方が示されていますが、この方向性についてどのような影響があるのか伺います。

以上の点について、町側の答弁を求めます。

○議長 生涯学習課長、長谷沼充伸君。

○生涯学習課長 6番、荒海正人議員の歴史文化基本構想推進についての御質問にお答えいたします。

歴史文化基本構想は、町内に存在する文化財を指定・未指定に関わらず幅広く捉えて、的確に把握し、総合的に保存活用して地域おこしや観光などに生かすこと目的として、平成29年度に策定したところであり、現在、生涯学習課の歴史文化基本構想推進室を中心に、具現化に向けて取り組んでいます。

また、歴史文化に関する学識経験者や地域おこしの実績のある方などで構成された、歴史文化基本構想推進委員会を年1～2回程度開催し、事業を推進する上で必要な事項について協議をし、「にしあいづ学」の作成などに取り組んでまいりました。

さらに、役場内では集落支援や地域おこし、観光などの主管課と連携するほか、にしあいづ観光交流協会や西会津ケーブルネットなどの関係団体とも協力しながら事業に取り組んでおり、今後も事業の推進にあたり、役場内外の関係者と連携を強化してまいります。

次に、2点目の集落行事等の支援についてでありますが、過疎化や少子高齢化の進展により、文化財の維持管理や年中行事の継続が困難になっている集落が見受けられます。また一方で、極入の大聖歓喜天の祭礼や出戸の岩屋祭など、集落支援員や地域おこし協力隊が集落に働きかけ、長い間途絶えていた行事が復活したものもあります。

町では地域の文化財や年中行事を維持・継続していくことが、郷土愛を育む一つの要因だと認識しておりますので、維持・継続が困難な集落には、関係機関と連携をしながら、支援をしていきたいと考えておりますので、御理解願います。

次に、3点目の学びあいランドの活用についてでありますが、西会津学びあいランドは小・中学校の教育環境の充実や、授業だけでは学べない多様な学びに対応するため、また地域の皆さんにとっても楽しく学ぶことができる開かれた学校にしていくため、昨年9月に開設したところであります。

その中のふるさと未来ランドでは「うつわの変遷」を題材に、西会津町の遺跡から出土した土器などを展示してきました。また、展示した縄文土器と関連する沼沢火山の噴火を題材にした中学1年生向けの授業を公開講座として一般の方も合同で参加して実施しております。

現在は、稲作の道具についての展示に変更しておりますが、小・中学校の授業と連携して展示の説明を行ったり、また児童生徒と一緒に一般の方の公開講座を行うなどして、多くの方に興味を持っていただけるよう取り組んでまいります。

次に、4点目にしあいづ物語100選についてですが、地域に残る様々な歴史遺産を知ってもらい、地域おこしの一助に活用していただくために、平成29年から広報にしあいづに連載しております。また、ケーブルテレビにおいて8月から、にしあいづ物語100選を紹介する企画番組を放送しており、ユーチューブにも掲載しているところです。

今後につきましては、ケーブルテレビにおける紹介を継続するとともに、にしあいづ物語100選を題材にした公民館講座を開催するほか、にしあいづ観光交流協会などと連携し、舞台となった場所をめぐるツアーなど、にしあいづ物語100選を活用した事業の推進に向けて検討してまいります。

次に、5点目のデジタル博物館についてですが、歴史文化基本構想の中にある歴史文化の館は状況の変化などにより実現が難しいことから、埋蔵文化財や民俗資料などを、デジタル技術を活用したデジタル博物館のようなポータルサイトを開設することにより展示することを検討し、歴史文化基本構想推進委員会や文化財保護審議会でも審議をいただき、了承されたところであります。現在は、ポータルサイトに載せる内容などの検討を行っておりますので、御理解願います。

最後に、6点目の歴史文化の館の空間的構成の方向性についてですが、歴史文化基本構想の中では歴史文化の館を中心とし、各地区にある地区の館や、小規模な展示を行うミニ館をネットワーク化し、各地区の展示施設を周遊できるよう計画しています。

先ほど申しましたとおり、中核となる歴史文化の館の設置は困難な状況にありますが、地区の館やミニ館などについては、既存の施設などを活用することができると考えますので、歴史文化基本構想推進委員会で協議をしながら、これら館の認定について検討し、交流人口の拡大につながるよう努めてまいりますので、御理解願います。

○議長 6番、荒海正人君。

○荒海正人 順次、再質問させていただきます。

まず、推進委員会における委員の皆さんとの協力体制について、お尋ねしていきたいと思います。

これまで年に1回2回程度であったり、にしあいづ物語100選について協議してきたということですけども、構想全体を進めていく本丸でもある推進委員会でもありますので、やっぱりその他多くの協議がされるべき場所であるというふうに思っています。

推進委員会の協議の内容について、内容というか、内容は細かいのかもしれないんですけど、推進委員会自体やはり議論が行われる場であり、中には提案も求めるような、構想の中にも記載がありますけれども、そのような議論が委員会開催されて行われているのか、ちょっとその辺りの委員会の様子というのも追加で補足いただければと思います。

○議長 生涯学習課長、長谷沼充伸君。

○生涯学習課長 それでは、再質問にお答えいたします。

歴史文化基本構想推進委員会の会議の内容についての質問です。

推進委員会につきましては、現実的には、昨年度は1回の実施でございまして、昨年度のテーマにつきましては、昨年度作成しました「にしあいづ学」についてのこれから活用について、それから先ほど1回目の答弁でも申し上げましたが、デジタル博物館について内容を説明して、協議をいただいて了承を得たというようなのが、昨年度の内容でござ

います。

推進委員会のこれまでの全体的な内容についてであります、基本構想が策定されてから、次年度から現在の推進委員会を設置して様々な委員の皆様に携わっていただいておりました。

当初につきましては、歴史文化基本構想に載っているものについて、いろいろ様々な委員の皆様からアイデアをいただきて、こんなことができたらいいねとか、そういうことでいろいろお話を出していただいておりまして。ただ、その中でどれをやっていくのかというようなことになりますて、最近につきましては、実際これをやりましょうとか、これについて進めていきましょうというようなところの検討をいただきて、それを一つずつ実施しているというような内容になっております。

○議長 6番、荒海正人君。

○荒海正人 いろいろと委員の皆さんから意見があつたり提案があつて、協議が進められてというところがありました。以前、一般質問した際にも、提案させてもらったのですけれども、提案あったものに関して、事務局たる推進室が取りまとめるのも町としてやるべきことだと思います。

一方で、委員の皆さんもそれぞれの地域で活躍されている方たちが集まられているので、委員の皆さんのがプロジェクトリーダー的な存在になって、それぞれの委員の人たちから発信していくというのも会議の進め方としてはありなのかなと思ってます。町でも今協働のまちづくりったり、そういうような会議のスタイルでやられてたりもしますので、今後会議を開かれる中で、そういった委員の皆さんも主体的に事業運営に関わってもらうような、むしろ町というよりかは、それぞれの委員の皆さんのがプロジェクトを運営していくような流れも考えられるんじゃないかなと思うのですけども、その辺りの会議の進め方について、今後の在り方についてお示しいただきたいと思います。

○議長 生涯学習課長、長谷沼充伸君。

○生涯学習課長 推進委員会の委員の皆様の御協力というか、皆様の力を活用してということだと思いますが、現在も推進委員会の委員の皆様につきましては、そういう専門家の方ですとか、観光交流協会であつたり西会津ケーブルネットだったり、その関係する団体の皆様に参画をしていただいております。皆様それぞれの立場において現在も事業に協力をしていただいたり、観光交流協会であれば歴史に関するツアーを企画して実施していただいたり、ケーブルネットであれば先ほども申し上げましたが、ケーブルテレビで題材を取り上げて、協力をいただいているというような状況であります。

先ほども1回目の再質問で申し上げましたが、現状は町のほうから話題を振ってそれについて検討いただいているというような内容であります、今後やっぱり全体を推進していく上では委員の皆様のアイデアを尊重というのも大事だと思いますので、そのような形で町から示す議題に関わらず、フリーにいろいろ意見を出してもらえるような、といった会議にしていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 6番、荒海正人君。

○荒海正人 ぜひそうした、フリートークから何かが生まれるというような会議のしつら

えをつくっていただきたいなと思ってます。集まられてる方、本当にそれぞれの歴史、文化に特化した人たちですので、一番はそれぞれの場所で活躍されているのですけれども、委員会で集まって議論が始まって、その人たちの掛け合わせというか、その人たちが掛け算されていくという形が、推進委員会を議論するという上での意義でもあると思いますので、今ほど課長のほうから、推進委員会が開かれた際にはそういうフリートークというか、フリーのテーマも含めて議論していくということでありました。それこそ今後の事業の基本構想の推進にあたって、いろんなテーマが想定されると思いますので、ぜひそういったテーマを振っていただいて、委員の皆さんのが活性化する、委員会自体活性化するというような流れを、会議のしつらえで考えていただきたいなと思います。

あと、同じく連携体制の話ですけれども、次、役場の中での連携体制についてお尋ねしたいと思います。

先ほど生涯学習課長から、冒頭で答弁いただきましたけれども、歴史文化基本構想を進めるにあたっては、現段階では生涯学習課を中心に、教育委員会中心に進められていますけれども、教育委員会の枠をやっぱりどうしても越えなければ推進していかないというふうに思っています。現に、もう既に基本構想に記されている取組、あるいは関係し得る事業も町の事業で展開されていまして、例えば企画情報課で集落支援をやってたり、商工観光課で靈地観光等の観光事業をやられていたりということがあります。そういうところも手広く巻き込んでいかなければ、基本構想の推進には至らないというふうに思っています。

今回は、これまで教育委員会、特に生涯学習課の課長に聞いてきましたけれども、そのほかの課長の皆さんにも、歴史文化基本構想の兼ね合いについてちょっと見解を伺いたいなと思っています。

冒頭、一番最初に企画情報課長にちょっとお尋ねしたいと思いますが、これまでも集落支援事業で、先ほど生涯学習課長の答弁の中にありました集落の行事等の支援やられているのですけれども、事業実施にあたって、歴史文化基本構想の中にもそういう旨記載されていまして、その基本構想との兼ね合い、認識についてはどのように考えられて事業展開されていますでしょうか。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 荒海議員の御質問にお答えいたします。

生涯学習課長が1回目で答弁した内容の中に、集落行事等の支援ということで集落支援員だったり、地域おこし協力隊が集落に働きかけて、その結果として復活した行事があるというような答弁を申し上げました。

当課、集落支援の立場で申し上げますと、そういう集落の伝統行事だったり、または慣習だったり、そういうものを集落の皆さんのが残したいとか、次につなぎたいとか、そういう要望があることに対して集落支援、地域おこし協力隊が一緒になって寄り添って活動していく、こういうスタンスでおります。

それが結果的に町全体の中では、歴史文化の基本構想の中とリンクするということになると思いますので、そういうことになっているのかなというふうに思っているところでございます。ただ、基本的には集落に寄り添った集落支援が結果的に結びついているのかなということあります。

○議長 6番、荒海正人君。

○荒海正人 商工観光課長にもお尋ねしたいと思うのですが、歴史文化基本構想の中には、にしあいづ物語100選の活用ということで、町内で行われている行事だったり、自然環境を活用したイベントツアーやを実施すると交流人口拡大のためにということで書いてあります。商工観光課の所管する委託事業の中でも展開されていますけれども、そういう、企画情報課長にお伝えしたとおり、商工観光課では歴史文化基本構想との兼ね合いについての認識についてはどのように考えられていますか。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

商工観光課関係の部分の歴史文化基本構想との兼ね合いというような御質問かと存じます。

商工観光課の部分で言いますと、観光交流協会さんに周遊観光促進事業というのを委託しております。その中で、ツアーやを調整してくれというような部分の委託の内容もございます。観光交流協会さん、昨年度の実績ですと16のツアーやを実施したというようなところでございまして、中身を見てみると、16のうち15のツアーやについては、何らかの形で歴史、文化に関するツアーやだったというようなところでございます。

これについては、観光交流協会さんは歴史文化基本構想推進委員会のメンバーでもありますし、そういった配慮もあってそうしたのかなとも考えますが、もともと本町の観光の部分での歴史、文化というのは大変豊富にコンテンツというものがございまして、必然的な部分もありまして、歴史文化に関するツアーやも多くなっているというような認識でおりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 6番、荒海正人君。

○荒海正人 承知しました。

今2人の課長に御答弁いただきましたが、やはり歴史文化基本構想に関係するような事業展開がほかの課でもされているということでありました。

もう一度、生涯学習課長にお尋ねしますけども、今ほど企画情報課長、商工観光課長、そのほかの課の事業でも歴史、文化に関する事業が展開されていますけれども、そういった事業を行う上で、事業実施にあたって、そこからくみ取れるフィードバックだったり、それを通じて今後どうするんだという意見交換などがやれる体制というのが、現在推進委員会も含めてですけども、取れているのかという確認をさせていただければと思うのですが、いかがですか。

○議長 生涯学習課長、長谷沼充伸君。

○生涯学習課長 今ほど企画情報課長、商工観光課長からそれぞれの課においての取組について答弁をいただきまして、それを生涯学習課としてまとめられているのかとかそういったことだと思いますけれども、現状、例えば先ほどの集落の復活した事業につきましても、一応生涯学習課の奥川担当の職員も、現在は関わってイベントに参加したりしているような状況でございます。

また、観光交流協会でツアーやを行う際には、こちらとしてもいろいろ協力をしたりしながら、それぞれ実施をしていただいているところであります、個々の事業推進していく

部分では、それぞれ連絡調整はできてるのかなというところでは思っておりますが、全体的にというところであれば、現状それらをまとめられているかと言われれば、ちょっとそこまでは今体制では至っていないところかなというふうに思っております。

○議長 6番、荒海正人君。

○荒海正人 町の取組で、各所で本当に歴史、文化に関する事業が展開されていただいているなというのをすごく感じます。今ほど総合的に考えると、まだその体制が整ってないということありました。であれば、やはりその体制を整えていただきたいなと思います。ただ、やはり今の段階では生涯学習課中心、そして教育委員会中心で取りまとめていただいているので、その幅をもっと広げていただきたいなと思っています。

そこで、今度は町長にお伺いしたいと思いますけれども、やはりこうした歴史、文化を基に町全体をまとめた取組としていく上では、やはり教育委員会のみならず、全てを包括したまとまりになっていかなければいけないと思ってます。

当初は歴史、文化を策定するにあたっては、総務課だったり企画情報課、商工観光課等と基本推進委員会準備会に所属して、町ぐるみで構想をつくり上げたという経緯があります。今においては教育委員会部局が関わっているだけになりますけれども、今後委員会だったり、構想を推進していくにあたって町ぐるみの体制というのを、町長筆頭に町長も含めて全課で取り組んでいただきたいなと思うのですけれども、町長の考え方を伺いたいと思います。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ただいまの御質問でありますけれども、町内にある歴史、文化、これは有形、無形に関わらず、私は町の宝のようなものであるというふうに思っておりますし、それを活用しながら継承、保存していく必要が、これが大事なことだなと思っております。

歴史文化基本構想を具現化するために推進委員会ができて、これまでいろんな取組をしてきたわけでありますけれども、その所管は教育委員会の生涯学習課が窓口になっておりますけども、基本構想を作成する段階、それから推進委員会の中にも、町のほうからもそれぞれ検討委員、あるいは推進員になっているわけであります。ただ、これまでの経過を見ますと、どうも推進委員会の進度、進み具合がもう少しやっぱり活性化しないといけないのかなという思いを持っているわけでありますが、推進委員会の役割は非常にやっぱり私は大きいなと。より構想を実現するため、あるいは具現化するために進め方の方策等について、もう1回やっぱり見直さないといけないのかなというふうに、これは私個人の考えでありますけれども、今お話しのように歴史文化基本構想を、町を挙げて具現化を図つていかないといけないという、そういうことからすると今の推進委員会の在り方、どうすればさらに構想の具現化を図られるのか。そういう体制、整備等について推進委員会の皆様、あるいは教育委員会とも十分協議をしながら、これから体制を整備して進めてまいりたいなど、そんなふうに思っております。

これはやっぱり教育委員会で所管しますけど、非常に大きな課題でありますので、教育委員会と町と、町を挙げて基本構想の具現化のために、しっかりこれから取り組んでまいりたいなどそんなふうに思っております。

○議長 6番、荒海正人君。

○荒海正人 大変力強い後押しの答弁いただきました。ぜひ教育委員会、並びに生涯学習課、事務局においても段取っていただきたいなと思います。

既に推進委員会が進められていますので、委員の皆さんのお仕事もありますので、例えば、やり方としてもほかの課の課長さんたち、あるいは担当者の方、オブザーバーで呼んでいただいて、あとは町の仕組みとして事業連携推進会議等の仕組みもありますし、あるいは既に推進委員会の下部組織というのもつくられていて、そうした同じような形で下部組織として実務的な担当者レベルでのワーキンググループをつくるなり、いろんなやり方が考えられると思っているのです。ですので、今の推進委員会ももちろん走っているわけですので、やり方を尊重しながらも、やはり基本構想を推進していく上で何が一番やり方として推進していくのか、推進力が出るのかということを、もう一度検討していただきたいのですけども、先ほどの町長の話も聞いて、教育委員会としてどのように考えられているのか、最後見解を伺いたいと思います。

○議長 生涯学習課長、長谷沼充伸君。

○生涯学習課長 推進委員会のこれから在り方であったり、役場全体としての取組というところでございます。

議員の質問にもありました、当初の歴史文化基本構想策定委員会の際には総務課、企画情報課、商工観光課に入っていたいただいておりました。その後、推進委員会という形になった時点では、引き続き商工観光課、企画情報課の課長には委員会に入っていた当初は活動しておりましたが、コロナ時期などをきっかけというか、そういったところでちょっと役場内の課長さん方にはちょっと委員を外れて、現在今こういった形で推進委員会を行っているというような状況でございます。

たしか前回、昨年の3月の答弁の中でも、令和6年度から推進委員任期内で活性化していきたいというようなことで当時答弁を申しておりましたが、現状令和6年度、任期内行ったのですけれども、委員の皆さん、若干高齢化もちょっと進んでおりまして、引き続きの参加をお断りされた方もいたりしたのが今現状ではあります。ただ、そういったことだけではなくて、今ほど町長からもお話をましたが、町として歴史文化基本構想をもう一度どのように全体として推進していくか。途中の答弁でも申し上げましたが、現状は今できることについて検討していただいて推進していくというようなところで進めておりますが、もう一度初心に立ち返って歴史文化基本構想に記載してある内容を確認しまして、全体としてもう一度どこの部分から推進していくのが大事なのかというようなところを、もう一度推進委員会の会議の中でもそういった方向でもう一度お話し合いが持てるようなことで進めていきたいと思いますし、それから関係課等の参加につきましても、そういったことに併せてこれから検討を進めるような形でやっていきたいというふうに思います。

○議長 6番、荒海正人君。

○荒海正人 次に、学びあいランドの展開について、再質問させていただきます。

先ほども冒頭答弁いただきましたけれども、やはりどんどんどんどん場づくりだけでなくて、今は中学校の展示ギャラリーを使って常設展示が行われるわけですが、展示するだけではなくてやはり活用していくという方向も含めて考えていかなければいけないと思います。

ただ、学校のカリキュラムを見ると年間を通じてやはりかなり詰まっていますので、その間に差し込むというのはやっぱり難しいとなると、先ほど一部答弁の中にもありましたが、事業の中で使ってもらうというのが何より大事なのかなと思ってます。

その辺りも協議していくことでありますけれども、私前段でいろいろ学校のカリキュラムについて簡単に調べたところ、例えば小学校の授業の中でも、地域を伝える文章を書く、作文の授業だと思いますけれども、そういうものがあったり、英語の時間でも自分や地域を紹介するという単元があったり。あとは美術で展示物を書いてみようというテーマをつくったり、あとは総合学習の中でもSDGsだったり、あとはアントレプレナーシップだったりということで、地域とつながるテーマのある教科、あるいは科目がかなりあるわけです。そういうところで社会科にとらわれず、いろんな教科において場所というものを使ってもらうというのが一番学生さんたち、児童の子供たちにとってはやはり重要な体験になるんじゃないかなと思うのですけども、その辺りの学校との関わり方にについて補足いただきたいのですが、いかがですか。

○議長 教育長、五十嵐正彦君。

○教育長 荒海議員の再質問にお答えしたいと思います。

学びあいランドにつきましては、五つのランドで構成されておりまして、今現在も、例えば健康スポーツランドいうところでは、小学校の低学年が中心になりますけれども、「わくわくタイム」「いきいきタイム」そういう時間帯に地域の皆さんにも参加していただいて、ニュースポーツであったり、太鼓であったり、クラブ活動の太鼓であったり这样一个で、実際に学校の中での活動に生かしていただいているという部分があります。

毎月、学びあいランドについての全体での打合せを行っておりまして、打合せには必ず小・中学校の校長先生にも出席していただいて、各ランドの取組と学校、学校で行う内容ですので学校のいろんなこととの調整も含め、なおかつ、例えば今回ふるさと未来ランドでは、稲作についての展示替えをしたところなのですけれども、小学校5年生の社会科では稲作についての、まさに本当にぴったりな学習内容もございます。それ以外でも食育にからんだりとか、荒海議員おっしゃるような様々な分野で結びつく中身はたくさんあるので、このことについて学校側で活用ができるような内容、そういうところをピックアップしてもらって、そういうところでどんどん活用してもらうということを進めています。

それから公民館講座のほうでも、この展示を使った講座を今後企画して、それは一般の方のみならず、子供たちにも参加してもらえるような形で展開していきたいなというふうに考えております。

そして、やっぱり授業ということだけじゃなくて、日常、身近なところに展示はあるので、子供たちが、やっぱり興味、関心を持った子供が、児童生徒が展示に例えば休み時間に行って見て、「にしあいづ学」何かも置いてありますので、そういうところも開きながら学んでくれたりとか。あるいは大型テレビを設置したので映像でもって、昔の西会津の農業の風景系とか、そういうものが、もしそういう映像が残っているのであればそういうものも流しながら、本当に授業の中だけではなかなか学び取れない、そういうものも含めて子供たちに興味、関心を持ってもらって西会津をさらに深く理解してもらえるような、そういう場にしていきたいなど。そういう中から1人でも2人でも、西会津の歴史、

文化に興味を持って、将来それこそ今推進委員の皆さん、いろいろな専門分野で頑張っていただいているわけですが、その後継者をつくっていくというような部分も、非常に大きな役割だらうなというふうに思っておりますので。そういう人材が、学びあいランドをきっかけにして1人でも多く出てくれれば本当にいいかなというふうにも考えております。

○議長 6番、荒海正人君。

○荒海正人 あらゆる方面からぜひふるさと未来ランド、学びあいランドの一部のふるさと未来ランドを活用していただきたいなと思います。

子供たちにとっては、常設展示は時として生活の一部になりかねないことも考えられると思います。ですが、やはり今ほど教育長答弁いただきましたけれども、モニターを設置したりとか、授業だけじゃなくそういう公民館講座だったり、授業も然りですけども、いろんな角度からやってもらうということが大事なのかなとも思いました。とはいって、私は授業で使ってもらうのが一番分かりやすいし、子供たちにとって集中してもらう一つのきっかけになるんだろうなとも思いますので。だとすると、やっぱり先生たちの理解も獲得しなきやいけないのかなとも思ってます。校長先生を通じて授業でやってくれという形ではなくて、やはり各先生たちが進んで、あそこに行くといいネタがあるなということを認知してもらうというのも大事かなと思いますので、いろんな角度の切り口で場所づくりを考えていただいて、場の力というものを高めていただきたいなというふうに思います。

先ほど教育長答弁いただいた内容で、おおむね今後の方向性についても読み取れましたので、今後の学びあいランドの展望に期待したいなというふうに思っています。

最後に、5番、6番のデジタル博物館の進捗、並びに歴史文化基本構想の内容について、再度お尋ねしていきたいと思います。

まず、生涯学習課長にお尋ねしますけれども、デジタル博物館ということで前々回の3月議会でも答弁いただいた、今回も答弁いただいたわけですけども、基本構想の中にも「デジタルミュージアム」という文言で記載されていてます。ただ、デジタルミュージアムというのをただただ情報発信のためのデジタル媒体ではなくて、やはり現場の寺社仏閣、あと行事等も含めて現場の整備もセットで行われなければいけないという文脈で書かれています。

そうした中で、中核の館、ハード整備等については、やはり予算との兼ね合いもありますので難しいということで理解はしますけれども、それ以外の部分では地区の館、ミニ館の部分ではかなりの部分で連携可能かなと思うのですけれども、その辺りのつながりの部分について、もう一度考え方御答弁いただきたいなと思うのですが、いかがですか。

○議長 生涯学習課長、長谷沼充伸君。

○生涯学習課長 それでは歴史文化の館、特に地区の館だったり、ミニ館だったりの部分の考え方ですが、例えば既存の神社だったり、お寺だったりとかそういう現存する施設もありますので、そういうところが地区の館だったり、ミニ館だったりの位置づけに値する施設なのかなというところと、展示施設何かにつきましても、個人で運営されているそういう展示施設もありますので、そういうところを地区の館だったり、ミニ館に位置づけすることは、これから検討していく部分になるのかなというところでございます。

○議長 6番、荒海正人君。

○荒海正人 今答弁いただいた内容ですと、デジタル媒体を使って、町内外の人たちに情報発信して伝えていくというのと併せて、やれるところからというか地区の館、ミニ館も含めて、現場の整備等も併せてつなげていくという考え方でよろしかったですか。もう一度その認識について、御答弁をお願いします。

○議長 生涯学習課長、長谷沼充伸君。

○生涯学習課長 すみません。先ほどの答弁、周りの部分だけをお答えしてしまったので、現状デジタル博物館を整備していく方向で、推進委員会等の承認をいただいてこれから進めるところでございます。

もともと歴史文化基本構想の中では、中核となる施設について当時の総合計画の中で記載のあった「仮称町民文化センター」が、一つの候補かなというようなところで記載されておりました。それのほかに情報発信の部分で、デジタルミュージアムを導入して、もっと幅広く情報発信していくというような当時の構想の中の記載であります。

現状につきましては、なかなか中核の館をハード整備としては難しいというような見解をこれまで示しております、それに代わるものとして、デジタル博物館、これを整備していくというところで、デジタル博物館の細かい中身については、ちょっとこれから検討にはなりますけれども、そこの中で先ほど申し上げた周辺の施設、地区の館だったり、ミニ館だったりにも周遊できるような情報を同時に掲載して、デジタル博物館を見ていたいたいことをきっかけに西会津町に現存する見られる施設もありますので、そういったところに周遊できるような仕組みづくりをやっていきたいというようなふうに考えております。

○議長 6番、荒海正人君。

○荒海正人 デジタル技術も使いながら、現場も整えながらということでありましたけれども、基本構想の中ではやはりそれらを一体となってつなげていくというのが、やっぱりその基本構想の中で一番のみそだと思っていまして。何をもって横のつながりをつなげるんだというのが今後のテーマになってくると思うのです。今現段階においては、例えば寺社仏閣においても、この神社こういういわれがある、このお寺はこういうあれがある、この行事はこういうふうに行われてきたと、それぞれ定義づけが別々なわけです。それを一つの定義としてまとめ上げていくというのが大事で、その原点となるのがこの基本構想になるのかなと思っています。

基本構想の中では、地域の宝ということでまとめています。今西会津町にいろんな人たちが来てもらっています。それは観光であり、地域づくりであり、いろんな分野で来てもらっていますけども、何で西会津で起こってるんだと。それが喜多方じゃなくて若松じゃなくて、何で西会津なんだということをひととくと、やはり歴史文化の原点につながっていくんだろうと思っています。

だから、こうした考えの中でデジタルツールもそうですし、現場の施設だったり行事だったりというのを横串にしていただきたいというふうに思っています。ですので、ただただデジタルツールを使って、分かりやすいパンフレットみたいなものをつくるのではなくて、その根幹の部分で、西会津全部の土台が全て詰まっていますというところをぜひ理念とし

て、共通の定義として位置づけていただきたいと思うのですけども、その辺りの理念の定義づけというところに関してはどのように考えられていますか。

○議長 生涯学習課長、長谷沼充伸君。

○生涯学習課長 歴史文化基本構想の中にはそういう施設だったり、ほかに例えば「にしあいづ物語 100 選」だったり、様々な要素が本当に記載されております。今ほど議員申されたように、それらの要素をうまく組み合わせて、やっぱりデジタル博物館の中でそういった要素を気軽に見られるようなつくりにしていけるようにこれから検討をしてまいりたいと思いますし、そういうところでは、最初の答弁のほうでもありました、他課の協力ということで、そういうところでデジタル技術の活用について企画情報課のほうに専門家の方などもいらっしゃいますので、そういうところと相談、連携しながら、よりよいコンテンツとなるように進めていきたいというふうに考えております。

○議長 6番、荒海正人君。

○荒海正人 歴史文化基本構想の策定委員会のときの、委員長の赤坂先生の言葉というか、歴史文化基本構想の条文に書かれていますけども、その中では「物語として受け継いでいくのが一番分かりやすいだろう」というふうに書かれてます。それで「にしあいづ物語 100 選」というアイデアが出て、そこを今広報等で積み上げられているわけですけれども、やはりそういう理念を基につくっていく。ただ、理念だけでは分かりにくいので、やはり一つ一つを物語していく。そこにお寺だったり神社だったり、行事だったり人の営みということを当てはめていくというのが一番分かりやすいんじゃないかなと思いますので、そうした全体的な考え方の中で進めていただきたいなというふうに思います。

最後の質問にします。

歴史文化の館の中で、かねてから中核の館は現実的に難しいということで見解いただきましたけれども、今複合施設をつくれないかという構想が次期総合計画等も含めてあります。そういう部分では、そういう複合施設の中の一部を中核の館だったり、ハード施設の一部として組み込むことも考え得るのではないかと想像するのですけれども、そういう動きに組み込んでいく、あるいは、そこにある種、教育委員会のほうから提案していただくこともありますけれども、複合施設につきましてはこれから全体的な検討に入っていくというようなことがありますので、その中で生涯学習課の希望としては伝えられると思いますが、ちょっと結果がどうなるかというところまではまだあれなのですけれども、可能性としてはあるのかなというところでございます。

○議長 生涯学習課長、長谷沼充伸君。

○生涯学習課長 それでは、次期総合計画中の複合施設の部分に、そういう中核の館の部分も組み入れることができないかというようなところでございますが、生涯学習課としては、可能性として組み入れてもらえば、そういう施設の活用はできるのかなとは思いますけれども、複合施設につきましてはこれから全体的な検討に入っていくというようなことがありますので、その中で生涯学習課の希望としては伝えられると思いますが、ちょっと結果がどうなるかというところまではまだあれなのですけれども、可能性としてはあるのかなというところでございます。

○議長 6番、荒海正人君。

○荒海正人 ゼヒ教育委員会生涯学習課から、複合施設に向けて特化したものではないですけれども、その一部分なのか、1フロアなのかは別として、ゼヒ追加して切り込んでい

ただきたいなというふうに思います。

考え方によると歴史、文化はやはり社会的にとつつきにくい分野というか、かなり噛み碎かないといけないみたいな分野もありますので、だからこそいろんな部分とからめていくという上では、複合施設の一角を担ってもいいんじゃないかなと思います。

かつ、先ほども申し上げましたけれども、全ての分野、全ての事業の根底が歴史、文化には通じてるというふうに思っています。

改めて、今回歴史文化基本構想の推進をテーマに一般質問するにあたって、基本構想について読みましたけれども、赤坂先生が書かれている言葉だったり、あとは基本構想の端々にちりばめられているアイデアというのは、本当に西会津ならではのものだと思いますので、ぜひとも教育委員会をはじめ、町ぐるみで取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上で、一般質問終わります。ありがとうございました。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 皆さん、こんにちは。今回は事前の申告に従い、2点の内容について質問いたします。

最初は、幼少期の子育て支援についてであります。

国では、保育料無料化や教育費無償化が進められてきましたが、子供の発育には親の愛情が大切と考えます。保護者負担の軽減は大変重要と考えますが、子供が心豊かで能力に満ちあふれた大人に育つには、我々大人が声を出せない子供たちの立場に立って政策を考えることも大変重要なと考えます。

以下の点について、町側の考えを伺います。

一つ目として、幼少期における子供と親との関わり方の重要性をどう捉えているか。

二つ目として、自宅で子育てをされている保護者への支援はどのようなものか。

三つ目として、これまでの子育て支援の評価と取組は。

四つ目として、子育て支援には保護者負担軽減のみならず、家庭からの協力について理解醸成も重要ではないか。

続いての質問は、義務教育の課題と目標についてであります。

変化の激しい今の時代を生き抜く人間を育てることは、大変重要なと考えます。また、教育の中で地域への愛情を育てるのも大切であります。どちらも未来の人材育成には重要であり、その重責を担い、日々奮闘している保育、教育の関係者の方々には、敬意を表するところであります。子供たちにとってよりよい町の教育の方向性となるよう、次の点を伺います。

一つ目として、これまでしてきたタブレットを利用した学習の成果と課題はどのようなものか。

二つ目として、これから教育で重要な視点は。

三つ目として、人口A.Iの発達で教育に及ぼす影響をどのように捉えているか。

四つ目として、社会で生き抜く子供を育てるには、企業が求める人材目線を捉えることが重要と考えますが、町の考えは。

五つ目として、豊かな人間性を育てるには何が重要か。

以上、町側の答弁を求めます。

○議長 教育長、五十嵐正彦君。

○教育長 7番、秦貞継議員の義務教育の課題と目標についての御質問にお答えします。

まず、1点目のタブレット端末を利用した学習の成果と課題についてですが、本町では、国が進めるG I G Aスクール構想に対し、1人1台端末やネットワーク環境等のICT教育環境を先駆けて整備するとともに、ICT活用を円滑に進めるため、教員のサポートを担うICT教育支援員を小中学校それぞれに配置し、ICT教育を進めてきたところです。

タブレット端末を利用することにより、学習意欲の向上や学びの個別最適化、情報活用能力の向上などが認められる一方、情報モラルの育成や対面でのコミュニケーションの希薄化などの課題が挙げられます。

タブレット端末は、あくまで学びをサポートする道具で、ノートや鉛筆等と同様に、よりよく利用することで学習効果が向上すると考えており、デジタルとアナログをバランスよく活用することが必要であると認識しているところであります。

なお、本町ではデジタル・シティズンシップ教育を推進するとともに、教科書を正確に読み解く力であるリーディングスキル、読解力の向上のために、授業においては、紙の教科書をフル活用することや、書く力の育成として、視写や共書きなどに取り組んでいるところです。

2点目の、これからの中等教育で重要な視点についてですが、これからの義務教育は、変化の激しい社会に対応できる「生きる力」の育成が重要であると考えております。具体的には、知・徳・体のバランスを取りながら、自律心や探究心を育み、主体的に深く学ぶ力を持つこと、情報化社会やグローバル化に対応する能力を養うこと、そして、地域とのつながりを通して、多様性と包摂性を重視した人間関係を培うことが重要な視点であると考えています。

3点目の、人工AIの発達で教育に及ぼす影響についてですが、AIは、子供一人一人の進歩やレベルに合わせた最適な提案により、教育の質を向上させる一方、AIに頼りすぎることで、子供自身が探究する姿勢や批判的思考が減少するリスクがあるとも言われています。今後、高度なAIシステムが開発され、学習方法をはじめ教育の形が大きく変化することも考えられますが、子供たちがAIと共生する社会を生き抜くためにも、創造性の育成や倫理観の育成を行いながら、バランスよく適切に利用することが重要であると考えています。

4点目の企業が求める人材についてですが、専門性、柔軟性と適応力、コミュニケーション能力、自律性と責任感、チームワークと協調性、問題解決能力などが大切であり、人間性や組織への適応能力などを身につけた人材が求められていると考えられ、学校教育で育てたい資質・能力と一致する点が多いと考えています。

5点目の、豊かな人間性を育てるには何が重要なかについてですが、豊かな人間性は、実際の経験を通して育まれるものと考えます。まずは、親や家族との関わで、愛情を持って育てることが最も重要です。また、義務教育においては、社会や自然と関わる体験学習や地域社会との交流や社会見学を通じて、多様な価値観や社会の仕組みを学ぶこと、ボランティアや奉仕活動など他者を助ける経験を通じて共感や思いやりの心を学ぶこと、クラス

メイトと協力して課題を解決する活動を通じて、協力する喜びや難しさ、やり抜く力を学ぶことなどの「非認知能力」の育成が重要であると捉えております。

教育委員会といたしましては、将来を担う子供たちが、主体的に未来を切り開く教育の実現を目指し今後も努力してまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 7番、秦貞継議員の幼少期の子育て支援についての御質問にお答えいたします。

1点目の幼少期における子供と親との関わり方の重要性についてであります、子供の年齢や発達段階にもよりますが、一般的に乳幼児期は、親など身近な人との強いつながりによる安心感、いわゆる愛着関係を基盤として、新たな体験や挑戦、そして成功や失敗を繰り返しながら日々成長していくものとされております。成功と一緒に喜び、失敗した悔しさも癒やされるような、子供にとって、家庭が元気を回復できる、もっと元気になれる場所であってほしいと考えております。

子供たちは環境が整えば、自ら成長していく力を備えており、その環境を整えることが子育てであります。そして、その第一義的責任は保護者にあります。

親が子供の育ちを尊重しながら、子供を主体とした適切な関わり方が保てるよう、地域社会全体で支えていくことが重要であると考えております。

次に、2点目の自宅で子育てをされている保護者への支援についてであります、町では、町内に1年以上住所を有し、こども園に入園しないで、家庭で子育てをしている世帯に、乳幼児家庭子育て応援金月額1万円を、2歳を迎える年度末まで支給しております。

また、昨年、児童手当法が改正され、10月支給分から、支給対象児童が高校生年代までに、第3子以降の多子加算支給額も月額3万円に拡充され、所得制限も撤廃されたところです。

国では、児童手当を次代を担う全ての子供の育ちを支える基礎的な経済支援と位置づけ、第2子目までが満額支給で244万5,000円、支給期間を通して第3子目以降に該当する場合には681万円が支給されることとなります。

町ではほかに、満1歳からの未就園児をこども園でお預かりする一時保育事業なども実施しております。

次に、3点目のこれまでの子育て支援の評価と取組についてであります、町では、こども園での0歳児からの保育料・給食費の完全無償化をはじめ、出産祝金の拡充など、様々な経済的支援に国や県、近隣市町村に先駆けて取り組んできており、国が公表した令和4年までの5年間の合計特殊出生率の平均が県内市町村で11番目に高いなど、取組の結果がデータからも確認できるところであります。

今年度は、これまでの取組に加えて、病後児保育、こども園での保健推進、未就園児全戸訪問（アウトリーチ型支援）の強化、子育て広場「おいでおいで」の拡充を4本柱の事業として、子育て・子育ちへの直接的な支援と、支援が必要となったときに保健師や保育士、言語聴覚士や管理栄養士など身近な専門職に、ためらいなく相談できるような良好な関係性の構築、いわゆる支援力そして受援力の向上に努めているところであります。

次に、4点目の子育て支援には、家庭からの協力についても理解していただくことが重

要ではないかとのおただしであります、町の子育て・子育ち支援の拠点であるこゆりこども園を例に説明させていただきます。

こども園では、保護者も保育に携わる職員も全員が、子供の育ちを支え、促し、見守り、その成長の喜びを分かち合える最も身近な仲間であります。そこでの互いを理解し協力し合える機会は、子供の育ちを促す大切な環境でもあり、昨今、その一つとされる保護者会の存在と役割の重要性が再認識されております。

子育てのライフステージにおいて、最初の機会となるこども園の保護者会活動において、適切な関係性を学び、深め、信頼し合い、子供の健やかな成長という同じ目標に向かって、互いに協力し合っていけるように、ともに考えてまいりますので、御理解願います。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 それでは通告に従って、順次、質問してまいりたいと思います。

まず最初に、答弁と前後しますが、幼少期の子育て支援について、まず先にお伺いしたいと思います。

今の答弁を聞いておりますと、学校教育課も福祉介護課もどちらもですが、やっぱり先ほどから、キーワードとして「親」「家庭」というのは非常に多く出てきたなど。非常にしかもそこが重要であるというような受け取りをしました、私としては。その上で、順次お伺いします。

まず、親との関わり方に関してなのですけども、まず大事なことは保護者さん、家庭からの意見を集めてというか聞いて対応しなくちゃいけないと思いますけども、ただ、いろんな保護者さんがいるという話も聞いてきました。その上でお伺いしますが、意見の吸い上げとか、そういった相談件数というものの推移というのはどのようにになっているのか、まずそこを伺いたいと思います。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

意見の吸い上げ、あるいはその相談件数の推移ということでございます。

まず最初に、相談件数の推移についてはちょっと詳しい資料が、比較できる資料が今手元にございませんので、後ほど御報告をさせていただきたいと思います。

あくまでも私の感覚的なものとして、やはりここ5年間ぐらいを見れば、子供の数は減っているけれども、相談をいただく件数は同じような形で推移しているというような感覚がございますので、割合としては増えているのだろうと。

また、一つの問題についても、5年前というか昔は単純なことでお困りになっているケースが多かったんだと思いますが、今はお子さんに対するお困り事だけではなくて、家庭の問題だったり、あるいは家庭といつても自分たち親の問題、あるいはおじいちゃん、おばあちゃんの問題まで抱えてしまっているような、それが子供に影響を及ぼしているような、そういった複合的な課題も抱えていらっしゃる方がいらっしゃるということで捉えているところです。

また、その意見の聴取という部分では、こども園において、毎年1回アンケート調査をしております。その中で、様々な意見をいただいているところであります。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 次の質問で、新生児特殊出生率も聞こうかなと思ってたのですが、課長と何回かお話しして、感覚で私はいいと思いますので質問省きますが、子供は今後減っていくと見てよろしいですよね。子供はだんだん特殊出生率に関しては、今後の見通し、もしくは過去3年程度でも構いませんが、特殊出生率の推移をまずお伺いしたいと思います。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 合計特殊出生率は、あくまでも統計的な考え方で考える場合に有効だと思いますが、もう少し身近な数字ということで町の出生数の推移であれば、令和4、5、6ということで18人、18人、19人というようなことで推移しているところです。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 そうすると令和6年に関しては1人増えたと。ですが、私もちょっとびっくりしましたが、もう20人を切った出生数になったということです、うちの町も。分かりました。

先ほどの答弁の中で、保護者会の存在と役割の重要性が再認識されてますと。自分も先輩の保護者からこうやって子育てするんだ、学校には協力するんだ、保育園の頃からでしたけども、教わってきてそのまま子育てに生かしてきたところがありますが、やっぱり保護者さんの数、子供の数が減ったということは、それだけなかなか例えればボランティア活動、ボランティア力や自分たちがお世話になってる保育園を支える力というのは減っていくことがもう予想されると思うのです。減ってきてると思うのですが、それだからこそ答弁にもありましたけど、保護者からの協力や理解醸成というのは非常に重要、要は行政に何でもかんでもあれやってくれ、これやってくれじゃなくて、やはり自分たちも少ない人数ながらでも、こういうことをできることはやっていこう、みんなで子供を支えようという方向性というのは重要だと思うのですが、その辺の町の認識についてお伺いいたします。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

保護者会に対する町の方向性というか、考え方ということでございます。

まず、保護者会の目的というものを考えたときに、保護者同士のつながり、そして本来こども園の場合、保護者会と言っていますが、基本的にはそこに職員も、管理職であります参加をさせていただいてお話し合いを進めさせていただいておりますので、職員と保護者の皆さんとの関係性をまずは深めていただく、あるいは距離を縮めていただく。信頼関係というものを構築するために大切なものというのが、3点あると言われています。

まず1点目は、この人に頼れば大丈夫だ、この人だったら大丈夫だという、これ根本的な信頼関係というようなものだと思われます。

そして、あと契約に基づく、契約に書いてある内容をしっかりと履行しているので信頼を得るというようなものが一つあります。

もう一つ、これ大切なものが関係性による信頼、この関係性を深める、もしくは近い関係になるということで信頼が深まる。あるいは確立されるというようなことが言われておりますので、まさに保護者会というのは、そういう場であると考えているところです。そういう方向性で進めていきたいと考えております。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 非常に分かりやすい説明でした。全く同感です。やはり頼ってもらって信頼関係が築いた上で、やはり相手というのは人の話を聞いてくれるんじゃないのと思いますので。ただ、これ現場の方々は、先ほどの質問にもありました、子供は減ってるんだけど相談件数、しかも相談に関して複雑になってるということは、これはこども園のことなので、確かにこども園の先生方が今精いっぱい頑張ってると思うのですが、そこに関しては将来こども園から小学校にいつかは移行するわけですけども、やはりこども園だけに任せるとんじやなくて、教育委員会と福祉介護課さんがやっぱり協力し合って情報共有をして。問題解決というのはどちらかの担当課に限らず、やっぱり横断的な取組が非常に重要となりますので、その上で先ほどから話が出ている、核となる保護者さんの支援というのを進めていくことが非常に重要だと思いますので、その辺に関しては、時間もありますので、ぜひ今後、今すぐというわけにいきませんし、とにかく町全体で子供たちや保護者さんたちを見守れるような体制づくりをお願いしたいと思います。

その次の質間に移りますが、これまでの子育て支援の評価と取組なのですが、先ほど結局、私も國の方針を見ていてもそうなのですけど、私個人的に考えるのですけど、無償化はすごく非常に聞こえはいいです。経済支援としてはいいのですけども、多分自分の家庭の経済の負担が減るということはいいと思うのですけども、必ずそれとセットで協力してくれる、これは学校にいってもそうだと思うのですけども、楽になったから、お金の負担が浮いたからというのは経済支援としてはいいと思うのですけども、それで子供の成長として非常にいい環境がつくれるかどうかというのは、また別だと思うのです。ですから、経済的支援をしながら、それでなおかつ先ほどから課長の答弁にもありましたけども、保護者さんたちと一緒に寄り添って、みんなで子供を見守っていきましょう、長い目で見守っていきましょうという方向性が重要なですけども、これに関しての町の認識を、まずは福祉介護課の課長にお伺いしたいと思います。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

まず、国というよりも町の考え方、福祉部門の考え方といたしましては、保護者、親がおります。そして、親と一緒に後ろもしくは脇にお子さんがおります。いわゆる子育て支援というのは、保護者に対する支援ではなくて、後ろもしくは一緒にいる子供に対する子育ちの支援であります。子育て支援というような名称がついてありますけれども、結局のところは全てが「子育ち支援」であります。

そういう点を踏まえて、経済的支援というのはありますので、保護者の方、十分に財力のある方、もしくは子育てに頑張っていらっしゃる方、当然多くの方はそういった方であります、中にはそうではない方も見受けられます。でも、そういった方についてもお子さんはいるわけです。なので、やはり子育ちを支援するという意味では、我々は同じように、子供に対しての支援という意味で子育て支援という部分を同じように考えていくべきだなというふうに捉えているところです。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 先ほどの答弁でもありましたが、要は家庭での問題が多様化しているということで、多分ですが、我々が子育てをしてきた頃と時代が大分変わってきたんだなというの

は思うのですが、基本的な方向は一緒だと思うのです。子供のためだと思う。でも、やはり今悩む、仕事の環境や家庭環境で悩む人がいるのであればそれは寄り添って、先ほどお話をましたが、やっぱり保護者さんと信頼関係を築くというのは非常に重要なところだと思いますので、そこについてお伺いしますけども、先ほどの答弁でこれじゃないかなと思うのですけど、特殊出生率が県内で11番目に高い。要はそれだけ成果をこの町は上げているわけですが、さらに取組に加えてということで、病後児保育、それは我々議会からも提案したような内容ですけども、それ以外にもいろんな取組、4本柱ということでやっておりますけれども、これは先ほど言った子供を持つ保護者さんたちへの寄り添い、先ほどちょっとお話にもありましたけども、支援という形での取組なのでしょうか。であれば、この辺の内容の詳細、片仮名が多くて私もよく分からなかったのですが、その辺の詳細をちょっともう少し分かりやすくお示しください。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

まず、町の取組としてあるいは国の取組を併せて、経済的な支援という部分ではある程度形は整ったのかなというふうに感じているところであります。

それに加えて、やはり本当に子育ちもしくは子育てに対して、経済的な支援は間接的な支援だとすれば、直接的な支援という部分で今回は4本柱ということで掲げさせていただいております。そして、そのうちのアウトリーチ型の支援の強化、子育て広場おいでおいででの強化、この二つについては特に子育てに関わる職員と保護者の皆さんの関係性、信頼性の構築をまず第1の目的として強化している、もしくは立ち上げた事業であります。やはり支援が必要な方がいらっしゃったとしても、関係性ができていない言いづらかったり、もしくは支援をする場、支援をするほうの職員からしても、関係性ができていない中で、正しいことを伝えたとしてもそれを聞き入れていただけないというような、そういう残念な状況にならないように、まずは関係性、信頼性の構築を深めていくということで、今申し上げた二つの事業については特に力を入れている事業でございます。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 今お話を聞いていても、非常によい方向性だと思いました。私やっぱり信頼性、関係性というのは非常に重要です。しかも、行政がこういった形で保護者側に寄り添う、そこで信頼性を回復する、気づくということに関しては非常に重要なと思いますので、これちょっと今日初めて聞いた内容に近かった、理解も私も足りなかつたので、今後もまた注視してやっていきたいと思いますが、今のような方向性でぜひ進めていっていただきたいなと思います。

その上で、今課長の答弁の中でも経済的支援に関してはということだったのですが、うちの町は乳幼児家庭子育て応援金、これ町独自でやってる、2歳までの子供を家庭で見ていただいている保護者さんに対する補助金ということで、月額1万円を2歳を迎える年度末まで支給しているということなのですが、私これ非常にいい取組だと思うのです。これは子供と親が、2歳ぐらいですからずっと見てなくちゃいけないと思うんですね。その人たちを応援する、応援金と書いてありますのでね。だと思うんですけど、私これは、昨今なかなかコミュニケーション能力が取れない、この後の学校教育の中でも話出てくるので

ですが、コミュニケーションが取れないとか、あと家庭でもっともっと親と触れ合ってもらう機会を増やすという意味でも、やっぱり幼少期に、こういった取組に応援をするというのは非常に有効な取組だと思います。ですが、今あったとおり、問題が複雑化してるのであれば、こういった応援する部分、金銭的な部分をもう一度はっきり言うと増額だと思います。そういう意味で、子供たちを応援するという町の姿勢を示す意味でも、やっぱりこういった乳幼児子育て応援金の見直しが私重要だと思います。まずそこに関して、考えて検討できるかどうか、まず町にお伺いしたいと思います。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

乳幼児家庭子育て応援金の増額の検討ということで、御質問の内容だと思います。

乳幼児家庭子育て応援金については、あくまでも不足する分を補うという意味ではありません。そういう家庭で子育てをしている方を応援したい、そういう家庭を応援したいという目的でございますので、この増額につきましては、時代の移り変わりとかそういう部分もございますので、そういう部分も十分勘案しながら検討はさせていただきたいというふうに考えているところです。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 物価も設立当初と比べると大分変わっております。しかも、今、課長の答弁でもありましたが、応援ということは非常に重要なと思います。保護者さんたちに対して。でありますので、ぜひそれは、先ほど言った内容も含めて再検討していただければと思います。

いろんな国の施策何かも見ていて、いろんなお金の支給、補助金やそういうのを見てると思うのですけど、町が応援してこの応援金を支給してるわけですけども、どういう意図で、どういうことをしてもらいたくて、皆さんにもこういうふうな応援をしますからこうしてくださいという、この応援金に関しての理解醸成、どういう意味で、町はどういう思いで皆さんを応援しているのですということを説明し、理解して納得してもらうことが重要だと思いますので。

今日はここで増額ということは言えないと思いますので、もし検討する場合は、そういった名前の検討や、どういう意図というのを理解してもらうことも含めた説明も含めた上で、ぜひやっていただきたいと思います。検討してください。

時間もない次の質間に移りますが、次、小学校の質間に移るときに、やはり幼少期の親との関わり方や心の醸成というところが、結局次の学校の学力向上につながってくるところもあると思いますので、今後とも福祉介護課長、町が先頭になってですが、ぜひ頑張っている保護者さんたちを支え、応援してください。

次の質間に移ります。

これまで行ってきたタブレット学習の利用に関してですけども、まずタブレット学習、国が進めるG I G Aスクール構想で、タブレットを1人1台ずつ配付するということだったのですけども、うちの町は先駆けてタブレット導入をしましたが、利活用に関しての評価、検証というのは行っているのかどうか、そこをお伺いいたします。

○議長 教育長、五十嵐正彦君。

○教育長 秦議員の質問にお答えいたします。

タブレットの利活用についての評価、検証というところでございますが、導入当初、ちょっと時間はかなり前になってしまいますが、教育委員会の事務事業点検評価いう部分で、以前令和3年度ということになるのですが、令和4年の時点で令和3年度の内容について点検、評価というようなところは以前にございました。

その中では、外部の評価委員の皆様からは、ICT機器類の導入によって子供たちの関心や意欲が高まったことや教職員の負担軽減にもつながるということが伺えた。一方、そういうことが苦手な子供たちも見受けられると。そういうところのフォローをしっかりとやるべきであるというような評価をいただきました。これ導入の初期の段階かなと。その後は、特にこういった形で外部の点検、評価というようなことをいただくという機会はございませんでしたが、随時、学校のほうに利用状況等を確認して、先ほど申し上げたような成果といいますか、学習意欲が高まってるなとか、情報処理対応能力が身についたなとか、いろいろなやっぱり特性、子供たちありますので、そういうタブレットを使うことによって学習がより進めやすいとか、そういう部分のメリットといいますか、そういうところは見受けられると。

一方で、これも先ほど申し上げたように、やっぱり情報モラルの育成がやっぱり大事であるとか、やっぱりそういうものにばかりに触れるようになってくると、人間対人間の直接的なコミュニケーションというものが苦手になってくるといいますか、そういう心配であるとか、あと健康面では視力の低下であったりとか。そういうことが心配されるので、しっかりとそういうことに対応しながら適切な活用を進めていかなければならないということでございます。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 ちなみに私今質問するのは、確かな学力を伸ばすためにはという方向でいきます。私も決して勉強できたほうじゃないのですが、いろんな文献を読んだり、それこそPTAの皆さんにいろんなお話を聞いたのですけども、先ほどから答弁にもありましたが、確かな人間性があって、その上に学力というのは積み重なっていくものだというふうに保護者さんも言ってましたし、実は教員関係の方にもお話を聞いたのですけども、しかも我々はどうしても成果に関してタブレットを入れたから、例えば数学の点数が上がったとか、国語の点数が上がったのかというのを確かめたがるのですけども、教育の結果というのはそんな簡単に出ないというふうにも私、ある人からお話を聞きました。

その上でお伺いしたいと思うのですけども、これちなみにタブレット教育に関して世界的な動向を私ちょっと調べてみたのです。そうすると参考事例なのですけども、フィンランド、ちなみにこの国は小学校以上の教員は修士号を持っていて、教育現場のデジタル導入はもうかなり早くから取り組んでたと。国際学習到達度調査では、フィンランドの子供の読解力は世界一だったそうなのです。結局、そこもデジタル化を進めてきたのですけども、2000年に始まった調査のときは読解力に関しては1位だったのですが、2022年、3分野の順位が14位、20位、9位に落ちたという実例もありました。

また、フィンランドの中のリーヒマキというところでは、デジタル化に先進的に取り組んだ自治体なのですが、ここに関しては子供の集中力が低下した、短気になるといったこ

とがフィンランド全体で問題化したと。

もう一つ、ここはシンガポールです。22年で国際学習到達度調査では1位になった。シンガポールに関しては、小学生にはデジタル端末を配らないことを2023年に決めたというような世界的な動きがあります。ところが、日本に関しては、今後もタブレット教育、デジタル教育を推進しようというような流れになっております。

結局、今、教育長からはメリット、デメリット、反省点も踏まえてお伺いしましたけども、これ例えですけども、本町においてですが、見直すべき場合、結局これが本当に方向性として大丈夫なのかどうかというのは、やっぱり逐一情報収集して、判断というのはそれなりに早くしなくちゃいけないと思うのですが、その方向性や考え方について、まず教育委員会にお話を聞いてみたいと思います。

○議長 教育長、五十嵐正彦君。

○教育長 それでは質問にお答えお願ひいたします。

まず先ほども申し上げたとおり、やはり何事においてもメリット、デメリット、やっぱりあります。そこをやっぱり冷静に見ながら、導入当初というのはどうしてもやっぱりタブレットそのものにもなれていなかつたり、何がメリットであるのか、デメリットであるのかというようなところが、あんまりはつきりしてない。そういう中で、とにかく使っていこうということで進んでいくわけですが、やはり使っていく中で様々な問題点、もちろんこういう使い方をすると大変効果が上がったというようなことも、実際にいろいろな研究であったりとか、実践の中ありますので、そういったことをしっかりと捉えながら問題点、課題、デメリットになる部分については、やはり改善をしていくと。この姿勢は基本的にはそのとおりございます。

あと使い方そのものについても、当然、発達段階に応じた使い方ということがございますので、一律に小学校の1年生から中学校の3年生までがみんな同じように使っているということではなくて、それぞれの発達段階でそれに応じた使い方をしているということも付け加えさせていただきたいと思います。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 私も教育長の今言ったそこだと思うのです。使い方だと思うのです。あとタイミングです。やはりいろんな文献ちょっと私も読ませていただいたのですが、やっぱり幼少期、小さい頃にタブレットを預けるというのはあまりよくないみたいな文献が非常に見受けられたんです。

さっきの福祉課長の答弁にもつながるのですけども、結局親にしてみれば、タブレットを預けて子供たちに見せて、自分が好きなことができる。結局親と子の時間を阻害したり、例えば手で書いたり、いろいろ落書きもするかもしれませんけど、そういった自分の体を使ってものを考えるタイミングを奪いかねない。ですが、教育長のおっしゃるとおり、ある時期になってくると、もっといっぱいの情報が必要になったときに、やはり辞書やノートだけでは足りない。世界の情報を集めるには、タブレットは非常に有効だという研究した結果も私目にしました。ですので、ここなのですけども、近未来を予測する脳科学者黒川伊呆子さんという方の著書なのですけども、「ヒトは7年で脱皮する」という本がありまして、そこでは、結局人間力の基礎が育つのが7歳までなので、そこまでは遊んで体験し

て人間力、先ほど福祉介護課長や教育長の中にも答弁にもありますけども、そういったそれこそ情操教育というところを培う時間、場所だと。そこをしっかりしたほうが、かえってその後は学力が伸びるというような。ちなみに黒川さんという方は人工A Iの開発にも携わったというふうに、たしか情報ではありました。

そこら辺に関して私は思うのですけども、先ほど学年、タイミングによってということだったのですけど、私はあまり幼少期のうちのタブレット利用に関しては慎重になるべき、もしくは少し保護者さんと話し合いながら、本当に必要最低限で利用を進めるべきかと思いますが、まず考えをお伺いいたします。

○議長 教育長、五十嵐正彦君。

○教育長 それでは御質問にお願いいたします。

まず実態として、今現在小学校の低学年、どのような使い方をしているかということでお申し上げますと、タブレットに写真を撮ったり、動画を撮ったりという機能がついております。それを活用して生活科、生活科というのは自然観察をやったりとか、自分たちの身の回りのこと学んでいくという、これ1、2年生なのですが、あと図工、こういったもので自然観察をしたときに見たもの、興味のある例えば花の写真を撮ってとか。あるいは、図工で作品をつくった、自分のつくった作品を写真に収めてみんなで共有するとか、そういう使い方が主な使い方になっております。大体1回につき10分から15分ぐらいの使用、これも毎時間やっているわけではないので、生活科という中でも学習内容によって変わってきてますので、毎回使っているということではないので、トータルとして長時間使っているものではないかなと。

あと加えて、これ全学年で小学校取り組んでますが、コグトレというものです。これは認知機能、本当にまさに幼少期に身につけてほしい注意力だったり、短期記憶だったり、言語理解だったり、知覚、推論、判断そういう基本的に身につけてほしい力を向上させるアプリなのですけれども、これはオンラインでできるもの、これが週2回、時間が設定されていて、その時間にこれも15分程度の中でタブレットを使ってそういうものに取り組むというようなことを行っております。

低学年においては、今申し上げたような本当にタブレットの基本的なというか、いろんな機能はありますけども、その中で写真を撮ったり、そういうことにまづなれるというような段階で使用してます。家庭の持ち帰りはしておりませんというのが低学年の段階。そこから3年生、4年生、5年生、6年生と上がるにつれて、調べ学習であったりというようなことに広がっていって、さらに授業の中で学習支援ソフトというものを使いながら、お互いの考えを共有したり、そういうことで使ったりというふうに、だんだんと幅が広がっていくというような状況でございます。

今申し上げたような形で、学校現場としては、発達段階をよく見極めながら、発達に応じた使い方ということを実施しているということをございます。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 ちょっと話が飛びますが、質問が飛びますが、企業が求める人材について、学校教育課の方でもよく調査されているようでしたが、ここで結局、専門性、柔軟性、適応力、コミュニケーション能力、自立性と責任感、チームワーク、協調性、問題解決能力、

あと、ちなみに大手の就職会社が調べたデータでは、非常にいろんな営業系、企業系とかある企業の形態によって求める人材についてという、これ、後で差し上げます。どんな人材を欲しているのかというアンケート結果があるのですけども、ここに積極性が加わるのです。こういったものを育てるというのは、やはりある程度、大きくなつてからというのは、先ほど7歳の脱皮じゃないですけども、そういう方もいらっしゃいますが、やはり小さい頃に育んだ基礎力があって、その基礎力に確かな学力が乗つかって、先ほど言った人材力を基にした専門的な活用、専門的な活躍ができるようになると思うのです。

先ほど教育長もタイミングによってということだったのですけども、これに関しても今はつきり答えはいただけないと思いますが、ぜひ方向性についてももう1回再考されてください。やはり幼少期というのは非常にデリケートな時期でもありますし、先ほど言ったようにどうしてもすぐ答えは、ですからテレビとかで、よく小さい子がすごい英語ペラペラしゃべれる子がいるとすごく目がいってしまうのですが、我々が見なくちゃいけないというのは子供の20年後、成人になった頃の姿だと思います。そこをやっぱり想像するには、やっぱ目先のことだけじゃなくて、何年か先にこうなるということを想像しながら、教育というのは進めなくちゃいけないと思いますので、ぜひそういった意味でも、社会が求める人材の情報収集やタブレットの利活用に関してのメリット、デメリットに関しての情報収集もしっかりやっていただきたいなと思いますので、そこに関してはお願いをいたします。

情報モラルに関してお伺いしますけど、この教育というのはもちろん幼少期からされているのでしょうか。それともある程度の年齢になってからなのでしょうか。その点1点、お伺いします。

○議長 教育長、五十嵐正彦君。

○教育長 情報モラルの教育についてということで、御質問にお答えいたします。

これも学年によって変わってくる部分はあるのですけれども、まず小学校におきましては、道徳の時間に情報モラルに関する内容がございます。ただ、時数的にはそんなに多い時数ではないのですけれども、小学校1年生から3年生はこういった道徳の時間でそういったことを学ぶ。あと日常的に、やっぱりいろんな形でタブレット端末を使用する際に、教師、あるいはICT支援員がつきますので、ICT支援員のほうがそういった専門的な部分についてアドバイスして見ているというところがあります。

あと4年生からになると、総合的な学習の時間の中に情報モラルであったり、そういう使用についての学びがあります。トータルで年間10時間ぐらいなのです。ただ、この10時間では私は足りないというふうに考えて、本町では5年生、6年生なのですけれどもDQWorldという、スキルを、情報モラルをはじめそういった大事な八つのスキルというふうになってるのでけれども、このことについて2年間を通してDQWorldという教材を使って学んで、しっかりと身につけた上で中学校に行くというようなことで、去年から正式に採用してこの教材を活用しています。そんな形でございます。

あと中学校になると、技術家庭の技術ということでも専門的に取り組んでいるというようなことで、情報モラル教育に取り組んでいるところでございます。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 今の方向性はそれでいいと思いますが、やはりくどいようですけども人間性、その子がまず小さい頃に培うと思われる正しいものの考え方、間違った、やっちゃんいけないことだとかというのがあった土台の上で、やはり今言ったような教育が続くと思いますので、そこに関しても、親や教師がその子供とちゃんと面と向かって触れ合いながら、目を見て、肌で触れて、育てる教育というのが、それこそ私は今タブレットやそういった合理化が進む教育もいいと思うのですけども、こういう田舎の西会津だからこそそういったものに力入れることが、私はまちの魅力や教育の魅力につながるんじゃないのかなと思います。非常にこれ難しいです。現場の先生方、今一生懸命やっていただいているが、そこに関しても教員というのは転勤されますし、なかなかそれをつないでいくというのは難しいと思いますが、それが私は原点だと思いますので、ぜひこの質問の最初の冒頭で申し上げましたが、くどいようですが物言えぬ子供の立場になった教育や保育を推進していただきたいと思います。それには先ほど課長の答弁でもありました、保護者さんの意見や話を聞かなくちゃいけないし、子供の意見も聞かなくちゃいけないです。

あと、私こういうふうにも言わされました。非認知能力はなかなかテストでは出すことはできない。ですが、行動では現れます。そこをしっかりと大人が見て検証することも大事ですというふうなことも私教わりました。私は教員でもありませんし、子供も大人になってしましましたけども、子育てが終わっただけの大人でございますが、町側にはそういった子供の未来を見据えた温かい教育、温かい保育、それを保護者さんたち家庭と一緒に進めていただき、こういった町になっていただきたいと思います。大変だと思いますが、それを切願いたしまして、私の一般質問に変えさせていただきます。

以上です。

○議長 先ほど秦議員の一般質問の中で、保護者への相談件数は後ほど答弁するということでありましたので、答弁をしていただきます。

福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 先ほど秦議員から御質問いただいた件で、相談件数の推移という御質問ございましたので、お答えさせていただきます。

令和5年と6年ということでお答えさせていただきます。

これは国に報告する相談件数ということで、24件、令和5年。6年が23件ということではほぼ同じ数字でございます。ただ、中身を検討しますと、児童相談所に関わっていただかなければいけなかったような案件が増えているということで、やはり緊急の対応、もしくは複雑、複合化した案件が増える傾向にあるというようなことが読み取れるところです。

また、先ほどありましたが、町としては就学以降、就学する前、全ての子育て、ライフステージにおいて子供家庭センター、いわゆる町では子育て支援センターと申し上げてますけれども、ここが一元的にこういった対応をさせていただいております。学校とも連携を取って、オアシスとも連携を取って対応させていただいておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 暫時、休憩いたします。再開は午後1時です。(12時00分)

○議長 再開します。(13時00分)

10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 10番、猪俣常三です。

質問に入る前に、今年の気候の状況を感じたことを申し上げますと、予想をはるかに超えて、7月から8月にかけて雨量が平年と比較して少なく、温度も高温状態が続き、熱中症はもちろんのこと、農業にとって水不足が懸念されたところもあるのではないかと思っております。

8月26日と27日及び9月2日の夕方から雷を伴い、強烈な豪雨となり、恵みの雨と信じたような田畠に注いでくれました。しかしながら、十分とは言えない雨ですが、心配が解消されたわけではありません。収穫まで油断は禁物であると感じております。

それでは、今次の議会に一般質問を通告しておりますので、伺ってまいります。

一つ、経済活性化に向けた事業承継協議会の進捗状況についてであります、4点ほど伺います。

一つ目は、現在の事業承継協議会の取組の進捗状況と成果について伺います。

二つ目は、事業承継調査後の経営者の意思は、多くの方が今後廃業を予定しているとのことでありますが、町の対策はどのように考えておられるのか伺います。

3点目は、町において事業承継が進まない場合、商業、工業の経済の状況を5年先、10年先をどのように分析し、今後の町の対応、経済活性化の見通しについて伺います。

4点目は、農業後継者の今後の見通しについて、町の考えをお伺いいたします。

次に、介護タクシー利用者への費用負担の軽減及びささえ愛支援会議の進捗状況についてであります、2点ほど伺います。

1点目は、介護保険サービスの訪問介護の一つのサービスに、通院等のための乗車または降車の介助があり、車椅子のまま乗り降りできるスロープやストレッチャーを装備している介護者向けの車を利用した場合、利用料金の軽減措置が課題ですが、町の考えをお伺いいたします。

2点目は、介護タクシーを利用した際の利用料金の支援について、ささえ愛支援会議が設置され、取組や支え合いの仕組みとニーズについて調査を進めていることから、進捗状況をお伺いいたします。

次に、鳥獣対策について2点伺いますが、鳥獣被害対策実施に關係されている皆さんの献身的な活動に対しまして、敬意を表するものであります。しかしながら、全国的に最近のニュースの中で、熊による人身被害などが報道され、深刻な時代になっております。このようなことから、2点お伺いいたします。

1点目は、鳥獣被害防止パトロールを実施しておりますが、その内容についてお伺いいたします。

2点目は、鳥獣の数が増えていると住民の声が多く聞かれる。被害は年々増加傾向にあることから、パトロール活動中の捕獲活動ができないか、町の対応をお伺いするものであります。

以上、私の一般質問といたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 10番、猪俣常三議員の事業承継協議会の進捗状況等についての御質問にお答えいたします。

順序が逆になりますが、はじめに2点目の事業承継調査後の町の対策についてからお答えいたします。

町では、令和3年度に町商工会と協力し、経営者が60歳以上の事業者、約40事業者に事業承継に関する調査を実施いたしました。その結果、議員おただしのとおり、多くの事業者が今後廃業予定と回答したことから、事業承継対策は町の喫緊の課題と捉え、令和4年度からは、中小企業者や事業者の事業活性化を支援する独立行政法人中小企業基盤整備機構にも協力をいただきながら、個別相談や事業承継セミナーの開催、金融機関との連携など事業承継に必要な取組を町商工会とともに取り組んでまいりました。

こうした流れを加速し、支援体制を強化するため、令和5年12月には町と町商工会の関係者を構成員とする「西会津町事業承継協議会」を設立し、町商工会長がその協議会の会長を務め、町商工会に事務局を設置したところであります。

なお、西会津町事業承継協議会には、その活動を多角的な面から支援するため、中小企業基盤整備機構東北本部、日本政策金融公庫会津若松支店、福島県事業承継・引継ぎ支援センター、福島県よろず支援拠点、会津信用金庫西会津支店、会津商工信用組合西会津支店にも連携支援機関として協力をいただいているところであります。

次に、1点目の事業承継協議会の取組の進捗状況と成果についてであります。協議会では毎月1回、町内事業者を対象とした個別相談会を開催しているほか、事業承継の希望事業者に対する計画の策定や専用サイトへの登録によるマッチングの支援、さらには後継者向けのセミナーを開催するなど、連携支援機関にも協力をいただきながら総合的な支援を実施しております。

その成果といたしましては、令和6年度に相談を受けた町内15事業所のうち、4事業所が承継を完了したところであります。

次に、3点目の今後の町の対応・経済活性化の見通しについての御質問であります。商工業の振興にあたっては、事業承継対策同様に商工会や工業会などの関係団体と連携するとともに、町内の事業所にも直接出向いて、事業者の皆様が直面している課題を丁寧に把握し、適時適切な支援策を講じてまいります。

また、経済の活性化にあたっては、年間52万人が訪れる道の駅にしあいづの販売力強化や道の駅を拠点としたまちなかへの誘客、さらにインバウンド観光の強化や誘客促進に向けたイベント等を支援しながら町内への交流人口と消費の拡大を図ってまいり考えでありますので御理解願います。

その他の御質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 10番、猪俣常三議員の経済活性化に向けた事業承継協議会等の進捗状況についての御質問のうち、農業後継者の今後の見通しについての御質問にお答えいたします。

本町の農業分野においても人口減少や高齢化により担い手の高齢化や減少が進んでおり、遊休農地の増加や離農による農家数の減少等、農業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

このため町では、これまで関係機関と連携した就農相談や首都圏での移住就農相談会へ

の参加などにより情報発信を行うとともに、国の新規就農者育成総合対策事業や町新規就農あんしんサポート事業による資金面での支援、さらに今年度は、滞在型就農体験事業を実施するなど、新規就農者の確保に努めているところであります。

また、地域おこし協力隊制度を活用し、町農業公社との連携により、農業技術の習得や地域内農業者との交流などを実施することで、隊員期間終了後の町内における農業後継者としての育成を図っているところであります。

今後につきましては、これら事業を継続して実施していくとともに、次世代の担い手となり得る子供たちに、農業が将来の職業の選択肢の一つとなるように、農業の魅力と価値を伝える啓発活動や農業体験等を実施している団体等の支援を通して、次世代の農業後継者の確保にも努めてまいりますので、御理解願います。

続きまして、鳥獣対策についての御質問にお答えいたします。

1点目の鳥獣被害防止パトロールの実施内容についてであります。町では被害防除、環境整備、有害捕獲を鳥獣被害対策の3本柱として総合的に実施しており、鳥獣被害防止パトロールは被害防除と有害捕獲の一環として実施しているところであります。パトロールは、例年5月中頃から狩猟期に入る11月中旬にかけての月曜から金曜に、町の鳥獣被害対策実施隊員2名により町内を巡回しており、7月からは平日に加え日曜も実施しているところであります。

パトロールの主な活動内容ですが、町内を車で巡回しながら猿に装着した発信機からの電波を探索し、猿の群れの位置を確認し、効果的な追い払いにより被害を防ぐことを目的に実施しています。また、得られた情報から翌日の出没予測をケーブルテレビで町民の皆さんに情報提供し、各地区の被害防除に活用していただいているほか、有害鳥獣による被害や目撃に関する情報が町に寄せられた際には、パトロール隊員へ伝え現地を確認してもらい、追い払い等の対応を行っております。

次に、パトロール活動中の捕獲活動についての御質問ですが、現在実施しているパトロールにおいて、ニホンザルと猪については状況に応じて猟銃による捕獲を実施しているところであります。ツキノワグマに関しては、緊急を要する、人身被害が発生するおそれがある場合は許可を得て捕獲することは可能ですが、緊急を要さない場合は現場確認や追払いを行う等の対応をしております。

なお、猟銃を使用した捕獲は、鳥獣保護管理法や銃刀法により捕獲対象や捕獲方法、銃の使用範囲、周囲の安全対策、銃の使用許可区域など厳しく制限されており、住宅の周辺や開けた農地、道路上など安全が確保できない場所では使用が禁止されていることから、法令にのっとった捕獲を行うことが最も優先すべきルールであり、慎重に実施すべきものであると考えております。

町といたしましては、町民の皆さんからの捕獲の要望に配慮しつつ、安全と法令遵守を優先してパトロールを実施していることを周知し、捕獲活動が安全に実施できるよう活動を進めてまいります。

また、被害は年々増加傾向にあるとの御指摘ですが、有害鳥獣による町全体の農作物被害額はここ数年減少傾向にあり、その要因としてこれまで実施してきた町や水土里環境委員会による電気柵設置への補助、鳥獣対策専門員による効果的な電気柵設置方法や

追払い講習会等の開催、さらに生産者や集落の一丸となった被害防止対策の取組の成果であると考えておりますので、御理解願います。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 10番、猪俣常三議員の御質問のうち、介護タクシー利用者への費用負担の軽減及びささえ愛支援会議の進捗状況についてお答えいたします。

1点目の介護タクシー利用者への費用負担の軽減についてでありますと、令和6年9月定例会でお答えしましたとおり、介護タクシーには、介護保険の要介護1から要介護5までの者が、ケアプランにより訪問介護サービスとして利用できる介護保険タクシーと、要介護認定を受けていない方も利用できる介護保険が適用されない福祉タクシーがありますが、どちらも移送にかかる運賃は全額自己負担となっております。

高齢者の移動支援につきましては、地域で既に取り組まれている支え合いの仕組みや、新たに芽生えつつある動きもあることから、それらを衰退させないように十分配慮しながら、支援の包摂性や持続性を高めていくために、介護タクシー利用者への支援の在り方や公共交通機関に求められる役割、必要な合理的配慮などについて、引き続き検討を進めてまいります。

2点目のささえ愛支援会議の進捗状況についてでありますと、これまでの会議において、高齢者の移動支援をテーマに、地域での取組やニーズなどを調査し、町の重要な社会資源の一つとして介護タクシーの活用について検討した経過があります。

また、本会議における検討をきっかけに、既に地域で行われていた支え合いの仕組みの中で、移動や外出支援を取り入れた新たな活動を開始した団体もあります。

本会議では、これまでの調査や話し合いの結果も踏まえて、地域の多様な取組主体の皆さんと、自ら取り組んでいける支え合い等について、実行・実践に向けて活動していくこととしておりますので、御理解願います。

○議長 10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 御答弁ありがとうございます。早速、再質問をさせていただきたいと思います。

まず、経済活性化に向けた事業承継協議会の進捗状況についてのことで、令和5年の12月に設立したものでありますと、事業承継協議会といつて町がその中の一員となられたということです。この中に私としましては、町がある程度主導的な立場に立つのが本来の姿ではないのかなと、こういうふうに考えていましたので、自治体が旗振り役をとやっぱり確信していましたので。それを積極的に進めていくということから、町が関わっておられる状況が、どういう関わり方をされているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長 商工観光課長、斎藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

事業承継につきまして、ある程度町が主導的な立場を担うのがよろしいんじゃないのかというような趣旨の御質問かと存じます。

事業承継の発端といいますか、課題となったという点におきましては、いち早く町も重要な課題だというような認識を持ったところであります。

そういう認識を持ったところもありまして、令和3年と4年に町が主導的な立場で事業

承継に関するアンケート調査を実施したところであります。

その結果、先ほど町長の答弁にもございましたとおり、その結果を見て商工会とも共有して、今後事業承継協議会という体制をつくって、その問題にあたっていかなければいけないというようなことに至ったところでございます。

その体制づくりの部分につきましては、商工会さんとも十分協議をしてしまして、商工会の主な業務につきましては、経営課題に関する事項というのがございまして、この部分につきましては商工会が主体で全面に入れてやるべきだというような協議になりまして、体制をつくったというようなところでございます。

それから町としましては、この協議会の一員として様々な意見なり、協力なりをしておるところでございます。町独自のものといたしましては、地域おこし協力隊を2名、その事業承継、後継の部分で募集をかけているということでございますので、御理解をいただきたいと存じます。

○議長 10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 先ほど町長からの御答弁の中で、60歳以上の事業者、これが40事業者に事業承継に関する調査を実施された中で、非常に厳しいものがあるとのお答えがありました。あるとすれば、高齢の経営者から今まで事業承継について相談を受けて、今までどこでどのように相談されて対応されてきたのか、お尋ねします。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

事業承継の相談、これまでの相談というようなことでございます。事業承継の協議会の設立以前につきましては、町商工会が、先ほども申しましたとおり、その経営課題に役割がございますことから、相談も担ってきたということで認識しておるところでございます。

○議長 10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 それというのは、例えば受けたはいいんだけども、ただ何の検討もしない。何の支援もしない。ただ相談して、相談が県の方か、あるいはどなたかに相談されてただそれを流しているだけの話でしか私は聞こえないので、そういうふうな状況だとすれば、ただ受け身的な対応にしかなってなかつたのではないかと。結局は問題を解決している状況ではなかつたと判断するがどうでしょう。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

事業承継協議会も設立して、連携支援機関という団体さんがいらっしゃいまして、そこにも協力をいただいているというところでございます。

その連携機関さんですけれども、先ほど町長の答弁にもございましたが、様々な団体でございます。国の関係、県の関係あるいは金融機関さんというようなところで、事業承継に精通した専門の方々が相談にあたって支援をしているというところでございますので、協力に、専門的知識から解決がなされるというようなことでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 もう少し私自身もちょっと理解し難いところがあるのですけれども、要は事

事業承継協議会ができる前の段階で、いろいろと心配事が出てきたのではないかと思う。その時点での話をさせていただきたいと思うのですが、長年地域を支えてきた企業を守る危機感というのが、薄れてたことだってあったのではないかと。私はそう思うのですが、どう、その頃捉えておられたのか、お尋ねします。一番その企業の方が。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えします。

事業承継協議会が設立される前の段階での部分だというようなお話でございます。その部分につきましては先ほども申し上げましたとおり、主体となっておりましたのは商工会ということでございます。それで町でも令和3年、4年、これは先ほどと同じ答弁になろうかと思いますが、喫緊の課題であるというような認識をもちまして、アンケート調査等実施して、今協力に、事業承継協議会の一員として対策を町としても実施しているというようなところですので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 関連しますけれども、もう1点だけお尋ねします。

非常に大事な状況の中なのですけれども、事業承継よりもその頃は移住とか、あるいは創業に力を入れてきたことも優先されてたような気がします。取り組んでこられたと感じてはおりますけれども、事業承継の取組が後手に回ったような気もしないわけではないんだけれども、そこら辺のところは町の所見はどのようにお考えだったのでしょうか。そこをお尋ねします。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 事業承継の対策が、後手に回っていたのではないかというようなお話でございます。

現在事業承継協議会というようなことで、町商工会とともに町がこの問題を取り組んでおるところでございますけれども、このような取組というのは、ほかの自治体さん等見ましても、先進的な取組であったというようなことで認識しておるところでございます。

連携機関の広報誌、紹介誌の中にも先進的な取組だというようなところで紹介されているというような事例もございますので、御理解をいただきたいと存じます。

追加でお伝えいたします。

その取組につきましては県内でも最も早く取り組んでおったところでございますので、御理解いただきたいと存じます。

○議長 10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 私は今、そういう事情があったのかというふうに理解するところであります
が、先ほど地域おこし協力隊員の方が2名というふうにお話しされましたけれども、私は
2名のほかに3名というふうに、採用する構想だというふうに記憶したつもりだったので
すが、2名ほど確定したと。あともう1人は事業承継に採用されるような計画というのは
あるのですか。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 事業承継に係る地域おこしの協力隊の関係の御質問にお答えいたします。

事業承継に係る地域おこしの分につきましては、昨年度募集をかけたところですけれど

も、実際は応募に至らなかつたというようなところでございます。

今年度からの募集についても、引き続き募集をしたいというようなことで考えているところでございます。

○議長 10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 いや、私がこれ聞いたのは、令和7年度に事業承継対策に地域おこし協力隊を3名とにかく採用して、この難局を何とか乗り切りたいという町の切実なる思いを感じたので今お尋ねしたわけであります。

今回2名、だけど応募がないから来年もという、そういう意味でしょうか。再度お尋ねします。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

昨年度の募集の段階におきましては、議員おただしのとおり、3名の地域おこしを募集したところでございます。

具体的には、商工会事務局における事務的な部分を担う地域おこしの方、それから実際、事業承継を担う、お麩の部分と、おそばの部分というようなところで3名ございました。

来年度の募集に向けては、商工会の事務的な部分に係る部分が、地域おこし協力隊の趣旨の部分を鑑みたところ、事務的な役割部分だけの要素が強いのではないかというようなところで判断しまして、そちらの部分については見送ったというようなところでございます。

○議長 10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 なのでお聞きするのは、この方がもし協力隊員の役割として採用されていくとすれば、事業承継をどのように反映して、そしてまた発展させていくのであるとすれば、貴重な存在感を増す協力隊員ではないのかなと。私はそう思っている1人だったのですが、これが入らないということになると、どういう構想を立てておられたのかということなのです。このままでいってしまうとなれば、ますます事業承継協議会というのが意味がなされなくなってしまうのではないかという心配があるからお尋ねしているのです。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

事業承継協議会、今現在も協議会の体制は進めておるところでございます。そちらについては、商工会が事務局の役割を担っておるところでございます。その部分で人的にさらに1人確保できればよりよかつたのかもしれませんけれども、今現在の体制でも商工会さんの方でやつておられますので、補完するような形で商工会内部で対応していただいているところでございますので、御理解をいただきたいと存じます。

○議長 10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 もう1点、お尋ねしたいと思います。

事業承継対策に先進地に研修視察をされたようなので、その事業承継された若手の事業者に経営改善の講習会での話というのがあったと思いますが、その一部紹介できるのであれば教えてください。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

昨年度、事業承継協議会の事業の一環で、先進地であります秋田県の北秋田市のほうに視察に行ってまいりました。その中で、どのようなものを見てきたかというようなところを紹介してほしいというようなところでございます。

具体的には、秋田の指定無形文化財になっている反物の方の事業承継についての取組について、視察してきたというようなところでございます。継業バンクに登録して、その地域おこしの方が事業承継を担うようなことでなったわけですけれども、一連の流れ、取組の状況等について視察をしたというところでございます。

○議長 10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 非常に参考になる秋田県の研修であったと思います。本町に生かされる項目があるとすれば、事業承継対策に素早く導入されて、事業承継につなげるべき部分があつたのかどうか。あるとすれば、この町に素早く導入されてもいいのではないかというものがあつたら教えてください。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

視察に行った結果で参考となる部分はどんなことかというようなおただしくございます。

先ほども伝統職人といいますか、そういう技術が必要だというようなところで、一朝一夕にこの技術が身につくものではないというようなところで、ある程度早めにその事業承継するのであれば、そういう意思を示して後継者を確保していくという時間的な部分というのは、早めに取り組んだほうがいいというようなところがまず分かったところでございます。

○議長 10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 はい。分かりました。

テーマを変えてまいりたいと思います。

介護タクシー利用者への費用負担の軽減及びささえ愛支援会議の進捗状況についてでありますけれども、先ほど答弁の中でも言われましたように、まずささえ愛支援会議の中で、車椅子のまま、スロープやストレッチャーの装備がなされている車で、乗り降りの介助がなされる、通院または病院に移送される、要介護1から5、このことが必須の条件で調査を進めていると理解しております。

さらにこの条件に、ケアプランに通院などの日常生活や社会生活での外出に限られて、介護保険給付の対象になると理解していたのが私の意図するところだったのですが、私の言いたかったのは、前回は、介護タクシーを利用する際に、病院に移動する際の運賃が町としての支援策はできるのかどうかをお尋ねしたのに、なぜささえ愛、つまり、愛する愛です。これささえ愛支援会議、別のほうでは支援、合うほうの支え合う。そういう表現でなされてきてるんだけれど、その点だけお尋ねして。なぜこれが支援会議で、私としては理解のできない文言なのです。だから再度聞くのです。お答えできますか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 猪俣議員の御質問にお答えいたします。

まず、高齢者の移動の支援という大きなテーマを俯瞰してみた場合から、ちょっとお話

をさせていただきたいと思います。

まず高齢者といつても比較的健常な方、そして支援の必要な方というふうに大きく分ければ分けられると思います。

また、その場合を考えると、緊急時と通常時というふうに考えられると思います。そうすると緊急時については、当然緊急の対応になりますので、それは除外します。

通常時の比較的健常な方については、どういう支援が必要なのか。通常町民バスを利用されている方、高齢あるいは加齢によってなかなか使いにくくなってきたぞという方が出てきた場合には、やはりバスの利用できなくなればしようがないじゃないではなくて、バスの運行、サービスを提供している側が、どういう合理的な配慮をすれば引き続き御利用いただけるかという点を考える必要があると思います。

次に、支援が必要な方を考えた場合に、支援が必要な方も分けます。通常の助け合い、支え合いの中で対応のできる方、それでは対応ができない方。地域や隣近所の支え合い、あるいは助け合いで対応のできる方は当然それで対応していっていただくべきだと考えております。その前に、自助というものも当然ございます。

猪俣議員がおっしゃっているのは、最後になりますけれども、隣近所の助け合いだったり、支え合いだったりでは対応のしかねるような状況の方について、介護タクシーを使わざるを得ないような方について、介護保険が対応になる部分については当然介護保険の中で、みんなの共同連帯という意味合いで、いわゆるそれは共助になるわけですけども、そこで対応していくわけですが、移動にかかる運賃につきましては全額自己負担ということになります。ただ、そこをもってすぐに公助という考え方はどうなのかというところを支え合い支援会議でも話し合ったところであります。まずは身内の方、お子さんを含めての自助、それにより難い場合には互助、共助、公助というような考え方だと思います。

公助については単純にタクシー券がいいのか、あるいはかかった費用の一部を町が支援するのがいいのか、そういう部分も町もその会議に参加しております。町の中でもいろいろな検討は進めておるわけですけれども、どういった形がいいのかというのは、そんなに簡単に結果が出るわけではありませんので、どういった形、制度をしっかりと皆さんを包み込めるような、そして持続性のある制度にしていくために今考えているところであります。

○議長 10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 私の言っているのは車椅子なのです。車椅子に乗って乗用車で運べない人を言ってるの。まず、車椅子でストレッチャーがあって、スロープもあっての自動車、それと介護者です。そういう方を限定してものを言ってるのに、ああだのこうだのを聞いてるんじゃないのです。私言ってるのは。そのところが違うのです。だから、本当の介護タクシーを使うんだけども、そのところの車椅子でストレッチャーで装備されてる車に乗る、それは介助もされる。そして、保険適用もなる。今先ほど言われたように、病院に通院あるいは行ったりしなきゃならない方が運賃は払わなきゃならないわけです。移動運賃は払わなきゃならないわけ。そこに町の支援策ができるかをおただししたのが前回。おただししたわけです。何と私が言ったのかというと、一般質問をした際に、運賃の利用者の負担軽減を条例や規則を制定できないかとおただし申し上げたのです。そのとき、町側の答

弁は、当時の利用者は延べ45人もいると。そのうち町外に医療機関の受診目的で要介護者の利用者は延べ17人もいるという御答弁なのです。

さらに答弁が続いて、タクシー利用者の負担軽減について、介護保険の生活支援体制整備事業によって、そこに町、社会福祉協議会に生活コーディネーターを配置する。何で今介護タクシーの車に乗せるのに、こういう人たちの話が出てくるのかが私にとっては理解できなくなってきたわけです。よりよい今度は支え合ひって、支え合いということは、合うことの言葉で言ってんですよ。支え合いの体制の構築を目的とする。私そんなこと言ってんじゃない。聞いてるわけじゃない。そうかと思えば「ささえ愛」、愛する愛の支え合いの支援会議を設置していると。だからこうなったわけです。だけど、私の言っている本題には一つも答えていただけなかったのが、今回再度お尋ね申し上げているわけです。

それが、介護タクシーを利用される人、福祉タクシーはもちろんお金持ちの人しか使えないと思う。確かに。だけど、運賃は両方払わなきやならない。介護タクシーも福祉タクシーも運賃を払わなきやならない。そこに弱い方々の利用者に対して、町が温かく、支援策を構築できれば最高だということなのです。やがて私たちもそういうふうな時期を迎えることがあるのです。最後に町長にお聞きしたかったの。こういうふうになったときに、町長どうですかと聞きたかったのです。課長、どうですか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

あの、移動にかかる部分、運賃ということではありますが、その部分についても繰り返しとなります。まず、なぜ最初に公助という考え方になるのかという部分。その前提として、まず自助、自分たちあるいは遠く離れていたとしても、そういう金経済的な支援は受けられないのか。そういう部分も含めて町としては検討しております。

前回の議会でお答えをさせていただいた際には、町内の福祉タクシー事業者の利用状況についてお答えをさせていただきました。議員おっしゃるとおりの状況でありました。その後様々な調査を繰り返したわけなのですけれども、その中で、やはり通院等の支援に困っているような方を把握している機関として、様々な町内に機関ございますので、そういう機関に問合せをした結果、やはり実際1か月に1回、もしくは2か月に1回程度受診する際に遠くに住んでいるお子さん、わざわざ来る方も当然おられます。何で来るかといったら、それを助けるためだけじゃなくて親の顔を見に来るので。そういうこともございますので、自助という部分を弱めてしまうような公助の在り方というのは一つ考え方のだなというふうに思っているところです。しかしながら、そういう部分も含めて、そして議員おっしゃる本当に介護を必要とする方を家庭で抱えて、様々な面でお困りになっている方への支援の1方策としては考え得ることでありますので、引き続き検討を進めたいと思っております。

○議長 10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 遠くから娘さんや息子さんが来ると言ったとしても、介護タクシーには乗れないのです。福祉タクシーだって乗れるかな。だけども、介護タクシーには乗れないのです。その利用者さんしか乗れない。そういう状況の中で来たからどうのこうのじゃなくて、それを利用される方の運賃があるわけですから、そこを温かい手で、町の。私が言い

たかったのは、この町に住んでよかったなという方もいらっしゃるわけ。それで、これからは大変なのは老後の問題だと。ただ西会津町はお金があるのです。だから立派な施策をやっているのです。では、こここの介護タクシーとか、それに対する温かい助成何かはされるのでしょうかねとか、いろいろ話があるわけです。だから、そこの話を伝え申し上げている話なのです。それを施策として入れていただけないかということをお尋ね申し上げているわけです。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 介護タクシー、それから福祉タクシーの運賃についての町の支援ということだと思いますけど、今の制度上ではちょっと町が支援するような内容になっておりません。したがって、さっきも課長答弁いたしましたけれども、いろんな課題がありますので、課題をこれからよく分析をして課題を解決しながら、どういう支援策ができるのか検討すると言っていますので、これから検討させていただきたいと思います。

○議長 10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 町長決意を述べていただいたことを本当にありがとうございます。

そのように実現をしていただくことに希望を持たせていただきましたこと、改めて介護福祉課長の答弁はどのようにお考えですか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

昨日も同じようなことを私口走ったような記憶がございます。人、そして世帯の状況を詳しく把握をして、そこに合った支援を多職種・多機関連携で考えていくことが一番いいのかなというふうに考えておりますので、ぜひここでお願いしたいのは、猪俣議員の御存じの個別の案件について、それぞれの包括支援センターもしくは社協や町におつなぎをいただいて、町からもしくは専門機関から調査に伺わさせていただいて、その世帯にどういう支援が必要なのかということを、1人では考えられませんけれども、多職種で考えていくべき、答えは見つかりにくいけれども見つかるはずです。そういうことで対応をさせていただきます。御理解をいただきたいと思います。

○議長 猪俣議員、最後の質問になりますので。

10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 例えば、私はそういう中身を分かっていたからこそ、こちらのほうに御提案を申し上げたということなので、その一つ一つの事例を言うつもりはございませんから、総合的に御判断願いたいと思います。

ただ、1点だけ。鳥獣害対策でテーマを変えたいと思うので、最後の答弁に。

一つは、パトロールをなさってる方に、もう献身的に御活躍されていることに対して本当に頭が下がる思いでございます。これはもう間違ひございません。ただ、さっき答弁いただいた中で、パトロールをなさってる間に、ちょうど道路に沿っておられる町民の方がもしおられて、状況などをお尋ねになつたら町民の皆さんも喜ぶのではないかと、こんなふうに思いますので、その点について、再度お尋ねしたいと思います。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それでは有害鳥獣のパトロールについての御質問でございます。

現在のパトロールにつきましては、先ほど答弁の中でも申し上げましたとおり、2名体制で実施しております。当然、車での移動になりますが、車に乗って、降りることなくパトロールをしているということではなくて、被害の状況をつぶさに確認しまして、被害の状況があれば車を降りて巡回をして、そこの近くに農家の方や生産者の方がいれば、当然、状況などをお聞きしながら対応しておりますので、それについては引き続きそのような活動で行っていきたいということで考えております。

○議長 10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 いろいろと御答弁をいただきました。大変長時間ありがとうございました。

以上をもちまして、一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 どうも、こんにちは。9番、三留正義です。

我が町内も稲穂が色づき始まってきた頃になりました。そこで、今回一般質問の通告を農林業ということで、通告しております。大きなテーマのくくりとしては、農林業の施政方針ということでくくってあります。

その中で内容としては、一番最初の提案理由の説明で、町長就任3期目の町政運営に対する所信の一端は述べられたと理解しているところです。

そこで、次の事柄について伺います。

1点目は、本町は広大な森林を有していますが、これを住民の福祉にどのように活用し、進展させて福祉増進を実現させるのか、具体的な方針を伺います。

2点目は、国の政策でも米の価格が安定する兆しが見えない中で、農家の急激な所得の上昇、これら不安定な要素のことを言いたいのですが、消費税や国民健康保険税など年度越えの税負担、そして今まで我慢してきた農機具の修理など修理費用を抱える中で、農業振興を安定、さらに発展に導く具体的な方針を伺います。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 9番、三留正義議員の農林業の施策方針についての御質問にお答えいたします。

まず1点目の森林の活用等についての御質問ですが、本町では、町の面積の86%を占める森林資源は、本町にとって欠かせない財産であり、木材の生産という側面だけでなく、環境保護、災害防止、観光、教育、地域経済の活性化など多くの役割と可能性を秘めており、森林の有効活用が課題となっております。

町はこれまで、町内の森林の有効活用に向けて、木質バイオマスエネルギー地産地消計画を策定し、木質燃料生産やオガ粉生産施設の整備を検討したほか、会津地方の行政や公共的団体、民間企業等が一体となり、森林を活用した新たな産業の創出や地域経済の発展を目的とした検討組織、会津地域森林資源活用事業推進協議会等へ参画し検討を行ってきましたが、採算性や、手入れされていない木材が多く建築用材として出荷することが難しいこと等の理由により、計画の実現には至らず森林の活用が十分に図られていない状況であります。

一方で、国の森林環境譲与税を財源とした森林經營管理制度を活用し、私有林所有者に対して森林整備の意向調査を行い、管理を町に委託する森林の管理事業に着手したほか、県の森林環境交付金を活用して、町内で伐採した間伐材を近隣の燃料生産施設で木質燃料に

加工し、町内の公共施設の燃料に活用する森林資源地域循環利用促進事業、さらに、原発事故後の放射性物質の影響を受けた森林の再生を図るため広葉樹林再生事業を実施するなど、森林資源の有効活用を図るため、国や県の制度を活用した事業に積極的に取り組んできたところであります。

一方、町の林業を取り巻く状況は、木材価格の低迷による林業収益の低下、林業従事者の減少、未整備森林の増加による荒廃など多くの課題がありますが、当面は国の森林環境譲与税や県の森林環境交付金等の財源を活用し、未整備森林の適正管理など実施可能な事業に取り組むとともに、県や林業事業体等関係団体と連携して経済価値の創出や、森林の機能を生かした環境対策など、森林の有効活用についての調査を進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の農業振興についての具体的な方針についての御質問にお答えいたします。

2番仲川久人議員に御答弁申し上げたとおり、本町における農業は地域経済の柱の一つであるとともに、食料供給や景観維持、地域の活性化の礎となる重要な産業であるため、これを維持・発展させる政策は非常に重要であると考えております。

町はこれまで、町農業の振興・発展に向けてミネラル栽培野菜振興に向けたパイプハウスリース事業、農地保全や農業者支援等のため農業公社を設立し継続した運営支援を行ってきたほか、新規就農者確保対策、生産資材等高騰対策や渴水対策等への支援、集落型ライスセンターの設立支援、農業用機械整備への支援、農業分野や有害鳥獣対策分野への地域おこし協力隊の配置、鳥獣被害防止対策の強化、水利組合への揚水機等更新への支援、良食味米のPR及び販路拡大に向けた産地ツアーやお米ナイトの開催、米を介した西会津ファンづくりを目指す石高プロジェクトの取組など、数多くの町単独施策を積極的に実施し農業振興及び生産者の経営継続等を支援してきたところであります。

また、毎年実施している東京豊洲市場や千葉県市原市、神奈川県小田原市においてトップセールスを行い、町の特産品である米や農林産物の取扱数量の拡大と販売等に努めているところであります。

町の農業分野は、高齢化や担い手不足による離農、遊休農地の拡大、有害鳥獣による農地・農作物等被害、生産資材の高騰等など、克服すべき課題は山積しておりますが、これまで行ってきた支援策を継続・強化するとともに、厳しい営農環境の改善に向けて生産者の声をお聴きし、また地域農業の将来像として策定した地域計画の実現に向け、生産者や関係団体等とともに未来に希望が持てる農業政策を策定し、中・長期的な視点で町農業の振興・発展に取り組んでまいりますので、御理解願います。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 まずは、森林のほうからお伺いします。

今の御説明というのは、方針の中で、間伐材のお話の中で近隣の燃料生産施設で木質燃料に加工し、というくだりがあったのですが、近隣の生産施設というのはどこを指しているのか、お示しいただきたいと思います。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それらの近隣の燃料生産施設でございますが、新潟県阿賀町にある施設でございます。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 現在稼働状況について、私が聞いたのは、思わしくない話をうわさで聞いたのですが、現況としてはどうなっているのかお伺いします。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 施設の稼働状況ということですが、稼働状況といいますか、町の実施している事業の取組ということで答弁させていただきますが、これまで数年間事業を継続してまいりましたが、今年度につきましては相手方の事情によって受けることができないということで、今年度については実施をしておりません。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 施設云々は置いておいて、町長の方針としては、そういったものを活用して今後も展開していくんだというふうに理解します。細かいこと聞いてちょっと申し訳ありませんでしたが。

あと、森林について聞きたかったのは、森を活用して何かできないのかと。ここ10年ぐらいですか、やっぱり年配の方たちがだんだん、木材というか、森、林のことを、この町で活用するとなればそれしかないんじゃないのかという声が大分多くなってきたなど。私、体感的に思っていたので。森林に対して、山と言ったほうがいいのかな、何か新しい形で事業化のビジョンを町長が持っていらっしゃるのかないのか。なかなか、条件としては国有林とかで描きにくいのかなとは思いましたけれども、今の答弁の中では、町長の創造的なビジョンというものは今のところ持ち合わせてはいらっしゃらないのか、その点を1点お伺いします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 森林の活用ということで、大変非常に難しい問題だと捉えております。これまでもいわゆる85.6%の、この2市8町の森林の活用についてはいろいろお話をありましたけど、現実的になかなかこれぞというものが見つからないのが実態でありますけれども。

そんな中で、活用するには現在の山の状況を見たら、非常にもう山が荒れていて、そこに手を加えるということは非常に大変な作業になるわけでありますが、そんな中で今取り組んでいるのは、いわゆる原発の関係もございましたけれども、広葉樹林の再生事業、昔は産業で、いわゆる循環型のそういう山の活用ができていたわけですけども。それがここずっとできなくて、そのために山が荒れてるということもあるわけですが、そんなことで、広葉樹林の再生事業を今森林組合のほうにお願いをしておりますけれども。

あと活用の部分では、やっぱりこれから、ちょっと発想を転換しないといけないなと思っているのです。いろいろ、都会から森林を活用して人を呼び込むことも、そういう、見学したらどうだとかという話もありますけれども、何かよいアイデアがありましたら、ぜひ、御提案いただければありがたいなというふうに思います。

町としても、この森林の有効活用をこれから知恵を出して、発想をしながら、何か一つ目玉になるようなことを考えないといけないなというふうに思っています。

私も町長に就任したときに、これ言っていいのかどうか分かりませんけれども、いわゆるここに人を呼び込むためには、花見山はさゆり公園のあそこにありますけど、ああいう小規模じゃなくて、もうちょっと、平田村の芝桜ではありませんけれども、そういう発想

をして、一時、それを政策にしようかと思ったこともあります。やっぱりいろいろそれをやるには、非常に条件的なことも考慮しないといけませんし、人を呼ぶためにはどこにそういう計画をしたらいいのかと、本当にいろんな課題がたくさんありすぎて、ちょっと頓挫している状況ではありますけれども。

今ほど申し上げましたとおり、これからまちづくりは、いわゆる発想が大事だということを言われておりますので、知恵を出して発想の転換をしながら、みんなでこの町の森林の活用、なかなか木材だけではとても活用しきれませんので、これを関係機関とも相談しながら、方針を見いだしていきたいなどそんなふうに思っております。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 私も平成23年から、ずっと森林についてはハードルが高いといいますか、自由度がありすぎて、そして限りある財源をどういうふうに向ける、いろんなことを考えると、確かに山というのはなかなか昔からハードルが高くて、町長にお尋ねした私自身も特定のビジョンを持っていないのが現実です。ちょっと聞くのが酷だったかなと思いましたけれども一応伺ってみました。

次に、農業について。質問の、私、文言ではいろいろ言いましたけれども、森林も農業についても、どちらも住民や農業者の福祉、文化、そしてお金、暮らし。これらをどういうふうにして、同僚議員の一般質問の中でもありましたけれども、幸せをどのように満足させていくのかというのを、今度の基本計画の中ではそれを積み重ねていくというような形になっていたかと思うのですが、中間報告の中で見たところそんな形かなと私は受け取ってたのですが。

今ここ1、2年で言えば、急激に今農家の方は、特に稻作の方は、激変した所得と農業計画、来年、再来年に向けて計画がやりにくいというのかな。あまりにも内容が財務状態も変わって、やりにくい状態になっているのかなと。私自身から見て、そういうふうにここ2、3年はちょっと混乱していくのかと見ています。その、出だしの状況がそこなのですが、今回の答弁の中でちょっと私、もうちょっと突っ込んで聞きたかったのは、よく一般質問の中で出てくる、新しい、同僚議員の方も言いましたかね、目玉というか新しい作柄、そういった何か狙っていくようなものを、何か懐の中で、これもそういったビジョンだとか、構想的なものをやっぱり町長がお持ちなのかお持ちじゃないのか、そこをちょっと伺ってみたかったのですが、お願ひいたします。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それでは、目玉のような新しい取組という御質問かと思います。

議員申されましたように、特に米につきましては、昨年来、非常に米の価格も高騰しておりまして、また一方で、気候変動などによって収量もとれないというようなことで、この先、本当にどのような形で国の増産の政策も進められていくか分からぬ不透明さというはあるのかなということで考えております。

そのような中で、町では今生産されている農家の方が1年でも2年でも長くやっていただけるよう、そんな支援はこれまで対策として行ってまいりました。引き続き生産者の方が長くやっていただけるような取組と併せてまして、離農される方が、農地を引き続き担い手となるような方が、しっかりとその後耕作できるようなそういう支援体制にも併

せて取り組んでいき、町の農地と農業を相対的に守っていくような施策についてはこれまで実施してきましたが、今後も引き続き国の動向なども注視しながら、取り組んでいきたいということで考えております。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 3期目に入つて、町長自身の中にキラリと輝く何かがあるのかなと思ってちょっと聞いてみたのですが、課長からそのような現状とこれから持続性という話でくくられたのかなということで、了解しました。

あとですね今、森と農地ということで、ちょっと最後に一つだけお話ををして、今後事業化というか、農村で各集落もそうだと思うのですけど、水路を持ち、農業用水路を、堰から上げて田まで持ってくる。その周辺にですね、杉なり何らかの樹木が密接になるまで、近接するまで生えている。それらがもうちょっと整理できないかなという。私自身がどこかの水路を見ても、やっぱり太くなつて水路が変形するくらいになつてると、上枝で、秋になると落ち葉と枝で詰まって、大変ひどいような状態が続いてる。春になると管理がさらに重化、過重されるというか、その繰り返しになってきてるのかな。そこに高齢化。そういういたことでこれからやはり水路周辺、いろんな条件はあると思うのですが、本当に民地の方だとかいろいろあるかと思うのですが、それらの整備、そういったことに1点着眼して、今後町長に3期目、4年、その中でそれを整備していくような事業、それを一つ、1点だけお考えいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ただいまの水路の、いわゆる維持管理であります。川から揚水してゐるところはそういう心配はないんですけども、山間部の水路はもう2キロ、3キロ先から水を持ってこないといけない。そういう状況にあって、春先にはいわゆる水路の土砂上げから始まって、草刈り、私もそれを今でもやって、なかなか行けない日もあるわけですけども、いわゆる農地の所有者の皆さんが出ないとなかなかそういう作業ができないので、私も毎年出るように努力はしておりますけど。本当に水路の維持管理、農道の維持管理、高齢化によってあるいは非常に難しくなつてきている。そういう中でどうこれから管理をしていくか。これは本当に難しい問題でありますし、いろんな集落でそれぞれいろんなルールといいますか、やり方を決めて維持管理にあたつている集落もありますし、やっぱりあまりにも距離が長いとそこの田んぼをやめてしまうというような、そんな事例もあるようでありますけれども。今、一つ事例として、奥川の地域づくり協議会という組織がございまして、ここには水路の維持管理だけじゃなくて、奥川の地域をこれから活性化するためにということで、大学の生徒さんあるいはいろんな人たちが、企業の方もそうですけれども、春先から学生さんが水路の土砂上げからいろいろ手伝ってくれるようなそういう事例がけて、そのことがだんだん奥川の地域のほうに広がつて、そういう事例もあるわけであります。

水路の維持管理をするには、自分たちだけではなかなかできなくなつてきてる。そうしたときに誰に力を借りるかというと、やっぱり外の力を借りないといけないと。そういう意味では大学の学生さんとか、あるいは企業の皆さんとか、そういう人たちにやっぱりこの西会津町の地域のよさというか、作業をすることによっておいしい米ができるわけでありますから。そういうことでいろんな方たちのそういう手伝いをしていただけるよ

うな、システムというか、そういうのもこれからつくっていかないといけないのかなと。

そういう意味では奥川の地域づくり協議会のやり方というのは、非常に参考になるお話をございまして、それを現実的にまねたいと言いますか、そんなふうにしたいので学生さんを紹介してくれという話もありまして。ただ学生だけではなかなかそう簡単にはいきませんけれども、やっぱり民間の企業の皆さん、そして今年の4月からZEN大学の、いわゆる通信制の大学の学生たちが西会津町に入ってくるようになりました。学生たちは、その地域の中でいろんな生活を体験しながら勉強するというような、そういうことでありますから、そういう方たちの、学生たちの協力もいただけるような、そんな方法をこれからちょっと考えないといけないのかなというふうに思っております。

いずれにしましても、西会津町の農業は基幹産業ですから、農業を守るためににはやっぱり水の確保というのは本当に重要なことあります。その確保のためには、今言ったような方法のほかに、また何か新しい方法があれば、みんなで少し知恵を出して、今後の農業振興のために何かいい方法をこれからつくっていきたいなど、そんなふうに思っております。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 町長の一番最初の答弁の中でくくられた、中長期的に農業を注視していくんだという言葉があったように、今のお話もそうですが、細々としたもの、ふだんは忘れていても冬になればここが困るんだ、あれが困るんだ、そのときにならないと思い出せなかったりするものもありますから、農業者の方々に積極的に関わっていく。農林のほうで。やはりさっき言った、水路の空中というか、両側に樹木がある。平らじゃないのです。狭隘そして急傾斜。だから、県の補助事業か何かで全部やれと言われても、多分農業者の方でできる方がもう今少ないと思うのです。幾らもいない。補助の該当になるか、それすらもはつきりしないということで、そういった事業化と大げさに言いますけれども、農林でアドバイスできるところは積極的に。やはり水路さえ何とか、大きな水路さえ何とかなれば流末の水田を何とかできると私は確信しています。そこに大木や何かでぎっしりになつてしまふと、もうこれはどうにもならなくなつてくる。ですから、新しい任期4年の中で、やはり農林課さん積極的に、来たらお話しするじゃなくて、そのくらいの意気込みでやはりやっていただきたいなど。私自身、切に思っているところです。

長くなりました。今日は施政方針ということで十分理解できましたので、私の一般質問はこれで終わります。

○議長 お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。お疲れさまでした。(14時35分)

令和7年第5回西会津町議会定例会会議録

令和7年9月10日（水）

開 議 10時00分

延 会 15時56分

出席議員

1番	渡 部 佳菜子	5番	小 林 雅 弘	9番	三 留 正 義
2番	仲 川 久 人	6番	荒 海 正 人	10番	猪 俣 常 三
3番	長谷川 正	7番	秦 貞 繼	11番	青 木 照 夫
4番	上 野 恵美子	8番	伊 藤 一 男	12番	武 藤 道 廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 和 典
副 町 長	大 竹 享	教 育 長	五十嵐 正 彦
総 務 課 長	伊 藤 善 文	学校教育課長	佐 藤 実
企画情報課長	玉 木 周 司	生涯学習課長	長谷沼 充 伸
会計監理者兼町民税務課長	渡 部 栄 二	代表監査委員	鈴 木 和 雄
福祉介護課長	船 橋 政 広	農業委員会事務局長	小 瀧 武 彦
健康増進課長	岩 渕 東 吾		
商工観光課長	齋 藤 正 利		
農林振興課長	小 瀧 武 彦		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 五十嵐 博 文 議会事務局主査 大 崎 友 梨

第5回議会定例会議事日程（第6号）

令和7年9月10日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

日程第2 議案第1号 西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第2号 西会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第4号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第5号 令和6年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 議案第6号 令和6年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第8 議案第7号 令和6年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第9 議案第8号 令和6年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第10 議案第9号 令和6年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第11 議案第10号 令和6年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 議案第11号 令和6年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

日程第13 議案第12号 令和6年度西会津町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定
について

散 会

(一般質問順序)

1. 青木 照夫 2. 武藤 道廣

○議長 おはようございます。

令和7年第5回西会津町議会定例会を再開します。（10時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着き、発言を求めてください。

11番、青木照夫君。

○青木照夫 皆様おはようございます。11番、青木照夫でございます。

まず、薄町長再選、誠におめでとうございます。

今次の一般質問は、1項目のふるさと住民票制度についてであります。

項目に従い、順次質問いたします。

それでは、居住地以外の自治体に登録することで、限られた人の奪い合いから、共有し支え合う関係人口を前進させる制度が、2015年、シンクタンク構想日本で始まった提言です。国も、居住地以外の自治体に、ふるさと住民として登録する制度の導入を検討。仕組みは、ふるさと住民票と同じで、地方創生2.0の基本構想で、10年で登録人数を1,000万人の目標を掲げ、関係人口、交流人口の拡大を目指していることから、質問をさせていただきます。

はじめに、居住地以外の自治体に登録すると、ふるさと住民カードが発行され、住んでいなくても広報紙の送付や公共施設の住民料金で利用が受けられ、ふるさと納税などにも効果があるとされる、ふるさと住民票制度を積極的に構築すべきと考えますが、いかがですか。

次に、ふるさとを応援するふるさと住民票は、増え続ける空き家利用や二地域居宅など、関係人口の拡大、人口減少の抑制につながります。ふるさと住民票を採用すべきと思いますが、いかがですか。

次に、地域以外の人がふるさと住民票登録することで、関係人口が拡大し、地域経済の活性化、芸術文化、スポーツなどの振興に必ずつながります。一部休園しているさゆり公園に、若者の参加で、最大限に生かるチャンスと捉えますが、その考えはありませんか。

最後に、現在、震災などの被災者にふるさと住民票を行使している自治体があります。本県も原発事故の被災者が課題を抱えられ、会津管内には多くの方が共同生活をされています。ふるさと住民票制度を取り入れ、支援を含めた関係人口に取り組むべきと考えますが、いかがですか。お尋ねいたします。

以上が、私の一般質問です。

当町の形の見える明確な御答弁をお願いいたします。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 11番、青木議員のふるさと住民票制度についての御質問にお答えいたします。

現在多くの自治体で、出身地に愛着のある方や第2のふるさとをつくりたい方、またふるさと納税を行った方など、自分の住所地以外の地域に継続的に関わりたいという意思を

持っている、いわゆる関係人口の方々が、ふるさと町民やふるさとサポーターのような形で自治体に登録することで、様々な行政サービスが受けられる制度を導入しております。

これらの制度の登録者への特典として提供する行政サービスには、広報紙の送付やイベント情報等の提供、公共施設の住民料金での利用、パブリックコメントへの参加など、各自治体の裁量により柔軟に設定することが可能で、中には、移住体験や空き家の内見ツアーへの招待など、二地域居住や空き家利活用などにつながるサービスを提供している自治体もあります。

このような制度に単独自治体で取り組む事例が多い中、議員おただしのふるさと住民票制度は、全国 13 の自治体で連絡協議会を組織し、その運営をシンクタンクである一般社団法人構想日本が担うという、組織体で取り組んでいることが特徴であります。

東日本大震災で全村避難となった飯館村が、国に二重住民票を要望したことをきっかけに、それに賛同する自治体等による共同提言でスタートした組織体でもあり、県内では飯館村がふるさと住民票制度に参画しております。

組織体で取り組むことにより、自治体間の情報共有や効率的な情報発信ができるというメリットがありますが、関係人口として登録した方に行政サービスを提供するという仕組みそのものは、単独で取り組んでいる多くの自治体と同じであります。

本町におきましても、同様な仕組みとして、平成 28 年に西会津ふるさと町民俱楽部制度を立ち上げ、会員として登録された方に町のイベント情報等をメールマガジンで配信する取組を行ってきた経緯はあります。

今後は、在京西会津会員やイベントなどを通して交流している町外者、近年活発に交流している多くの大学生、本町独自の取組である未来型「結」や、米を介したファンづくりを目指す「石高プロジェクト」の参加者などを対象に、デジタル技術との連携も含めた、新たな制度の検討も考えているところであります。

一方で、現在国では地方創生 2.0 の実現に向けた関係人口に着目した取り組みとして、誰もがスマートフォンのアプリなどで簡単に登録でき、地域経済や地域の担い手としての貢献など、住所地以外の地域を応援できる、関りを深められる仕組みとして、全国を対象にふるさと住民登録制度の創設が検討されていることから、その動向も注視し、関係人口の増、ひいては移住・定住の増に向けた取り組みを進めてまいりますので、御理解願います。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 ただいまの課長の説明では、今まで取り組んできた、西会津町ふるさと町民俱楽部、サイトやメールマガジンなどで配信していることの説明がありました。

これは大変結構なことですが、私の申し上げたのは、それに対しての前向きな、この制度を取り入れてもらえるのかなという質問なのですが、それに対してのお考え方何かは検討されたことはございますか。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 再質問にお答えいたします。

先ほどの答弁で、今、議員が御指摘された後段の部分で申し上げましたとおり、西会津独自の取組、今現在も行っています。

先ほどの答弁では、未来型結だったり、石高プロジェクトの件をお話しさせていただきましたが、それ以外でも町全体で言えば、さっきの答弁がありました、在京西会津会だったり、あとは西会津ナイトだったり、お米ナイトだったりという、そういうような交流イベントの実施。こういうことも実施しております。

そういった参加者に対しまして、石高プロジェクトを御紹介して、その石高プロジェクトのアプリを使った登録制度、こんなことも実際もう取り組んでいるところでございます。そういった部分で、デジタル技術との連携も含めて、そういったことを新たに進めているということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 現在、町では、いろんな形で関係人口なり、いろんな取組をされていることは、承知いたしております。

今、申し上げられた説明の中では、これから取り組んでます、いろんな石高プロジェクトとか、いろんな地方によって、奥川ではいろいろ今年からはZEN大学、そういう若い人が交流というか、そういう関係人口につながっていらっしゃるということなのですが。私の再三申し上げるのは、登録をすることでその人たちが住民カードをいただく。飯館の説明がありましたように、そこで登録された住民カードを差し上げますよ。そこにはいろんな、町の利用料金か何かも町民と同じく利用できますよ。そういうメリットがあるということなのですが。全体的なそういう、町の取組は理解しました。

私の申し上げた、具体的に見える制度化という形にするには、私は、きちんとした登録制度で、あなたも町を応援していただけますか、登録していただけますか。これは強制にはならないかもしれません、そういう仲間が増えることによって、第二の故郷、西会津町に行きたい。私はこういうカードを持ってる。そこにぜひ、また何遍も行くというような形になるのではないかという期待があるわけですが、その辺のお考えは。もう一度。メリットばかり申し上げているのですが、デメリットもあるでしょうけども、その点の捉え方はいかがですか。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 再質問にお答えいたします。

議員提案のふるさと住民票制度、これにつきましては、大変すばらしい発想だなというふうに率直に考えております。基本的には、この考え方は間違いないというふうに思っております。

ただ、私、先ほど1点目の答弁で申し上げましたとおり、デジタル技術との連携も含めたというところで、全国では隣の山形県の西川町に代表されるような形で、デジタル住民票という制度、今すごく多くの自治体が増えつつあります。

まさに国の地方創生2.0でも、スマートフォンのアプリで登録できるようなということで、そういうデジタル技術を活用した部分に今動こうとしております。

一方で、先ほど申し上げましたように、それを先取りしてるのは石高プロジェクトでありまして、石高プロジェクトに登録してあるメールのリストには、もう899人、900人ぐらい。Facebookでも590人、600人ぐらいが登録してまして。この人たちは米という、手段が別になりますけれども、西会津のファンに登録していただいている。実際に交流人口にな

つての方々であります。

そういうこともありますて、議員の御提案のふるさと住民票制度。これ商標登録をされている全国の 13 の協議会だけで使っている、商標登録のある住民票カードを発行するものでございますが、この考え方は間違いなくいいと思いますが、私どものほうでは、先行してやってる石高のような形で、デジタルとそれを結びつけられないか。そういうことを今検討しているところでございますので、趣旨は同じでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 今の説明の中で、デジタルの中で取り組んでますよ。確かにデジタルの中で、それは地方創生の 1.0 の中で確かに取り組んで、AI、ロボット、ドローンなどで、それは 1.0 の中で取り組んだ。

ただ、そのデジタルの中で、不安が、どれだけの不安があるというか。それは若い人、デジタルを利用できるという方に限定されるのではないかと。私の申し上げているのは、若い人ももちろん年寄りも、いろんな形のエリアの方が参加できるというそういう制度であります。

読み原稿でも申し上げました。国では、これから登録制度は 10 年間で 1,000 万人を目指してることでありますので、課長が申し上げられた、今全国では確かに少ない数であります。少ないから、今こそ他町村よりも早く取り組んで取り入れられたほうが、私は町としての得策ではないかと思います。この数字の中では、私の調べた中では、全国 15 自治体 5 市 8 町 2 村の実施されている自治体でございます。

そういうことですので、私は今だからこそ、早く取り組んで制度を取り入れられたらいかがなものかなと思います。それを今すぐやってくださいということは申し上げられません。皆さんで、役場の中で、また町長の頭として、これを時間をかけて取り入れていただくように希望いたします。

次に、2 番目の質問として、住民票は 1 か所ですが、ふるさと住民票は幾つでも何か所でもできます。そういうことの中で、飯館村の話も出ましたが、2 番のことは、これから空き家がどんどん増えていると。2 地域居宅の方も、実際には首都圏から、向こうには住所を持って、こちらにサイドハウスみたいなことで過ごされていらっしゃる方がおります。そういう町の取組としての 2 地域居宅の方が、実際今現在は何人ぐらいいらっしゃいますか。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 質問にお答えいたします。

確かに、議員おただしのように、2 地域に居住されて、行ったり来たりしながら、こちらでも生活しておられる方がいらっしゃいます。それを大きく分けまして三つぐらいになるのかな。

一つは、ここ出身者の方。西会津の出身者の方が、家だったり農地だったりを管理するために 2 地域居住される方。

それから、仕事の関係または介護等の関係もありますて、時折こっちに来て、こっちで生活される方。

あとは三つ目として、純粹に西会津のファンになっていただいている方で、住所は向こうにあります。首都圏にありますけれども、こっちでリモートワークだったりで仕事をしながら、こっちで生活していただける方。こういった方々がいらっしゃいますが、この正確な数字というのは、正直なところ把握していないところでございます。こういった方々がいらっしゃって、町の移住者の交流だったり、いろんな事業に関わっていることは承知しておりますが、数は承知はしていない、把握はしていないということでございます。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 数は把握されていないということでございますが、私の実際取り組んでいらっしゃる方は、埼玉県。住所と家があります。こちらに新しく古民家をリフォームして住んでらっしゃいます。それは、旦那さんが向こうにいらっしゃる。それで、奥さんがこちらにいて農家をやっている。そういう方が昨年度、入っていらっしゃいます。今課長が言われたように、空き家がある。たまにお墓参りとか、たまたま来るというのを2地域居宅ということの捉え方とは、私は違う感覚でおります。

これからは、空き家が増える。そういう中でそういう方たちの、西会津町が大好きだ、そこにふるさとを持ちたいという方が、中にいらっしゃるわけです。はじめの説明の中に、在京西会津の方もいらっしゃる。実は在京西会津の方、空き家になりました。もう帰ってこれません。そこを譲っていただいて、そういう今の2地域居宅にやって住んでいらっしゃいます。

ですので、これからはそういう方が、西会津町のファンがいますので、これから増えるということの2項目の質問でありますので、ぜひその辺のことを理解していただいて取り組んでいただければと思いますが、その点のお考えもお尋ねしたいと思います。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 お答えいたします。

本当に議員のお話のとおりというか、とおりだというふうに考えておりまして、それを見越して、町でも西会津のある暮らし相談室という専門部署まで設置して、職員を配置して、その対応をしているところでございますので、思いは同じでございます。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 移住定住専門の相談室があるので、その辺もよくよく前向きに受入れの体制をしていただけるようにお願いできれば、大変ありがたいと思います。

次、3番目ですが、ふるさと住民票登録で、交流人口拡大、地域経済の活性化、芸術文化、スポーツなどの振興につながる。その中で、今一部休園しているさゆり公園に、若者、女性参加で、最大限に生かる今がチャンスではないかと思いますが、その点の利用のお考え、今使われていないさゆり公園の一部に対しては、どんなお考えでいらっしゃいますか。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 お答えいたします。

先ほどのところでも、先ほども御答弁申し上げました国の地方創生2.0でも考えております、ふるさと住民登録制度におきましても、議員のお話のとおり、その地域経済の活性化だったりが、一つの大きな目的になっているところでございます。

議員からは、さゆり公園のというお話がありましたが、私ども、町全体のことを考えて

今回お答えしておりますけれども、そういう若者も含めた関係人口、西会津のファンをどんどん増やす取組をして、議員おただしの町の遊休施設の利用、空き公共施設の利用だったり、空き家だったり。そういったところの空き家、空き店舗の利活用だったり、そういう全体的に、そういった外の人の力、関係人口の力を活用できていけたらなという思いで、この移住定住促進関係人口の創出事業を進めているところでございます。

また、その地域経済の活性化と併せて、やっぱり地域の担い手の確保の部分にもつながってくる取組でもございますので、その辺も併せて先進事例何か、先ほど今回議員から御提案ありましたふるさと住民票制度何かの先進事例も含めて、検討してまいりたいと考えております。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 7月25日の民友新聞に、若者たち、女性たちの参加が有効に使える施設というようなことの中で、国は仕事や趣味を通して、居住地以外の地域に関わる人をふるさと住民として登録する制度を検討している。ふるさと住民票を登録することで、地域経済の活性化、文化芸術、スポーツなどの振興につなげるということが、7月25日、民友新聞に載っていたことから、私はこれをそうだなということで取り上げました。

その中で、細かな御答弁いただけませんでしたが、私は今までの関わり合いの中で、一般質問でも一度質問させていただいてますが、今、テニスコートが全く使えない状態であります。そこには、今度のふるさとまつりでは、スケートボードをそこで使用されるというお話がありました。

前の質問でも、今若い人たちが、今オリンピックの影響で、スケートボードのファンが、物すごくいらっしゃる。会津の中にもいろんなクラブがあります。

そういう中で、西会津町にそういう場所を確保できませんかというようなグループがあります。そういうことのふれあいの中で、これはまだまだ、さゆり公園の空いてるところがあるな、生かるなと。フレンズワールドの一部でも、今は暑さのせいか分かりませんが、休園していますが、私はあそこも生かる有効活用の場所だと思います。今まで、ある団体が、あそこを有効活用して、若い人たちが音楽をやったり、いろんなイベントをやったり、いろんなそういう出し物をして、あそこを使っていらっしゃいます。そこを使って、利用するのは若い人なのです。

私がここで申し上げたいのは、若い人が集まる場所、これはさゆり公園。あそこを最大限に生かるということで、私はこれを取り上げたということなのですが、その御答弁をいただけなかった。その、使用されていない施設にはどのようなお考え、またその検討などはされたのか、されているのか。ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長 青木議員。さゆり公園の施設をどうするかという質問で、今の通告には載ってません。そういうことで通告内のふるさと住民票によって、若い人たちが来てもらうとか、そういうことで答弁していいですか。

11番、青木照夫君。

○青木照夫 今、議長の言われたことは、私これを読み原稿で、もう一度話しますが、いいですか。

地域以外の人が、ふるさと住民票を登録することで関係人口が拡大し、地域経済の活性

化、芸術文化、スポーツなどで振興に必ずつながります。一部休園しているさゆり公園に、若者の参加で最大限に生かるチャンスと捉えますがと。私これ質問ですけど、外れですか。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 さゆり公園の利活用の関係の御質問にお答えいたします。

まず、さゆり公園のフレンズワールドでございますが、休園という形だというようなことで議員おっしゃられましたが、ミニチュアゴルフの部分につきましては休園というか、使用今できないような状況になっておりますが、その他の遊具ですとか施設等の利用も可能にはなっております。

それから、テニスコートの部分につきましても、テニスだったり、バスケットのゴールも置いておりますので、そちらの利用も今現在は可能になっているというようなことでございます。

今現在のテニスコートですとか、確かに利用者人数は大分少ないような状況で、その辺の今後の課題というのはございますが、その部分につきましては、議員がおっしゃられたスケートボードの関係も含めまして、検討を今後していきたいというようなことでございます。

議員も先ほど申し上げましたが、第40回のふるさとまつり、10月に開催いたしますけれども、そのテニスコートでスケートボードの体験をやってみるというような予定にしております。

そこで大手のスポーツ会社さんといいますか、に御協力をいただいて、そのスケートボード体験を実施するわけでございますけれども、そのスポーツ会社さんとの情報、それから県内の状況などいろいろ研究しまして、その利活用等も含めて、今後検討してまいりたいというふうに考えてございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 こここの場所の内容については、いろいろ何か制限があるみたいですが、あそこは繰り返しますが、若者の集まる場所なのです。他のいろんな場所は、イベント会場とかありますけど、いろんな方が、若者から年配の方までが参加される。ここには、限定された、ある程度若い人が集まる場所です。生かるのです。

だから、私はそういうところを見て、もったいないなということで、先ほど申し上げた7月25日の新聞を見て、これは絶対にやっぱりさゆり公園を生かす。全面的に生かす。入り口には、六角形か八角形の、昔使用されたところもあります。あれは全く今、空き家状態で使われてません。もし、そういう例えれば、そういうところにいろんなスケートボード以外に、これからいろんなボルダリングとか、そういうね、隣のあれでは室内のボルダリング何かも設けて、若い人が集まってやっています。それだけの広大なさゆり公園の中には、やっぱり今さっきスケートボードと言いましたけども、ボルダリングだって作れば、もっともっと若い男女が集まる場所なのです。だから、もったいないことでの質問なのです。

これから、もう前も、これは取り上げて申し上げました。もうこれは何度でも、もう使ってもらえるまで、私はしつこく申し上げたいと思いますが、その辺のお考えをもう一度

聞かせいただけますか。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 さゆり公園の利活用の関係で、ぜひ若者が呼べるような施設に整備できないかというようなおただしかと存じます。

先ほどの答弁の繰り返しにはなりますが、どのようなものが最適なのか、より人を呼べるのかというのを調査研究しまして、より整備するにはお金もかかると思いますので、どれが最適なのかというのは、よりよく調査研究しまして検討を進めてまいりたいというふうに考えてございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 これから検討されるということですが、私のふれあいの中では、ある若い人がそういうところで、すぐでも使いたいというような若い人の方もいらっしゃいますので、今度は御相談申し上げます。

そういういろんなグループが、そういう方たちの知恵とやっぱり集まる能力がありますので、そういう方をやっぱり町に今度紹介させていただきますので、ぜひ参考にしていただければと思います。

最後の質問をさせていただきます。

現在、震災などで被災者が全国で結構いらっしゃいます。その人数的にも、すごい人数ですね。そこには会津管内にも浪江町、それから南相馬の方などが、会津若松に延べ人数で結構。延べ人数で、浪江町、会津地方で約200人、大熊町では、会津地方486人が現在も住んで、被災者としておられます。

そういう中で、これがすぐどうのこうのということなのですが、私のその触れ合っている中で、何人か西会津町に来ていらっしゃる方がいることから、そういう方たちにもそういうふるさと納税制度みたいなことで、仲間にまたできれば支援の形で、何らかの形で触れ合いができるのかなと。帰れないという人がいるのです。帰れている人もいますが、今の人�数の方は、そこにはもう私たちは帰れませんという方が、この会津地方にもこれだけの方がいらっしゃることからの私の提言なわけですが、その辺のお考えというか、御答弁の中にはいただけませんでしたが、この質問の内容に対して、どんな御検討をされましたか。伺います。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 質問にお答えいたします。

今回の青木議員の御質問が、ふるさと住民票制度による関係人口の創出っていいですか、関係人口の拡大ということが大前提でございましたので、私ども、ふるさと住民票制度だったり、国がこの後検討しております、ふるさと住民登録制度だったり、そういった制度を活用した関係人口の創出を大きく捉えて答弁を検討いたしました。

ですので、先ほどあった、この前の質問でありました、若い人のためのさゆり公園の利用だったり、あとは今ほどの被災者支援だったり、そういう部分につきましては、大きな関係人口の中で、そういう方々も対象にはなるというような認識で答弁をさせていただいておりますので、大きなくくりの中では入っているということで御認識を賜ればということで、お願ひしたいと思います。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 大きなくくりの中では、ここ入っていますという御答弁だと思いますが、ここにも読み原稿にもありましたけども、これを被災者が実際にこれをふるさと住民票を行使している自治体があるということを、読み原稿であります。これは、原発でありません。石川県、地震のあった石川県が、これを実施されています。このふるさと住民票を。いろんな形で応援してもらいたい。そういう形で実施している自治体があるわけですね。

ですから、困っている、そういう方々、またまだ個人で申し上げると、いろいろ問題がありますが、いろんな形で触れ合ってる方、浪江の方、大熊の方が、触れ合っている人があります。我々は全て利用してください、来てください、どうですか、PR。それは結構で、しかし、同時に私たちもそちらに貢献しますよ、つなげますよ、応援しますよということでなければ、全てを我が町にどうですか、いらっしゃいませんかという一方通行のものでは、本当は成り立たないと思います。

それで、一つの例として、今また個人の話になりますが、大熊町に、大熊町のふれあいの中で、西会津町の約200年前の古民家を、元の野沢体育館に35年間ぐらい保管していたもの、それを大熊町の知っている方にそれを譲ってあげて、それで向こうに今度は再建するという話も今しているところです。全てこちらから来てくださいではなく、こちらもこういうものは提供しますよというような、お互い支え合う。それをというのが、本当のまちづくりにつながるのではないかと、私の個人的なことで申し上げましたが、そういうことがありますので。

西会津町にできるものは何なのかということで、これからもいろんな形で、各地区で、そういう触れ合い、いろんな形で地域おこしがやれるわけですから、そういう中でのこちらからの提供は何ができるのか、ふれあいができるのかということも大事なのではないかなと思いますが、その点の、西会津町の提供者側としてのお考えなどは、どのような捉え方というか、お考えというか、ございますか。難しいですか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ただいまの御質問でありますけれども、特に福島の原発の事故で、浪江それから大熊の話が出ました。あるいは、石川県の災害の話が出ましたけれども、そういう被害に遭ったところの自治体は、それを復興させて、いわゆる住民の方たちに戻っていただきたいという取組をしているわけですね。そこに、他の自治体がどんどん来てくださいということは、私はこれはどうなのかなと。

それは、そういう該当の自治体から、お話をあればそれは真剣に対応しないといけませんけれども、被災があったからそのことで、西会津町に来てくださいとPRは、私はこれはちょっと私としては、そういうことはやりたくない。一生懸命自治体は、また元に復興させて、住民の方たちに戻っていただきたいという取組を一生懸命やってるわけですね。だから、それは非常に難しい問題でありますので、いろいろ御相談があったときには真摯に対応させていただきたいと、そんなふうに思います。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 私が前に申し上げたように、私は、帰れないという方がいらっしゃる。その方たちの支援ができませんかということなのですよ。今町長が述べられたのは、確かにそ

うなのです。一方的に向こうから相談もなしにそんなことという。ただ触れ合いの中で、実際に浪江、大熊の人が西会津町に個人的にですけども、来られてる方がおられるものですから、そんなことがどうなのがなということでの私の質問になったわけあります。

今、4項目ほど質問させていただきましたが、これをすぐやってくださいと、これをすぐ取り入れてくださいということは、可能なかどうか分かりませんが、時間をかけても、私は絶対にこれは取り入れて、取り組むべきだと思います。

そういうことで、御答弁は要りませんが、私の一般質問といたします。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 皆さん、こんにちは。12番武藤です。

私は、今次の定例会の一般質問に、町長の町政、3期目に目指す政策とその実現のため取り組まれる姿勢について通告をしております。

3月の定例会において、薄町長の3期目の選挙に出馬する意向について質問をしております。その中で、2期目の総括と町政運営を担う基本姿勢として、町政発展と活力を高め、行政の維持継続のため、次の5点を上げておられました。

一つ、実行力で安定した行政。

一つ、市民一人一人を大切にする行政。

一つ、個性がいきいきと活躍できる社会。

一つ、デジタルDXで市民サービスの向上を図る。

一つ、まちづくりの指針。SDGsの持続可能なまちづくりを掲げ、公約実現と、課題解決のため、誠心誠意、各種政策や事業化を進めてきたと答えられておりました。

そして、3期目に挑戦するにあたり、最大の課題は人口減少問題と捉えておられました。

「賑やかな日本の田舎、やさしいふる里 西会津」それを築くために、事業や課題の対策に取り組み、町の活性化と元気の創出に努める。その実現のために、町長の所信表明に、今次の所信表明にもありました七つの柱。架橋として次の7項目。

一つ、子育て教育環境の充実強化。

一つ、若者の結婚対策の強化。

一つ、健康で元気なまちづくり。

一つ、産業、農業商業工業の振興。

一つ、観光、移住定住交流関係人口の拡大。

一つ、安全安心なまちづくり。

一つ、デジタルのまちづくり。

これらを進め、「にぎやかな日本の田舎、ほっとできる ふる里 西会津」を目指すとされています。

同僚の一般質問や、総合計画の中間報告もあり、ある程度の理解はしておりますが、改めて町政3期目に目指す政策と取り組む姿勢をお伺いします。

まず、3期目に臨む心構えとして、特に留意されている点を伺います。

次に、町の持続、継続のための方策について、七つの柱を挙げておられますが、バランスの取れた政策、施行は重要と理解はしております。七つの柱の中で、より重点を置き、特色あるまちづくりを進める政策と、4年間のロードマップビジョンを、方向性をお伺い

します。

次に、協働のまちづくり。町、町民、議会の関係をその考え方、政策実現のために、どのように生かされるのかを伺います。

次に公民館、複合施設の建設計画とその考え方は、どのように考えておられますか。

以上を私の一般質問といたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 12番、武藤道廣議員の町政3期目に目指す政策と取り組む姿勢についての御質問にお答えいたします。

はじめに、3期目に臨む私の心構えについてありますが、提案理由の説明におきまして、3期目の所信の一端を申し上げましたが、私は、未来に輝く西会津町を創るために、1期目の4年間を活気ある西会津を取り戻すという強い決意のもと、また、2期目の4年間を実行力で安定した町政の実現に向け強い信念を持って町政運営にあたってまいりました。この2期8年間の間には、これまで経験したことのない、新型コロナウイルス感染症の拡大、その対策、未曾有の大雪による自然災害の対応など、いろいろありましたが、その間に掲げた公約の多くを実現することができました。このことは、町民の皆様をはじめ、議員の皆様の御理解、御協力、御支援があったからこそ成し得たものであります。改めて、衷心より感謝と御礼を申し上げます。

さて、このたびの町長選挙において、多くの町民の皆様をはじめ各方面からの御支援をいただき、3期目の町政を担わせていただくこととなりました。このことは、2期8年間の町政運営に対する評価と3期目の4年間を託す、町民の皆様の重い想いと期待が込められていると受け止めております。

したがって、この3期目の4年間は町にとっても、私にとっても大変重要な、1期目、2期目と違った責任の重さに身の引き締まる思いであり、1期目就任時の初心を忘れずを基本姿勢に据えて、私は、常に、町のために全力を尽くし、町のために本気で汗をかき、公平・公正な町政運営を実践し、まちづくり基本条例に定める、町民が主役となる町づくりに全身全霊で取り組んでまいる覚悟であります。

今日、町を取り巻く状況は、気候変動に伴う災害の激甚化や頻発化、急激な物価高や、未知のウイルスの流行など、その局面を変え続けており、先が見通せない時代と言われる現代においては、有益な情報をより早く収集し、その情報を多角的な視点で考え、実践に移す行動力が求められます。これからまちづくりに必要かつ重要なことは「発想力」と言われるなど、まちづくりに定説が存在しないからこそ、3期目は「守り」から、しっかりと戦略を立て、「攻め」のまちづくりを開拓し、未来に持続する西会津町を創ってまいりたいと考えております。

そのための方策でありますが、町政3期目のまちづくりを進めるにあたり、七つの柱を基本的な政策といたしました。

一つ目に、子育て・教育環境の充実・強化、二つ目に、若者・結婚対策の強化、三つ目に、健康で元気なまちづくり、四つ目に、産業、農・商・工の振興、五つ目に、観光・移住定住・交流・関係人口の拡大、六つ目に安全・安心なまちづくり、そして、七つ目としてデジタルのまちづくりを進めてまいります。

そのいずれも、町の最大の課題である人口減少対策を解決するための最優先の政策であります。これらを進める上で、将来の財政負担を念頭に置きながら、総合的に検討を進め、実現を図らなければならないと考えております。

また、各種施策の実施につきましては、これまで進めてきた、保育料や学校給食無償化実施による経済的負担の軽減や、農業公社の支援強化、ジビエ肉の加工処理施設の整備検討、複合機能を持った公民館の整備計画の策定、公営塾の開塾による学力向上へのアプローチ、ZEN大学の学生受け入れ、台湾インバウンドによる観光客の受入れ体制の強化、デジタル戦略に基づくまちづくりの推進、脱炭素社会を目指すためカーボンニュートラル宣言に向けた取り組みなどをさらに前進させながら、七つの柱の具体的な事業を一つ一つ着実に進め、未来に持続可能なまちづくりに取り組んでまいります。

これまでの2期8年間に人口減少対策として取り組んできた、「日本の田舎、西会津町。」のブランド化の展開、移住及び交流人口の拡大、ふるさと応援寄附金の増額、人口5,000人以上、1万人未満の町村で、住みたい田舎ランキングで第7位となるなど、様々な事業によってようやく西会津町の評価と人気度が上昇してきました。

その歩みをさらに加速、進化させ、全国からの移住、定住、交流人口、関係人口の拡大を図り、私が思う西会津町の将来ビジョン「にぎやかな日本の田舎、ほっとできる ふる里 西会津」を実現させることが、これから約4年間の私の使命であると考えております。

皆様方からいただいた信頼と期待をしっかりと受け止め、その負託にお応えできるよう、3期目となる4年間、誠心誠意、町政運営に取り組んでまいりますので、特段の御理解、御協力を賜りますよう衷心よりお願い申し上げます。

続いて、3点目の協働のまちづくりの考え方をどう生かしていくのかについてお答えいたします。

協働のまちづくりの理念につきましては、町民の皆さんとまちづくりを進めるための最も基本となる条例である「まちづくり基本条例」においても、「町民、議会及び執行機関は、それぞれの役割を果たし、相互に補完・協力しながら、協働によるまちづくりを進める」と明記されております。

町では、この協働によるまちづくりの考え方のもと、町民の皆さん 의견を町政に反映するため、各種審議会などの委員公募や、町民懇談会の開催、意見公募などを通じて、町政への住民参加の促進に積極的に取り組んできたほか、広報紙やケーブルテレビ、SNS等を通じた情報の提供と共有化を図り、透明性の高い町政運営に努めてまいりました。また、地域コミュニティを支える自治区等と連携し、防犯・防災、環境保全、福祉など、自治区が抱える様々な問題や課題を解決するための取り組みを進めるなど、町民の皆さんのが多様な参画により、協働のまちづくりの具現化を図ってきたところであります。

また、協働のまちづくり推進委員会を設置し、町民の皆さんがまちづくりを「我がこと」として捉え、自ら行動するという意識を高め、町内外の協力者との民民連携や、役場職員により組織された協働のまちづくり推進班との官民連携などにより、地域課題の解決に向けたプロジェクトに取り組むなど、より目に見える活動として協働のまちづくりを実践してきたところであります。

さらに現在、町では次期西会津町総合計画第5次の策定を進めておりますが、策定にあ

たり、近年国内外で注目されている地域幸福度、Well-Being（ウェルビーイング）の向上を重視する考え方を新たに取り入れ、本町にとっての Well-Being を「一人一人が幸せな暮らしを実現できる能力・環境があること、問題に直面したときに自分や周りの人と一緒に取り組めること」と定義し計画づくりを進めてまいりました。

この計画づくりの中に位置づけた、協働のまちづくりに関わることによる積極的な自己実現も、町民の皆さんの幸福度を向上させる手法の一つであることを、新たに啓発するとともに、これまでの取り組みを一層強化し、町民の参加意欲を高め、誰もが地域課題を我がこととして、まちづくりに主体的に取り組むことで、地域の活性化につながるよう、進めてまいりますので、御理解願います。

続いて、4点目の公民館の建設設計画とその考え方についての御質問にお答えいたします。

野沢原町地内にある現在の公民館施設は、旧館、いわゆる事務室がある建物が昭和43年、新館、大ホールがある建物が昭和52年に整備されたもので、旧館は建築から56年が経過するなど、老朽化が進んでおり、さらに施設利用者用の駐車スペースが十分ではないこと、ホールや研修室の多くが2階にあり、高齢者の利用に支障になっていることなど、課題として認識しております。

町といたしましては、新たな公民館施設の整備について次期総合計画の策定に向けた中で検討してきたところであります。

今後の建設設計画と考え方につきましては、次期総合計画策定における中間報告の中で、新たなまちづくりの取組の方向性において、多世代交流が生まれる場、公民館やホール、福祉センター等の複数の機能を持つ公共複合施設づくりを検討すると位置づけられたところであり、今後、既存遊休施設の有効活用や町にもたらす効果、町の財政状況などを踏まえながら総合的に検討してまいりますので、御理解願います。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 何点か質問をしたいと思います。

まず、キャッチコピーですが、「賑やかな日本の田舎、やさしいふる里 西会津」から「にぎやかな日本の田舎、ほっとできる ふる里 西会津」というふうに変わっておりますが、この意味といいますか、真意を。どういうことを含めて、このように変わったのでしょうか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 西会津町が将来に向けて活性化するため、あるいは発展するためには、今、西会津町は過疎の指定を受けております。人口もどんどん減って、少子高齢化も進んでいるという中で、この過疎の町でも、私は人の、この何て言いますかね。例えば、いわゆる交流人口、関係人口が拡大することによって、西会津町にいろんな人たちが来てくれることによって、過疎でもにぎやかなまちづくりができる。

さらに、町外から来る人が、西会津町に行くと元気になれるなと。そこには、ふるさとのない人が西会津町に来て、この西会津町のふるさとに、何かほっとできるといいますか、元気になれるというか、そういう町にしたいなというようなことから、いわゆる過疎の町でも「にぎやかな日本の田舎」そして「ほっとできる ふる里 西会津」というふうに、私個人のそういうビジョンを描いたわけでありますけれども。

これまで「日本の田舎、西会津町。」で、いろいろ西会津町をPRしてきましたけども、さらにそれを前に進めるといいますか、それではやっぱりにぎやかにしないといけない。あるいは、西会津町に来ればほっと安心できるというか、ほっこりするなど。そういうまちづくりをするために、ちょっとビジョンを、一步先のビジョンにいたしました。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 今ほどのあれです。私は、よそから来る人ばかりではなくて、ここ出身者、故郷出身の人が、ふるさと回帰ではないのですが、その辺も含めて、またほっとするといいますか、それも大きな理由を占めているのではないかと解釈したわけなのですが、その辺はどうでしょうか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 おただしのように、ふるさとを離れて都会に出られた方が、もう一度といいますか、故郷に帰りたくなるような、そういうふるさとというのは、私はこれ、絶対これから必要だなというふうに思ってます。

今、日本全国でいろんな、気候変動によっていろんな災害が起きている。あるいは、また近くには大規模な地震が発生するような、そんな予報もある中で、もう1回、そういうときに故郷を見つめ直していただいて、故郷に帰ってきていただけるような、そういう環境といいますか、状況をやっぱり作らないといけない。

それには、やっぱりにぎやかに、ふるさとをしないといけないという。外から来た人だけではなくて、故郷を離れて都会に出られた方たちが、また戻ってきていただけるようなそういう故郷にしたいなど。そういう意味も含んでおりますので、ちょっと先に説明してもらいましたけど、どうぞ御理解いただきたいと思います。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 その七つの柱、先ほども言いましたけれども、本当に行政というものは、バランスの取れた政策。そして、何がどうのこうのではなくて、やはり全体が総合的に必要だと思うのですが、その中でも特に町長として、これは力を入れたい。西会津町が特色あるまちとして、どのような方向で進みたいか。それをお聞きします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 七つの柱で特に力を入れたいことということありますけど、私はやっぱり、こういう少子高齢化の中で、人口が減ってる中で、いわゆる西会津町に生まれて育った人がしっかり西会津町に定住できるような、そういう環境をしっかり作っていかないといけない。そのために、これまで保育料の無料化、あるいは学校給食の無料化を進めてきました。

それは、ここに生まれた人だけではなくて、外から来た人たちにも、西会津町は子育てがしやすい町だということにつながるわけでありますので。今は、この子育て支援、それから教育、ここはやっぱり最大限の力を入れて取り組んでまいりたいなど、そういう思いを持ってます。

それから、ここに生まれた人がここにしっかり定住をするためには、まずやっぱり結婚対策をしっかりやらないといけない。今までいろんな対策を講じてまいりましたけれども、なかなかそんなに大きなといいますか、効果を上げることがなかなかできなかつたわけありますけれども、今までの取組をさらにちょっと発想を転換しないといけないなど。

どういう取組をすれば若い人たちが結婚できるような環境になるかですね。ここをもうこの4年間の中で、しっかりこの結婚対策を進めて、そして結婚していただくことによって、少子化の対策にもなるわけでありますので。

それとやっぱり西会津町の、私はこの最大といいますか、主幹の産業である農業。これはやっぱり守っていかないといけない。農地を守り、あるいは農業を守る。そのためには、今、町の状況をしっかりとこう考えたときに、農業公社の設立をして、農業公社の支援も強化してまいりたいと思いますけれども、さらに、これから農業を考えたときに、なかなか個人だけではできない。やっぱり法人化した、そういう組織をしっかりと町も応援をしないといけない。そんなふうに思っております。

農業もこれからの時代に、ますますこの大事な事業、産業になるわけでありますし、そのことがふるさと納税の返礼品にもつながっていくことだし、西会津町のファンになっていただくことにもつながるというようなことでありますので。農業だけではなくて、農業は最優先。それからやっぱり商工業。今、昨日の御質問にもありましたけれども、事業承継協議会で、いわゆる西会津町に今ある商店の皆さん、次の時代にしっかりと取り組めるような、あるいは新たな人たちが取り組めるようなそういう事業承継も、これ商工会と連携をしながらですね。ここもやっぱりやっていかないと、西会津町の町中が疲弊してしまうということですので、この農業、商業は特に重点を置いて進めてまいりたいなどいうふうに思います。

それから、工業でありますけれども、工業も、西会津町にある企業、この企業が元気にならないと、西会津町は、私はやっぱり経済の活性化につながらない。今、西会津町のこのある企業の、そこに勤めておられる従業員です。それから、その従業員の家族まで含めると何千人という方たちが、その企業の恩恵を受けているわけであります。その基となる企業が元気にならなければ、これは大変なことになるわけでありますので、企業の支援も、今まであんまり企業には目を向けていませんでしたけれども、私が町長になってから、少し企業にも町の行政の支援を、これまでやってきましたけど、あと何ができるかというのはありますけれども、工業、商業、それから農業と。これのいわゆる活性化といいますか、力を入れてまいりたいなというふうに思ってます。

それから、やっぱり西会津町に人が来ていただくためには、いわゆる関係人口、交流人口。それから移住定住もそうですけれども、やっぱり観光による、人をどうやってこの西会津町に来ていただけるような状況をつくることができるかということになると、やっぱりインバウンドによる観光客に西会津町へ来ていただく。そのために、昨年から台湾との関係を作り、台湾との関係を持って、今年も2年目にまた台湾に行く予定にしておりますけれども、海外からの観光客をもうこれも大きな取組をしていかないといけないなというふうに思っております。

さらに、やっぱり今はデジタルの社会でありますので、西会津町デジタル戦略を策定いたしました。この戦略をしっかりと前に進め、そして若い人たちがこのデジタルを通じて西会津町と関係、西会津町に移住・定住、あるいは若い人たちが西会津町のデジタルを通して、西会津町のファン、あるいは西会津町に定住していただけるような、そういう環境にしていかないといけないなというふうに思っております。

それから、安全安心なまちづくりで、私はこれはなかなか簡単ではないですけれども、今、防災行政無線がありますけれども、この防災行政無線の難聴エリア、地方に年々難聴エリアが出てきてるような、そんな感じを受けているわけでありますけれども、これの解消も図らないといけませんけれども。

それとはまた別に、うちの中で、町のいろんな情報が瞬時に伝わるといいますか、今、ケーブルテレビで町の情報を伝えておりますけれども、災害とか緊急時のそういう情報というのは防災行政無線しかない。防災行政無線も、今の難聴エリアもそうですが、特に冬期間何かは、雪囲いをしてしまうとなかなか外の情報が聞こえてこない。これは、西会津町がICTのまちづくりを進めたときに、音声告知放送というのがありました。あれは音声告知多機能端末かな。多機能端末で、家の中でいろんな情報を聞くことができました。それがなくなってしまいましたけれども。

私は、これから必要なのは、町民の皆さんのが安全・安心に生活する上で、いわゆる家の中で情報が得られる音声告知放送と私は言っているのですけど、これをずっともう、私が町長就任時から何かいい方法がないか、いろんな事業者の方にも御相談をしながらきて、これまでまいりましたけれども、そういう私が望むような機械は、なかなか今まで、今も出てきてこないわけでありますけれども、これも莫大な予算がかかるわけでありますし、でも、何とかこれを安価な設備投資で、全戸に音声告知放送が入るような、そんな状況にしたいなというふうに思っております。

それから、公民館でありますけれども、複合的な機能を持った公民館。これも、これまでずっと皆さんからそういう意見といいますか、要望がありました。これについては、なかなか簡単ではありませんけども、しっかりしたやっぱり整備計画、基本計画を私は立てたいなと。基本計画を立てる上で、行政だけではなくて、やっぱり議会の皆さん、あるいは町民の皆さんとよく相談しながらですね。いわゆる子供から高齢者まで多世代にわたって利用できるような公民館の機能を持った、そういう施設を整備する基本計画。ここまでしっかりやりたいなというふうに思っています。

特に、その機能もそうですけれども、やはり財政的なこともそうですし、場所の問題もありますし、いろいろ課題があるわけありますので。いきなりやっぱり建築、整備というところまではなかなかいきませんので、やっぱり基本計画をしっかりした上で、その先の整備というようなことからすると、この4年間の中でもしっかりこれから町民の皆さんと意見交換しながら、公民館の整備、検討をこれから進めてまいりたいなというふうに思っております。

まだまだ細かいことがたくさんありますけれども、今申し上げたようなことをまずこの七つの柱の中でも特に、これから力を入れてやりたいなというふうに思って……。

それから、一つ忘れましたけれども、ジビエ肉のこの活用といいますか、利用といいますか、これもずっとこれまで県のほうともお願いをしながら進めていきました。この町内のいわゆる有害鳥獣の熊、猪、あるいは鹿の肉をしっかりと食べられるような、そういう環境というか整備をするために、今、県と連携をしながら進めておりますけれども、今年度にその対策のために、いろんな準備をしてまいりますけれども、この放射能のいわゆる制限解除するために、さらにここに力を入れて、このジビエ肉を西会津町の特産にできる

ような、そういうところに最大限の力を入れてまいりたいと、そんなふうに思っておりま
す。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 詳しく丁寧な説明、感謝申し上げます。

一問一答でやりにくくなっちゃったんだけども、まず、最初の教育とか子育てに関して
ですが、これ、3月定例会でも質問しましたけれども、持続可能なまちづくりとして、結
婚して子供を産み育てていく町には、どのような機能、環境が必要とされるのかという質
問でありますけれども。

やはり若い人たちが今後結婚、あるいはそういった人たちのそのニーズ、あるいは考
え方をしっかりと把握しながら、それを政策に生かすということも大切と思うのですが、そ
の辺はどのように考えておられますか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 結婚対策でありますけれども、今まで行政がいわゆる婚活ということで、行政
主導で進めてまいりました。これでは、なかなかやっぱり効果が上がらないなというよう
なことで、実際に結婚適齢期にある人たちによって実行委員会といいますか、それを作つ
て、そして実際に皆さんに結婚できるような取組について検討して、そして実施をして、
2年くらいやっていただきましたかね。一部効果がなかったわけではありませんけれども、
さらに、それだけではなくて、また違った方法を取り組まないといけないなというふうに
思っています。

やっぱりこれ、私たちの視点ではなくて、実際にその立場にある人の皆さんの意見と、そ
れからそういう結婚対策に力を入れてといいますか、そういう機関もあるわけであります
し、そういう機関の御意見もいただきながら、ちょっと進めていかないといけないなとい
うふうに思って。

最近は特に結婚アプリとか、そういうアプリを活用した対策が取られていますけれども、いろ
んなことを考えながらですね。これをやれば必ず結婚できるというようなことが
ありませんので、とにかくいろんな皆さんの御意見を聞き、そして若い人たちの御意見を
聞き、あるいは、昔は仲人制度って、仲人によってそういうお互いをこう、何ていいます
かね、結びつけるようなそういう仕組みがありましたけれども、どういう方法が一番いい
のかというのは、なかなかこれだというものがなければありますから、今の時代に合つ
た、若い人たちの意見を中心にしながら、これから取り組んでいかないといけないのかな
って、そんなふうに思っております。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 要は、先ほどの質問と同様なのですが、結婚して子供を産み育てていくとい
う、そういう重要な問題でありますけれども、若者が家庭を築き、この町で未来を前向き
に考えられるというような、そんな。町としては、若者との対話の中でどのようなまちづ
くりを目指しておられますか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 若者によるまちづくりといいますか、若者の皆さんに、これまでいわゆるまちづ
くりは、自分事として捉えているというようなことで、これまでの総合計画、あるいはま

ちづくりデザイン会議、あるいはまちづくり、何て言いましたかね。推進委員会だか何かいろいろなまちづくりに関する組織といいますか。その中で最近非常に若い人たちが参加していただけたようになりました。

それも、自分の町はやっぱり自分たちで考え、作っていく。そういう中で、私は非常にいい方向に今、行っているなと思ってるのは、本当にいろんな審議会とか委員のメンバーの半数以上は、女性と若い人が多くなってきた。特にまちづくりに関しては、自分事として考えていただくような、そういう何ていうか空気といいますか、そんなふうな状況になってきている。

我々だけのまちづくりは、私はやっぱり今のそういう自治体には、私だけのもうものの考え方ではいけない。やっぱり若い人たちの考え方をどんどんどんどん入れていかないといけない。というようなことで、とにかくいろんなそういう機会に、若い人たちの意見をどんどんどんどん吸い上げられるような、そういう組織といいますか、会議といいますか。そんなふうなことをこれから進めていかないといけないのかなというふうに思っています。

この町の総合計画の中に、第5次の、今、策定作業してるわけですけども、この中には半数以上が女性でありますし、しかも若い人たちが多くなる。役場の職員のいわゆるプロジェクトチームについても、もうほとんど若い人たちが参画しているなど。私もあんまりそのことについては、ああだこうだって言わないようにしてきました。皆さんの発想するその意見をやっぱりちゃんと吸い上げる。そういうことが、これからまちづくりにはしっかり大事だなというふうに思っております。

ぜひ何かアイデアといいますか、こういうふうな取組をしたらいいようなことがありましたら、これやっぱり、これからまちづくりは、みんなでまちづくりをしていかないといけないわけでありますから、ぜひそういうお考えがあれば、どんどん御意見いただければありがたいなと思っております。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 私も、若い人たちの意見を取り入れたまちづくり、それを政策の実現というものは、すごく大事だと思っておりますので、しっかりと取り組んでいただきたいなと思います。

次に、先ほど農業公社の話が出ましたけれども、今日の新聞で見ましたら、その後継の問題が大変、切羽詰まっているような状態でありまして、西会津町も御多分に漏れず、県の平均以上だと思うんでありますけれども、農業公社設立して間なしですが、やはり農地、あるいは農業の後継に関しては、相当のスピード感を持って取り組まないと、また、今度遅れてしまえば、後が大変ではないかなと私は感じたわけなのですが、その辺はどのようにお考えですか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 農業公社とそれから農業後継者のお話でありますけど、農業公社については、これから農業、西会津町の農業、農地を守るために、この農業公社がこれから絶対必要だということで設立をさせていただきました。

今、農業公社が大きな役割を果たしております。それは、いわゆる農業の担い手、あるいは農業を営む、何ていいますかね。高齢化によってできなくなってきたといい

ますかね。そういう、できなくなってきた一部を農業公社が、その方、その作業といいますか、それを肩代わりって言つたらちょっとおかしい。農業のできない部分を補つてくださっているというようなことで、非常にこの農業公社の役割というのは、私は非常に大きいなと思っています。

したがって、農業公社は、しっかりとこれから充実強化していかないといけないというふうに思っています。ただこれも、農地もですね、水田だけではなかなかやっぱり成り立つていかないというのがあって。いわゆる専門員を配置して、園芸作物も作るようになりました。昨年からアスパラ、それからスイカ、そしてカボチャ等々ですね。野菜を実際に作って、それを道の駅に販売するようになりました。今年は、もうメロン。今日、メロンの直売があるそうですけれども、いわゆるこれからの農業を、やっぱり米だけではなくて、米プラスそういう園芸作物で、しっかりと生計が立てられる農業をしないといけないと。のために私は農業公社というのは、大きなモデルといいますかね。牽引になっていただけるのかなと思っています。

ちょっと P R するわけではありませんけれども、西会津町の農業公社で作ったメロンを昨日試食させていただきました。非常においしい。甘くておいしかった。今日、その販売をするそうですけど、大が 1,500 円で、中が 1,000 円で、小がちょっと金額を忘れましたけど、そんなことが今、実際にもうやれるようになりました。これをさらにもっともっと前進しないといけませんし、また新たな農業としましては、シャインマスカットの栽培者がどんどん今、増えてきている。ようやく今年から出荷できるという人も増えました。このシャインマスカットも、私は大きなこの西会津町の新たな農業の一つになるのかなというふうに思っています。

そういう新しい農業のために、やっぱり新しい、新規就農といいますかね。後継者を育てないといけない。今、農業公社に協力隊の方が 3 人だったかな、入ってますし、そういう新たな農業を経験することによって、いわゆる就農につながる。自分で独立するというようなことにもつながっていくのかなというふうに思ってますので。

何といっても、やっぱり若い人たちが今頑張っているその農業を、町もしっかりと支えていかないといけない。そういう意味では私は、ライスセンターや小島もできた、松尾もできた。また、これから新しい動きもあるようありますけども、そういうところには、しっかりと行政として支援をして、西会津町の農業をその若い人たちの力で持続できるようにしてまいりたいと、そんなふうに思っております。

○議長 12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 農業公社の拡充、そして強化に関しては、しっかりと取り組んでいただきたいなと思います。

そしてもう一つ、工業、商業に関してなのですが、私も常々、町の地域おこしの最たるもののはやはり、事業所あるいは企業の雇用、あるいはその事業の内容によるのではないかなと思っております。

結局、雇用拡大、そしてそれが先ほど話ありましたように、家族あるいは地域に相当の恩恵や影響を与えるわけでありますので、その辺もしっかりと取り組んでいくべきだと思いますが、どのように考えておりますか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 先ほども答弁申し上げましたけれども、事業承継協議会の中で、これから西会津町の商店街を考えたときに、なかなかやっぱり事業承継するということは、そう簡単なことではありませんけども、簡単ではないからこそ今やらないと、西会津町の町内から商店が消えてしまうというようなことで、これも商工会さんが中心になって全力で今町も協力しながら進めております。

逆に、今取り組んでというか、今、事業や商店を営んでいる方たちは、なかなか将来に向けて、もう私の時代で終わりだという人が多い中にあるわけありますけれども、そういう人たちをどう続けてやっていただけるか。それにはいろんな方法があると思うのですよね。なんだかんだ自分がやらなくても、あるいは誰かに任せてもいいわけですし、そういう事業承継の方向というのは相談の上で、これを進めることになるわけあります。

逆に言うと、また、いわゆる町外から来た協力隊の皆さんのが、新たな商店を作つてやられている方が、結構今出てきてるわけでありますけれども、そういうところにも本気で、この西会津町で事業をしたいという人については、町も本当に積極的に協力しないといけないなというふうに思っております。一生懸命やるところには、私は一生懸命応援するという考え方でこれまでまいりましたけれども、これからも継続してやります。

また、さっきも申し上げた町内の企業、町内の企業に勤めるその家族まで含めると、もう何百人、何千人という方を企業が支えているわけでありますから、その企業の支援もこれからやらないといけないというふうに思っております。

いずれにしても、町を活性化するために、町が元気になるためには、商店街のあるいは企業の皆さんのが元気になっていただく。そのためには、いろんな人たちが、どんどんどんどん西会津町に来て、そしてこの経済活動を支えていただけるような状況を作らないといけないって、そんなふうに思っています。

簡単なことではありませんけれども、とにかく皆さんの方を借りて、これからさらに前に進めていきたいと、そんなふうに思います。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 最後の質問となりますけれども、公民館、複合施設の建設であります。

今ほど説明がありましたように、古くなつて老朽化、あるいは使いづらい。そして、耐震も問題があるというようなことで、それは理解しております。議会としましても、過去に何度か総合文化センターといいますか、そういうものの視察を繰り返してきた経緯もあります。

ただ、その公民館だけの問題ではなくて、公民館事業、大変、中の使い方も変わっております。

余談でありますけど、あの公民館で私も結婚式を挙げさせてもらいましたので、昔は様々な形での使い方もあるわけなのですよ。それらも踏まえながら、そしてそのニーズといいますかね、単なる文化的なものだけではなくて、いろんな形で今、野沢の中央通りとか駅前通りの発展、にぎわいということでやっておりますけども、ある程度都市計画的なことも踏まえながら、しっかりとした方向性を出していただきたい。

そのためには、今、4年間でしっかりしたものを作りたいと言われておりますけれども、

チームといいますか、プロジェクトチーム的なものを立ち上げながら、町民の意見を十分取り入れながら、そういうったものに取り組んでいただきたいと思いますが、お考えをお伺いします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 公民館でありますけれども、私も、今の新館ではなく旧館ができた当時、役場の職員の結婚式は全て公民館でやるというような、そういう時代もありました。私もあそこで結婚式を挙げました。当時、そこに入れるのは80人が限度がありました。役場の公民館の職員が三三九度の、そういう作業をやったというような、そんな時代でありますけれども。

あれからもう本当に50年以上、60年近くなるわけでありますけど、公民館、私はこれからの公民館というのは、様々ないろんな機能を持たせることが、これは絶対必要だなどといいますか、そういうふうにしないといけないと思ってます。

そういう機能を持たせるためには、これもやっぱり若い人たちから高齢者の皆さん。各年齢層からいろんな方たちに出ていただいて、将来に向けた公民館の在り方、事業も含めてでありますけれども、いろんな事業ができるようなそういう公民館にするためには、いろんな皆さんのお話を聞かないといけないと思います。

ですから、これも1年やその辺ではなくて、ちょっと時間かかっても、いろんな人たちの意見を聞いて、そしてこれは当然、プロジェクトチームといいますか検討会議といいますか、そういう会を作つてそこに皆さんに集まつていただいて、しっかり計画していきたいなというふうに思つてます。

西会津町のまちづくり基本条例だって、あれも3年何ヶ月もかかったわけですよね。事業のあれはちょっと違うかもしれませんけども。やっぱりいいものを作るには、時間をかけないといけませんけど、あまり時間かけても、スピード感がないと困りますので、その辺のバランスを取りながら、とにかく将来に負担を残さないといいますか、非常に大きな財政を伴う事業でありますから、いろんな複合施設を入れることによって、いろんな補助制度もあるのかなと思っています。

そんなことで、いろんな人たちの意見、あるいは国・県の御指導いただきながら、どういう公民館、複合施設といいますかね、にしたらいいのかということで、しっかり皆さんと、あるいは議会の皆さんにも、途中経過の前にまたもう1回くらい、何回か皆さんのお話を聞きながら、この機能、計画をしてまいりたいなというふうに思つております。

本当にこれまで、議会議員の皆さんから御要望、御意見といいますか、一般質問もありました。私のところにも、いろんな方から何とか考えてくればいうそういう要望もありましたので、これやっぱり、みんなですばらしい、そういう施設にできるようにこれから力を入れて、あまり時間もないわけですけども、しっかり充実したそういうその方向性といいますか、計画を立ててまいりたいと、そんなふうに思つております。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 まだまだ説明足りないとは思いますけれども、時間でありますので、薄町政3期目、各政策の実現と行政の醸成と発展のため、町民との対話、町民、町、議会との協働のまちづくりの推進。そして、柔軟で可能性に満ちた対応と活躍に期待して、私の一般質問

を終わります。ありがとうございました。

○議長 以上をもって、一般質問を終結いたします。

暫時休議いたします。再開は午後1時といたします。(11時48分)

○議長 再開します。(13時00分)

日程第2、議案第1号、西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 議案第1号、西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由の説明で申し上げましたとおり、福島県の税特別措置条例が一部改正されたことに伴い、西会津町税特別措置条例の一部を改正するものであります。

改正内容といたしましては、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、いわゆる地域未来投資促進法に基づき、国の同意を得た地域経済牽引事業促進区域内において、承認事業者が課税免除の対象となる施設等を設置した場合、対象となる固定資産税について3年間課税免除されますが、その設置期間を令和10年3月31日まで延長するものであります。

それでは、議案書に基づき、改正内容について御説明を申し上げますが、あわせて、条例改正案新旧対照表1ページを御覧願います。

西会津町税特別措置条例の一部を次のように改正する。

第5条中、令和7年3月31日を、令和10年3月31日に改める。

次に、附則について申し上げます。

第1項は施行期日でありますて、この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第1号、西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第2号、西会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 議案第2号、西会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本案につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、町職員の部分休業の取扱いに関し、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員の部分休業について、国と同様に、勤務時間の始めまたは終わりに限り取得可能とする取扱いを廃止するとともに、法の改正により新設される取得パターンの、請求可能時間の上限を勤務日10日相当の時間とすることなどが主なものであります。

それでは、議案書を御覧ください。あわせて、条例改正案新旧対照表の3ページを御覧ください。

西会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条は、本条例の趣旨を規定しており、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、引用している条項について加えるものであります。

第18条は、部分休業をすることができない職員を規定しており、部分休業の承認の請求が可能な非常勤職員の要件から、勤務日ごとの勤務時間を考慮する規定を削除するものであります。

第19条は、部分休業の承認を規定しておりますが、部分休業の取得パターンが新設されることから、本条で規定する「部分休業」を「第1号部分休業」とするほか、勤務時間の始めまたは終わりとしていた条件を削除し、第2項及び第3項の「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に、次の4条を加えるものであります。

第19条の2は、新設される取得パターンの第2号部分、休業の承認を規定するもので、条例で定める時間を超えない範囲内において、1時間単位で取得できるもので、ただし、1日単位及び残時間数に1時間未満の端数がある場合は、分単位で取得できるものであります。

第19条の3は、第2号部分休業の取得できる期間を規定するもので、1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとするものであります。

第19条の4は、第2号部分休業の取得できる時間を規定するもので、職員は1年度77時間30分、10日間、会計年度任用職員は1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間とするものであります。

第19条の5は、第1号及び第2号部分休業の内容を変更できる、特別の事情を規定するもので、配偶者の入院、配偶者と別居、申出時に予測できなかつた事実が生じたときなどとするものであります。

第20条は、部分休業の承認の取消事由を規定しており、育児休業法の改正に伴い、準用条文などの文言を改めるものであります。

次に、附則でありますが、第1項はこの条例の施行期日で、令和7年10月1日とするも

のであります。

第2項は経過措置で、地方公務員の育児休業等に関する法律、平成3年法律第110号、第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における、この条例による改正後の西会津町職員の育児休業等に関する条例、第19条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とするものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただき、原案のとおり御議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第2号、西会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、西会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第3号、職員の給与に関する一部の条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 議案第3号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本案につきましては、議案第2号で御議決いただきました、職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う職員の部分休業の取得に係る給与の減額について、改正するものであります。

それでは、議案書を御覧ください。あわせて、条例改正案新旧対照表の7ページを御覧ください。

職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第13条は給与の減額について規定しており、第2項において、地方公務員の育児休業等に関する法律、第19条第1項の規定による第1号、または第2号部分休業の承認を受けて、勤務しない場合には、1時間につき、給与条例第17条に規定する1時間当たりの給与額を減額とする改正であります。

次に、附則であります。この条例の施行期日を、令和7年10月1日とするものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただき、原案のとおり御議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第3号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第4号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 議案第4号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本案につきましては、人事院規則の一部改正に準じて、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認のための措置などに係る規定を整備するものであります。

それでは、議案書を御覧ください。あわせて、条例改正案新旧対照表の8ページを御覧ください。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条は、介護休暇を規定しており、今回の改正で引用している条が、1条繰下がることから改正するものであります。

第16条の3及び、第16条の2の改正は、条を1条追加するため繰り下げるほか、文言を改正するものであります。

第16条の次に1条を加える改正は、第16条の2として、職員が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た場合、及び、子が3歳に達する前の2回、仕事と育児の両立支援制度などに関する情報提供、意向確認、配慮を行うこととするものであります。

次に、附則であります。

第1項はこの条例の施行期日で、令和7年10月1日から施行するもので、次項の規定は公布の日から施行とするものであります。

第2項は経過措置で、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の職員

の勤務時間、休暇等に関する条例、第 16 条の 2 第 2 項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は同項の規定により講じられたものとみなすとするものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただき、原案のとおり御議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

11 番、青木照夫君。

○青木照夫 任意の任命権者は、3 歳に満たない子を養育するというのは、1 歳から 3 歳までの 3 年間という解釈でよろしいですか。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 こちら、子が 3 歳に達する前ということですから、0 歳から 3 歳に達するまでということで、3 年間といった形での解釈でございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 4 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 4 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 、議案第 5 号、令和 6 年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 13 議案第 12 号、令和 6 年度西会津町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでを、一括議題といたします。

なお、審議の方法は、議案の説明終了後、1 議題ごとに質疑、討論、採決の順序で行いますので、御協力をお願いいたします。

職員に議案を朗読させます。

事務局長、五十嵐博文君。

○事務局長 日程第 6 、議案第 5 号、令和 6 年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について。

日程第 7 、議案第 6 号、令和 6 年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

日程第 8 、議案第 7 号、令和 6 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

日程第 9 、議案第 8 号、令和 6 年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

日程第 10、議案第 9 号、令和 6 年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

日程第 11、議案第 10 号、令和 6 年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

日程第 12、議案第 11 号、令和 6 年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について。

日程第 13、議案第 12 号、令和 6 年度西会津町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について。

以上です。

○議長 議案第 5 号から議案第 10 号までの説明を求めます。

会計管理者、渡部栄二君。

○会計管理者 議案第 5 号、令和 6 年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について、及び議案第 6 号から議案第 10 号までの各特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明いたします。

はじめに、お手元の書類と資料の確認をお願いいたします。

地方自治法及び同施行令による議会への提出書類として、令和 6 年度西会津町歳入歳出決算書、同じく歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書を提出しております。

このほか、説明資料として、主なる施策の執行実績調書、予算の執行実績調書・起債の状況、西会津町一般会計決算の状況を提出しております。

このうち、今回は、西会津町一般会計決算の状況と、主なる施策の執行実績調書の二つで説明させていただきます。

はじめに、一般会計決算の概要を御説明いたします。西会津町一般会計決算の状況を御準備願います。

1 ページを御覧願います。1、歳入決算額の状況です。

令和 6 年度の歳入総額は、76 億 3,915 万 5,000 円、前年度より 1.9% の増となりました。款ごとの構成比の主なものを上から申し上げますと、1 款町税が 7.6%、10 款地方交付税が 45.8%、14 款国庫支出金が 7.3%、15 款県支出金が 6.4%、17 款寄附金が 4.5%、18 款繰入金が 9.4%、19 款繰越金が 5.0%、21 款町債が 6.2% などとなりました。

2 ページを御覧願います。財源構成の状況です。

一般財源の増は、繰越金が減となった一方で、地方交付税や財政調整基金等、基金繰入金が増となり、特定財源の減は、災害復旧事業の減などが主な要因であります。

次に、地方交付税の推移は、普通交付税は 2.9% の増でほぼ前年同額となりましたが、特別交付税については、大雪による除排雪経費の増などにより 22.5% の増、全体では 5.3% の増となりました。

3 ページを御覧願います。2、歳出決算額の状況です。

令和 6 年度歳出決算額は、73 億 2,365 万 7,000 円で、前年度より 2.9% の増となりました。

目的別決算額の款ごとの構成比を、上から主なもので申し上げますと、2 款総務費が

31.4%、3款民生費が16.2%、6款農林水産業費が8.0%、8款土木費が12.2%、12款公債費が11.3%などとなっています。

4ページを御覧願います。性質別決算額です。

前年度と比較すると、義務的経費の割合は0.7ポイント減り32.5%、投資的経費は4.6ポイント減り10.6%、その他の経費が5.3ポイント増え56.9%となりました。

次に、経常収支比率は、財政構造の弾力性を示す指標であり、合計で0.4ポイント減り90.1%となりました。

5ページを御覧願います。3、決算収支の状況です。

令和6年度、歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額は、3億1,549万8,000円の黒字、また、翌年度へ繰り越すべき財源である3,680万4,000円を差し引いた実質収支も、2億7,869,0004,000円の黒字となりました。

次に、前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は、5,532万9,000円の赤字となり、これに財政調整基金への積立金と取崩額を足し引きした結果、実質単年度収支も、3,364万6,000円の赤字となりました。

次に、4の財政指数の状況は、記載のとおりです。

6ページを御覧願います。5、公債費比率等の状況です。

公債費比率、準公債費比率ともに5.3%、公債費負担比率は13.5%となり、それぞれ前年度より低くなっています。

地方債年度末現在高は、61億9,449万円となり、前年度より3億3,062万円、5.1%減少しています。

地方債の借入には、元利償還金が地方交付税で交付される有利な起債を優先的に活用しており、償還額の77.1%は普通交付税に算入されています。その結果、実質的な町の一般財源の負担額は14億1,785万円で、負担率は22.9%となり、負担額及び負担率はともに減少しています。

なお、債務負担行為翌年度以降支出予定額は5,300万9,000円となりました。

次に、6、健全化判断比率等の状況は、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率は、全ての会計が黒字ですので、算定されません。

また、実質公債費比率、将来負担比率ともに括弧内の早期健全化基準値の範囲内となっております。

それでは、議案第5号、令和6年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

認定の対象となるのは歳入歳出決算書ですが、より御理解を深めていただくため、詳細に記載のある、主なる施策の執行実績調書で御説明をいたします。

こちらの横長の資料となりますので、御準備願います。

なお、収納率や収入未済額などは、歳入歳出決算事項別明細書に記載しておりますので、併せて御覧願います。

それでは、主なる施策の執行実績調書は事前配付となっておりますので、ポイントとなるところを中心に令和6年度決算額と前年度との比較等で御説明いたします。

1ページを御覧願います。歳入です。

1款1項1目、個人町民税は、1億4,965万7,000円、1,737万8,000円の減額です。これは、国の経済対策により実施された定額減税によるもので、減収分については、後ほど御説明いたします、地方特例交付金により補てんされております。

1項2目、法人町民税は2,381万6,000円、441万2,000円の増額です。

2項1目、固定資産税は3億3,455万6,000円、1,143万9,000円の減額となりました。

3項2目、軽自動車税の種別割は、2,219万9,000円、11万5,000円の減額です。

4項1目、たばこ税は3,990万8,000円、173万2,000円の減額です。

町税全体での収納率は96.65%となり、0.57ポイントの減、不能欠損額は244万6,000円で、42万7,000円の増額となりました。

次に、2款1項1目、地方揮発油譲与税は2,121万4,000円で、34万2,000円の減額です。

2項1目、自動車重量譲与税は6,492万3,000円で、6万4,000円の減額です。

3項1目、森林環境譲与税は2,208万2,000円で、592万4,000円の増額です。

次に、6款1項1目、法人事業税交付金は1,178万2,000円で、72万8,000円の減額です。

次に、7款1項1目、地方消費税交付金は1億4,698万4,000円で、195万5,000円の増額です。

次に、9款1項1目、地方特例交付金は2,197万円で、2,030万7,000円の増額です。

先ほど町民税で御説明いたしました、個人町民税の定額減税による減収分が交付され増額となりました。

次に、10款1項1目、地方交付税は34億9,788万1,000円で、普通交付税で8,521万9,000円の増額、特別交付税で9,078万1,000円の増額となり、あわせて1億7,600万円の増額となりました。特別交付税の増は、大雪により除排雪経費が増となったことが主な要因となります。

次に、13款1項1目、総務使用料は8,959万円で、ケーブルテレビ、インターネット使用料などであり、57万7,000円の増額です。

2ページを御覧願います。

1項5目、土木使用料は5,014万4,000円で、内訳は町営住宅・定住促進住宅使用料などであり22万6,000円の減額です。

14款1項1目、民生費国庫負担金は1億2,977万3,000円で、内訳は、障がい者福祉費や児童手当給付費負担金などであり、857万4,000円の増額です。

1項3目、災害復旧費国庫負担金は4,605万2,000円で、公共土木施設災害復旧事業費負担金の減などにより、3,046万6,000円の減額です。

2項1目、総務費国庫補助金は1億6,699万8,000円で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金や、過疎地域持続的発展支援交付金などであり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の減などにより、2,510万円の減額です。

2項2目、民生費国庫補助金は、1,904万3,000円で、子供子育て支援交付金の増などにより、754万5,000円の増額です。

2項3目、衛生費国庫補助金は245万円で、新型コロナワクチン接種対策費負

担金の減により、2,236万8,000円の減額です。

2項4目、土木費国庫補助金は1億8,328万7,000円で、道路事業や都市公園事業などの交付金補助金であり、道路メンテナンス事業補助金の増などにより、7,419万3,000円の増額です。

3ページを御覧願います。

15款1項1目、民生費県負担金は9,923万6,000円で、大雪により災害救助法の適用となった住家の除排雪経費に係る災害救助費負担金の増などにより、696万3,000円の増額です。

2項1目、総務費県補助金は5,887万7,000円で、市町村生活交通対策事業補助金、電源立地地域対策交付金などであり、来て・ふくしま住宅取得支援事業補助金の増などにより、480万5,000円の増額です。

2項2目、民生費県補助金は2,330万8,000円で、重度心身障がい者医療費補助金などであり、子供医療費助成事業補助金の増などにより、252万5,000円の増額です。

2項4目、農林水産業費県補助金は2億550万1,000円で、中山間地域等直接支払交付金、4ページを御覧ください、多面的機能支払交付金などであり、農地集積集約化対策事業補助金、地域計画策定推進緊急対策事業補助金などの増により、1,129万円の増額です。

2項8目、災害復旧費県補助金は、1,692万7,000円で、農地及び農業用施設災害復旧事業補助金であり、同補助金や林道災害復旧事業補助金の減などにより、1億8,847万6,000円の減額です。

3項1目、総務費委託金は2,195万2,000円で、個人県民税徴収取扱費交付金などであり、うつくしま権限移譲交付金や衆議院議員選挙費委託金などの増により、1,034万7,000円の増額です。

3項4目、土木費委託金は5,929万3,000円で、国県道に係る除草、除雪、維持管理の委託金であり、国県道除雪委託金の増などにより3,718万4,000円の増額です。

次に、17款1項1目、一般寄附金は5,131万4,000円で、新田興助地域振興基金への積み増し分5,000万円などにより、4,807万5,000円の増額です。

次に1項2目、ふるさと応援寄附金は2億8,737万7,000円で、4,533万7,000円の増額です。

5ページを御覧願います。

次に18款2項1目、財政調整基金繰入金は6億5,730万7,000円で、1億7,406万9,000円の増額です。

2項2目、減債基金繰入金は685万8,000円で、全額増額です。

2項5目、森林環境譲与税基金繰入金は1,895万6,000円で、823万7,000円の増額です。

2項10目、公共施設整備等基金繰入金は1,000万円で、全額増額です。

次に19款1項1目、繰越金は3億8,190万4,000円で、前年度繰越金及び繰越明許費繰越金であり、2億2,689万9,000円の減額です。

次に20款5項4目、雑入は9,322万円で、デジタル基盤改革支援補助金、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金、6ページを御覧願います、土地改良施設整備補修事業交

付金、同負担金の増などにより、4,325万7,000円の増額です。

次に、21款1項2目、過疎対策事業債は3億6,660万円で、2,300万円の減額です。

1項4目、緊急防災減災事業債は4,560万円で、1,600万円の増額です。

1項5目、災害復旧事業債は1,240万円で、道路河川、農林業施設の繰越分の減により、1,900万円の減額です。

1項7目、緊急自然災害防止対策事業債は2,500万円で、1,950万円の増額です。

以上、歳入総額は、76億3,915万5,000円となり、前年度より1億4,110万9,000円の増額となりました。

7ページを御覧願います。歳出です。

主な事項の令和6年度の決算額と、主な事業内容で説明させていただきます。

2款1項1目、一般管理費は3億9,147万8,000円で、喜多方地方広域市町村圏組合の総務費、喜多方プラザ分の負担金2,610万8,000円などです。

1項3目、電算管理費は1億1,239万1,000円で、総合行政情報システム機器等保守業務委託料1,610万3,000円、総合行政情報システム借上料6,386万9,000円、システム標準化業務委託料1,466万9,000円、社会保障税番号制度システム改修委託料1,155万6,000円などです。

1項5目、財産管理費は8億1,870万6,000円で、役場庁舎非常用発電設備設置工事設計業務委託料320万1,000円、公用車購入費701万8,000円、その他各基金への積立金として、財政調整基金6億7,899万円、減債基金1,735万4,000円、公共施設整備等基金4,101万6,000円、新田興助地域振興基金5,001万9,000円などです。

なお、決算年度末現在の財政調整基金の残高は、8億9,467万6,000円となりました。

1項6目、企画費は760万9,000円で、集落支援事業313万8,000円、子供農山漁村交流支援事業224万5,000円などです。

1項8目、自治振興費は2,388万7,000円で、エアコン購入費246万6,000円、町制施行70周年記念事業642万5,000円などです。

8ページを御覧願います。

1項10目、ふるさと振興費は5億2,499万3,000円で、温泉施設管理業務委託料8,084万円、温泉機械室改修工事7,472万3,000円、温泉掘削工事4,000万円、国際芸術村施設管理業務委託料1,554万円、地域おこし協力隊配置事業4,395万5,000円、定住住宅整備費補助金1,396万2,000円、ふるさと応援寄附金事業1億6,644万7,000円などです。

1項11目、総合情報政策費は1億3,484万4,000円で、ケーブルテレビ管理運営業務委託料5,818万3,000円、インターネット管理運営業務委託料3,906万9,000円、西会津町デジタル戦略推進事業1,905万2,000円、過疎地域持続的発展支援事業1,757万2,000円などです。

1項12目、総合交通対策費は1億1,443万3,000円で、町民バス運行業務委託料8,185万3,000円、町民バス購入費609万4,000円、駅業務委託料469万8,000円などです。

1項13目、地方創生費は4,001万2,000円で、みんなで創る未来基金への積立金です。

9ページを御覧願います。

4項2目、衆議院議員選挙費は884万3,000円となりました。

3款1項1目、社会福祉総務費は2億5,159万6,000円で、出産祝金550万円、除排雪費用助成事業514万4,000円、国民健康保険特別会計事業勘定繰出金、保険基盤安定負担分から特定検診等分まで合わせて6,377万5,000円、同会計、診療施設勘定繰出金1億1,689万4,000円、結婚祝金141万8,000円などです。

1項3目、老人福祉費は3億9,350万2,000円で、介護サービス事業所等物価高騰対策事業262万7,000円、敬老祝金724万円、介護保険特別会計繰出金2億1,313万7,000円、後期高齢者医療費療養給付費負担金8,914万8,000円、後期高齢者医療 特別会計繰出金3,570万円などです。

1項4目、障がい者福祉費は1億6,819万1,000円。

10ページを御覧願います。

重度心身障がい者医療給付費730万円、障がい福祉サービス費1億4,405万3,000円などです。

1項5目、物価高騰対応 重点支援給付金事業費は9,145万3,000円で、給付金8,759万円などです。

2項2目、児童措置費は2億4,856万7,000円で、児童手当5,969万円、認定こども園運営委託料1億378万1,000円、放課後児童クラブ運営委託料1,219万4,000円などです。

4款1項1目、保健衛生総務費は1億9,163万2,000円で、水道事業会計操出金、水道事業6,102万1,000円、同じく簡易水道等事業4,506万2,000円などです。

1項2目、予防費は4,076万4,000円で、予防接種委託料900万7,000円、高齢者インフルエンザ予防接種事業990万8,000円、新型コロナワイルスワクチン接種事業1,234万4,000円などです。

1項4目、健康推進費は4,487万9,000円で、胃がん検診委託料から、11ページを御覧願います、乳がん検診委託料までの各種検診委託料、合わせて1,261万3,000円、人間ドック事業委託料106万5,000円、健康教育用測定機器等借上料188万3,000円、にこにこ相談事業533万5,000円、新たな健康づくり推進事業994万8,000円などです。

2項1目、清掃総務費は8,280万6,000円で、喜多方地方広域市町村圏組合負担金、ごみ処理費分から埋立処分費分まで、合わせて7,620万7,000円などです。

2項2目、塵芥処理費は4,408万4,000円で、ごみ収集委託料4,062万4,000円などです。

2項3目、し尿処理費は3,536万9,000円で、個別排水処理事業に係る下水道事業会計への操出金です。

6款1項3目、農業振興費は1億8,748万2,000円で、中山間地域等直接支払事業7,698万2,000円、集落型ライスセンター等整備支援事業補助金1,658万8,000円、地域計画策定推進緊急対策事業559万4,000円、環境保全型農業直接支援対策事業659万2,000円、12ページを御覧願います、農地中間管理事業2,674万2,000円、農業公社運営支援事業766万4,000円などです。

1項5目、農地費は1億2,017万7,000円で、多面的機能支払交付金事業3,948万2,000円、土地改良施設整備補修事業の設備補修工事と特別賦課金、合わせて2,853万4,000円、農業集落排水処理事業に係る下水道事業会計への操出金4,888万1,000円などです。

2項1目、林業総務費は1億4,923万9,000円で、鳥獣被害防止対策事業1,454万4,000円、菌床栽培ハウス整備工事1,607万1,000円、広葉樹林再生事業4,937万4,000円、森林施業界明確化事業766万7,000円、森林環境譲与税基金積立金2,209万6,000円などです。

2項2目、林業振興費は2,665万3,000円で、岩井沢檜ノ木平線開設で2,018万3,000円、林道補修事業で530万8,000円などです。

7款1項2目、商工振興費は7,080万6,000円で、町内企業支援補助金386万6,000円、中小企業振興資金融資制度貸付金2,500万円、生活応援商品券事業2,823万円などです。

13ページを御覧願います。

1項3目、観光費は4,286万9,000円で、にしあいづ観光交流協会育成補助金1,400万円、インバウンドPR事業委託料846万6,000円、アウトドア資源等PR事業委託料550万円などです。

8款1項2目、道路維持費は4億1,489万9,000円で、町道整備事業2,836万6,000円、道路整備委託料1,404万5,000円、除雪費3億4,579万8,000円などです。

1項3目、道路新設改良費は1億3,747万1,000円で、新町出戸線ほか舗装補修工事1,900万7,000円、野沢柴崎線防雪柵整備工事1,898万6,000円、小杉山線道路改良舗装工事2,565万円、野沢安座線道路附帯物補修工事2,873万1,000円などです。

1項4目、橋りょう維持費は8,059万7,000円で、川谷橋、弥平四郎2号橋、小前沢橋の3橋の補修事業あわせて3,675万6,000円、調査設計で2,483万3,000円、橋りょう定期点検調査業務委託で1,900万8,000円などです。

3項2目、公共下水道費は8,308万5,000円で、公共下水道事業に係る下水道事業会計への操出金です。

3項3目、公園費は1億4,279万7,000円で、さゆり公園管理業務委託料6,263万9,000円、同体育館屋根改修工事5,150万2,000円、14ページを御覧願います、同電気設備、高圧ケーブル更新工事1,291万7,000円などです。

4項1目、住宅管理費は1,609万3,000円で、町営住宅修繕料318万3,000円、町営住宅長寿命化計画策定業務委託料143万円などです。

9款1項1目、常備消防費は2億3,220万6,000円で、喜多方地方広域市町村圏組合、消防費分の負担金です。

1項2目、非常備消防費は4,623万8,000円で、消防団員報酬1,358万円などです。

1項3目、消防施設費は4,507万円で、消防屯所設計監理委託料207万1,000円、消防屯所新築工事1,772万1,000円、消防普通積載車購入費1,394万7,000円などです。

1項4目、防災費は2,553万8,000円で、防災行政無線保守点検委託料308万円、県総合情報通信ネットワーク保守管理負担金821万3,000円、空き家等適正管理解体補助金500万円などです。

10款1項2目、事務局費は1億1,726万4,000円で、教員宿舎外壁等改修工事1,865万6,000円、小中学校各種大会出場補助金122万8,000円、西会津高校活性化対策事業158万4,000円などです。

1項3目、学校給食費は4,513万6,000円で、給食センター蒸気配管更新設計業務委託

料 150 万 7,000 円、給食調理業務委託料 2,096 万 9,000 円。

15 ページを御覧願います。

給食センターガス回転釜購入費 135 万 3,000 円、地元産米等利用補助金 194 万円などです。

1 項 4 目、スクールバス運行費は 5,921 万 5,000 円で、スクールバス運行業務委託料 2,164 万 8,000 円、スクールバス購入費 1,551 万円などです。

3 項 1 目、学校管理費は 3,219 万 7,000 円で、空調設備改修及び分電盤機器更新ほか修繕料 1,064 万 7,000 円などです。

4 項 1 目、社会教育総務費は 6,320 万 4,000 円で、小中学校交流事業補助金 374 万 5,000 円などです。

4 項 3 目、文化財保護費は 504 万 2,000 円で、にしあいづ学印刷製本費 282 万 6,000 円などです。

11 款 1 項 1 目、農業施設災害復旧費は 1,900 万 4,000 円で、農地及び農業用施設災害復旧工事 891 万円などです。

2 項 1 目、道路橋りょう河川災害復旧費は 7,176 万 8,000 円で、公共土木施設災害復旧工事 4,878 万 2,000 円、河川災害復旧工事で繰越分と合わせて 1,461 万 4,000 円などです。

12 款 1 項 1 目、公債費元金 8 億 732 万円、同じく 2 目、公債費利子 1,799 万 6,000 円は、それぞれ地方債の定期償還に係る元金と利子です。

以上、一般会計の歳出総額は、73 億 2,365 万 7,000 円となり、前年度と比較し 2 億 751 万 5,000 円の増額となりました。

続いて、各特別会計の決算を御説明いたします。

各特別会計につきましても、主なる施策の執行実績調書で御説明いたします。

16 ページを御覧願います。

議案第 6 号、令和 6 年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

本年度の用地に係る異動はなく、町が保有する面積は 26,871 平方メートルで前年度と変わりありません。

はじめに歳入です。1 款財産収入はなく、2 款 1 項 1 目、繰越金が 6 万 1,000 円で、歳入総額も 6 万 1,000 円となりました。17 ページを御覧願います、歳出です。本年度の支出はなく、歳入歳出差引額は 6 万 1,000 円となり、実質収支も同額となります。

次に、18 ページを御覧願います。

議案第 7 号、令和 6 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

本年度の用地に係る異動はなく、町が年度末に保有するのは 9 区画、17,531 平方メートルで、前年度と変わりありません。

はじめに歳入です。1 款 1 項 1 目、住宅団地使用料 2 万円、2 款財産収入はなく、3 款 1 項 1 目、繰越金 520 万 6,000 円、歳入総額は 523 万 8,000 円となりました。19 ページを御覧願います、歳出です。1 款 1 項 1 目、住宅団地分譲事業費 148 万 1,000 円は、団地内舗装修繕工事 78 万 7,000 円、新聞等広告料 54 万 5,000 円などで、歳出総額は 148 万 1,000

円となり、歳入歳出差引額は 375 万 7,000 円で、実質収支も同額となります。

次に、20 ページを御覧願います。

議案第 8 号、令和 6 年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

はじめに歳入です。1 款保険料、特別徴収普通徴収合わせて 7,177 万 7,000 円で、収納率は 99.98%となりました。2 款 1 項 2 目、保険基盤安定繰入金は 3,417 万 5,000 円、4 款 3 項 1 目、健康診査受託事業収入は 460 万 2,000 円で、歳入総額は 1 億 1,280 万 5,000 円となりました。

21 ページを御覧願います。

歳出です。2 款 1 項 1 目、保健事業費は 458 万 7,000 円で、健康診査委託料です。

3 款 1 項 1 目、後期高齢者医療広域連合納付金は、現年度分及び過年度分の保険料負担金と保険基盤安定負担金を合わせ、1 億 596 万 7,000 円となり、歳出総額は 1 億 1,279 万 1,000 円で、歳入歳出差引額は 1 万 4,000 円となり、実質収支額も同額となります。

次に、22 ページを御覧願います。

議案第 9 号、令和 6 年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

はじめに、事業勘定の歳入です。1 款 1 項 1 目、一般被保険者国民健康保険税は、1 億 499 万 7,000 円で、収納率は、91.12%、不納欠損額は 161 万 3,000 円となりました。

4 款 1 項 1 目、保険給付費等交付金は 5 億 2,880 万 8,000 円で、普通交付金が 4 億 9,869 万 9,000 円、特別交付金が 3,010 万 9,000 円です。

6 款 1 項 1 目、一般会計繰入金は 6,698 万円で、人件費など一般会計からの繰入金が 3,251 万 1,000 円、保険基盤安定繰入金は、保険税軽減分と保険者支援分を併せて 3,425 万 6,000 円です。

ほかに、2 項 1 目、国民健康保険運営基金繰入金 803 万 6,000 円、7 款 1 項 1 目、繰越金 363 万 1,000 円などであり、歳入総額は 7 億 1,496 万 6,000 円となりました。

23 ページを御覧願います。

歳出です。2 款 1 項 1 目、一般被保険者療養給付費は 4 億 3,042 万円、2 項 1 目、一般被保険者高額療養費は 7,125 万 6,000 円、3 款 1 項 1 目一般被保険者医療給付費分は 1 億 350 万 2,000 円、2 項 1 目一般被保険者後期高齢者支援金等分は 3,634 万 7,000 円。

4 款 1 項 1 目、特定健康診査等事業費 679 万 2,000 円は、人間ドック事業委託料 98 万 3,000 円、特定健康診査委託料 561 万 8,000 円などで、6 款 2 項 1 目診療施設勘定繰出金 249 万 8,000 円は、奥川診療所運営費分 139 万 8,000 円、自動血液分析装置整備 110 万円などで、2 項 2 目一般会計繰出金 362 万 5,000 円は、にこにこ相談事業運営費に係る国保被保険者分であり、歳出合計は 7 億 268 万 3,000 円となり、歳入歳出差引額は 1,228 万 3,000 円の黒字となり、実質収支額も同額となります。

次に 24 ページを御覧願います。

診療施設勘定の歳入です。1 款 1 項の外来収入合計は 1 億 1,556 万円で、前年度より 921 万円の減額となりました。

2 項 1 目諸検査等収入は、3,871 万 6,000 円で、前年度より 532 万円の減額となりまし

た。

4款1項1目、一般会計繰入金は1億1,689万4,000円、前年度より4,383万2,000円の増額、5款1項1目繰越金は1,430万3,000円、前年度より444万7,000円の減額となり、その他、款項の主な内容については記載のとおりで、歳入総額は3億4,478万5,000円で前年度より199万円の増額となりました。

25ページを御覧願います。

歳出です。1款1項1目、一般管理費は2億2,766万5,000円で、人件費のほか、診療業務委託料688万3,000円、指定訪問看護事業業務委託料374万2,000円などです。

2款1項1目、医療用機械器具費は2,189万6,000円で、医療用機械器具保守管理委託料892万3,000円、酸素濃縮器等機械器具使用料421万9,000円、自動血液分析装置購入費759万円などです。

1項2目、医療用消耗機材費は1,373万8,000円で、医療用消耗品1,009万9,000円などです。

1項3目、医薬品衛生材料費は2,365万円で、医薬品費です。

3款公債費は元金及び利子の合計で4,169万5,000円、前年度より3,682,000円の増額です。

以上、歳出総額は3億2,947万2,000円で、歳入歳出差引額は1,531万3,000円の黒字となり、実質収支額も同額となります。

次に26ページを御覧願います。

議案第10号、令和6年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

はじめに歳入です。1款1項1目、第1号被保険者保険料は、1億8,001万5,000円で、前年度より1,056万7,000円の増額、収納率は99.17%、不納欠損額は、32万5,000円です。

3款1項1目、介護給付費負担金は1億9,497万4,000円で、前年度より92万9,000円の増額。

2項1目調整交付金は1億2,087万5,000円で、前年度より627万7,000円の増額。

4款1項1目、介護給付費交付金は2億8,602万円で、前年度より309万2,000円の増額。

5款1項1目、介護給付費負担金は1億6,187万8,000円で、前年度より2万6,000円の減額。

7款1項1目、介護給付費繰入金は1億2,849万5,000円で、前年度より114万3,000円の減額。

27ページを御覧願います。

1項4目、低所得者保険料軽減繰入金は1,285万8,000円で、前年度より159万6,000円の減額。

1項5目、その他一般会計繰入金6,082万7,000円は、職員給与や事務費、介護予防支援事業費などに係る一般会計からの繰入金で、前年度より937万9,000円の増額。

2項1目、介護給付費 準備基金繰入金は2,145万3,000円で、前年度より830万5,000

円の増額。

8款1項1目、繰越金は3,067万9,000円で、前年度より1,473万2,000円の減額。

9款3項2目、第三者納付金371万8,000円は、第三者行為に伴う損害賠償金として納付を受けたものです。

以上、歳入総額は12億6,163万4,000円となり、前年度より2,563万円の増額となりました。

28ページを御覧願います。

歳出です。2款保険給付費は、1項1目、居宅介護サービス給付費2億9,802万1,000円、1項2目地域密着型介護サービス給付費1億7,237万3,000円、1項3目、施設介護サービス給付費4億2,493万3,000円、1項6目、居宅介護サービス計画給付費4,097万7,000円など。1項の介護サービス等諸費は、前年度より414万3,000円の減額。

2項1目、介護予防サービス給付費2,179万6,000円、2項2目、地域密着型介護予防サービス費247万1,000円、2項5目、介護予防サービス計画給付費311万6,000円など。2項の介護予防サービス給付費では、前年度より4万円の減額。

4項1目高額介護サービス費は2,330万円で前年度より18万9,000円の減額、6項1目 特定入所者介護サービス費は3,652万6,000円で、前年度より485万3,000円の減額となり、保険給付費の総額では、914万4,000円の減額となりました。

3款1項1目、介護給付費準備基金積立金は、2,392万5,000円で、前年度より1,450万4,000円の増額です。

4款の地域支援事業費は、1項1目、介護予防生活支援サービス事業費1,930万3,000円、29ページを御覧願います、3項1目総合相談事業費1,376万4,000円、3項4目任意事業費2,557万1,000円、3項6目、認知症総合支援事業費637万7,000円、3項8目住宅医療介護連携推進事業費728万6,000円など、地域支援事業費総額で835万7,000円の増額となりました。

6款1項2目、償還金2,357万7,000円は、国庫・県支出金等への過年度分の返還金です。

以上、歳出総額は12億409万4,000円で、前年度より123万1,000円の減額となり、歳入歳出差引額は5,754万円の黒字となり、実質収支額も同額となります。

次に、実質収支に関する調書、財産に関する調書は記載のとおりで、これまでの説明と重複する部分がありますので、説明は省略させていただきます。

以上で、議案第5号から議案第10号までの説明を終了させていただきます。

○議長 暫時休議といたします。

再開は午後3時といたします。(14時27分)

○議長 再開します。(15時00分)

議案第11号及び議案第12号の説明を求めます。

建設水道課長、石川和典君。

○建設水道課長 議案第11号、令和6年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを御説明いたします。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により剰余金の処分について、あわせまし

て同法第 30 条第 4 項の規定により決算の認定について、議会の議決を求めるものであります。

説明に使用します資料は、西会津町歳入歳出決算書、灰色の見出しのところになります、それと、事項別明細書、桃色の見出しのところ、2 冊を交互に使用しますので御用意願います。

はじめに剰余金の処分について、説明いたします。決算書の 37、38 ページをお開き願います。

今次の決算では、未処分利益剰余金を処分し、減債積立金へ積み立てるものであります。上段の表、令和 6 年度西会津町水道事業剰余金計算書を御覧願います。

前年度末残高の未処分利益剰余金は、5,744 万 7,627 円で、そのうち 3,625 万 4,501 円を資本金へ組み入れ、1,500 万円を減債積立金に積み立て、処分後の繰越利益剰余金の残高は、619 万 3,126 円となりました。

当年度の変動額は、当年度純利益が 1,623 万 581 円となったことから、繰越利益剰余金 619 万 3,126 円と合算した、当年度末の未処分利益剰余金の残高は 2,242 万 3,707 円となりました。

次に、下段の表、令和 6 年度西会津町水道事業剰余金処分計算書（案）を御覧願います。

今ほどの当年度末の未処分利益剰余金残高 2,242 万 3,707 円のうち、1,500 万円を減債積立金へ積み立て、処分後の繰越利益剰余金の残高を 742 万 3,707 円とするものです。

次に、決算の概要を説明いたします。桃色の見出しの、事項別明細書の 175 ページをお開き願います。

令和 6 年度西会津町水道事業報告書、1. 概要の（1）総括事項、ア. 給水ですが、前年度と比較して上水道の年間総配水量は 10,280 立方メートルの増に対し、年間総有収水量は 2,308 立方メートルの増となりました。給水普及率は 0.1 ポイント下がって 89.6%となりました。

簡易水道等事業の年間総配水量は、前年度と比較して 6,544 立方メートルの減、年間総有収水量は 2,292 立方メートルの減、給水普及率は、0.5 ポイント上がって 93.7%となりました。

ウ. 経常収支は、令和 6 年度の収益的収支の、損益計算において 1,623 万 581 円の黒字となりました。

資本的収支では、収支差し引き 1 億 1,452 万 158 円の不足となりましたので、過年度分及び現年度分損益勘定留保資金等で補てんし、その結果、実質収支は 9,828 万 9,577 円の赤字となりました。

次に 176 ページを御覧願います。

議会の議決事項、行政官庁認可事項、職員に関する事項、次の 177 ページの工事概況は記載のとおりです。

178 ページに移りまして 3. 業務の（1）業務量のうち、上水道の供給単価は、1 立方メートル当たり 224 円 54 錢で、給水原価は、329 円 49 錢となりました。

簡易水道等の供給単価は 1 立方メートル当たり 274 円 2 錢で、給水原価は 822 円 99 錢となりました。

181 ページを御覧願います。

4. 会計は、重要契約の要旨、次の 182 ページには、企業債及び一時借入金の概況、他会計補助金の充当などについて記載しております。183 ページ以降の明細書は、決算書にて説明いたします。

灰色の、決算書にお戻りいただき 33、34 ページを御覧願います。

この決算報告書は、消費税及び地方消費税を加算した額で計上しています。先ほどまでの説明は一部を除き税抜きで計上しているため、金額は一致ないところがありますが御理解願います。

まず、(1) 収益的収入及び支出は、経常的な営業収支であり、主な収入は水道使用料や一般会計補助金で、支出が維持管理経費や人件費などあります。

次に 35、36 ページを御覧願います。

(2) 資本的収入及び支出は、施設の建設改良に関する投資的な収支で、企業債の償還元金も含まれます。

次に、39、40 ページの貸借対照表は、決算における企業の財政状態を表しております。資産の合計と負債及び資本の合計が一致するものであり、28 億 5,161 万 6,647 円となりました。

次に、41 ページの損益計算書を御覧願います。

損益計算書は会計期間の収益、費用、利益を示す決算書でありまして、中段より下に記載の経常利益は 1,623 万 581 円で、当年度未処分利益剰余金は 2,242 万 3,707 円となりました。

以上で、議案第 11 号、令和 6 年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての説明を終了させていただきます。

続きまして、議案第 12 号、令和 6 年度西会津町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について御説明いたします。

本案は、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により剰余金の処分について、併せて同法第 30 条第 4 項の規定により決算の認定について、議会の議決を求めるものであります。

はじめに、剰余金の処分について説明いたします。

灰色の見出しの、決算書の 50、51 ページをお開き願います。

今次の決算では、未処分利益剰余金を処分し、資本金へ組み入れるとともに、減債積立金へ積み立てるものであります。

上段の表、令和 6 年度西会津町下水道事業剰余金計算書を御覧願います。

前年度末残高の未処分利益剰余金は 2,422 万 3,832 円で、そのうち 200 万円を資本金へ組み入れ、1,200 万円を減債積立金へ積み立て、処分後の繰越利益剰余金残高は、1,022 万 3,832 円となりました。

当年度の変動額は、企業債償還に充てるため減債積立金 400 万円を取り崩して未処分利益剰余金に振り替え、また、純利益が 1,302 万 2,460 円となったことから、繰越利益剰余金 1,702 万 2,460 円と合計した、当年度末の未処分利益剰余金の残高は 2,724 万 6,292 円となりました。

次に下段の表、令和6年度西会津町下水道事業剩余额処分計算書（案）を御覧願います。今ほどの当年度末の未処分利益剩余额残高 2,724万 6,292円のうち、400万円を資本金へ組み入れるとともに、1,500万円を減債積立金へ積み立て、処分後の繰越利益剩余额の残高を 824万 6,292円とするものです。

次に、決算の概要を説明いたします。桃色の、事項別明細書の194ページをお開き願います。

令和6年度西会津町下水道事業報告書、1. 概況の（1）総括事項、ア. 事業量の状況ですが、水洗化人口は、公共下水道事業で44人減の1,574人となり、農業集落排水処理事業では28人減の1,192人となりました。水洗化率については、公共下水道事業は増減なしとなり、農業集落排水処理事業については0.5ポイント減となりました。個別排水処理事業については、合併浄化槽を年間5基ほど整備しており、町管理の基数は390基になり、有収率は3事業とも100%あります。

ウ. 経常収支は、公共下水道事業等、3事業の収益的収支の損益計算において1,302万2,460円の黒字となりました。資本的収支では、収支差し引き8,406万4,796円の不足となりましたので、過年度分及び、当年度分損益勘定留保資金等で補てんし、その結果、実質収支は7,104万2,336円の赤字となりました。

次に195ページを御覧願います。

議会の議決事項、行政官庁認可事項、職員に関する事項、196ページの工事の概況などは、記載のとおりです。

197ページを御覧願います。

3. 業務の（1）業務量は、公共下水道事業から個別排水処理事業まで、それぞれ処理区内人口や水洗化人口、年間有収水量、有収率などを記載しております。

200、201ページを御覧願います。

4. 会計は、重要契約の要旨、企業債及び一時借入金の概況、他会計補助金の充当などについて記載しております。202ページ以降の明細は、決算書にて説明いたします。

決算書にお戻りいただき42ページから45ページを御覧願います。

この決算報告書は、消費税及び地方消費税を加算した額で計上しています。先ほどまでの説明は、一部を除き税抜きで計上しているため、金額は一致しないところがありますが御理解願います。

まず、（1）収益的収入及び支出は、経常的な営業収支であり、主な収入は下水道使用料や一般会計補助金で、支出が維持管理経費や人件費などあります。

次に46ページから49ページを御覧願います。

（2）資本的収入及び支出は、施設の建設改良に関する投資的な収支で、企業債の償還元金も含まれます。

次に、52、53ページの貸借対照表は、決算における企業の財政状態を表しております。

資産の合計と負債及び資本の合計が一致するものであり、52億2,854万5,259円となりました。

次に、54ページの損益計算書を御覧願います。

損益計算書は会計期間の収益、費用、利益を示す決算書でありまして、中段より下に記

載の経常利益は 1,302 万 2,460 円で、当年度 未処分利益剰余金は 2,724 万 6,292 円となりました。

以上で、全ての決算の説明を終了いたしました。

よろしく御審議をいただきまして、提出いたしました各会計の決算について、御認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 説明のありました議案第 5 号、令和 6 年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第 12 号、令和 6 年度西会津町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの決算審査について、監査委員の意見を求めます。

あわせて、財政健全化判断比率等審査の意見定期監査報告及び財政援助団体等監査報告もしてください。

監査委員、鈴木和雄君。

○監査委員 それでは、お手元の令和 6 年度分決算審査意見書等の冊子を御覧ください。

まずははじめに、冊子には詳しく記載されておりますが、先に会計管理者、及び建設水道課長から詳しく報告されました内容と重複しないように御説明することとして、各種の表やグラフはお目通しいただくこととし、重要な部分、ポイントなどをかいづまんで御説明申し上げますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは 1 ページをお開きください。

一般会計・特別会計決算審査意見書。

地方自治法第 233 条第 2 項及び同法第 241 条第 5 項の規定により、審査に付された令和 6 年度西会津町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算、また、これと併せて提出された関係書類を審査した結果と、その意見は次のとおりであります。

令和 7 年 9 月 5 日、西会津町監査委員、鈴木和雄。同じく監査委員、荒海正人。

審査・監査につきましては、代表監査委員の私、鈴木和雄と、議選の荒海正人委員の 2 名で実施いたしましたので、以降に出てくる氏名、及び議会の報告につきましては省略させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

2 ページ、令和 6 年度決算審査意見書。

1. 審査の概要。

(1) 審査の対象。

今ほど報告のありました一般会計のほか、五つの特別会計であります。

(2) 審査の期間。

令和 7 年 7 月 30 日、7 月 31 日、8 月 1 日であります。

(3) 審査の手続。

審査にあたっては、町長から提出された各会計歳入歳出決算書並びに附属書類である各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書が、関係法令に準拠して調製されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、さらには予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼をおき、関係諸票及び証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認めるその他の審査手続を実施しました。

2. 審査の結果。

審査に付された各会計歳入歳出決算書、各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に

関する調書及び財産に関する調書は法令に準拠して作成されており、決算計数は関係諸票及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認めました。また、各基金の運用及び管理についても、関係諸票及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認めました。

3ページに行きまして、3. 審査の意見。

(1) 総括。

西会津町一般会計及び特別会計の決算総額は、次のとおりである。

歳入総額 100 億 7,864 万 4,000 円、歳出総額 96 億 7,417 万 8,000 円、翌年度に繰り越すべき財源 3,680 万 4,000 円、実質収支の各会計の合計、3 億 6,766 万 2,000 円。

下に行きまして、一般会計及び特別会計を合わせた歳入総額は、前年度より 1.8 ポイントの増、歳出総額は 2.2 ポイントの増となっております。一般会計及び特別会計を合わせた実質収支額は、3 億 6,766 万 2,000 円の黒字で、前年度より 5.3 ポイント、2,038 万 6,000 円の減となっています。

続きまして 4 ページ、①歳出決算額の推移。

令和 6 年度の主な歳出として、一般会計は、令和 7 年 1 月及び 2 月の豪雪に係る除雪費用等を補正で増額したことや財政調整基金積立金が増加したことにより、決算額は前年度より 2.9 ポイントの増となりました。

特別会計の決算額は前年度より 0.1 ポイントの減となり、前年度から大きな変動はありませんでした。

②、予算の執行状況の (ア)、歳入。

調定に対する収入済額の割合は、97.5% であります。なお、調定額には次年度への繰明許分 2 億 546 万 4,000 円が含まれており、この分を除いた調定に対する収入済額の割合は 99.5% であります。

(イ)、歳出。

予算額から翌年度の繰越額 2 億 4,226 万 8,000 円を差し引いた執行率は 94.0% であり、前年度より 0.2 ポイントの減で、おおむね適正な執行であります。

5 ページに行きまして、③町債の状況と実質公債費比率、(ア)、町債の発行額。

一般会計及び特別会計の全体での発行額は 5 億 1,030 万円、前年度より 9.1 ポイントの減となっています。

(イ)、町債の償還額。

一般会計・特別会計の全体で、償還額は 8 億 6,650 万 1,000 円、前年度より 0.8 ポイントの増となっています。発行額より償還額が高いことから地方債現在高は減少しております。

(ウ)、実質公債費比率。

前年度より 0.6 ポイント減の 11.5% となり、18% を下回ることから、起債の発行についても、引き続き県知事の許可を必要としない同意団体となります。

6 ページに行きまして、下段の④、収入未済額と不納欠損額です。(ア)、収入未済額。

一般会計と特別会計を合わせた収入未済額は、前年度より 3.8 ポイント増の 4,445 万 2,000 円であります。

一般会計での主なものとしては、町税、使用料などであります。また、特別会計では国

民健康保険税、介護保険料であります。

税等徴収対策本部会議を庁内に設置し、税や使用料等の徴収に努め、徴税等事務に関しては、法令等にのっとり厳格かつ適正な事務処理を継続してあたっていただきたいというところです。

7ページに行きまして、(イ)、不納欠損額。

前年度より3.3ポイント増の438万8,000円が不納欠損として処分され、うち固定資産税202万3,000円、国民健康保険税161万3,000円、これらで82.9%を占めております。増額の要因として、相続放棄者や低所得者の増加が考えられます。

令和4年度より西会津町私債権管理条例が施行され、規定により適切に処理が行われているものの、今後も不納欠損額が極力少なくなるよう、適切に対応されたいというところであります。

下に行きまして、⑤主な基金の状況、(ア)財政調整基金。

下段の、令和6年度末現在高は、前年度より2.5ポイント増の8億9,467万6,000円で、令和6年度の本町の標準財政規模38億7,899万6,000円の23.1%にあたります。

8ページに行きまして、(イ)公共施設整備等基金から、(ウ)みんなで創る未来基金までは記載のとおりであります。

(エ)新田興助地域振興基金。

西会津町出身の名誉町民・新田興助氏よりいただいた寄附金を積み立てた基金であり、町の地域振興を目的に設置されています。

令和6年度には、追加で5,000万円の寄附をいただき、令和6年度末現在高は、前年度より94.3ポイント増の9,422万4,000円となっています。

続きまして9ページ、(2)一般会計です。

一般会計決算の状況は次のとおりですが、先ほど会計管理者から報告のあったとおりであります。

10ページに行きまして、①歳入、(ア)財源構成。

一般財源から依存財源は記載のとおりであります。自主財源、前年度より8,510万3,000円増額の23億1,148万1,000円となっています。各種調整に加え、ふるさと応援寄附金の増額が主な要因となっております。また、構成比は30.3%と0.6ポイント増加しています。今後も自主財源の確保と、安定的な財源の確保に努めていただきたいということであります。

11ページに行きまして、(イ)町税・地方交付税。

これにつきましても、先ほど詳しく説明がありましたので、御覧になっていただければと思います。

真ん中の②歳出、(ア)義務的経費と投資的経費。

歳出全体に占める人件費などの義務的経費は32.5%、普通建設事業費などの投資的経費は10.6%、物件費などのその他の経費は56.9%となっています。今後も最小の経費で最大の効果を上げられるよう努めていただきたい、ということであります。

12ページに行きまして、(イ)経常収支比率。

市町村において通常70~80%が弾力性のある財政といわれますが、本町は90.1%で、前

年度より 0.4 ポイント減少しています。

なお、令和 5 年度全国平均は 93.1%、総務省の令和 5 年度主要財政指標一覧・全市町村の主要財政指標より、となっているため全国平均より下回っています。

(ウ) 債務負担行為支出予定額、それから (エ) 一般会計から他会計への繰出額は、記載のとおりであります。

(3) 特別会計。おおむね計画的に執行されており、良好と認めました。

①工業団地造成事業特別会計、先ほども御報告ありましたが分譲地全体の 36.5% が未分譲となっている状況であります。

②住宅団地造成事業特別会計、こちらについても残り 9 区画が未分譲ということで、引き続き努力していただきたいと思います。

③後期高齢者医療特別会計。本町の当該年度末の被保険者数は、1,633 人となっております。歳入の主なものは、保険料、繰入金。歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金 1 億 596 万 7,000 円、構成比で言うと 93.9% であります。

当該年度の保険料収納率は 99.9% となっており、収入未済額は 1 万 3,000 円、1 人 3 件であります。

④国民健康保険特別会計、(ア) 事業勘定。

当該年度の実質収支額は 1,228 万 3,000 円であり、前年度実質収支額 363 万 1,000 円を差し引いた単年度収支は 865 万 2,000 円の黒字であります。

下に行きまして、収入未済額。

これは対前年度比 43 万円減少しており、今後も継続して、徴収にさらなる努力をお願いしたい。当該年度の不納欠損額については、32 件 161 万 3,000 円であります。前年度より 31 件減、25 万円の増加ということでありました。不納欠損処分の対象者は 7 人であり、処分の理由は低所得、相続放棄、負債などとなっております。いずれも地方税法に規定する時効に該当し、処分を行ったことを確認しました。

14 ページに行きまして、下の (イ) 診療施設勘定。

歳入歳出は記載のとおりであります。歳入歳出差引額、実質収支額は 1,531 万 3,000 円の黒字となっております。今後とも町民の健康や生命を守るため、医療の充実と安全性の確保、サービスの向上に努めていただきたい。

15 ページ行きまして、⑤介護保険特別会計。

これについても、歳入歳出は記載のとおりであります。下段、高齢化の進む本町では、在宅介護及び施設介護利用者の増加により、保険給付費の増加が考えられることから、今後も介護予防事業に力を入れることで保険給付費を抑制し、安定した運営が図られるよう努めていただきたい。

16 ページに行きまして、(4) 実質収支に関する調書。

当該年度の一般会計では、実質収支額は 2 億 7,869 万 4,000 円の黒字となっております。

実質収支比率は 7.2% で、前年度より 1.6 ポイント減であります。

特別会計の質収支額は 8,896 万 8,000 円の黒字となり、前年度より 64.7 ポイント増となっています。

続いて (5)、財産に関する調書。

当該年度における財産の記録・記載については、公有財産・基金等の内容を種目別に審査したところ、正確であることを確認しました。年度中における主な財産の増減は下記のとおりであります。

①公有財産、(ア) 土地、(イ) 建物、それぞれ記載のとおりであります。

②基金。財政調整基金は、年度末で8億9,467万6,000円になっております。この運用にあたっては適切に活用されていました。その他の基金についても、地方自治法第241条第5項の規定に基づき審査した結果、この運用の状況を示す台帳も適正に整備、記載されていることを確認しました。

続きまして17ページ、水道事業・下水道事業会計決算審査意見書。

これにつきましても、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、審査に付された令和6年度西会津町水道事業・下水道事業会計決算書及びこれと併せて提出された関係書類の審査結果と、その意見については次のとおりであります。

1. 審査の概要。

(1) 審査の年月日は令和7年7月30日です。

(2) 審査の手続。

この審査にあたっては、町長から提出された決算書類が、水道事業・下水道事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているかどうかを検証するため、会計諸帳簿、証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認められるその他の審査手続を実施しました。

なお、本事業の経営内容を把握するため、計数等の分析を行い、経営の効率化及び公共性の確保についても考察しました。

2. 審査の結果。

審査に付された決算諸表は、水道事業・下水道事業の経営成績及び財政状況を適正に表示し、計数に誤りがないことを認めました。

18ページ、3. 審査の意見。

(1) 収益的収支及び資本的収支。それぞれ記載されておりますが、収益的収支は黒字、実質収支は赤字ということで記載されています。

(2) 未収金、①水道事業会計で水道事業。水道事業の未収金は決算の時点で1,524万4,000円となっています。簡易水道等事業の未収金は、決算の時点で645万4,000円となっています。

19ページ、②下水道事業会計。

公共下水道事業の未収金は決算の時点で882万6,000円となっています。農業集落排水処理事業、個別排水処理事業については記載のとおりであります。下に行きまして未収金については、公平・公正かつ安定的な事業運営の観点から、引き続き未収金の発生防止とその回収に努めていただきたい。

(3) 企業債。

①水道事業会計。令和6年度の借入額は9,450万円となり、償還額は1億137万8,000円、令和6年度末残高は8億6,763万9,000円であります。事業別では以下のとおりとなっておりますので、御覧いただきたいと思います。

②下水道事業会計。令和6年度の借入額は1億340万円となり、償還額は1億5,630万3,000円となっております。年度末残高は、15億8,427万4,000円であります。事業別では以下のとおりということで、それぞれ記載のとおりであります。

20ページの4. 事業の状況。(1) 経営の成績、①水道事業会計。令和6年度の水道事業会計の総収益は2億5,307万7,000円、総費用が2億3,684万6,000円、差引純利益は1,623万1,000円となっております。

21ページ、②下水道事業会計。下水道事業会計の総収益は3億6,208万9,000円、総費用が3億4,906万6,000円で、差引純利益は1,302万3,000円となっております。

次、22ページの(2) 貸借対照表による経営状況、①水道事業会計。下水道事業会計については25ページに記載がありますが、それぞれ後段、預金等の残高、未収金の残高も確認し、未払金の内訳についても照合した結果、相違のないことを確認しました。

続いて33ページの(4)、総評であります。

水道事業については、町民に安全安心な水の供給のため適切に検査等を実施し、総合的には安定的に水を供給できることを確認しました。下水道事業については、町民の快適で衛生的な生活環境の確保などを目的とした施設の適切な維持管理が行われたことを確認しました。

水道・下水道事業ともに施設等の維持管理については、職員による直営での巡回点検や業者委託による施設管理、点検調査を実施しながら維持管理に努めるとともに、水道事業においては、アセットマネジメント計画等により、運営や老朽管等更新事業を計画的に進めることを望むものであります。また、下水道事業においてもストックマネジメント計画等によって、老朽化した施設の更新を計画的に進めることを望むものであります。

続きまして35ページ、財政健全化判断比率等審査意見書。

これにつきましても、法令にのっとり、審査に付された令和6年度決算等による健全化判断比率等、実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率・資金不足比率の算定について審査した結果及びその意見は、次のとおりであります。

1. 審査の概要。

(1) 審査の年月日は令和7年7月30日。

(2) 審査の手続。審査にあたっては、町長から提出された健全化判断比率等の算定の基礎となった事項を記載した書類を関係帳簿等と照合し、さらに必要に応じて関係職員の説明を求め、算定された健全化判断比率等の正確性について審査しました。

(3) 健全化判断比率等の状況ということで、先ほども報告があったとおりであります。数字の入ったものは、実質公債費率、令和6年度は11.5。将来負担比率、65.4ということであります。

36ページ、2. 審査の結果。

(1)、健全化判断比率等の算定の基礎となった書類等は、適正に作成されていました。

(2)、法令等に基づき、適切な算定要素が計算に用いられていました。

(3)、法令等に照らし、健全化判断比率等の算出過程に誤りはありませんでした。

3. 審査の意見。

(1)から(4)は記載のとおりでありますが、(5)、このことによって健全化判断比

率等については、全ての財政指標が早期健全化基準を下回っています。

実質公債費比率は、令和6年度単年度では10.4%で、前年度より1.6ポイント減少しています。

一般会計歳入額の69.7%を依存財源が占めている本町にとっては、町税や使用料・手数料、ふるさと応援寄附金など自主財源の確保が重要であることから、さらなる自主財源の確保を図り、引き続き適正かつ健全な財政運営に努めていただきたいということあります。

37ページ、定期監査報告書。

地方自治法第199条第4項の規定に基づいて、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

1. 監査の概要。

(1) 監査実施期日は、令和7年8月4日と8月6日であります。

(2) 監査の対象。令和6年度において執行された各課等の事務及び事業の中から、別紙、裏面の38ページに載っております7件を抽出し、監査を行いました。

(3) 監査のねらい。監査の実施にあたっては、事務及び事業が合法かつ効果的、効率的に行われたか、また、住民福祉の増進に寄与したかに主眼をおきました。

2. 監査の結果。事務の処理、事業の執行は、おおむね所期の目的を達成しているものと認めました。なお、改善を要すると思われた事項については、定期監査講評としてまとめ、担当部局に指示しました。

続きまして39ページ、補助金等交付団体監査報告書。地方自治法第199条第7項の規定に基づいて、町が補助金等財政援助を与えたものの監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

1. 監査概要。

(1) 監査実施期日は、令和7年8月4日と8月5日であります。

(2) 監査の方法及び対象とした団体等。補助金等交付団体監査の実施にあたっては、まず令和6年度において、補助金等として、町が財政的援助を行った団体等の中から、別紙、41ページに記載がありますが、3件を抽出し、個人及び当該団体の役職員並びに所管課の担当職員に出席を求め、補助金等交付事務を行っている所管課の担当職員から補助に関する書類等の提示を求め、その内容の説明を受けました。

(3) 監査のねらい。財政的援助を行っている所管課については、補助金等が法令及び予算で定めるところに従って、公正かつ効率的に使用されるように努めているかどうか。補助団体等については、当該補助金等が町民から徴収された税金、その他貴重な財源で賄われているものであることを認識し、法令の定め及び補助金等の交付の目的に従って、誠実に補助事業等を行っているかどうかを重点に監査を実施しました。

40ページに行きまして、2. 監査の結果。

(1) から(6)のとおり、良好・適正と認めました。

(7) 監査の意見。所管課においては、補助金等が効果的に活用されるよう、補助金等交付団体の状況を十分把握し、今後とも適切な指導監督がなされるようお願いをしたいということあります。

続いて 43 ページ、指定管理者・出資団体監査報告書。

これについても、地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づいて、町が出資しているもので政令に定めるもの及び同法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの監査を実施したので、同法第 199 条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり報告するものです。

1. 監査の概要。

(1) 監査実施期日は令和 7 年 8 月 4 日、8 月 5 日であります。

(2) 監査の方法及び対象とした団体。

1、監査の方法。

指定管理者・出資団体監査の実施にあたっては、指定管理者及び出資団体の中から、下記の 3 団体を抽出し、当該団体の役職員及び所管課の担当職員から関係書類等の提示を求め、その内容の説明を受けました。

2、対象とした団体。

①指定管理者として、一般社団法人西会津ケーブルネット。

②出資団体、株式会社西会津町振興公社。

③出資団体、一般財団法人西会津町農業公社。

(3) 監査のねらい。

指定管理者については、条例の定めるところにより管理・運営が適切に行われているかどうか、出資団体については、主に経営状況を重点に監査を実施しました。

44 ページ、2. 監査の結果。

(1) から (3) までは、それぞれ良好と認めました。

(4) 監査の意見。

指定管理者及び出資団体は、町の貴重な財産等の管理・運営を受託している。町は、その財産等が適正かつ効率的な運営が図れるよう、今後とも適切な指導監督を行うよう望みます。

また、監査対象団体等のうち、指定管理者については引き続き条例にのっとった適切な管理・運営を行っていただきたい。出資団体のうち、②の株式会社西会津町振興公社についてはさらなる営業努力を求めるほか、③の一般財団法人西会津町農業公社については今後のさらなる事業発展を期待します。

以上、意見書及び報告書について申し上げました。どうぞよろしくお願ひいたします。
以上です。

○議長 お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会いたします。(15 時 56 分)

令和7年第5回西会津町議会定例会会議録

令和7年9月16日(火)

開 議 10時00分
散 会 14時34分

出席議員

1番	渡 部 佳菜子	5番	小 林 雅 弘	9番	三 留 正 義
2番	仲 川 久 人	6番	荒 海 正 人	10番	猪 俣 常 三
3番	長谷川 正	7番	秦 貞 繼	11番	青 木 照 夫
4番	上 野 恵美子	8番	伊 藤 一 男	12番	武 藤 道 廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 和 典
副 町 長	大 竹 享	教 育 長	五十嵐 正 彦
総 務 課 長	伊 藤 善 文	学校教育課長	佐 藤 実
企画情報課長	玉 木 周 司	生涯学習課長	長谷沼 充 伸
会計管理者兼町民税務課長	渡 部 栄 二	代表監査委員	鈴 木 和 雄
福祉介護課長	船 橋 政 広	農業委員会事務局長	小 瀧 武 彦
健康増進課長	岩 渕 東 吾		
商工観光課長	齋 藤 正 利		
農林振興課長	小 瀧 武 彦		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 五十嵐 博 文 議会事務局主査 大 崎 友 梨

第5回議会定例会議事日程（第12号）

令和7年9月16日 午前10時開議

開 議

- 日程第1 議案第5号 令和6年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 議案第6号 令和6年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第7号 令和6年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第8号 令和6年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第9号 令和6年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第10号 令和6年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第11号 令和6年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第8 議案第12号 令和6年度西会津町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第9 議案第13号 令和7年度西会津町一般会計補正予算（第3次）
- 日程第10 議案第14号 令和7年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）
- 日程第11 議案第15号 令和7年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）
- 日程第12 議案第16号 令和7年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第1次）

- 日程第13 議案第17号 西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて
- 日程第14 議案第18号 西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて
- 日程第15 議案第19号 財産の取得について（権利保護スクランブル装置）
- 日程第16 議案第20号 財産の取得について（臨床検査システム）
- 日程第17 議案第21号 道路の路線変更について
- 日程第18 議員派遣について
- 日程第19 常任委員会の継続審査申出について
- 日程第20 議会運営委員会の継続審査申出について
- 日程第21 議会活性化特別委員会の継続審査申出について
- 閉　　会

(広報広聴常任委員会 広報分科会)

○議長 おはようございます。

令和7年第5回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

皆さんに申し上げます。

議案第5号から議案第12号までの説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑の方法として、一般会計については総括的な質疑を行い、その後、款ごとに質疑を行います。特別会計については、1議題ごとに行いますので、御協力をお願いします。

なお、質疑は議案の不明な点や、疑問点を問い合わせ正すものでありますので、今後の見通しの確認や自己の意見等の発言は控えてください。また、一般会計の総括質疑は、財源の状況など決算全般にわたる質疑でありますので、あらかじめ申し上げます。

日程第1、議案第5号令和6年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についての総括質疑を行います。

10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 総括の質問をさせていただきたいと思います。

一つ目についてですが、歳入損失総額の76億3,915万円、歳出総額73億2,365万円の決算がございました。予定どおり実行されたポイント、また及び要因などを伺いたいと思います。

質問の二つ目には、財政指標及び負債の状況、そのうち、実質収支比率は決算収支の状況をお示しされておりますが、令和6年度の数値7.2%、前年対比1.6減少しておりますが、どう分析されておるのかをお伺いいたします。

三つ目には、財政指標の中で、経常一般財源比率の100%を超えておりますが、財源構成で見ますと、自主財源と依存財源の状況は前年より増えてはおります。依然として財源確保は厳しいものがあると感じておりますが、どう分析されておりますのかをお伺いいたします。

四つ目には、財政指標の推移の中で、地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率の実質公債費比率の11.5%、0.6%は減少となっておりますが、どう分析されているのかをお尋ねをしたいと思います。

五つ目に、財政指標の推移の中で、地方公共団体健全化法に基づく健全化判断比率の将来負担比率が65.4%、前年対比は12.8%、大きく減少はしております。大幅に少なくなっているとはいうものの、要因をお伺いしておきたいと思います。

六つ目に、一般会計に占める割合の繰出金、どう分析しているのかをお尋ねしておきたいと思います。

7項目には、決算の中で収入未済額と不納欠損額が見受けられますが、要因についてお伺いをしておきたいと思います。

8項目には、一般会計に占める委託料や繰出金の割合、及びそれについてどう分析されているのかをお尋ねしたいと思います。

以上、一般総括質問とさせていただきます。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 10番、猪俣議員の総括質問についてお答えいたします。

まず1点目の、令和6年度一般会計決算のポイント及び要因についてお答えいたします。

歳入におきましては、地方交付税が対前年度比1億7,600万円の増、県支出金が1億1,582万0千円の減、繰入金が2億343万3,000円の増、繰越金が2億2,689万9,000円の減となり、全体で1億4,110万9,000円の増となりました。

歳出におきましては、総務費で各種基金積立金の増や温泉施設改修、温泉掘削事業などにより、対前年度3億305万4,000円の増。土木費では除雪費の増などにより、1億5,579万8,000円の増、災害復旧費で2億8,599万8,000円の減などにより、全体で2億751万5,000円の増となりました。制度的に繰越をした事業を除きまして、予定した事業はおおむね実施できたと考えておるところでございます。

令和6年度の全体的なポイントとしては、まず地方債におきまして、県との協議の結果、過疎対策事業債の追加要望で本町の要望額が借り入れできること。2点目としまして、大雪に伴う除雪費の予算調整において、多額の一般財源を投入しましたが、臨時市町村道除雪事業補助金や、特別交付税の除雪経費が多く交付されたことなどによりまして、年度末に財政調整基金に一定程度の額を積み戻せたことなどが挙げられます。

この結果、財政調整基金残高につきましては、前年度末同水準を維持することができたと考えております。

続いて2点目の、実質収支比率の状況についてお答えいたします。

まず実質収支比率につきましては、その年度の標準財政規模に占める実質収支の割合を示す値となっています。

令和6年度につきましては、標準財政規模が普通交付税の増額などに伴い7,152万5,000円の増、実質収支については5,532万9,000円の減となり、7.2%となっております。

前年度と比較いたしまして1.6%の減という結果ですが、令和5年度決算の実質収支が例年と比較し多かったことから数値が高くなつたものであります。特に令和6年度数値が低いというものではございません。年度末決算を迎える際には、おおむね2億円以上の繰越金を想定して予算調整を行っておりますので、例年のとおりの結果であると考えております。

続きまして3点目の、経常一般財源比率が100%を超えているが、財源構成の自主財源と依存財源の状況をどう分析しているのかについて、お答えいたします。

経常一般財源比率につきましては、経常一般財源収入を標準財政規模で除した割合となっております。本町の場合、経常一般財源のうち、地方交付税をはじめ各種交付金、譲与税など依存財源が大部分を占めており、市町村独自の収入として計上されます使用料や財産収入などでは、例年大きな増減が生じない状況となっております。この比率につきましては、100%前後で推移するものと見込んでいるところであります。

また、財源構成についてであります。歳入決算額が前年度より1億4,110万9,000円の増となったことから、自主財源、依存財源共に対前年度増という結果となったところであります。

自主財源では、繰越金が2億2,689万9,000円の減、繰入金で2億343万3,000円の増、

寄附金で9,351万1,000円の増、諸収入で4,319万3,000円の増などで、合計で8,510万3,000円の増となりました。依存財源につきましては、県支出金が1億1,582万円の減、地方交付税が1億7,600万円の増などで、合計で5,600万6,000円の増となったところでございます。

財源確保につきましては、年度により要因は異なりますが、依存財源においては、地方交付税をはじめ、各種補助金、交付金など、その制度にのっとった算定や補助事業の積極的な活用に努め、町の財政負担の軽減と効果的な執行に努めているところでございます。

また、自主財源につきましては、地方税については、限られる課税客体であるため、ふるさと応援寄附金事業の積極的な実施により、対前年度4,533万7,000円増の2億8,737万7,000円を確保したところであります。その一方で、不足する財源の調整といたしまして財政調整基金等からの繰り入れを行っていますが、歳入の性質といたしましては、基金繰入金も自主財源となることから、単純に自主財源の増が財政状況の改善につながるものではないと考えております。

先ほども申しましたが、令和6年度につきましては、大雪対応に多額の財源を投入しました。財政調整基金の残高もかなり厳しいものになると予測しておりましたが、想定以上に補助金や特別交付税等の歳入が確保できたことから、前年度末並みの残高とすることができたところでございます。

今後も、財源確保につきましては、様々な角度から検討を加え、積極的な補助事業の活用と中長期的な財政運営の視点を持ちながら、安定した町政運営が執行できるよう努めてまいります。

続いて、4点目の実質公債費比率についての御質問にお答えいたします。

実質公債費比率につきましては、分子となる一般会計の公債費や、特別会計等の公債費繰出金、一部事務組合等の公債費相当負担金などで、ここ数年、横ばいか微減の傾向で減少しているところでございます。

一方、分母となる標準財政規模から交付税算入公債費を控除した額については、普通交付税の増により、分母の額が増加しております。このため、実質公債費比率は数値改善の傾向にございます。今後は、会計全体を通じて公債費の額が緩やかに減少していくことで、実質公債費比率についても横ばいから緩やかに減少していくものと予測しているところでございます。

続いて、5点目の将来負担比率の御質問についてお答えいたします。

将来負担比率につきましては、分子の中の将来負担額におきまして、一般会計における地方債残高が3億3,061万9,000円減少したこと、控除額となります充当可能財源において充当可能基金が1億3,717万8,000円の増となったことなどによりまして、全体で3億4,820万6,000円の減となりました。

分母につきましては、実質公債費比率と同じ数値を用いているため、対前年比で8,007万3,000円の増となったところでございます。分子が大きく減少し、分母が増となった結果、数値については大幅に減少する結果となったところでございます。

本町の将来負担比率につきましては、地方債残高の減少と交付税措置のある地方債残高の関係が比例しており、交付税措置の多い地方債を発行しているため、地方債残高が減少

するにつれ、控除財源となる交付税措置のある地方債額も減少することから、単純に地方債残高の動向が数値の増減に大きく影響することはございません。

近年の数値減少の要因といたしましては、財政調整基金をはじめとした充当可能基金の残高の増加にあります。全体の財源調整や、ふるさと応援寄附金の増、新田興助地域振興基金の増など、充当可能基金残高の増が数値に影響しているものと分析しているところでございます。

続いて6点目の、一般会計に占める繰出金の割合についての御質問にお答えいたします。

令和6年度決算における歳出の27節、繰出金の総額につきましては、7億614万3,000円となっており、歳出総額の9.6%を占めております。後期高齢者医療特別会計、国民健康保険特別会計事業勘定及び診療施設勘定、介護保険特別会計、水道事業、下水道事業会計などへの繰出金となっていますが、対前年比で3,350万7,000円の増となっております。

令和6年度の増額となった主な要因ですが、国民健康保険特別会計・診療施設勘定への繰出金が対前年比4,383万2,000円の増、水道事業会計への繰出金が対前年2,749万1,000円の減、下水道事業会計への繰出金が対前年1,190万6,000円の増などによるものでございます。

特別会計等への繰出金につきましては、一定のルールに基づいて一般会計が負担すべき経費や、特別会計内の収支均衡を図るために一般会計の負担で繰り出している経費などであります。各会計の収支状況と今後の運営方針、町会計全体の財政状況等を総合的に判断し、必要な経費を繰り出しているものでございます。

続いて7点目の、収入未済額と不納欠損額の要因についての御質問にお答えいたします。

一般会計における収入未済額につきましては、町税の固定資産税で1,562万円、使用料及び手数料の住宅使用料で1,419万円などとなっております。また、不能欠損額につきましては、244万6,000円でありまして、そのうち202万3,000円が固定資産税の不能欠損額となっております。

要因といたしましては、固定資産税における相続放棄の増加や、生活困窮による滞納などであります。今後、固定資産税につきましては、相続放棄が増えるものと懸念しているところでございます。

続いて8点目の、一般会計に占める委託料や繰出金の割合についてどう分析しているのかについてお答えいたします。

まず委託料の総額につきましては、13億4,285万8,000円であり、歳出総額の18.3%となっております。対前年比で2億3,270万9,000円の増となっております。

主な要因といたしましては、除雪委託料の増1億6,481万7,000円などであります。委託料につきましては、各種指定管理施設の委託料をはじめ、システム改修などに係る委託料、工事設計等に係る委託料など内容が多岐にわたるため、一概に比較はできませんが、昨今の人件費高騰や物価高騰の影響を受けまして、総じて金額が増加傾向にあります。町の経常的な業務に対する委託料も多くあることから、事業内容につきましては常に点検し、最小の経費で最大の効果が発揮できるよう、事業運営に努めていきたいと考えております。

繰出金につきましては、先ほど6番目にお答えしたとおりでありますので、御了承願います。

以上で、答弁を終わります。

○議長 10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 御答弁ありがとうございます。ちょっと分からぬところ、再質問だけさせていただきたいと思います。

質問の一つ目のところでお伺いしたいのは、決算収支の状況の中で、財政調整基金の取崩しの額について、6億5,730万円ほどの計上がされておったようなので、それらの詳細をお尋ねしておきたいと思います。

それから、質問の二つ目の中で、財政指標及び起債の状況の中でお尋ねしておきたいと思うんですが、決算収支の状況を示している中で、実質収支比率のことなんですけれども、実質収支を標準財政規模で除した指標で、決算収支の状況を表すものと示されてはおります。したがって、3%から5%にあるのが望ましいと示されていることから、この7.2%をどう捉えているのか、どう理解したらいいのか。そういうところをお尋ねしたいと思います。

それから、質問の三つ目の中なんですけれども、財政の構成の100%超えるほど、分かりました。ただ、歳入構造が弾力的であると言われておるんですけれども、何が弾力的なのか。そういうところの100%を超えるその要因の、何が弾力的なのかをお示しいただければありがたいと思います。

それから、質問の四つ目なんですけれども、財政指標の中で特に償還金に変化があったのかどうか。そのところをちょっとお尋ねしたいと思います。

それと、質問の七つ目なんですけれども、不納欠損をされた場合に、当事者が特に不利益が生じることがないかどうかをお尋ねしたいと思います。

それから、委託料についてなんですけれども、委託料の令和5年の決算、比較した場合に、11億585万円。私の記憶が間違っていたら大変失礼なんですけれども。11億585万円ほど、4,000円くらいですかね。どのように分析しているのかとお尋ねしたわけですが、13億円の御答弁がありましたので、やはり大雪のせいにも影響があったのかどうか、そこら辺のところをおただししたいと思います。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 再質問にお答えいたします。まずははじめに、財政調整基金の取崩しという部分でございますが、今、町の今の予算編成上の考え方といたしまして、基本的に不測の事態が、いわゆる各年度補正財源がないものについては、ある程度財政調整基金を取り崩して予算編成を行っているということでございます。したがいまして、それまで取り崩した部分が増えていて、最後に特別交付税の決定によりまして財政調整基金に繰入しているというような状況でございまして、例年どおり、財政調整基金の取崩しが多かったというわけではございませんので、御理解いただきたいなど考えております。

続いて、実質収支比率が7.2%、どう捉えているのかという部分でございますが、基本的に3%程度という部分になりますと、基本的に繰越金の部分については大幅に控えるというような状況になっておりまして、大体7.2%という部分については、高いというものではないということで考えているものでございます。

続いて、3点目の経常財源一般比率の部分が弾力的なのかというような部分の御質問で

ございますが、一応、こちらのほう、経常一般財源比率につきましては、100%を超えるほど歳入構造が弾力的であるということでございます。令和6年度は100.4%ということでございまして、前年度については大体99.何%という形で、おおむね100%前後で捉えていらっしゃることでございます。したがいまして、一般財源比率が弾力的という部分については、その部分を投入できる財源がある程度あるということから、弾力的なものということで考えているということでございます。

続いて起債の償還でございますが、こちらのほうにつきましては、今現在、一応、借入が大体、例年度大体6億円から程度の借入に対して、償還が大体8億円となっております。したがいまして、償還の部分については、償還が多いものですから、起債の残高は減っていくというような形でなっておりますので御理解いただきたいと思います。

続いて、委託料でございますが、確かに議員御指摘のとおり令和5年度につきましては、11億1,000万円ほどの数字でございました。令和6年度につきましては13億4,000万円ということでございますが、一番大きな要因につきましては先ほども申し上げましたが、除雪委託料で1億6,400万円ほど。そのほか、総務費の中で、システム標準化の委託料など。そのほか、温泉施設の指定管理委託料の増などでございます。総じて、今回一番大きな部分としては再三申し上げますが、除雪委託料が1億6,400万円ほど増えたというのが一番大きな要因というのがございます。また、そのほか、先ほど申し上げましたが、近年の入件費の高騰、物価高騰によりまして、総じて委託料は増加傾向にあるということは御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 10番、猪俣議員の再質問にお答えいたします。不納欠損処分につきまして、一般会計での不納欠損処分について御説明申し上げますが、一般会計で今回行いました不納欠損処分によって、その後、納入義務者に対しての不利益になるようなことはございません。

以上でございます。

○議長 10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 御答弁ありがとうございます。再質問の中で、質問の1番目のところでちょっとお尋ねをしたいのですが、町税額が、令和4年、令和5年から見て、6億を超えていくようにも見えるんですけれども、令和6年度には5億7,685万円。令和4年対比からしてみると、2,840万円ほど減少はしているとはいえども、その要因を分かれば教えていただきたいと思います。

○議長 猪俣議員、住民税は款ごとのあれですので、1款の町税ありますよね。いいですか。

○猪俣常三 はい。

○議長 以上で、総括質疑を終わります。

続いて、款ごとの質疑を行います。まず歳入であります。

1款 町税。

町税ないですか。

- 2款 地方譲与税。
- 3款 利子割交付金。
- 4款 配当割交付金。
- 5款 株式等譲渡所得割交付金。
- 6款 法人事業税交付金。
- 7款 地方消費税交付金。
- 8款 環境性能割交付金。
- 9款 地方特例交付金。
- 10款 地方交付税。
- 11款 交通安全対策特別交付金。
- 12款 分担金及び負担金。
- 13款 使用料及び手数料。
- 14款 国庫支出金。
- 7番、秦貞継君。

○秦貞継 1点だけお伺いいたします。

過疎地域持続的発展支援交付金、これ1,578万9,000円が歳入として挙げられておりますが、これは各自治体1回のみですか。例えば、形を変えてこの交付金、二度三度受けられるのか、それだけお伺いいたします。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 7番秦議員の御質問にお答えいたします。

過疎地域持続的発展支援交付金、本町では昨年度、石高プロジェクトで活用させていたいた国庫補助金でございますが、この国庫補助金につきましては、一応、その3年間の計画の中で1年目に補助をするというような事業になっておりますが、基本的には単年度の補助金でございますけれども、2年目にまた補助の目的に沿った事業を実施していく中で、改善または新規に取り組む場合には補助金が認められて、2年までは交付対象になるというようなことで、本町では2年目で活用をさせていただいたところでございます。

答弁漏れがございました。基本的には同じ事業ではこの2年で終了でございます。全く別な事業に使う場合には、また新たに申請ということになることになっております。

○議長 15款 県支出金。

- 16款 財産収入。
- 17款 寄附金。
- 18款 繰入金。
- 19款 繰越金。
- 20款 諸収入。
- 21款 町債。

続いて、歳出に移ります。

- 1款 議会費。
- 2款 総務費。
- 7番、秦貞継君。

○秦貞継 総務費のうちの2款1項6目の企画費の中で、子供農山漁村交流支援事業ということで、225万4,000円が計上されておりますが、詳細に関しては、先日の勉強会で内容は分かりましたが、その中で、コーディネーター委託料95万3,900円が上がっておりまます。これに関して、この内訳、コーディネーター料、1人のコーディネーターの方に95万3,900円が払われたのか。この内容の詳細と、これは個人名が特定されることが問題であれば伏せてもらって構いませんが、どちらに支払われたのか、その1点をお伺いいたします。

ごめんなさい。それともう1点あります。国際芸術村施設管理業務委託料で1,554万円が計上されておりますが、これ昨年度から、たしか入村料をとるということだったと思うんですけども、ここに関して件数の推移は、今年度はどうだったか。それと入村料は幾らになったのかお示しください。

それと、その下ですね。今と同じ2款1項10目、ふるさと振興費の中で、移住定住促進住宅改修工事の件で合計1,500万円以上、上がっておりますが、これ入居可能日はいつになったのかと、問合せの件数、どのような問合せがあったのか件数等も含めてお示しください。

以上、3点です。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 7番秦議員の御質問にお答えいたします。まず、子供農山村プロジェクトの関係でございますが、コーディネーターの委託料につきましては、子供の団体を送る側と受ける側ということで大きく二つの団体に対しての委託契約というような形になっております。まず、東京、関東圏の子供を西会津町に送っていただける送り側の団体としては、そのコーディネートをするNPO団体、東京都内のNPO団体に委託料をお支払いしております。それから受け手側としては、奥川の地域づくりの団体に、その受入れにかかるコーディネートの委託料をお支払いしているというようなことになっております。それから送り側につきましては、もう1か所、実際に東京都内でこども食堂を運営されている一般社団法人のほうにも委託料、その3団体に委託料をお支払いしてることになっております。

それから、移住促進住宅の問合せの部分でございますが、本年、昨年度に事業が終わりまして、4月4日から入居できる形になって募集を開始したことでありまして、問合せ、内見も含めまして3件ほどいただいているということでございます。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。まず、国際芸術村の関係の御質問についてお答えいたします。まず昨年度から入場料を取ったというようなところでございまして、その入場料の件でございますけれども、トータル、昨年度につきましては、32万円の収入があったところでございます。

それから、来館者数の推移どうなったのかというようなおただしくございました。昨年度、令和6年度は4,800名の来館者がございました。前年度は、その前の令和5年度はと申しますと4,500名でございましたので、令和6年度につきましては、300名ほどの増というような実績でございます。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 順次、再質問いたします。NPO法人と一般社団法人、あと、こちらに関しては奥川の地域づくり協議会かな、奥川地区ということだったんですけど、費用はどのような。先ほどちょっと質問したんですけども、どのような内訳になっているのか、費用もお聞かせください。

最後に確認します。移住促進住宅3件ということで、4月4日からということだったんですけど、いつまでで3件なのか。今日なのか何か月前なのかも含めて再度再質問いたします。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 コーディネーター料の関係の再質問にお答えいたします。先ほど私、3件というふうに申し上げましたが、出し手側と受け手側で、出し手側はもう1団体、こども食堂運営団体につきましては、これは受け手側がコーディネートして連れてきた団体でしたので、コーディネーター料はお支払いはしてなかったということでちょっと訂正をさせていただきたいと思います。まず、その出し手側、NPO法人につきましては、46万2,000円ほどの委託料になっております。それから受け手側の奥川の協議会委員につきましては、49万1,900円というような委託料になっているところでございます。

それから2点目の移住住宅につきましては、実際、今も問合せがくれば、こういう住宅がありますよというお話は、御相談があればしているような状況でございまして、そういった意味でいつ現在と言われば今現在、今まで問合せがあった件数で言えば3件程度なのかな。ただ入居が決まっておりませんので、今後も興味があって問合せがあれば御案内はするというような形で、なるべく早い時期に決定をするようにしてはいきたいというふうに考えております。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 それでは1点お聞きします。1項10目の、ふるさと振興費の中の特定地域づくり事業推進補助金532万2,000円ですが、特定地域づくり事業協同組合、マルチワクスのことなんですけれども、勉強会で登録事業所が8事業所、従業員が1名ということでお聞きしましたけれども、この事業の評価をどのようにされたのかをお聞きします。特に効果と、あと課題をお示しください。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 4番上野議員の特定地域づくり事業の御質問にお答えいたします。事業の評価はというようなことでございます。こちらにつきましては、移住定住を進める上で、移住した人がそこに移住するまでの大きな課題の一つとしまして、どういう仕事につけるのかというような課題がございます。その課題を解決するために大変重要な事業であったというようなことでございます。ただその実態を見ますと、事業者参加者で8事業者、それから年度末の従業員で1名というようなところでございまして、その辺の、うまく従業員等の確保ができていないというのが現状でございます。その辺につきましては、今後、より多くの事業者、あるいは従業員が集まるような対策は必要かというふうに考えてございます。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 十分な効果を出すためには、やはりそれに見合う従業員の確保が必要なんだと思いますんですけども、なかなかその確保が難しい状況にあるというところでは、令和6年度でどのようにその確保に努めてきたのかお聞きします。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。従業員の確保対策でございます。事務局のほうで各事業者さんをいろいろ回りまして、このような制度があるので加入いたしませんかというような営業といいますか、回りはいたしました。それから移住定住の相談の中でも、こういった制度ございますので、移住定住の際にはこういう職場の選択の一つでもありますよというようなところで、移住定住の相談者について御提供したというか情報提供したところでございます。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 従業員確保がなかなか難しいという中で、この町で十分効果を出せる事業であると評価されたのか、ちょっとその辺最後にお聞きします。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。先ほども申し上げましたけれども、移住定住の政策を進める上で、職場の確保というのは大変重要なことだと存じます。その上で、この特定地域づくり、これ国の交付金とともにいただいて財源になっておりまして、大変有利な財源もございますので、町としては、移住定住の観点からこの組織を作つてよかったですという考え方でございます。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 2点お伺いをいたします。まず、1項3目、電算管理費、1億1,239万1,000円の決算で、前年5年度よりも1,636万9,000円増えてますけれども、この増えている要因について。

それからもう1点は、1項11目、ケーブルテレビ関係の委託料が二つ並んでると思います。合計9,726万2,000円なんですが、総合計って幾らなんでしょうか。ケーブルテレビ関係の委託料。それから昨年と比べて、これは増えてるのか減っているのか、それをお伺いいたします。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 5番、小林議員の御質問にお答えしたいと思います。2款1項3目の電算管理費で前年度比1,636万9,000円ほど増えているということの要因でございますが、まず1点目は、システム標準化業務委託料ということで、こちらは国の行政システムの標準化に伴うもので、昨年、令和5年度と比較しまして、大体960万円ほどの増。あと社会保障・税番号制度システムの改修委託料ということで、これは戸籍にふり仮名をつける改修委託料ということで、そちらのほうでも大体710万円ほどの増ということで、合わせて大体1,600万円ほどの増と、それが主な要因となっておりますので御理解いただきたいと思います。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 お答えいたします。ケーブルテレビ管理運営業務委託料の部分と、次のインターネット管理運営業務委託料、この2点でありますが、合計で9,725万2,000円と

ということで、昨年度この2項目では1億58万7,000円でございましたので、333万5,000円ほど減額になっているというような実績でございます。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 それでは再質問をさせていただきます。まず一つは、電算管理費なんですが、これも、これ国の方針によって変わると思うんですが、もう減るということはないのかどうか、何ていうんですかね。それが1点。

それからもう一つは、総合情報制作費で、ケーブルテレビ関係の委託料、この二つだけなんでしょうか。総合計がもしかして、総合計変わればお示しいただきたいと思います。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 再質問にお答えします。まず国の標準化の業務の委託料でございますが、こちらの方、一応7年度で終わるということでございます。この部分の財源については、国が10分の10ということで100%の国の交付金で賄っているということでございまして、ただし、このシステム改修委託料については令和7年度で終わりますが、そのほかのシステムの維持管理関係についてはこのまま推移はしていくかなと。その分は減りますけども、そのままの推移で。ほかの委託料はそのままほぼ推移するような、見込んでおります。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 再質問にお答えいたしますが、ちょっと小林議員、確認をさせていただきたいんですけども、決算書の39ページの委託料、総合情報制作費の委託料だけの御質問ということでよろしいですよね。

失礼いたしました。それでありますと、先ほど申し上げたケーブルと、それからインターネットのほかに、デジタル戦略のほうのLINE等の委託料が641万8,000円ほど。それから石高プロジェクトの部分で、システムのほうの委託料で1,601万8,000円ということでそれを合計しますと、この委託料の支出額になります。1億1,968万8,014円というような合計額になりますので、ケーブルテレビのほかに入っているのはデジタル戦略の分と石高の分ということでございます。

○議長 2番、仲川久人君。

○仲川久人 1点、確認させてください。1項10目のふるさと振興費の中で、地域活性化起業人派遣負担金とありますが、毎年行われている起業家のセミナーのことによろしいんでしょうか。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 仲川議員の御質問にお答えいたします。地域活性化起業人の派遣負担金の御質問でございます。まず地域活性化起業人につきましては、地方公共団体が三大都市圏等に所在する企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を生かしながら地域独自の魅力や価値の向上につなげる。業務に従事することで地域活性化を図る取組を行う方をその企業から社員を派遣してもらうような制度でございます。こちらにつきましては、国の総務省の制度でございまして、本町におきましては、道の駅に地域観光施設経営アドバイザーというような職の方をその企業さんから派遣してもらいまして、地域の活性化あるいは観光振興等に役立ててもらっているというような内容でございますので、御理

解いただきたいと思います。なお、これにつきましては国の制度でございまして、特別交付税の措置もございます。記載の負担金のうち 560 万円が特交の措置になっておりますので御理解をいただきたいと存じます。

○議長 3 款 民生費。

4 款 衛生費。

2 番、仲川久人君。

○仲川久人 1 項 2 目の予防費の中で、インフルエンザの予防接種事業、高齢者と季節インフルエンザの予防接種事業等で、高齢者の方は金額 990 万円、季節性インフルエンザが 120 万円ということですが、高齢者と季節性インフルエンザのこの補助率の違いによって、金額が大きく、かかってる費用が変わってくるのでしょうか。

○議長 健康増進課長、岩渕東吾君。

○健康増進課長 2 番 仲川議員の御質問にお答えいたします。4 款に計上しておりますインフルエンザの予防接種事業の経費ですが、高齢者の方については 65 歳以上の高齢者と、季節性インフルエンザにつきましては子供のインフルエンザが対象になってまして、接種人数も違いますので、補助率の違いではなくて、接種対象者の人数が違うということです。補助率の違いではなくて、接種対象の人数が違うということで御理解いただきたいと思います。

○議長 5 款 労働費。

6 款 農林水産業費。

5 番、小林雅弘君。

○小林雅弘 6 款の 1 項 3 目の中に、雪室貯蔵施設等管理事業ってございます。これ令和 5 年が 118 万 9,000 円。令和 6 年度が 130 万 3,000 円となっております。この増えた要因について、まずお伺いしたいと思います。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それでは 5 番 小林議員の御質問にお答えをいたします。雪室貯蔵施設管理事業の歳出増の要因という御質問でございますが、昨年度につきまして施設の修繕がありました。天窓修繕と防熱扉修繕、これらによりまして、前年より増額になったということです。以上です。

○議長 5 番、小林雅弘君。

○小林雅弘 この事業なんですが、昨年度の採算性をお尋ねいたします。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 雪室貯蔵施設の採算性という御質問ございますが、昨年度につきましては、雪室の使用料が 67 万 1,000 円ほどありました。最初の決算額が 130 万 3,000 円という状況になっておりますので、趣旨としては、何でしょう、均衡がとれているという状況でございます。以上です。

○議長 7 款 商工費。

7 番、秦貞継君。

○秦貞継 2 点お伺いいたします。7 款 1 項 3 目、観光費インバウンド P R 事業委託料、846 万 6,000 円が計上されておりますが、この費用内訳をお示しください。それと、費用

対効果に関しての検証はどのようになされたのか。お伺いいたします。

最後ですが、このインバウンドPR事業に至っては目標とするものとか、何ていうんですかね、目標値、もしくは目標とするものがあったのかどうかをお伺いいたします。

その下のアウトドア資源とPR事業委託料であります、550万円計上されておりますが、これも同様に費用対効果、費用の内訳、また目標値はどのようなものだったのか、その3点を各それぞれにお伺いいたします。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。インバウンドPR事業の委託料それからアウトドア資源等のPR事業委託料の御質問2点でございます。まずこの二つの事業でございますけれども、福島再生加速化交付金という復興庁の交付金を活用して実施をした事業でございます。こちらにつきましては、国の補助率が2分の1。その補助の裏側を、特別交付税措置というような事業でございまして、町の負担については実質なしというような有利な事業でございます。

それからインバウンド委託料の内容でございますけれども、昨年度その委託をして、台湾に実際赴きまして、西会津町をPRするイベントの開催。それから台湾での旅行会社に訪問しまして、町に来ていただけるような売り込み、それから来ていただける際の課題等についてヒアリングを行ったというところでございます。

それから台湾で観光への有名なインフルエンサーさんというのを2名、西会津町のほうにお招きをしております。その経費等もございます。それからそのインフルエンサーさんが一緒に行く西会津ツアーやツアーの造成を支援したというようなことでございまして、これらに係る現地対応、準備等にかかる費用が委託の内容でございます。

それから目標でございますけれども、この事業、先ほども申しましたとおり、復興庁の事業でございまして、事前に計画書というのを提出しなければならないこととなっているところでございます。その計画書にも記載してございますが、令和7年度の事業終了時点で400名の送客を目指すということを目標にしておるところでございます。

それから昨年度、この事業をやってみまして、様々な課題等も見えてきたところでございます。例えば、西会津に来ていただけるようにするには、近隣の市町村にもありますとおりインスタ映えするような、そういう場所が欲しいよねというようなところですか。あとは、例えば宿泊施設だったり飲食店さんだったりが、旅行会社さんが直でそれぞれの施設に予約なりをするのではなく、どこか窓口等を設けたほうがいいよねとか。あとは町内のインバウンドに向けた協力体制の整備が必要だというような、様々な課題が見えてきましたので、それについては今年度以降の事業推進の中で対応して、その課題のクリア等をしてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、もう1点、アウトドアのほうでございます。こちらにつきましては、内容につきましては福島県出身の有名なタレントさんに御出演いただきまして、町の山のPRをしたというようなところでございます。具体的には大山祇神社の御本社への参道、それから須刈岳、それから新郷の富士山というような3本を製作したところでございます。今年の3月に公開をいたしまして。今で大体2,000再生くらいですが。目標は5,000ということございましたので、今後それについては、今年度目標にして実施してまいりたいとい

うふうなことでございます。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 先ほど質問で、この846万6,000円になった理由ですかね。その費用内訳も私も聞きしたつもりなんですけども。今の説明ですと、委託会社に全部お支払いして終わりだったんでしょうか。それとも委託内容に関しては、例えば旅費がこのぐらいで人件費がこのくらいでというその内容に関しては、結局どのように使ったのかということに関しては、ここでお示しできないんでしょうか。それが1点お伺いします。

同じ質問ですが、計画書を、令和7年400人の集客をということでその中にもうたっているということだったんですけど、この計画書に関しては、我々も閲覧できるような公表できる状態になっているのかどうかをお伺いいたします。

最後になりますが、このインバウンドPR事業に関しては、町の課題を発見していただいたということが費用対効果として考えていいのかどうか。それをお伺いいたします。

次のアウトドア資源等PR事業委託料に関しては、タレントの起用でPR動画を作ったということなんですけども、これは1本だけの動画だったんでしょうか。それとも、以前はショート動画みたいなものをいっぱい作ったような町の取組があったと私記憶しておりますけども、そういうしたものではないのでしょうか。この辺のそのPR動画の詳細もお示しください。以上です。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 委託料の中身でございますけれども、委託としましては、この一つの業者さんにその総額を全部。台湾でのイベントの段取りですとか、旅行会社さんへの訪問への段取りですとか。それからインフルエンサーさんとのやり取りでこちらに来ていただく部分のやり取り、旅費、経費、様々な、先ほど申し上げた全部ひっくるめて一つの業者さんにお願いしたというようなことでございます。なお、その業者さんの選定方法でございますけれども、プロポーザルを実施して業者さんを選定したというようなところでございます。

それからこの計画、見れるようになっているのかと、公表できるのかというようなことでございますけれども、先ほども申しましたとおり、復興庁の交付金を活用してございまして、その復興庁の指示といいますか、公表するようにというようなことで指示ございますので、町のホームページで確認できるようになってございます。

それから効果の部分でございます。先ほど課題を申し上げましたけれども、課題だけではなくて、本町のメリットといいますか、有利な点というのも分かったというようなところです。

それから台湾の方の考え方ですか、実際こちらに来ていただいて分かった部分というのもございますので、そちらについては今後、今年度以降のインバウンド事業への参考として今後、事業推進していくというようなことでございます。

それからアウトドアの関係のほうでございます。1本だけかというようなことでございますが、先ほど三つの山申し上げましたけれども、それぞれ1本ずつの動画、合計3本制作してございます。以上です。

○議長 そのほかございませんか。

8款 土木費。

9款 消防費。

10款 教育費。

7番、秦貞継君。

○秦貞継 1点だけお伺いします。10款4項3目、文化財保護費ですが、ここに、主な政策の執行調書はないんですけども、文化財展示業務委託料として85万9,000円。委託されているということで勉強会で説明があったんですけども、この事業の詳細、内容をお示しください。

○議長 生涯学習課長、長谷沼充伸君。

○生涯学習課長 それでは秦議員の御質問にお答えいたします。10款4項3目、文化財保護費のうち、文化財展示業務委託料85万9,000円、令和6年度の決算で支払いをしております。この内容につきましては、昨年度9月からオープンいたしました学びあいランド。中学校施設を活用した学びあいランド施設のうちの、ふるさと未来ランドですね。西会津中学校の正面玄関から入ったところの、展示ギャラリーのほうを活用して、町の文化や歴史を学ぶことができる環境を整備するために展示を行ったわけなんですが、昨年度は、器の変遷をテーマに土器などの展示を行いました。その展示にかかる、何ていうんでしょうね、その展示の創作ですか、パネルの製作ですか、そういったことにかかる経費で85万9,000円の経営委託料を支払ったというところでございます。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 ごめんなさい。詳細がちょっと今つかめないんですが、展示の創作というのは、我々も議会の総務常任委員会で研修行って見てきたんですけども、あのガラス、長いガラスが展示しておりましたけれども、あの設置費用なんですか。それとも、中に入れるものを何回か取り替えたのか。例えば、その辺の作業の内容を詳細にお示しください。

それとどのぐらいの活動ですか。入替えは展示が昨年の9月からということだったんですけども、どのぐらい展示の入替えをしたのか詳細をお示しください。

○議長 生涯学習課長、長谷沼充伸君。

○生涯学習課長 まず展示につきましては、町で持っている土器などの資料は町のほうで準備して運び込んだりとか、あと委託業者のほうで持ってる資料何かもありましたので、そちらのほうを活用して全体的な展示をしております。

一番大きなところは、その展示施設のところにパネルで、その器の変遷のパネルによってその時代、縄文時代からその後、現代までの、器の使用とか、どういったものを使ってたとか。そういうものの移り変わりを示したパネルを展示してるんですけども、そちらのほうの準備だったり設置だったり、そういうところが一番主なものでございます。

これにつきましては、昨年度は9月にオープンしたんですけども、そのオープンに向けて準備をして、展示をするまでのところの作業としての委託料になります。昨年度につきましては、それを継続してそのままずっと展示しております。ちなみに今年度8月、夏休み中に、今年度の事業として新たなものに入れ替えをしたというような内容でございます。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 パネルの準備ということだったんですけど、パネルの作成も含めた準備ですか。

それともパネルだけなんでしょうか。

先ほど質問でお伺いしましたけれども、何回ぐらい展示を入替え、展示物の入替え作業を行ったのかというのを私は質問したつもりなんですが。その辺の作業内容、活動内容も詳細をお示しください。

○議長 生涯学習課長、長谷沼充伸君。

○生涯学習課長 まず展示につき、展示の入替えということなんですが、先ほども申しましたが、展示したもの自体はそのまま今年の夏休み前まで、そのまま継続しているので、何ていうんでしょうね。最初にでき上がったものはそれ以降入替えはしてはいないということです。この展示に係る部分では、その全体的な準備、パネルの設置ですとか、ものの運び込みですとか、そういったもので、何ていうんですかね、それが展示の入替えというかとはちょっと違うと思いますが、それでおおむね2週間程度、その作業がかかっているということで。そういったところの作業だったり設置にかかる経費というような内容でございます。パネル自体も委託業者が作成して展示してもらっているというようなところでございます。

○議長 そのほかございませんか。

11款 災害復旧費。

12款 公債費。

13款 予備費。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第5号令和6年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号令和6年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

日程第2、議案第6号令和6年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第6号令和6年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号令和6年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

日程第3、議案第7号令和6年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第7号令和6年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号令和6年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定については認定することに決定しました。

日程第4、議案第8号令和6年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第8号令和6年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号令和6年度、西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

日程第5、議案第9号令和6年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第9号令和6年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号令和6年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については認定することに決定しました。

日程第6、議案第10号令和6年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 では、歳出の2款1項3目、施設介護サービス給付金ですけれども、1,261万4,000円の減額になったのは、施設の利用者数の減少が主な要因であって、町内の方で町外の施設に入所されている方が死亡されたことがこの数字に反映されるということで説明いただきましたけれども、そこで町内の方で町外の施設に入所されている方の人数と、町内の入所施設の稼働状況をお聞きします。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 上野議員の御質問にお答えいたします。まず1点目。町内の方で町外の施設に入所されている方。これ月によって変動はございますが、およそ10名程度いらっしゃるということで把握しております。町内外合わせて、およそひと月あたり120から30名程度の方が施設、特別養護老人ホーム、老人保健施設、あと介護医療院、大体この三つが主な施設でございますが、御利用をいただいているというふうに把握しております。

町内の施設の稼働状況ということですが、特別養護老人ホームにつきましては、基本的に常に満床。ただ、例えば空きが出た場合に、スムーズに入所に結びつかなくて一時期ベッドが空くというようなことはあるということで報告を受けているところです。2点ということで以上です。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 待機者が数十名、30名から40名でしたっけ、ちょっと間違って。60名くらいはいるということで、町内の施設の定員が50名では不足しているということでは。ショートステイのベッドを活用するということを検討されてるというお話は以前からお聞きしてるんですけども、この令和6年度の決算の結果を踏まえて具体的な検討はされているのかお聞きします。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 まず、この令和6年度の決算の状況でありますが、主な要因としては、

先ほど議員もおっしゃったとおり、いわゆる住所地特例という制度なんすけれども、町内の町民の方が町外の施設に入所されている場合に、その町外の施設がある住所地の自治体が保険者になってしまふと、施設がある自治体の介護保険がどんどんどんどん膨らんでいってしまう、それを防ぐための制度であります。この施設については、現在入所している方がいらっしゃったとしても、その方が亡くなつた場合に空くわけすけれども、必ずしもその施設に西会津の方が待機しているわけではないので、そういうことで1人減というような状況が生まれます。施設入所の場合、1名の方、年間介護保険の事業費としては400万円から500万円程度かかります。ということは、2人程度そういうことが起きれば今回の減というようなことになりますので、まず今回を契機に、先ほど議員おっしゃられた考え方をどうしようかというような具体的な進め方、そういうことはしていないのが状況ですが、現在60名の方が待機、特別養護老人ホームだけで。そして老人保健施設のロングの待機者も同じ程度おりますので。ただそれは、かぶっている方もいらっしゃいますので、必ずしも実人数が120ということではございませんけれども、そういう方が多くいらっしゃって、実際に入りたい、すぐに入りたいという方はまたいろいろ考え方もあるって、話をかけたとしても、今のところいいからというようなお話があるということを聞いておりますので、実質それぞれの施設で20名程度ではないかというふうにこちらのほうでは把握しているところであります。ただ、40名おりますので、そういう方に対してそれではどうするのかということは、あと一つの方策として先ほど申し上げたショートステイのベッドを入所のほうに回すというのも一つの考え方ですので。ただこれは施設とあくまでも協議をしていかなくてはいけない部分でございますので、そういう部分については、あと経営にも関わってくるところでありますので、慎重に協議を進めさせていただきたいと考えております。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 町内の施設の定員数が広がれば、町外の施設を利用する方が町内の施設に入れる可能性も出てくると思いますので、様々な課題はあるかと思いますけれども、慎重に前向きに判断して進めていただくということで理解します。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 今ほどの上野議員の御提案ありがとうございます。

1点、発言をさせていただければ、町外の施設に入所している方が、町内の施設がいっぱいだから町外の施設にお申込みをいただいて入所している、そういう方ばかりではないと。その近くにお子さんが住んでいらっしゃって、あえてその施設を入所先として選ばれる方もいらっしゃるということを御理解をいただきたいと思います。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第10号令和6年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 10 号令和 6 年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については認定することに決定いたしました。

日程第 7、議案第 11 号令和 6 年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての質疑を行います。

ありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 11 号令和 6 年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決及び認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号令和 6 年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については原案のとおり可決及び認定することに決定しました。

日程第 8、議案第 12 号令和 6 年度西会津町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての質疑を行います。

ありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 12 号令和 6 年度西会津町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決及び認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 12 号令和 6 年度西会津町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については原案のとおり可決及び認定することに決定しました。

暫時休議にいたします。

再開は午後 1 時といたします。(11 時 44 分)

○議長 再開します。(13 時 00 分)

日程第 9、議案第 13 号令和 7 年度西会津町一般会計補正予算第 3 次を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 それでは議案第 13 号、令和 7 年度西会津町一般会計補正予算第 3 次の調整について、御説明を申し上げます。

今次補正の主な内容でありますと、歳入においては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の新規計上のほか、普通交付税や前年度繰越金の確定に伴い増額計上したものであります。

歳出では、物価高騰対応重点支援給付金事業、低所得世帯等支援枠の新規計上のほか、今次補正において生じた剰余金を財政調整基金へ積み立てるなどの予算を計上したところであります。

それでは予算書を御覧ください。

令和 7 年度西会津町の一般会計補正予算第 3 次は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 8,100 万 5,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、70 億 2,670 万円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費の補正、第 2 条、繰越明許費の補正は、第 2 表繰越明許費補正による。

地方債の補正、第 3 条、地方債の補正は、第 3 表地方債補正による。

補正の主な内容でありますと、事項別明細書で御説明いたします。10 ページを御覧ください。

まず歳入でありますと、10 款地方交付税、1 項 1 目地方交付税、6,970 万 9,000 円の増は、普通交付税の確定によるものであります。

14 款国庫支出金、2 項 1 目総務費国庫補助金 3,844 万 3,000 円の増は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の新規計上であります。

11 ページを御覧ください。

4 目土木費国庫補助金 910 万 5,000 円の減は、社会資本整備総合交付金道路事業の調整によるものであります。

15 款県支出金、1 項 1 目民生費県負担金 357 万 5,000 円の減は、国保税の本算定に伴う国民健康保険保険基盤安定負担金の減であります。

2 項 4 目農林水産業費県補助金 5,022 万 8,000 円の減は、大雪農業災害特別対策事業補助金 5,112 万 8,000 円の減などであります。

12 ページを御覧ください。

16 款財産収入、1 項 2 目利子及び配当金 411 万 7,000 円の増は、財政調整基金利子 278 万 1,000 円などの追加計上であります。

13 ページを御覧ください。

18 款繰入金、2 項 1 目財政調整基金繰入金 4,891 万円の減は、大雪農業災害特別対策事業分の減額であります。

5 目森林環境譲与税基金繰入金 442 万 8,000 円の減は、森林資源地域循環利用促進業務委託の中止に伴う減額であります。

10 目公共施設整備等基金繰入金 1,000 万円の増は、今次補正における温泉施設修繕や道路修繕等の財源とするため繰り入れるものであります。

19 款繰越金、1 項 1 目繰越金 2 億 1,869 万 4,000 円の増は、令和 6 年度決算の確定による追加計上であります。

14 ページを御覧ください。

21 款町債につきましては、それぞれ事業費の決定等に伴い額の調整を行うものであります、1 項 1 目辺地対策事業債 270 万円の減、2 目過疎対策事業債 1,530 万円の減、4 目、緊急防災減災事業債 2,030 万円の増は、財源の振替などであります。

6 目緊急自然災害防止対策事業債 5,200 万円の増は、町道松尾萱本停車場線の歩道修繕の新規計上ほか、財源の調整をするものであります。

15 ページを御覧ください。

歳出であります。

1 款議会費、1 項 1 目議会費 495 万 8,000 円の増は、議会車購入費 486 万 7,000 円の新規計上などであります。

2 款総務費、1 項 5 目財産管理費 2 億 2,819 万 6,000 円の増は、芝草倉庫屋根修繕料など 463 万 4,000 円の追加、自動車購入費 471 万 9,000 円の新規計上のほか、今次補正の剰余金として財政調整基金積立金 2 億 1,766 万円などを計上したものであります。なお、今次補正後の財政調整基金の残高見込額は、6 億 3,428 万 6,000 円であります。

16 ページを御覧ください。

10 目ふるさと振興費 1,029 万 3,000 円の増は、温泉施設などの修繕料の追加のほか、定住住宅整備費補助金 321 万 7,000 円の追加計上などであります。

17 ページを御覧ください。

2 項 1 目税務総務費 140 万円の増は、町税過誤納還付金の計上などであります。

18 ページを御覧ください。

3 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費 624 万 3,000 円の減は、国民健康保険特別会計事業勘定繰出金のうち、保険基盤安定負担金 628 万 5,000 円の減額などであります。

3 目老人福祉費 243 万 3,000 円の増は、介護サービス事業所等物価高騰対策事業支援交付金 241 万 2,000 円の計上などであります。

4 目障がい者福祉費、239 万 1,000 円の増は、前年度の額が確定したことによる国・県負担金の返還金の計上などであります。

5 目物価高騰対応重点支援給付金事業費 3,267 万円の増は、19 ページに移りまして、定額減税に係る物価高騰対応重点支援給付金、不足額給付 3,173 万円の新規計上などであります。

4 款衛生費、1 項 1 目保健衛生総務費、368 万 1,000 円の増は、水道未普及地域水源調査委託料 200 万円、簡易水道施設整備事業補助金 168 万 1,000 円の計上であります。

20 ページを御覧ください。

2 項 2 目塵芥処理費、121 万 4,000 円の増は、被災建物公費解体委託料の追加計上であります。

6 款農林水産業費、1 項 3 目農業振興費 9,787 万 8,000 円の減は、農業水利施設電気料

高騰支援事業補助金 239 万 3,000 円の新規計上のほか、大雪農業災害特別対策事業補助金 1 億 59 万 1,000 円の確定見込みによる減額などあります。

21 ページを御覧ください。

2 項 1 目林業総務費、487,000 円の増は、森林資源地域循環利用促進業務委託料 442 万 8,000 円の減、ジビエ利活用推進アドバイス業務委託料 227 万 4,000 円の新規計上などあります。

22 ページを御覧ください。

2 目林業振興費、240 万円の増は、林道の修繕料の追加計上であります。

7 款商工費、1 項 2 目商工振興費 1,006 万 1,000 円の増は、物価高騰対策事業者支援補助金 1,000 万円の新規計上などあります。

23 ページを御覧ください。

8 款土木費、1 項 2 目道路維持費 2,636 万 2,000 円の増は、町道の修繕料 680 万円、除雪車両の修繕料 1,300 万円、機械器具借上料 410 万円の追加計上であります。

3 目道路新設改良費、2,000 万円の増は、町道の舗装修繕工事費の追加計上のほか、測量設計委託料を土地購入費に組替えするものであります。

4 目橋りょう維持費 1,000 万円の増でありますが、野沢中央線新町橋の修繕工事費の追加計上であります。

2 項 1 目河川総務費、200 万 2,000 円の増は、論田沢の修繕費の追加計上などであります。

24 ページを御覧ください。

9 款消防費、1 項 4 目防災費 117 万 7,000 円の増は、防災無線の修繕料であります。

25 ページを御覧ください。

10 款教育費、2 項 1 目学校管理費 143 万 4,000 円の増は、小学校・温水ボイラーなどの修繕料 103 万 6,000 円の追加などであります。

26 ページを御覧ください。

5 項 1 目保健体育総務費 109 万 7,000 円の増は、野沢体育館空調設備室外機・雪囲いなどの修繕料であります。

11 款災害復旧費、2 項 1 目道路橋りょう河川災害復旧費 1,548 万 1,000 円の増は、長桜地内・走沢川の現年災害復旧工事費の追加計上であります。

6 ページにお戻りください。

第 2 表、繰越明許費補正であります。

1 款議会費、1 項議会費、議会車更新事業 486 万 7,000 円、2 款総務費、1 項総務管理費、公用車更新事業 471 万 9,000 円は、乗用車それぞれ 1 台購入するものでありますが、メーカーの生産体制が不透明で、納車の予定が年度を超えることが予想されるため、繰越明許費を設定するものであります。

第 3 表、地方債補正であります。

変更でありますが、公営住宅事業費は県との起債協議において西原住宅の電源設備・開閉基盤改修の財源として充てるため、350 万円増額し 1,320 万円とするものであります。

緊急防災減災事業費は、消防小型動力ポンプの購入、防火水槽整備の財源として充てる

もので、限度額を 2,030 万円増額し、1 億 2,390 万円とするものであります。

緊急自然災害防止対策事業費は、町道の舗装修繕工事、及び長桜地内・走沢川の改修工事の財源として充てるもので、限度額を 6,100 万円増額し、8,300 万円とするものであります。

起債の方法・利率・償還の方法については、変更ありません。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議いただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

2 番、仲川久人君。

○仲川久人 何点か質問をさせていただきます。まず歳出のほうの、16 ページのふるさと振興の部分ですね。これの修繕費と、温泉施設の修繕費という説明ですが、具体的にどういった修繕を行うのでしょうか。

2 点目は、21 ページ農林水産費の中の 1 目、ジビエの利活用推進アドバイス業務委託料ということですが、これは具体的にどういった内容になってるのか。

それと、25 ページの中学校の教育費の学校管理費の中の P C B の検査手数料ということで載ってますが、P C B が検査の結果あるということが分かれば、再度処理費のほうを計上してくるようになるのかどうか、この 3 点をお願いいたします。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。2-1-10 の、10 節の修繕料でございます。その内訳といふことでございますけれども、まず議員も申されましたとおり、こちらについては温泉健康保養センター関係の修繕料といふことでございます。その大きなものにつきましては、温泉健康保養センター敷地内のコンクリート舗装の部分が最も多く、350 万ほどのお見積りでございます。

そのほかにつきましてはそれほど多くはございませんが、重油タンクの表示計の修繕であったり、温泉健康保養センター内のシャワー水栓の交換であったり、それから散水栓の交換というのが主なものでございます。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 2 番、仲川議員のジビエの利活用推進アドバイス業務委託料の内容についての御質問にお答えをいたします。御承知のとおり福島県におきましては、野生鳥獣肉の出荷制限が現在課せられております。ここについて、今後町ではこの出荷制限を解除するための検討を具体的に進めて、あわせて解除後のジビエの利活用の方法を、官民のメンバーによりまして広く検討をしていきたいということで現在考えております。

このジビエ活用の推進業務の委託料につきましては、その検討会におきまして、専門的な知見を有する事業者の方から、今後、西会津町でどのような方法でジビエの利活用を進めていったらよいか、そういうアドバイスをいただきたいということで考えておりまして、具体的には現地調査等、あるいはオンラインミーティングにかかる経費。あと今年度は 3 回ほど検討会を開催する予定ですので、その検討会 3 回開催する際の旅費、あるいは資料代、あるいはそういう経費。それらについて今回 227 万 4,000 円ということで計上をさせていただいたという内容でございます。

○議長 学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長 御質問のうち、P C B 検査手数料を 6 万 6,000 円ということで 25 ページに掲載しておりますが、こちら電気保安業者の助言によりまして、キュービクル内の不使用のコンデンサーを検査する必要があるということで、低濃度の P C B 廃棄物と。可能性があるのは低濃度の P C B 廃棄物ということで、処分期間は令和 9 年の 3 月 31 日までとなってございます。仮にこの P C B が存在するということになりますと、処分費については補正で計上させていただきますが、この検査期間が、結構期間を要するということで、時期についてはこれから検査の結果を待って計上させていただきたいと思います。

○議長 5 番、小林雅弘君。

○小林雅弘 2 点質問をいたします。最初は 17 ページ、総務費の税務総務費ですね。町税過誤納還付金というんですか。これについて内容を教えてください。

それからもう一つは、22 ページ、観光費。企画運営等委託料 50 万って載っているんですが、これは何の企画かどうか内容をお示しください。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 5 番小林議員の御質問にお答えいたします。税務総務費の町税過誤納還付金でございますが、こちらにつきましては、当初 100 万円の予算を計上いたしまして、町税について今年度に還付が発生するような事例に対応するために、100 万円の予算を計上しておりました。しかしながら、本年度、法人町民税の前年度予定申告された納税によりまして、事業者の事業年度が確定して、申告によって金額が確定した際に還付が生じる事業所が、本年度につきましては多くございまして、それについての還付金。さらに町民税の修正申告などが今年度に行われた場合に、還付金を支払うということがございまして、そういう対応のために今回 140 万円の増額となったところでございます。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。7-1-3 の観光費の委託料、企画運営等委託料、何の振興かというようなことでございますが、出ヶ原和紙関係の振興を図るための委託料でございます。

○議長 5 番、小林雅弘君。

○小林雅弘 出ヶ原和紙の振興を図るためというんですが、もう少し詳しく教えていただければ。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。具体的な内容でございますけれども、出ヶ原和紙の振興にあたっては、出ヶ原和紙工房さんというところに振興の委託をしているところでございます。その施設に不具合が生じていることから、その不具合を直すところが主なものでございます。

○議長 7 番、秦貞継君。

○秦貞継 3 点お伺いいたします。まず、11 ページの歳入で農林水産業費県補助金がございますが、これマイナス 5,112 万 8,000 円ということですが、この要因についてお示しください。

続きまして、14 ページの道路防災事業、緊急自然災害防止対策事業債で、道路工事だと

思うんですけども、防災事業の詳細をお示しください。

これ、先ほどの1番目の質問にかぶるかもしれません、20ページ、大雪農業災害特別対策事業補助金も1億円のマイナスとなっておりますが、この要因を。先ほどは確定によるということでしたが、金額が大きいものですから、もう少し詳細をお示しください。以上3点です。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それでは、7番秦議員の御質問にお答えいたします。まず歳入歳出とも関係するわけなんですが、今回の大雪農業災害特別対策事業補助金であります、7年度の当初予算、3月に御議決いただいた際の積算としましては、その当時で60棟ほどの被害が確認されておりました。予算としましては、その時点でさらに被害が増えるだろうという見込みを立てまして、予算上は100棟分予算を計上させていただいておりました。

実際に被害の棟数ですが、96棟被害があつて、ほぼ予算の積算と同じぐらいの棟数の被害があつたわけなんですが、実際に県と町の補助を使うという棟数が非常に少なくて、施設の撤去で申し上げますと、100棟予算取っておりましたが30棟しか補助の申請がなかつたと。ハウスの復旧、立て直しですが、これについては、100棟の予算に対して24棟しか申請がなかつたということでございます。これについて、町の方でもその被害に遭われた方に補助のお知らせをさせていただいたわけなんですが、撤去の補助を活用しない理由としては、やはり申請書を作ったりする手間がなかなかちょっと煩わしいということであつたり、あと倒壊したハウスを再建しない部分では、被害が軽微であつて自分で直したと。補助を使うまでもなかつた。あるいは中古の部材を使った。あるいは他の人から資材を譲り受けて使つたなどということで、当初想定していた被害の棟数はほぼ同じ程度あつたんですが、実際に補助を使われる方が少なかつたということで、歳入歳出ともに大きな減額となつたところでございます。以上です。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 お答えいたします。7番議員の緊急自然災害防止対策事業債のうちの、道路防災事業、どういう内容かというものでございますが、一応こちらの方につきましては、町道新町出戸線ほかということで、緊急自然災害防止対策事業債の要件に該当する路線を複数挙げております、それでおおむね2,000万円。あと説明といたしましては、町道の松尾萱本停車場線で約1,700万円の修繕財源として充てるため町債を充当するということでございます。以上でございます。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 順次再質問いたしますが、先ほど課長の説明の中で、私ちょっとこれ、金額のマイナスが大きいなというのが正直な感想だったんです。1億円のマイナスということですが、本来であれば予算も多く取っていたということですけども。これあれですか。その被害に遭われた方への説明とか申請。多分、年配の方何かは自分たちで作ろうと思ってもなかなか申請書がうまくいかないとか、そういう生産者の方への寄り添いというか伴走というのが、そういうものはどのような体制で行われていたのかお伺いいたします。

もう1点ですね。ちょっと戻りますが、14ページの道路防災事業の件なんですけども。自分の地元のこと聞いてあれですけれども、松尾萱本停車場線って、場所はどの辺かなと。

路線ってどの辺かというのがちょっと分かんなかつたので、その辺をもう少し。あと工事内容に関しても。どのような工事になるのかもお示しいただければと思います。2点お願いします。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 申請の際の農業者への支援という御質問でございますが、今回被害に遭われた方に対しまして、個別に通知を出したり、そのほかにも広く周知はさせていただきましたが、申請の受付を各地区で行いました。その際に来ていただいて、申請の、何ていうか支援だったり、申請書の書き方だったり、そういうところはサポートをさせていただきました。ただ先ほど申し上げましたように、申請そのものをもうやらないという方については、そこで終わらざるを得ないということで、今回このような大きな減額になったということでございまして。できる限り町のほうでも、申請していただけるように支援しましたが、やはり最終的には3分の1が農業者の負担が出るというところも、やはりその負担の大きさでは、なかなかその再建、あるいは、その補助の活用につながらなかつた一つの要因なのかなというふうには分析をしております。

○議長 建設水道課長、石川和典君。

○建設水道課長 7番秦議員の御質問にお答えいたします。まず松尾萱本停車場線の位置でございますが、野沢駅から萱本地区に至るまでの路線になります。ここに関しての工事の内容でございますが、歩道が今までの経年劣化ということでかなり傷んでおりますので、歩道についてひどいところを補修するということになります。

あと、そのほかなんですが、工事の内容でございますが、そのほかについては、道路の補修ということで、車道もかなり今冬の雪で傷んでおりますので、この補修を行うということでお考えおりで御理解いただきたいと思います。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 そうすると今の質問に再々質問しますが、野沢駅から萱本って、中学校の前を通って樋ノ口を通っていくほうなんでしょうか。それとも、ちょっとその辺の位置が、野沢と萱本って言われるとあちこちに道路があつて。どの辺なのかなというのと、今歩道も含めてということだったんですけど、先ほどの新町のほうでしたっけ。道路の補修と性質は違うんですかね、そちらのほうは。それをお伺いしたいと思います。

あと、今後の工事の日程等どうなるのか。それと交通への影響等はあるのかどうか最後にお示しください。

先ほどの大雪の農業被害に関してなんですけども、最終的には生産者さんの判断になるとは思うんですけども、見積りが100棟に対して96棟の被害が、申請があったということだったんですけども、そのうち30棟と24棟のみの申請だったということだったんですけども、逆に言うと、先ほど言った申請を辞退された方の理由に関してなんてのは調査されたんでしょうか。

繰り返しになりますけども、かなりの大きな予算が減額になっておりますし、確かに本人負担3分の1というのは分かるんですけども。その辺の生産者さんの何ていうんですかね。考え方とか町側で捉えてるのかどうか最後にお聞きしたいと思います。

○議長 建設水道課長、石川和典君。

○建設水道課長 7番秦議員の再々質問にお答えいたします。まず松尾萱本停車場線ですが、先ほども申しましたように、野沢駅からずっと樋ノ口を通って萱本にいく路線でございます。ただ、今回舗装の修繕を考えておりますところは、この路線につきましては歩道のみでございます。歩道が駅前を中心にかなり経年劣化が著しいということで、歩道を中心修繕を考えております。

あともう一つですが、新町出戸線ほかにつきましては、これらにつきましては、車道のほうの補修となります。この路線も新町出戸線だけでなく、傷んでいる路線をある程度ピックアップしながら舗装の補修をやっていきたいということで考えております。

次、日程のほうですが、御議決いただきましたら、なるべく早い段階で発注のほうはしていきたいなということで考えております。

交通の影響ということですが、当然、車道をやることになれば片側交互通行とか、そういったことで、なるべく一般車両の通行に影響のないような形での施工を心がけていきたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 再々質問にお答えいたします。今回の見積り 100 棟ということで当初予算計上させていただきましたが、まず当初予算計上の際に、100 棟についてはその所有者に全て再建の意向があるか確認して計上したということではなくて、あくまでも被害の棟数として計上をさせていただいたということです。

さらに、今回被害に遭われた方で申請をされていない方につきましては、電話によって確認をさせていただきました。その際に、先ほど申し上げましたように、なかなかその申請書を書くのが大変だということで、この辺については町の方でも支援しますということで御助言をさせていただきましたが、その理由で申請されない方。あるいは被害が少しだったんで自分で直すからいいよと。あるいは中古のパイプを買って直したと。今回、中古のパイプ資材は対象外になるということで補助が使えない。あるいは他の人から譲り受けたと。これも対象外になるということで、そういう申請されなかつた方につきましても、電話にてその理由については確認して、皆さん申請は今回はしないという方が非常に多かったということで理解をしております。

○議長 そのほかございますか。

12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 私も言ってるんだけど、先ほど同僚のほうからもありましたけども、21 ページの 6 款の 2 の 1、ジビエに関してなんですが、もう少し詳しく説明していただきたいなと。

ジビエに関しては震災以降、県のほうからもいろんな制約があることは理解しておりますけども、7 節ですか、報償金。このメンバーとかは何人くらいで、先ほど 3 回くらいとか言っていた。期間はいつ頃までに結果を出すのかということと、その後、目的も関係して、そういう制約がある中で、何のためのこういった委員なのかということと、あとはジビエ活用の推進アドバイス、先ほど説明ありましたけれども、この詳しい内容。そして、その後のジビエ肉利活用調査業務委託料もありますけれども、全体的にどういった計画で、どんな内容で結果的にはどんなものを目指しているのか、ちょっとお知らせください

い。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それではジビエの関係の御質問にお答えをいたします。まず現在、御承知のとおり、ジビエの利活用については、国の原子力事故によりまして福島県内のジビエ肉については出荷制限がかかっております。これをできれば町として出荷制限解除に向けた取組をしたいと。あわせて、出荷制限解除後のジビエの利活用について検討したいというところで、今回予算のほうを計上させていただきました。

現在、熊、猪、ニホンジカもそうですが、捕獲した鳥獣、大型獣につきましては、基本的に埋設、あるいは細かく切断して焼却処分、いずれかなんですが、これを地域資源として有効に活用していけないかというところが一番の目的でございます。

具体的にどういった形で進めていくかという部分でございますが、まず今回、ジビエ利活用推進検討会という組織を、予算御議決いただきましたら設置をしたいと考えております。この構成メンバーですが、まずアドバイザーとしまして、ここにありますジビエ利活用推進アドバイス業務委託料の委託先に予定しております、一般社団法人日本ジビエ振興協会というところにアドバイス業務をお願いしたいということで現在考えております。

また、オブザーバーとしまして、今回の出荷制限解除も見据えた検討ということになることから、県と国の機関にも参画をしていただきたいということで考えておりまして、まず国のはうでは、農水省の東北農政局。これはジビエの関係、ジビエの利活用の関係をしている部署でございます。福島県については、大きく出荷制限解除を担当してます、会津地方振興局。有害鳥獣を担当しております、会津農林事務所。あと、食肉食品衛生の部署を担当します、会津保健福祉事務所。このほか、町の最高デジタル責任者、藤井先生ですが含めましてオブザーバー5名を予定しております。

また、町内の関係団体ということで町の獵友会。あと、町内の飲食店。あと、町振興公社、町商工会。あと、観光交流協会。あと、町内で加工に取り組んでいる事業者。あと今回、公募委員も2名ほどを予定しております。ここまでで、大体22名、アドバイザー入れて23名。そこに加えて町としまして、関係課として食育の分で健康増進課。ツーリズムの分野で商工観光課。あと、学校給食の活用も見据えまして学校教育課。あと、有害鳥獣担当ということで農林振興課が入って、この検討会の座長には副町長についていただくということで予定をしております。

あと詳しい委託料でございますが、委託料、先ほど2番議員に御答弁申し上げましたとおり、まず227万4,000円につきましては、この検討会を進めるにあたりまして専門的な知見からアドバイスをいただきたいということで、先ほど申し上げました日本ジビエ振興協会のほうに委託をしたいということで計上させていただいております。

また、ジビエ肉利活用調査業務委託料30万円ですが、これは今後その検討会の中で協議は進めていく予定ですが、町内の飲食店に御協力をいただきまして、例えばですが、町内産の農林産物を使ったジビエ料理のメニューの開発、提供。こういうことを町内飲食店の皆様の御協力をいただきながら取り組み、また消費者の方の声などもお聞きしていただいて、今後のジビエ利活用の可能性について、この部分は町内飲食店のほうに委託をさせていただきたいということで、30万円の計上をさせていただいたということでございます。

今年度につきましては、この検討会3回ほど行う予定です。まず今年度につきましては、様々な関係団体、参加者の皆様から御意見をいただきまして、西会津ではどういった利活用方法ができるのか。その具体的な提案といいますか、案を出せばなというところが一つの目標に置いているところでございます。以上です。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 大体分かりました。金額としては。ジビエが解除になった場合に備えて事前にそれだけの対応をしておくということと、その解除のための活動をするということなんですが、今現在の制約の解除に関して、町単独でやるのか、それとも広域的とか県全体を、何というのかな、組んだような動きで、解除の報告を今実際やっておりますけれども。より早く進めるにはどのような形で運動するのかということがまず1点と、あとは、実質的にこれ1年間でやって、その次の年とかって、解除になるまでいろんなことを続けるのか、解除の見通しがなければできないと思うんですが、その辺の可能性というのはどのくらい、どういうふうに考えておりますか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 まずは制約の解除、町単独でやるのかという部分でございますが、やり方としては、広域的な取組もあるかと思いますが、現在、町で考えておりますのは、町単独で解除を目指していきたいということで考えております。

出荷制限の一部解除につきましては、福島県がその出荷制限解除の方針を定めることになっておりますので、ここは県と連携しながら、その方針作りは一緒に作っていくことになるのかなと思います。その方針ができましたら、国の原子力対策本部長であります内閣総理大臣のほうに方針を提出しまして、そこで許可が下りるという流れになっておりまして、具体的にほかの都道府県では既にそういった解除の取組をしているところの事例もありますので、そこは大丈夫なのかなというふうに考えております。また市町村単位で解除するのか、あるいは施設単位で解除するのか、そういういろいろな方法がありますので、それは今後、県のほうとどういったやり方が一番早く解除に結びつくのかというところは、県と協議しながら進めていきたいということで考えております。

時期的な見通しということでございますが、当然、出荷制限解除に向けた検討会を設置しますので、そう遠くない時期には、そういった取組の方向性を出したいということでございますが、今現在いつ頃までというところまでの検討は、まだ今後行っていきたいということで考えております。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 今、解除に関してなんですが、以前やったキノコの解除で会津地方だけとかね。その部分的な解除、あるいは種類の解除。何ていいますか、春の山菜何かもそうなんですが、種類によって解除というような形を取った経験がありますけれども、そういうふうに西会津町として、西会津町のジビエといいますか、猪とか鹿とか熊もそうかな。そういう形での解除と理解していいのか、それとも、もっと大きく会津全体の解除という形で理解していいのか、それをもう1回、もうちょっとその辺をよろしく。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ジビエの制限解除についてでありますけれども、現在の状況を申し上げますと、

会津総合開発町協議会の 17 町村、それから県の町村会でもこのジビエの解除の陳情はずっとしているわけですけど、私の感触としては、広域での解除は、ちょっとやっぱり町村ごとに温度差があるって、非常に私はちょっと厳しいか難しい。難しいといいますか、時間がかかるなど。それだったらば、西会津町が先行してね。そのために、いわゆる解体処理場を作りました。今、これから実際に解除になる、なったときに、それをどういうふうな形で利用するのかという、西会津町が先行しているわけですよね。これをやることによって、西会津町がそこまで環境整備をしているというその実態を、やっぱり県のほうに評価してもらうといいますか。そのことによって、県も今、会津振興局のほうでも、この 8 月に私が振興局長にお会いしたときにお話ししたときには、これは振興局挙げてやりますからという、そういう言葉をいただいている。そういう意味でやっぱり今、西会津町が環境づくりをしていると。それを先行させることによって、西会津町をモデルとして制限解除をしてもらいたいと、そんな方向で今進めているわけであります。

知事もそういう方針で、その事務的な作業を県も本気になってやっていたいというような状況にはありますので、それは広域で、会津全域あるいは福島県全域でということになるとなかなかちょっと難しいので、私としては、今こういう先行しながら解除に向けて県も国も動いていただけるよう、そういう環境をつくりたいと。そのための今回の予算計上でありますので、できるだけ早く制限解除できるように、これからもしっかり県あるいは国のほうにも要望活動をしてまいりたいとそんなふうに思っています。

○議長 そのほかございませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 13 号令和 7 年度西会津町一般会計補正予算第 3 次を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 13 号令和 7 年度西会津町一般会計補正予算第 3 次は原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 14 号令和 7 年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 次を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康増進課長、岩渕東吾君。

○健康増進課長 議案第 14 号、令和 7 年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 次の調製について、御説明します。

今次の補正は、令和 8 年度から創設される「子供・子育て支援金制度」に係る、後期高齢者医療保険料の改正に向けたシステム改修委託料の計上などであります。

それでは、予算書を御覧ください。

令和 7 年度、西会津町の後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 次は、次に定めるところ

による。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ162万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億1,641万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

主な補正の内容につきましては、事項別明細書により御説明します。

6ページを御覧ください。歳入です。

3款、繰越金の増は、前年度繰越金の確定によるものです。

5款、国庫支出金、161万2,000円の増は、子供・子育て支援金制度に係る、システム改修への国庫補助金の新規計上です。

7ページを御覧ください。歳出です。

1款、総務費、161万2,000円の増は、令和8年度から、後期高齢者医療保険料に子供・子育て支援金分を追加するためのシステム改修委託料の新規計上です。

4款、諸支出金は、繰越金の確定による、一般会計への繰出金の増額計上です。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決いただきますよう、お願ひいたします。

○議長 これから質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第14号令和7年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算第1次を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号令和7年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算第1次は原案のとおり可決されました。

日程第11議案第15号令和7年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算第1次を議題といたします。

本案についての説明を求めます。

健康増進課長、岩渕東吾君。

○健康増進課長 議案第15号、令和7年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算第1次の調製について、御説明します。

今次の補正は、まず事業勘定については、6月議会定例会で御議決いただいた、本年度の国保税率改正に基づいて本算定を行い、その所要額を計上し収支を調整したところです。

診療施設勘定については、西会津診療所の施設設備や医療機器の修繕料を追加計上したほか、前年度繰越金の確定により収支を調整したところです。

それでは予算書を御覧ください。

令和7年度西会津町の国民健康保険特別会計補正予算第1次は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ589万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ7億482万5,000円とする。

診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ431万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億7,331万5,000円とする。

第2項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

主な補正の内容につきましては、事項別明細書により御説明します。

8ページを御覧ください。事業勘定の歳入です。

1款、国民健康保険税は、本年度の国保税率の改正により本算定を行い、所要額をそれぞれ調整したものです。

なお、収納率は、医療分と後期高齢者支援分を96%、介護分を95%で見込みました。

4款、県支出金、2,251万7,000円の減は、県から示された普通交付金の減額などです。

9ページを御覧ください。

6款、繰入金、1項1目、一般会計繰入金628万5,000円の減は、本算定で国保税の軽減額が確定したことから、保険基盤安定繰入金を調整したものです。

2項1目、国民健康保険運営基金繰入金1,000万円の増は、本算定でお示しした減税財源分を基金から繰り入れするものです。

7款、繰越金、1,228万2,000円の増は、前年度繰越金の確定によるものです。

10ページを御覧ください。歳出です。

1款、総務費は、事業費の調整です。

2款、保険給付費、2,260万5,000円の減は、県から示された保険給付費の額を調整したものです。

3款、国民健康保険事業費納付金は、それぞれ県から示された納付金の額を調整したものです。

12ページを御覧ください。

4款、保健事業費は、事業費の調整です。

5款、基金積立金、1,245万3,000円の増は、前年度の決算剰余金を全額基金に積み立てるものです。

なお、令和7年度末の基金残高見込みは、3,701万3,000円です。

6款、諸支出金、94万円の増は、前年度の国県支出金の精算による返還金です。

15ページを御覧ください。診療施設勘定の歳入です。

6款、繰越金、431万3,000円の増は、前年度繰越金の確定によるものです。

16ページを御覧ください。歳出です。

1款、総務費、110万9,000円の増は、西会津診療所の浄化槽、並びに非常用発電設備の修繕料の追加計上です。

2款、医業費、297万5,000円の増は、西会津診療所の臨床検査純水製造装置、並びにX線CT装置などの修繕料の追加計上です。

4款、予備費は、前年度決算額の確定による調整です。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決いただきますよう、お願ひいたします。

○議長 これから質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第15号令和7年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算第1次を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号令和7年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算第1次は原案のとおり可決されました。

日程第12議案第16号令和7年度西会津町介護保険特別会計補正予算第1次を議題とします。

本案についての説明を求めます。

福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 議案第16号、令和7年度西会津町介護保険特別会計補正予算第1次について御説明いたします。

今次の補正は、令和6年度決算により、繰越金が確定したことや、前年度の介護給付費等の確定による国、県などへの償還金を計上し、補正予算として調製したものであります。

それでは予算書を御覧ください。

令和7年度西会津町の介護保険特別会計補正予算第1次は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、5,787万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ12億8,553万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

主な補正内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

6ページを御覧ください。歳入です。

6款財産収入、1項1目利子及び配当金29万3,000円の増額は、介護給付費準備基金の預金利率改定によるものであります。

8款繰越金、1項1目繰越金5,753万9,000円の増額は、令和6年度からの繰越金の確定によるものであります。

次に、7ページを御覧ください。歳出です。

3款基金積立金、1項1目介護給付費準備基金積立金2,049万9,000円の増額は、令和6年度繰越金から、今次補正で必要となる額を差し引き、その残額を積み立てるものであります。

これにより、介護給付費準備基金の令和7年度末の残高は、6,483万円となる見込みであります。

4款地域支援事業費、1項1目、介護予防生活支援サービス事業費、第1号訪問・通所・生活支援、61万円の増額は、ミニデイサービスの送迎車両1台の不具合による対応に必要な経費であります。

次に、8ページを御覧ください。

6款諸支出金、1項2目償還金3,662万7,000円の追加は、令和6年度介護給付費等の確定に伴う国・県などへの返還金であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただき、原案のとおり御議決賜りますようお願いいたします。

○議長 これから質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第16号令和7年度西会津町介護保険特別会計補正予算第1次を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号令和7年度西会津町介護保険特別会計補正予算第1次は原案のとおり可決されました。

日程第13議案第17号西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることがあります。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 議案第17号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めるについて、御説明いたします。

西会津町表彰条例の規定に基づき、尾野本・萱本在住の須藤又市さんの功績について、令和7年度自治功労者表彰における特別功労表彰に該当することから、去る8月21日開催の町表彰審査委員会で審査いただいたところであります。

その結果、表彰が適当である旨の答申をいただきましたので、特別功労表彰者の決定につきまして、町表彰条例第5条の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

須藤又市の功績でありますが、町議会議員として、3期12年にわたり町政の向上発展に貢献され、また平成15年7月から平成19年6月まで、経済建設常任委員会委員長と

して、議会の円滑な運営に尽力されたところであります。

なお、須藤さんは令和7年3月の高齢者叙勲におきまして旭日単光章を受章されております。

以上で、説明を終了させていただきます。

○議長 お諮りします。

本案については質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑、討論は省略することに決しました。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めるについて同意することに決しました。

日程第14議案第18号西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めるについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 議案第18号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めるについて、御説明いたします。

西会津町表彰条例の規定に基づき、新郷・平明在住の薄祥男さんの功績について、令和7年度自治功労者表彰における特別功労表彰に該当することから、去る8月21日開催の町表彰審査委員会で審査いただいたところであります。

その結果、表彰が適当である旨の答申をいただきましたので、特別功労表彰者の決定につきまして、町表彰条例第5条の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

薄祥男さんの功績ですが、町消防団員として、38年10月の長きにわたり町民の生命・身体・財産を守るために、災害の予防、警戒、鎮圧に尽力されました。また平成26年4月からは分団長として、団員の指導と消防団組織強化に尽力するなど、町政の発展向上に貢献されたところであります。

なお、薄さんは令和7年春の叙勲におきまして、瑞宝単光章を受章されております。

以上で、説明を終了させていただきます。

○議長 お諮りします。

本案については質疑、討論は省略したいと思います。

これに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑、討論は省略することに決しました。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 18 号西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めるについて同意することに決しました。

日程第 15 議案第 19 号財産の取得について（権利保護スクランブル装置）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 議案第 19 号、財産の取得について御説明いたします。

本案につきましては、ケーブルテレビ自主放送番組の充実を図るため、著作権を伴うほかのケーブルテレビ局等が制作した番組等を放送したいことから、新たに権利保護スクランブル装置を購入するものであります。

それでは、議案書を御覧ください。

まず、1 の取得する財産及び数量であります、権利保護スクランブル装置一式であります。

2 の取得の方法は売買であります。

去る 8 月 20 日に、条件付一般競争入札による開札会を執行したところであり、応札した業者は、お手元に配付いたしました開札結果のとおり、シンクレイヤ株式会社東北営業所、マルモ通信商事株式会社の 2 社であります。

その結果、シンクレイヤ株式会社東北営業所、営業所長高野順氏が 398 万円で落札いたしましたので、これに消費税及び地方消費税を加算した額 437 万 8,000 円を取得価格として、同日、物品売買仮契約を締結いたしました。

納入期限は、令和 8 年 3 月 19 日であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 19 号財産の取得について（権利保護スクランブル装置）を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 19 号財産の取得について（権利保護スクランブル装置）は原案のとおり可決されました。

日程第 16 議案第 20 号財産の取得について（臨床検査システム）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 議案第 20 号、財産の取得について御説明いたします。

本案につきましては、国保西会津診療所及び国保群岡診療所の臨床検査システムについてであります。平成 29 年度に購入してから 8 年が経過しており、オペレーションシステムのサポート期間が迫っていることや、経年により故障した場合の部品調達が困難になっていることから、更新するものであります。

それでは、議案書を御覧ください。

まず、1 の取得する財産及び数量であります。臨床検査システム一式であります。

2 の取得の方法は売買であります。

去る 8 月 25 日に、指名競争入札による入札会を執行したところであり、入札に指名した業者は、お手元に配付いたしました入札結果のとおり、株式会社三陽、コセキ株式会社郡山営業所、福味商事株式会社会津営業所の 3 社であります。

その結果、株式会社三陽代表取締役、鈴木章友氏が 1,490 万円で落札いたしましたので、これに消費税及び地方消費税を加算した額 1,639 万円を取得価格として、同日、物品売買仮契約を締結いたしました。

納入期限は、令和 7 年 12 月 26 日であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 20 号財産の取得について（臨床検査システム）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 20 号財産の取得について（臨床検査システム）は原案のとおり可決されました。

日程第 17 議案第 21 号町道の路線変更についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、石川和典君。

○建設水道課長 議案第 21 号、町道の路線変更について御説明いたします。

本案で町道の路線変更をしようとする路線は、町道小杉山線であります。

当該路線は、起点部である国道 400 号との接続部が鋭角で見通しが悪く、危険であったことから改良工事を実施しました。その結果、起点の位置に変更が生じたため、起点の地

番を変更するものであります。

それでは、議案の内容を御説明いたします。お手元に参考として、議案第 21 号説明資料を配付しておりますので、併せて御覧ください。

議案第 21 号、町道の路線変更について。

道路法第 10 条第 3 項の規定により、町道を次のとおり変更する。

路線名は町道小杉山線で、終点の位置に変更はありませんが、起点の地番を「西会津町下谷字潜沢丙 913 番」から「西会津町下谷字出ヶ原 54 番 1」に変更するものであります。

これで説明を終了させていただきますが、よろしく御審議くださいまして、原案のとおり御議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 21 号町道の路線変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 21 号町道の路線変更については原案のとおり可決されました。

日程第 18 議員派遣についてを議題とします。

来るる 10 月 3 日金曜日に開催されます会津耶麻町村議会議長会主催の議員研修会、10 月 20 日月曜日に開催されます福島県町村議会議長会主催の議員研修会、及び 11 月 21 日金曜日に開催されます、喜多方地方広域管内 3 市町村議会議員交流会に全議員出席するため、西会津町議会会議規則第 118 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

お諮りします。

議員研修会等への議員派遣について原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議員研修会等に議員を派遣することに決定しました。

なお、お諮りいたします。

ただいま議決した議決事項について、諸般の事情により変更する場合には、議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

日程第 19 常任委員会の継続審査申出についてを議題とします。

各常任委員会よりお手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

各常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

なお、総務及び経済常任委員会については、その結果を12月議会定例会に報告をお願いします。

日程第20議会運営委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会運営委員会より、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第21議会活性化特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会活性化特別委員会より、お手元に配付しました特定事件について閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会活性化特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会活性化特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

本定例会に付議された事件は、以上をもって審議を終了しました。

町長より挨拶があります。

町長、薄友喜君。

○町長 閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、条例の一部改正、令和6年度歳入歳出決算の認定、令和7年度一般会計補正予算案など、町政が当面する重要な案件21件、報告事項1件について御審議をいただいたのでありますが、議員各位におかれましては12日間にわたり、特段の御精励を賜り、全議案について原案のとおり御承認を賜り厚く御礼を申し上げます。

今後は、一般質問及び議案審議の過程で、議員皆様よりいただいた御意見を十分に尊重し、誠意を持って町政に反映させてまいる所存であります。

また今議会は、町長3期目の就任にあたり、今後4年間の町政運営についての所信を申し上げましたが、議員各位には特段の御理解、御協力を賜りますよう衷心よりお願いを申し上げます。

朝晩涼しくなったとはいえ、まだ残暑厳しい日が続いております。議員各位には、なお一層の御自愛の上、町政進展のため、御理解、御協力を賜りますよう、心よりお願ひ申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議長　　閉会にあたり、一言挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る9月5日の開会以来、本日まで12日間にわたり、令和6年度の決算の認定をはじめ、令和7年度の補正予算など、多数の重要案件について議員各位の終始極めて真剣な御審議をいただき、議事進行に各位の御協力を得ましたことに対し厚く御礼を申し上げます。

また、町当局の皆様におかれましても、審議の間、実に真摯な態度を持って審議協力されましたことに対し深く敬意を表しますとともに、本会議において議員各位から述べられました意見及び要望事項等につきましては、特に考慮をされ、執行の上に十分反映されますよう強く望む次第であります。

結びに、これから秋も深まってまいりますが、町当局をはじめ、議員各位におかれましては、健康に留意され、この上とも御自愛くださいますよう、町政の進展、より積極的な推進に御協力を賜らんことをお願い申し上げ、閉会の言葉といたします。

これをもって、令和7年第5回西会津町議会定例会を閉会します。（14時34分）